

令和 3 年

第 4 回 定例会 会議録

奄美市議会

第4回定例会 会議録目次

議事日程・付議事件	1
第4回定例会一般質問通告	4
12月8日(水)(第1日目)	
出席議員及び欠席議員	13
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	13
職務のため出席した事務局職員	13
会議録署名議員の指名	16
議席の一部変更及び指定	16
会期の決定	16
議案第80号(1件)上程	16
議案第81号～第100号(20件)上程	21
12月9日(木)(第2日目)	
出席議員及び欠席議員	29
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	29
職務のため出席した事務局職員	30
一般質問	
正野 卓矢 君(チャレンジ奄美)	31
林山 克巳 君(輝風クラブ)	41
和田 霜析 君(自民党新政会)	50
橋口 耕太郎君(公明党)	60
幸多 拓磨 君(チャレンジ奄美)	71
12月10日(金)(第3日目)	
出席議員及び欠席議員	79
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	79
職務のため出席した事務局職員	80
一般質問	
川口 幸義 君(自民党新政会)	81
崎田 信正 君(日本共産党)	90
栄 ヤスエ 君(公明党)	100
永田 清裕 君(自民党新政会)	113

12月13日(月)(第4日目)

出席議員及び欠席議員	125
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	125
職務のため出席した事務局職員	126
一般質問	
荒田 幸司 君(日本共産党)	127
関 誠之 君(立憲民主党)	138
竹山 耕平 君(自民党新政会)	148
奥 輝人 君(無所属)	160

12月15日(水)(第5日目)

出席議員及び欠席議員	171
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	171
職務のため出席した事務局職員	172
議案第81号～第100号(20件)上程	173
議案付託	190
陳情付託	191
議案第101号(1件)上程	191

12月27日(月)(第6日目)

出席議員及び欠席議員	193
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	193
職務のため出席した事務局職員	193
議案第81号～100号(20件)上程	195
陳情第6号(1件)上程	199
陳情第8号(1件)上程	200
議案第102号(1件)上程	202
大島地区衛生組合議会議員の選挙	203
議員派遣について	203
閉会中の継続審査について	204

別紙

各常任委員会審査報告書	205
議員派遣について	208
閉会中の継続審査の申出について	209

会期・議事日程 付 議 事 件

令和3年 第4回奄美市議会定例会 議事日程

○令和3年12月1日 奄美市議会第4回定例会を招集した。

○会 期 20日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
12月8日	水	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 議席の一部変更及び指定 3 会期の決定 (20日間) 4 議案第80号(1件) 上程 説明 質疑 討論 採決 5 議案第81号～100号(20件) 上程 説明 ※ 全員協議会 (本会議終了後)
12月9日	木	本会議	1 一般質問 -正野議員, 林山議員, 和田議員, 橋口議員, 幸多議員 (質問順)
12月10日	金	本会議	1 一般質問 -川口議員, 崎田議員, 栄議員, 永田議員 (質問順)
12月11日	土	休 会	
12月12日	日	休 会	
12月13日	月	本会議	1 一般質問 -荒田議員, 関議員, 竹山議員, 奥 (輝) 議員 (質問順)
12月14日	火	休 会	
12月15日	水	本会議	1 議案第81号～100号(20件) 上程 質疑 付託 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">{</div> <div> <p>☆付託区分</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務企画－議案第88号 (1件) 文教厚生－議案第82号～84号, 86号, 89号～91号 (7件) 産業建設－議案第85号、87号, 92号～100号 (11件) 全委員会－議案第81号 令和3年度一般会計補正予算 (第6号) は, 所管する各常任委員会に付託 </div> </div> 2 議案第101号(1件) 上程 説明 質疑 討論 採決 ※ 請願・陳情付託報告 総務企画－陳情第8号 産業建設－陳情第6号, 7号 (継続分) 陳情第3号 ※ 全員協議会 (本会議終了後)
12月16日	木	休 会	※ 午前9時30分から各常任委員会審査 (文教厚生)
12月17日	金	休 会	※ 午前9時30分から各常任委員会審査 (産業建設)
12月18日	土	休 会	
12月19日	日	休 会	
12月20日	月	休 会	※ 午前9時30分から各常任委員会審査 (総務企画)
12月21日	火	休 会	報告書整理・議案等調査
12月22日	水	休 会	報告書整理・議案等調査
12月23日	木	休 会	報告書整理・議案等調査
12月24日	金	休 会	報告書整理・議案等調査
12月25日	土	休 会	復帰記念の集い
12月26日	日	休 会	
12月27日	月	本会議	1 議案第81号～100号(20件) 上程 報告 質疑 討論 採決 2 陳情第6号 (1件) 上程 報告 質疑 討論 採決 3 陳情第8号 (1件) 上程 報告 質疑 討論 採決 4 議案第102号(1件) 上程 説明 質疑 討論 採決 5 大島地区衛生組合議会議員の選挙 6 議員派遣について 7 閉会中の継続審査について ☆袖着用 ※ 全員協議会 (本会議終了後)

○ 付議事件は、次のとおりである。

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(1)	議案第80号	令和3年度奄美市一般会計補正予算(第5号)について	R3.12.8	原案可決	本会議
(2)	議案第81号	令和3年度奄美市一般会計補正予算(第6号)について	R3.12.27	原案可決	全委員会
(3)	議案第82号	令和3年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第3号)について	R3.12.27	原案可決	文教厚生
(4)	議案第83号	令和3年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	R3.12.27	原案可決	文教厚生
(5)	議案第84号	令和3年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	R3.12.27	原案可決	文教厚生
(6)	議案第85号	令和3年度奄美市水道事業会計補正予算(第2号)について	R3.12.27	原案可決	産業建設
(7)	議案第86号	奄美市国民健康保険条例一部を改正する条例の制定について	R3.12.27	原案可決	文教厚生
(8)	議案第87号	奄美市下水道事業運営調査会条例の制定について	R3.12.27	原案可決	産業建設
(9)	議案第88号	奄美市地と知の交流拠点施設の指定管理者の指定について	R3.12.27	原案可決	総務企画
(10)	議案第89号	奄美市軽費老人ホーム奄美市立たかもり寮の指定管理者の指定について	R3.12.27	原案可決	文教厚生
(11)	議案第90号	奄美市名瀬運動公園, 奄美市名瀬総合体育館及び奄美市名瀬古見方多目的広場の指定管理者の指定について	R3.12.27	原案可決	文教厚生
(12)	議案第91号	太陽が丘総合運動公園, 奄美市笠利B&G海洋センター及び奄美市笠利農村環境改善センターの指定管理者の指定について	R3.12.27	原案可決	文教厚生
(13)	議案第92号	あやまる岬観光公園の指定管理者の指定について	R3.12.27	原案可決	産業建設
(14)	議案第93号	奄美市内海公園の指定管理者の指定について	R3.12.27	原案可決	産業建設
(15)	議案第94号	奄美市バンガロー施設の指定管理者の指定について	R3.12.27	原案可決	産業建設
(16)	議案第95号	黒潮の森マングローブパークの指定管理者の指定について	R3.12.27	原案可決	産業建設
(17)	議案第96号	奄美市ひと・もの交流プラザの指定管理者の指定について	R3.12.27	原案可決	産業建設
(18)	議案第97号	奄美市健康体験交流施設の指定管理者の指定について	R3.12.27	原案可決	産業建設
(19)	議案第98号	奄美市奄美大島選果場の指定管理者の指定について	R3.12.27	原案可決	産業建設
(20)	議案第99号	奄美市都市公園の指定管理者の指定について	R3.12.27	原案可決	産業建設
(21)	議案第100号	奄美市屋仁川駐車場の指定管理者の指定について	R3.12.27	原案可決	産業建設
(22)	議案第101号	監査委員の選任について	R3.12.15	同意	本会議
(23)	議案第102号	教育委員会委員の選任について	R3.12.27	同意	本会議

○ 付議事件は、次のとおりである。

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(24)	陳情第6号	住用町市郵便局前の市道の補修に関する陳情	R3.12.27	採択	産業建設
(25)	陳情第7号	「インボイス制度実施中止を求める意見書」採択を求める陳情	R3.12.27	継続審査	産業建設
(26)	陳情第8号	沖縄・辺野古新基地づくりのために奄美市からの土砂搬出反対を求める陳情	R3.12.27	不採択	総務企画

※前議会からの継続審査事件

(27)	陳情第3号	奄美市住用町市湾の沿岸に堆積している土砂の撤去に関する陳情書	R3.12.27	継続審査	産業建設
------	-------	--------------------------------	----------	------	------

第4回定例会一般質問通告

12月9日（木）

◎チャレンジ奄美 正野 卓矢

- 1 奄美市政について
 - (1) 新市長の描く新しい奄美市の未来像について
 - (2) マニフェスト（稼ぐまちづくりについて）
- 2 やんわりについて
 - (1) やんわりの取組について
- 3 軽石について
 - (1) 漂着した軽石について
- 4 ワクチン接種について
 - (1) 5歳～11歳のワクチン接種について
- 5 議会でのタブレット活用について
 - (1) タブレットを議会で導入できないか

◎輝風クラブ 林山 克巳

- 1 市長が目指す奄美市の未来像
 - (1) 2022年（令和4年度）の方向性について
 - ①コロナ禍における世界自然遺産登録について
 - ②デジタル時代・奄美市の展望について
 - ③自衛隊奄美駐屯地の役割について
- 2 コロナ禍における取り組みについて
 - (1) ワクチン接種と経済活動について
 - ①ワクチン接種率について（国・県・市）
 - ②奄美空港・名瀬新港における感染防止対策
 - ③ワクチン接種証明書の活用について
- 3 デジタル化にむけた取り組みについて
 - (1) 官民（公務員と民間人）と議員連携について
 - ①マイナンバーカードについて
 - ・2021年度11月末現在の申請実績について
 - ・国民健康保険証運用について
 - (2) 教育行政について
 - ①教育現場のオンライン化について
 - ・全教員にデジタル指導

- ・全児童タブレット設置後の現場
- (3) マイナポイントについて
 - ①電子マネー(デジタル地域通貨)
- 4 国民健康保険について
 - (1) 国民健康保険制度の現状と今後について
 - ①国民健康保険加入者及び奄美市人口に対する割合
 - ②国民健康保険低所得者割合・生活保護割合
 - ③保険料水準統一に向けた課題について

◎自民党新政会 和田 霜析

- 1 奄美市総合計画について
 - (1) 奄美市総合計画について
 - ①既に終了しているが評価・報告について
 - ②今後の計画について
- 2 世界自然遺産について
 - (1) 環境保全について
 - ①保全計画について
 - ②ノネコ対策について(外来種対策含む)
 - ③盗掘・盗採対策について
 - (2) 活用について
 - ①観光活用について
 - ②三太郎線について
 - ③内海の利用について
 - ④金作原原生林利用について
 - (3) 情報発信について
- 3 カーボンニュートラルについて
 - (1) カーボンニュートラルについて
 - (2) 新エネルギー利活用について
 - (3) 電気・水素エンジン自動車の導入について

◎公明党 橋口 耕太郎

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 当選後の地元紙のインタビューで、「積極的に見直したいのは情報発信・情報公開」とありました。具体的なプランはいかがか。また、同インタビューで「民間の提案やアイデアをこれまで生かしてこなかった」とありました。この真意はいかがか。
- 2 コロナワクチン接種事業について

(1) 12/1から3回目のワクチン接種が、医療従事者から始まり、年明けから住民向けに順次案内される予定だが、そのスケジュール、また、考えられる課題などはいかがか。

3 健康寿命について

(1) 奄美は長寿の島と言われているが、実際の平均寿命の数値はいかがか。(国・県・本市との比較)

(2) 本市としての課題は何か。またその対策をどのように講じているか。

4 学校の存続と不登校児童・生徒について

(1) 少子化で地域の子どもの人口がますます減り、学校が統廃合、あるいは休校といった措置の可能性があると考え。本市にもそのような地域が存在するか伺う。

(2) 不登校について、直近の小中学校の値を示してください。その不登校気味あるいは、不登校の児童生徒に対する対応はどのように行っているか。

5 移住相談会の成果について

(1) 10/23・24に東京で実施された移住相談会について、新聞記事では詳細な記載がなかったため、相談者の「生の声」を含めた、成果や反省点などはいかがか。

◎チャレンジ奄美 幸多 拓磨

1 奄美市のSDGsへの取り組みについて

(1) 2015年9月25日に、2030年までに達成する目標。国連本部にて全員一致で採択された持続可能な開発目標SDGs。奄美大島においても、龍郷町や瀬戸内町、大和村は町村日より等にて紐づけし、SDGsに取り組んでいます。奄美市におけるSDGsへの取り組みの進捗をお聞きしたいです。

(2) 現在の企業・団体・個人の取り組みについて

SDGsへの取り組みを加速させるためにも、SDGsに取り組んでいる団体や企業様に認定証をお渡しするのはどうでしょうか？

2 公共施設の修繕について

(1) 名瀬公民館（旧金久分館）体育館の床の修繕について

床がセメントの上に薄いラバー性のシートが張られているだけであり衝撃を吸収できない。木製の床にできないでしょうか？

(2) 同じく名瀬公民館において、片足の障がいがある方が、階段にて転倒。松葉杖を使い階段を上っていたが、現在は危険性が高まったため名瀬公民館の利用を控えています。多くの高齢者の方々も使用している公民館であり、フレイル予防・サルコペニア予防の為にも、今後も公民館を使用して頂きたいが、階段での昇降が困難な方は利用を控える他ない状況。エレベーターの設置はできないでしょうか？

3 屋仁川通り 道路事情について

(1) 屋仁川通り逆走 一方通行の明確化 横から入ってくる車・バイクへの右折、左

折禁止 表示の明確化について。

- (2) 金久公園角 一時停止線が消えかけており、停止しない車が多く、危険であります。

12月10日（金）

◎自民党新政会 川口 幸義

1 市長の政治姿勢について

- (1) 新型コロナウイルスと新たな変異株オミクロン株対策について
- (2) 事業者・生活者支援により地域経済を。支えるについて
- (3) 断らない福祉相談窓口を各地に開設について
- (4) 防災・減災進める。治山・治水事業について

2 教育行政について

(1) 小中校のタブレット授業について

- ①指導の個別化について
- ②学習の個性化について
- ③協働的な学びについて

3 ふるさと納税について

(1) 寄付金の実績と使い道について

- ①納税のお申込みの際、どのメニューに役立ててほしいか、希望について
- ②カテゴリについて

◎日本共産党 崎田 信正

1 市長の政治姿勢について

(1) 市長の政治信条、マニフェストより

- ①「政治とは弱きものを助けるためにある」の「弱きもの」とは具体的になにか
- ②「断らない福祉相談窓口」に期待するが、その内容は
- ③「断らない行政」にも期待は大きいと思うが、その内容は
- ④コロナ対策で「生活支援、低所得者対策は年度内に打ち出したい」と述べられているが、どのようなことを想定されているのか

2 平和行政について

- (1) 新庁舎が9月1日に全面稼働したが、非核・平和宣言都市にふさわしい構えを
- (2) 日本非核宣言自治体協議会の会員となっているが活動状況は

3 社会保障制度について

(1) 国民健康保険制度について

- ①保険税負担を「協会けんぽ」なみに引下げるために均等割の廃止・見直しを
- ②2022年4月から国の制度として、未就学児の「均等割」が5割軽減されるが、

奄美市の実態はどうか

③平成30年度から国保の都道府県単位となったが今後の課題はなにか

(2) 介護保険制度について

①科学的介護という耳慣れない言葉を聞くが、具体的に奄美市ではどのように取り組まれているのか

②介護保険料の月額基準額は第7期と同額とはいえ6600円と高く、引き下げるべきではないか。

4 奄美和光園について

(1) 現状と対策について

◎公明党 栄 ヤスエ

1 市民生活について

(1) 令和3年4月1日施行された重層的支援体制整備事業について

①「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくり」本市の取り組みを伺う

(2) 子ども家庭総合拠点設置の本市の取り組みを伺う

①役割と設置の予定を伺う

(3) 低出生体重児とその保護者の支援について

①本市の近年の低出生体重児の現状を伺う

②本市における支援の取り組みについて伺う

③低出生体重児とその保護者への配慮について伺う

④当事者間での交流の場の提供はできているかを伺う

⑤母子手帳だけでなく、当事者親子に寄り添った低出生体重児のリトルベビーハンドブックについて認識と見解を伺う

(4) 住用地区・笠利地区における子育て環境整備について

①住用地区においては、令和2年度で「あり方検討委員会」からの報告が市長へ提出されているが、その後の具体的な取り組みを伺う

②笠利地区においては、本年3月に「あり方検討委員会」からの報告が市長へ提出されているが、その後の具体的な取り組みを伺う

(5) 国からの子宮頸がんワクチンの積極的勧奨を令和4年4月1日より再開の通知を受けて本市の対応について

①対象者への、予診票の個別通知など周知について伺う

②国が定期接種の機会を逃した女性への救済措置を実施した場合の本市の対応について伺う

(6) 24時間利用できるAEDの設置と利用時における女性への配慮について

①本市の設置で24時間利用できるAEDの現状を伺う

②女性に配慮したAEDの取り組みについて伺う

③女性の胸部を隠す布をAED機器に設置できないかを伺う

◎自民党新政会 永田 清裕

1 市長の政治姿勢について

(1) 奄美市政を担うにあたっての抱負

(2) マニフェスト（選挙公約）から

①民間との連携について

②断らない福祉の相談窓口の設置について

2 新型コロナ感染症対策について

(1) 新型コロナ情報連絡円卓会議（円卓会議）について

(2) 新型コロナワクチン接種について

①2回目までの実施結果、最終接種率

②2回接種実施した結果、何か課題となることや改善すべき点

③3回目接種のスケジュール、接種方法について

3 観光振興について

(1) 世界自然遺産登録のチャンスを活かしていく取り組み（施策）

(2) Wi-Fi環境の整備について

4 福祉政策について

(1) 住用・笠利地区の保育所整備について

(2) 名瀬地区の保育所整備計画について

12月13日（月）

◎日本共産党 荒田 幸司

1 市長の政治姿勢について

奄美市長選における政策アイデア・マニフェストに関連して

(1) これからの奄美市についての基本理念及び奄美市のビジョンとマニフェスト（選挙公約）の考え方に関連して

①全体としては、素晴らしい理念やビジョンが示されていると認識しているが、「未来都市」という概念について改めてお示してください。

(2) 安全保障に関連して

①マニフェストに安全保障に関する記載がないことから、改めてお伺いするものです。ご存じのように、2019年3月26日に陸上自衛隊奄美駐屯地が開設されました。その事について、市長としての受け止めをお聞かせください。

②安全保障は国の「専権事項」という考え方があることは承知しているところですが、私はその考え方に違和感を覚えているところですが、市長の考えをお聞かせください。

- ③安倍・菅政権に続いて岸田政権でも、憲法改正論議、特に憲法九条改正が声高に叫ばれているように感じるが、市長の「憲法九条」についての考え方をお聞かせください。
- (3) 新型コロナウイルス対策マニフェストに関して
- ①新型コロナから市民のいのちを守る中に、PCR検査拡充がうたわれているが、具体的な内容をお示しください。
- ②国が、事業者への持続化給付金や家賃支援給付金の第2弾を出し渋っている状況の中で、市独自の直接支援はたいへん重要であると考えます。手厚い支援を期待するところですが、いかがでしょうか。
- (4) 持続可能に「かせぐ」地域づくりマニフェストに関して
- 「かせぐ」ことの最終的な目標が、市民一人当たりの所得の向上にあることは、たいへん頼もしく感じるものです。
- ①世界自然遺産の価値を守る公民連携の組織、「公民連携のシンクタンクの創設」について、お示しください。
- ②「食と農の総合戦略」重要な取り組みであると思いますが、改めて市長のお考えをお聞かせください。
- ③「スマート農業」の展開により、安心、安全かつ効率的な「かせげる農業」の実現で食の安全は担保できるのか気にかかる所ですがいかがでしょうか。
- ④「かせげる漁業」、生活できる漁業を実現することで後継者対策をはじめ奄美における漁業発展や海の環境保全にもつながると思いますが、マニフェストに掲げている以外で考えていることがありましたらお聞かせください。
- (5) 次世代を育む好循環を生み出す「そだてる」地域づくりマニフェストに関して
- 全体としては、「そだてる」地域づくりをすすめるにあたってスキのない理想的な施策が掲げられており、しっかりとすすめていただくことを期待するものです。そこで、この間、私が一般質問で取り上げてきた内容に関連して質問させていただきます。
- ①子育て世代への経済的支援、0-2歳児の保育料無償化の調査・研究を掲げられていますが、幼児教育・保育料の無償化に伴う副食費の無料化についてはいかがでしょうか。
- ②小中学生の本土遠征への支援の充実について、現在お示しいただけることがありましたらお願いします。
- ③交通弱者対策として、民間との連携による巡回バスや乗合タクシーの導入など、ぜひ、すすめていただきたいと思いますが、奄美群島12市町村で唯一制度がない高齢者のバス料金無料化については、どのようにお考えでしょうか。

1 市長の政治姿勢

- (1) 奄美市のビジョンとマニフェスト（選挙公約 88 項目）について
- (2) 奄美市の経済現状の認識と今後の施策について
- (3) 施策を推進するための具体策について

2 今後の行政課題について

- (1) 奄美市総合計画の策定について
- (2) 奄美振興開発特別措置法延長への取組みについて

3 その他の施策について

- (1) 離島の急患搬送の維持について
- (2) 市民交流センターのWi-Fi等の現状について
- (3) 軽石被害の状況と対策について

◎自民党新政会 竹山 耕平

1 教育行政について

- (1) コロナ経済対策事業の取り組み状況について
 - ①子供たちの元気活動応援事業の現状と今後の取り組み状況
 - ②島外学生応援事業の取り組み状況
 - ③学校給食費支援事業
- (2) 生涯学習番組の取り組み状況について（経緯・効果・成果）

2 市政について

- (1) 地域の「元気」「魅力」づくり応援事業の取り組み状況について
- (2) 子育て福祉複合施設計画の現状について
- (3) バスターミナルビル事業計画について
- (4) 働き方改革、「公共工事リフレッシュサタデー」の取り組み状況と今後の計画について
- (5) 保育施設の在り方検討委員会の進捗状況と今後の計画について（笠利・住用）
- (6) プレミアム商品券発行事業について

◎無所属 奥 輝人

1 市長の政治姿勢について

- (1) 新市長として、向こう 4 年間への抱負について
- (2) トップセールスマンとしての抱負について

2 農業振興について

- (1) 後継者、担い手、新規参入者の育成について
 - ①現状について
 - ②これまでの成果について

- ③女性向け担い手の育成について
 - ④県立高校への総合学習（農業科）の創設について
 - ⑤ I ターン、U ターン等の受け入れ態勢の整備について
- (2) 雑草対策について
- ①繁殖力・生命力の強い雑草の対策について
 - ②耕作放棄地の雑草対策について
 - ③除草剤等への助成について

第 4 回 定 例 会

令和 3 年 12 月 8 日

(第 1 日 目)

12月8日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 幸 多 拓 磨 君	2 番 弓 削 洋 平 君
3 番 永 田 清 裕 君	4 番 和 田 霜 析 君
5 番 荒 田 幸 司 君	6 番 崎 田 信 正 君
7 番 正 野 卓 矢 君	8 番 橋 口 耕 太 郎 君
9 番 栄 ヤ ス エ 君	10 番 大 迫 勝 史 君
11 番 奥 晃 郎 君	12 番 林 山 克 巳 君
13 番 松 山 さ お り 君	14 番 関 誠 之 君
15 番 奥 輝 人 君	16 番 川 口 幸 義 君
17 番 伊 東 隆 吉 君	19 番 与 勝 広 君
20 番 竹 山 耕 平 君	21 番 西 公 郎 君
22 番 多 田 義 一 君	

○ 欠席議員は、次のとおりである。

18 番 元 野 景 一 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長 安 田 壮 平 君	副 市 長 東 美 佐 夫 君
教 育 長 村 田 達 治 君	住用総合支所事務 所 長 弓 削 洋 一 君
笠利総合支所事務 所 長 濱 田 洋 一 郎 君	総 務 部 長 三 原 裕 樹 君
市 民 部 長 石 神 康 郎 君	保 健 福 祉 部 長 山 下 能 久 君
福 祉 事 務 所 長 永 田 孝 一 君	商 工 観 光 情 報 部 長 平 田 宏 尚 君
農 林 水 産 部 長 竹 元 康 晴 君	建 設 部 長 保 浦 正 博 君
上 下 水 道 部 長 里 嘉 郎 君	教 育 部 長 徳 永 恵 三 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 島 袋 修 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱 池 田 忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長 押 川 治 君	議 事 係 主 査 堀 健 太 郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人であります。会議は成立いたしました。

これから、令和3年第4回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）

去る奄美市議会議員の補欠選挙におきまして、和田霜析君及び幸多拓磨君が当選され、公職選挙法第102条の規定により、去る11月15日付けで当選人の告示がなされましたので、御報告をいたします。

本定例会は、安田市長におかれましては市長就任後最初の議会であります。御就任に当たって市長から御挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長（安田壮平君） 皆様、おはようございます。令和3年第4回定例会の開会にあたり、議長並びに議員の皆様の御配慮により、議会の皆様、市民の皆様、そしてインターネット中継で御覧になっている皆様に対して、冒頭御挨拶を申し上げる機会をいただきました。心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

私は、去る11月14日の市長選挙におきまして、多くの皆様の御指導・御支援の下、奄美市第5代市長としての厳粛なる負託をいただきました。政治の道を志してから、議員として街頭に立ち、島を歩き、多くの市民の皆様の声を伺い、その実現に向けて取り組んできたつもりでございますが、そのこともいささか評価していただいたのではないかと深く感謝申し上げますとともに、この職責に改めて身が引き締まる思いでございます。

平成18年の奄美市誕生以降、初代平田隆義市長の市政で培われてきた奄美市の土台と、前朝山 毅市長の市政で築かれてきた奄美市の屋台骨をしっかりと引き継ぎながら、これからの時代の課題に的確かつ迅速に対応する市政運営に全力で心がけてまいります。全力で取り組んでまいります。

さて、新型コロナウイルスはいまだ出口が見えない状況にあります。市民の皆様、事業者の皆様におかれましても、懸命な対策を講じていただいていること、また、日夜懸命に御尽力をいただいている医療関係者の皆様に対して衷心から敬意を表します。

先般、初登庁に際し、職員に対しても24時間365日、努力を惜しまないこと、私自身が行政の最高責任者としての職務を全うすることをお話させていただきました。奄美市に育った私たちが受け継いできた人の優しさ、温かさをもって、市民の皆様、議会の皆様とともにこの難局に立ち向かって行く所存でございます。

また、新型コロナ対策をはじめ、様々な課題が顕在化、多様化、進行する中において、外海離島である本市はまさに日本の縮図であると考えます。過日御案内のとおり、本市におけるデジタル技術を活用した取組が高い評価をいただきました。加えて、民間企業調査による奄美市の幸福度が県下1位との評価もいただいております。これまで培ってきました行政の力を継続しながら、奄美市を全国から注目される課題解決のモデル都市とすべく、官民間問わず新しい感性や大胆な発想、アイデアを積極的に取り入れ、優れた人材、知恵、情報、技術を集約活用し、課題解決に向け、スピード感を持って地域に関わる皆様とともに努力、実践してまいります。

42歳。私を含めたこの責任世代に、多くの期待が寄せられていることも感じております。私は生まれ育ったこのまちを明るく、優しく、風通しのよい未来都市奄美にしたいと、ビジョンを訴えてまいりました。このビジョンの実現に向けて新型コロナウイルス対策、持続可能に稼ぐ地域づくり、安心して豊かに暮らせる守る地域づくり、次世代を育む好循環を生み出す育てる地域づくり、市民に身近で頼りになる基盤づくり、この五つのテーマに沿った公約を掲げました。市民の皆様の幸せのために市政運営の絶えざる改善を積み重ねながら、職員をはじめ市民、民間の皆様など、オール奄美市でともに取り組んでまいりたいと存じます。

また、これから奄美群島振興開発特別措置法の改正、延長という奄美群島全体にとっても重要な課題がございます。広域行政の重要性が増す中、群島の中核都市奄美市として群島町村と連携を密にし、取

り組んでいく所存です。これら地域課題の解決達成に向けては、市民の皆様の御理解、議会の皆様の御協力は何より必要でございます。よりよい奄美をつくりたいという思いを共有する皆様と、議論を重ねながら一つずつ実行してまいりたいと存じますので、何とぞ御指導、御鞭撻のほどいただきますようお願い申し上げます。

本年、多くの皆様の御理解御協力と国・県、市町村の行政が一体となって長年にわたる努力を続けてきた世界自然遺産の登録が実現いたしました。南西諸島の一角奄美大島に世界の宝が詰まっています。また、参加校の中で最も少人数の朝日中学校吹奏楽部は、全国の舞台で堂々とハーモニーを響かせ、大島高校野球部が初の県大会優勝、九州大会準優勝と今を生きる子どもたちから多くの勇気、感動をいただきました。世代を問わず、またスポーツや文化、芸術活動など分野を問わず、誰かの挑戦をみんなで心から応援していけるような、風通しのよい地域づくりを目指してまいります。

次世代を担う子どもたちからいただいた勇気・感動と、これまで奄美市15年間で先達たちが培って来られました成果を礎とし、幸せの島の実現に向けて精一杯努めてまいる所存ですので、市民並びに議会の皆様の御理解と御協力を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げ、就任の御挨拶といただきます。御静聴ありがとうございました。

○

議長（与 勝広君） これから、本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

市長から、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分2件の報告がありました。

その内容は、お手元に配付いたしました文書のとおりであります。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に荒田幸司君、林山克巳君、川口幸義君の3名を指名いたします。

○

議長（与 勝広君） 日程第2、議席の一部変更及び指定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの御着席のとおり、議席の一部変更及び指定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議席はただいまの御着席のとおりとすることに決定いたしました。

○

議長（与 勝広君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期をお手元に配付いたしました議事日程表のとおり、本日から12月27日までの20日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月27日までの20日間とすることに決定いたしました。

○

議長（与 勝広君） 日程第4、議案第80号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君） ただいま上程されました議案第80号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第5号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正につきまして、まず、歳出の主な内容を申し上げます。

総務費の総務管理費におきまして、国の新型コロナウイルス感染症緊急対策事業といたしまして、児童1人につき5万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金事業に要する経費3億8,168万円を新たに計上いたしております。

歳入につきましては、事業に係る財源といたしまして国庫支出金を計上いたしております。

以上が歳入歳出予算の主な内容でございますが、今回の補正で3億8,168万円を追加することにより、令和3年度奄美市一般会計予算の総額は331億875万円となります。

以上をもちまして議案第80号の提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上議決していただきますようお願い申し上げます。

議長（与 勝広君） ただいまの議案に対する質疑に入ります。

なお、議案に対する質疑でありますので、所見等は述べないようお願いいたします。

通告がありましたので、関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私は立憲民主党の関 誠之でございます。ただいま上程をされました議案第80号、令和3年度奄美市一般会計補正予算（第5号）について、質疑をいたします。

その前に、安田壮平市長の就任を心からお祝いを申し上げます。ともに頑張ってまいりましょう。

それでは、2款1項17目新型コロナウイルス感染症緊急対策事業について、質疑をいたします。

第1に、11月19日に政府が決定され、年内支給という方向が出されていたと思いますけれども、専決をせずに定例会上程になった理由があればお答えをいただきたいと思います。専決を奨励するという趣旨ではなく、専決は法179条の規定内で行うことが前提であるという前提の下に質疑をお願いをいたします。

二つ目は、補正予算第6号と分割し、委員会負託を省略する理由をお聞かせいただきたいと思っております。

三つ目は、18節負担金補助金及び交付金の子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金3億8,000万について、支給対象者が児童手当支給対象となることの説明、また、支給対象児童の人数、支給対象者となる高校生の人数、令和4年3月31日までに生まれた支給対象児の人数、これは予想でありますけれども、と公務員が児童手当を受給している、児童手当を支給している方々も対象となると聞いておりますので、その児童の人数、そして全ての合計をお示しいただきたいと思っております。

四つ目は、給付額、支給時期、支給方法及び3億8,000万円の内訳を御説明ください。

五つ目は、申請が必要となる対象者への周知と申請の方法、支給時期はどうなるのか。

六つ目は、受給拒否期間を14日設けるとなっておりますけれども、14日は法的な根拠に基づいたものなのか。また、14日とした理由をお答えください。

七つ目は、3節職員手当等25万の内訳、この額で充分であるのか、不足したときの対応はどう考えているか、まずお答えをいただきたいと思っております。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。職責を名乗って答弁をお願いいたします。

福祉政策課長（寿山一昭君） おはようございます。それでは、関議員の御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、11月19日に閣議決定されましたコロナ経済対策の子ども・子育て支援の推進の中に、18歳以下の子ども1人当たり10万円相当の給付を行うことが明記されております。年内に子ども1人当たり5万円の現金を支給することと示されております。今回先行する現金5万円の支給

につきましては、本議会日程を踏まえて上で年内支給が可能と考え、見込まれましたので、専決という形ではなくて定例会へ上程することといたしました。

次に、補正予算（第6号）と分割して委員会付託を省略する理由につきましては、今回の子育て世帯への臨時特別給付金は、年内に給付することとなっておりますので、補正予算（第6号）に含めると年内の給付が難しいことが見込まれましたため、分割して先に議決をいただきたいとの考えであるためでございます。

次に、児童手当受給者が支給対象となることについては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯へ本給付金を迅速かつ一部の対象者を除いては申請を要しない仕組みで支給することから、市で保有している児童手当の対象児童や口座情報を活用するため児童手当の受給者を対象としております。

支給対象者の児童の人数は7,600名で、児童の内訳としましては15歳までの児童が6,460人、16歳から18歳までが1,140人を見込んでおります。令和4年3月31日までに生まれる新生児につきましては、近年の本市の年間の出生数から年間で約300人を見込んでおります。公務員の児童手当受給者の児童の数につきましては、約2,600人を見込んでおります。

次に、給付額、支給時期、支給方法及び3億8,000万円の内訳についてお答えいたします。

給付額につきましては、対象となる子ども1人当たり5万円、支給時期につきましては、児童手当受給者など申請が不要な世帯は12月24日に口座に振り込む予定で準備を進めております。申請が必要な世帯につきましては、受付次第、随時支給してまいりたいと考えております。

3億8,000万円の内訳としましては、今回対象となる児童数は、先ほど言いましたように7,600人で、子ども1人当たり5万円の給付となりますので、大まかにではございますが、公務員以外の対象児童数は4,700人で、2億3,500万円、公務員の対象児童数は2,600人で1億3,000万円、新生児が300人の見込ですので1,500万円となり、合計は3億8,000万円となります。

次に、申請が必要となる対象者の周知と申請の方法、支給時期についてお答えいたします。保護者と同じ住所で高校生のみを監護している世帯へは、申請についてのお知らせを送付いたします。その書類からQRコードを読み込んでいただいて、携帯端末から電子申請をしていただけるよう準備を進めております。奄美市内の高校の寮などに住所を移している高校生の単身世帯についても、お知らせを送付しまして該当となるか確認をしていただき、該当となった場合には保護者の住所地の自治体で申請していただくこととなります。これから生まれる新生児につきましては、出生届時に窓口で案内し、積極的に窓口での申請を進めていきたいと考えております。奄美市外に子どもを監護している単身の公務員世帯につきましては、所属庁の協力を得ながら新聞広告、奄美市ホームページ、奄美市だより等で広く周知を図りたいと考えております。

次に、受付拒否期間14日間を設けることにつきましては、本給付金につきまして民法上の贈与契約となるため、受け取られる側の承諾をもって支給することとなります。受給される方が考慮する期間に一定期間が必要であることと、住所変更等により届かない場合には贈与契約は成立しないこととなりますので、このようなことに対応するため、14日間といたしました。

次に、職員手当等25万円につきましては、職員の超過勤務手当となっております。本事業の手当につきましては、計上額程度を見込んでおりますが、今後さらに給付金業務が増え、勤務時間も増加傾向にある場合につきましては、適切に対応してまいりたいと考えております。以上です。

議長（与 勝広君） 答弁漏れはありませんね。

14番（関 誠之君） 御答弁ありがとうございました。2,3点、再質問させていただきますが、特に、今の答弁から申請者への周知徹底、これをどうするかというのが問題ではないかなというふうに思

いましたので、その辺のところは漏れのないように、しっかりとこの申請をすべき人たちに周知広報をよろしく願いをしたいと思います。

それでは、再質問をさせていただきます。子育て世帯への臨時特別給付金は10万円と現金クーポン券に分かれるとの報道がなされておりますけれども、クーポン支給になると懸念される事態は、どうことが考えられるのか、1点。自治体の実状に応じて現金支給も可能だと、昨日も報道で官房長官のほうからなされておりましたけれども、この自治体の事情に応じて現金支給も可能だということではありますが、実情に応じてという意味をどう解釈をしていくのか。併せて、奄美市の対応は現金になるのかクーポンになるのか、その辺の検討がなされておれば、よろしく御答弁いただきたいと思います。

二つ目は、予算を伴う議案で、委員会付託をしないというのは稀なことだというふうに思っておりますが、先ほどの答弁で年内支給をするために、この議会冒頭で議決をしていただいて、その年内支給を間に合わすというふうに理解をいたしましたけれども、それはそれでいいと思いますが、ただ、基本的に議案を伴うものは、しっかりと委員会に付託したほうが、より丁寧ではないかというふうに私は考えますので、その辺の見解があればお聞かせいただきたいと思います。

それと、今までこの緊急対策事業を8弾ぐらいやっていると思うんですが、ほとんどが専決でやっておりまして、恐らく前の市長が新しい市長になった場合に、そういった配慮があったのではないのかなというふうに、私は思っておりますが、その辺も踏まえてですね、当局の考え方をお聞かせいただきたいと思います。以上です。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

福祉政策課長（寿山一昭君） それでは、最初の質問にお答えいたします。クーポン券の給付につきましては、現在、臨時国会にて審議中であり、国主体でクーポン券を支給するのか、各自治体に支給方法を任せられるのかなど、詳細について国からの支給要領等の通知がないため、なかなか詳細についてお示しすることはできませんが、しかしながら、クーポン券の支給になった場合として考えてみたところ、例えば、1冊5,000円のクーポン券ということで考えた場合に、3人の子どもさんがいる世帯では15万円分ということになりまして、クーポン券でいきますと30冊届くというようなことになるため、簡易の書留で郵送するなど、相応の事務費の支出やクーポン券の発送までの期間に時間を要するなどが懸念される事態と考えております。また、実情に応じて現金支給も可能との記載もありましたが、こちらもどのようなことが実情に該当するのかについて、国への見解を確認しているところですが、考えられるものとしましては、クーポン券の利用ができる商店などが少ない地域などが現金支給になるのかなと考えております。

本市としましては、まだどのような支給方法等があるのかについては詳細が分かっていないために、対応についてお示しすることができませんが、これからの状況、他市の状況なども確認しながら、適切に実施してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次の質問についてではございますが、議員の御指摘のとおり、本来でありましたら委員会の付託を経て補正予算成立として予算執行を行うべきものと十分理解しておりますが、重ねて繰り返しになりますが、年内の支給、新型コロナの影響を受けている子育て世帯を力強く支給するため年内支給を実施するためには、このような形での議案提出となりましたので、重ねて御理解を賜りたいと存じます。以上です。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。クーポン券で支給すると御承知だとは思いますが、ちょっと繰り返しますけれども、やっぱり10万円を現金とクーポン券に分けると、事務経費が先ほど少し言われましたけれども、かなりかかると。報道によりますと、合計1,200億円ぐらいクーポン券をやるとですね。ところが現金でやりますと、現金で一括の場合と比べて900億円余計に支出をしない

ければクーポンは配れないというふうな報道がなされておりますが、やはり市民としては現金でいただきたいという声、かなり私のほうには聞こえておりますので、そういう今言った事務経費を安くするためにも、現金で配っていただきたいというふうに思いますので、再度、この辺のところの考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。特に懸念される事態ということを今申し上げましたけれども、是非お汲み取りをいただきたいと思います。

再々質問をいたします。子育て世帯への臨時特別給付金は、これはよく私も分かりませんが、市が配るわけですから、これは市の独自の自治事務なのか、それとも法定受託、国からの委託によってやる事業なのか、その辺のところはほとんど議論になっておりませんけれども、どのような根拠によって市町村はこの事業を行っているのか、その辺がお分かりになればお示しをいただきたいということであります。

今回の給付金制度を含め、先ほど少し出しました問題点があれば皆さんのほうで指摘をしていただければありがたいと思っております。是非、先ほど言いました共働きの1,000万を超えるところもですね、対象になるというようなことですので、そういった対象にならないところの人たちの不満のないようなことで、しっかりと市民には広報していただきたい、周知徹底をしていただきたいと思っておりますので、今言った2点について少し見解があればお聞かせいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。以上です。

議長（与 勝広君） 答弁をお願いします。

福祉政策課長（寿山一昭君） 最初にありました現金支給をという見解ということでございますが、ただいま国のほうでもいろいろと議論されておまして、現金支給が可能ということにもし国から示されるようなことがありましたら、当市でも対応ができるかなというふうに考えております。また、決まったことではございませんので、御理解を賜りたいと存じます。

続きまして、自治事務、法定受託事務、どちらなのかということでございますが、本給付事業は自治事務となっております。自治事務は地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものとなっております。地方自治法第2条第8項に規定されておるものでございます。法定受託事務につきましては、地方自治法第2条第9項、第1項、第2項に規定されており、本来は国や都道府県が果たすべき役割に係る事務のうちで、適正な処理を確保するため例外的に法律またはこれに基づく政令により国や都道府県に代って市町村が処理することとされている事務となっております。例えば、生活保護などがあります。重ねてでございますが、本給付事業におきましては法定受託事務ではないので、自治事務となります。

次に、今回の給付金の問題点があればということでございますが、給付金の問題点ということですが、今回のような緊急的な事業のように、早期に支給する事業があり、緊急的な事業であるが故に事業実施の準備期間が短期になっていることが課題の一つかなというふうに考えております。以上です。

議長（与 勝広君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この議案は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、この議案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これから、この議案について採決いたします。

お諮りいたします。

これを可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第80号 令和3年度奄美市一般会計補正予算(第5号)は、可決することに決定いたしました。



議長(与 勝広君) 日程第5、議案第81号 令和3年度奄美市一般会計補正予算(第6号)についてから、議案第100号 奄美市屋仁川駐車場の指定管理の指定についてまでの20件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長(安田壮平君) ただいま上程されました議案第81号から議案第100号までの提案理由を御説明いたします。

議案第81号 令和3年度奄美市一般会計補正予算(第6号)の主な内容につきまして御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正につきまして、まず、歳出の主な内容を申し上げます。今回の補正につきましては、人件費の組替えや各種職員手当の所要見込額を関係する費目に計上いたしております。

総務費の総務管理費におきましては、新型コロナワクチンの3回目接種に要する経費を計上するほか、飲食店等に対する時短要請協力金市町村負担金として6,300万円を、また、成人式開催における感染症対策として、PCR検査助成金を新たに計上いたしております。

民生費の社会福祉費におきましては、介護給付等事業費などの障害者福祉に関する扶助費として3億4,988万6,000円を追加計上いたしております。

衛生費の保健衛生費におきましては、新型コロナ水際対策負担金や離島地域不妊治療支援助成金を追加計上いたしております。

農林水産業費の農業費におきましては、大島農業共済事務組合の精算金の確定に伴い、鹿児島県農業共済組合負担金932万3,000円を減額計上するほか、タンカン等のブランド産地づくりを推進する経費として奄美大島選果場利用促進助成金を新たに計上いたしております。

土木費の道路橋梁費におきましては、補助事業費の確定に伴い、緊急地方道路整備事業費4,034万6,000円を減額計上いたしております。

教育費の教育総務費におきましては、高校生遠距離通学費補助金の実績見込みにより、1,000万円を減額計上いたしております。

災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費におきましては、9月の大雨による災害復旧に係る経費3,070万円を追加計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について申し上げます。

市税につきましては、今年度の見込額に対する所要額をそれぞれ計上いたしております。

地方特例交付金におきましては、新型コロナの影響による固定資産税の軽減措置額の実績見込みによ

り、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1億6,676万1,000円を減額計上いたしております。

また、国庫支出金におきましては、第3次交付決定に伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億8,076万2,000円を追加計上いたしております。

繰入金におきましては、地方創生臨時交付金の予算計上に伴う財源更正により、財政調整基金繰入金3億7,247万7,000円を減額計上いたしております。

以上が歳入歳出予算の主な内容でございますが、今回の補正で6億161万円を追加することにより、令和3年度奄美市一般会計予算の総額は337億1,036万円となります。

次に、第2表、債務負担行為補正につきましては、奄美市名瀬総合支所総合管理業務及び各施設の指定管理料について、期間及び限度額を設定するものでございます。

また、第3表、地方債補正につきましては、事業費の追加や変更に伴う起債限度額の変更を行うものでございます。

議案第82号 令和3年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費の施設管理費におきまして両診療所へマイナンバーカードを活用したオンライン資格確認システムを導入するための経費を計上するほか、事業費確定に伴い備品購入費を減額計上いたしております。

歳入につきましては、歳出に要する財源として、一般会計繰入金や衛生費収入を増額計上するほか、辺地対策事業債を減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ65万5,000円の減額となり、令和3年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は3億1,322万4,000円となります。

次に、第2表、地方債補正につきましては、事業費の減額に伴う起債限度額の変更を行うものでございます。

続いて、議案第83号 令和3年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費の総務管理費におきまして今年度から実施しております長寿個別健診の業務委託料を増額計上いたしております。

歳入につきましては、事業に係る財源といたしまして一般会計繰入金や後期高齢者医療長寿健診補助金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ66万3,000円の増額となり、令和3年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算の総額は5億2,945万6,000円となります。

続いて、議案第84号 令和3年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、各費目の人件費を増額及び減額計上いたしております。また、地域支援事業費におきまして生活支援体制整備事業に係る費用を増額計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金及び繰入金におきまして歳出の補正相当額を負担割合にて減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ123万2,000円の減額となり、令和3年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は51億4,507万1,000円となります。

議案第85号 令和3年度奄美市水道事業会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

収益的支出につきましては、職員の育児休業復職などに係る人件費の所要見込額を関係する費目に計上し、41万5,000円を減額計上いたしております。

また、資本的支出につきましても、人件費の所要見込額を関係する費目に計上し、69万4,000

円を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、資本金収入額が資本金支出額に対して不足する4億515万2,000円は、損益勘定留保資金等で補填いたします。

続いて、議案第86号 奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、健康保険法施行令に一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を改めるため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

続いて、議案第87号 奄美市下水道事業運営調査会条例の制定につきましては、地方自治法第138条の4第3項の規定により、奄美市下水道事業運営調査会を設置するため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第88号 奄美市地と知の交流拠点施設の指定管理者の指定についてから、議案第100号 奄美市屋仁川駐車場の指定管理者の指定についてまでの13件につきましては、当該各公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして議案第81号から議案第100号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上議決してくださいませようお願い申し上げます。

議長（与 勝広君） 暫時休憩いたします。おおむね10分程度といたします。10時半から再開いたします。（午前10時25分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前10時35分）

この際、御報告申し上げます。

私は、先ほど一身上の都合により議長の辞職願を副議長に提出いたしました。

本件の取り扱いにつきましては、議事を副議長と交代いたしますので、よろしく願いいたします。

副議長（奥 輝人君） ただいま報告がありましたとおり、議長与 勝広君から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○

副議長（奥 輝人君） 日程第6、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、与 勝広君の退席を求めます。

（与 勝広君退席）

お諮りいたします。

与 勝広君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、与 勝広君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

与 勝広君の着席を求めます。

（与 勝広君着席）

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

○

副議長(奥 輝人君) 日程第7、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は21人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、被選挙人に同姓の方がおられます。記載にあたっては明確にされますよう御注意願います。

点呼に応じて順次投票を願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に崎田信正君、伊東隆吉君を指名いたします。

両君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票21票、無効投票0票であります。

有効投票のうち、西 公郎君13票、奥 輝人君5票、関 誠之君3票。

以上のおおりにあります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、西 公郎君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

ただいま議長に当選されました西 公郎君に対し、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました西 公郎君に当選の承諾をかねて御挨拶をお願いいたします。
新議長登壇挨拶をお願いします。

議長（西 公郎君） 御指名いただき誠にありがとうございます。奄美市長も新体制となり、我々議会も新たなお二人をお迎えし、皆さんとともに議論を尽くし、進化する奄美市議会を目指してまいります。本日は誠にありがとうございました。

副議長（奥 輝人君） 議長交代のため暫時休憩をいたします。おおむね10分程度とします。10時55分再開いたします。（午前10時50分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午前11時00分）

先ほど副議長奥 輝人君から副議長の辞職願が提出され、これを議長において受理いたしました。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○

議長（西 公郎君） 日程第8、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、奥 輝人君の退席を求めます。

（奥 輝人君退席）

お諮りいたします。

奥 輝人君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、奥 輝人君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

奥 輝人君の着席を求めます。

（奥 輝人君着席）

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

○

議長（西 公郎君） 日程第9、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は21人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、被選挙人に同姓の方がおられます。記載にあたっては明確にされますよう御注意願います。

点呼に応じて順次投票をお願いします。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

会議規則第31条2項の規定によって、立会人に正野卓矢君、竹山耕平君を指名いたします。

両名の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票、これは先ほど出席の議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票18票、無効投票3票であります。

有効投票のうち、橋口耕太郎君13票、崎田信正君3票、奥 輝人君1票、多田義一君1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、橋口耕太郎君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

ただいまの副議長に当選されました橋口耕太郎君に対し、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました橋口耕太郎君に当選の承諾をかね御挨拶をお願いいたします。

副議長（橋口耕太郎君） 御指名いただきありがとうございます。西議長をしっかりと補佐して、開かれた議会、活発な議会、そして市民に見える、見られる、市民に開かれた議会を目指して一生懸命取り組んでまいります。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（西 公郎君） お諮りいたします。

この際、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選出について、それぞれ日程に追加し、議題にしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを議題に追加し、議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。（午前11時14分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午前11時29分）

日程第10、各常任委員の選任についてを議題といたします。

常任委員の選出については、委員会条例第8条第1項の規定により、配付しております常任委員名簿のとおり、議長において指名いたします。

ただいまから、各常任委員会の正・副委員長の互選をしていただきます。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長及び副委員長はそれぞれの常任委員会において互選することになっており、さらに、条例第10条第1項の規定により委員長副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めてその互選を行わせることになっておりますので、これにより常任委員会ごとに正・副委員長を互選していただきます。

委員会の場所を次のとおり指定いたします。

総務企画委員会は第1委員会室、文教厚生委員会は議員控室、産業建設委員会は議長応接室においてそれぞれ開催いたします。

正・副議長互選のため暫時休憩いたします。（午前11時30分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午前11時38分）

各常任委員会から正・副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

総務企画委員会委員長に多田義一君、同副委員長に栄 ヤスエ君、文教厚生委員会委員長に崎田信正君、同副委員長に林山克巳君、産業建設委員会委員長に大迫勝史君、同副委員長に松山さおり君、以上のとおりであります。

○

議長（西 公郎君） 日程第11、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

なお、新たな会派として輝風クラブの結成届が出され、同クラブから議会運営委員会委員に松山さおり君が推選されましたので、議長において許可いたしました。

よって、議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、配付しております議会運営委員会名簿のとおり指名いたします。

ただいまから議会運営委員会の正・副委員長の互選をしていただきます。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長及び副委員長は議会運営委員会において互選することになっており、さらに、同条例第10条第1項の規定により、委員長副委員長がともにないときは、議長が委員長の招集日時及び場所を定めてその互選を行わせることになっておりますので、これにより議会運営委員会の正・副委員長を互選していただきます。

委員は議長応接室においてお集まりください。

正・副委員長互選のため、暫時休憩いたします。（午前11時40分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午前11時45分）

議会運営委員会の正・副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

議会運営委員会委員長に伊東隆吉君、同副委員長に関 誠之君、以上のとおりであります。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

12月9日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前11時46分）

第 4 回 定 例 会

令和 3 年 12 月 9 日

(第 2 日 目)

12月9日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	幸 多 拓 磨 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	和 田 霜 析 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	正 野 卓 矢 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	11 番	奥 晃 郎 君
12 番	林 山 克 巳 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	川 口 幸 義 君
17 番	伊 東 隆 吉 君	19 番	与 勝 広 君
20 番	竹 山 耕 平 君	21 番	西 公 郎 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

10 番	大 迫 勝 史 君	13 番	松 山 さ お り 君
18 番	元 野 景 一 君		

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住用総合支所事務 所 長	弓 削 洋 一 君
笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 課 長	向 井 涉 君	企 画 調 整 課 長	國 分 正 大 君
プロジェクト推進 課 長	當 田 栄 仁 君	市 民 部 長	石 神 康 郎 君
環 境 対 策 課 長	大 山 茂 雄 君	保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君
健 康 増 進 課 長	徳 永 明 子 君	商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君
紬 観 光 課 長	川 畑 博 行 君	デ ジ タ ル 戦 略 課 長	押 川 裕 也 君
産 業 建 設 課 長	本 田 邦 洋 君	教 育 部 長	徳 永 恵 三 君
学 校 教 育 課 長	末 吉 正 承 君	選 挙 管 理 委 員 長	名 島 義 文 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	龍 和 隆 君		

12月9日(2日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	島 袋 修 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	池 田 忠 徳 君
主幹兼議事係長	押 川 治 君	議 事 係 主 査	堀 健 太 郎 君

議長（西 公郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は19名であります。会議は成立いたしました。（午前9時30分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。

○

議長（西 公郎君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますよう、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくお願いいたします。更に、当局におかれましては、答弁については、時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次、質問を許可いたします。最初に、チャレンジ奄美 正野卓矢君の発言を許可いたします。

7番（正野卓矢君） 市民の皆さん、議場にたくさんお集まりの皆さん、インターネット中継を御覧の皆さん、おはようございます。私はチャレンジ奄美の正野卓矢です。令和3年第4回定例会、安田新市長を迎えての一般質問のトップバッターをできることに、私自身、とてもうれしく感じております。

一般質問に入る前に、少々所見を述べさせていただきます。今回の市長選におきまして、奄美市長に当選されました安田壮平市長に心からお祝い申し上げます。本当におめでとうございます。私も応援してもらった一人として、多くの市民の方々の熱い思いや大いなる期待の声を聞きすることができて、大変勉強になりました。市長は20代で奄美市長を志し、30代からは市議会議員3期9年半の間、毎朝の辻立ち、その周辺のごみ拾いから始まり、市民の声に耳を傾け、一緒に汗をかき。地域の皆さんの一番身近な存在であり続けました。その積み上げた日々が、今回、実を結んだんだと思います。本当におめでとうございます。7月には念願だった世界自然遺産にも登録されました。スポーツ、芸術の面でも、子どもたちの最高の頑張りは、私たち島民に元気を与えてくれています。住民の幸福度調査においても、素晴らしい結果を残しています。ですが、一方では、地域には多くの課題が横たわっています。昨日、市長もおっしゃっていたとおり、奄美市を取り巻く状況というのは、課題や問題の集積地であります。奄美市長ともなれば、市のことだけではなく、奄美群島全域から聞こえてくる声も大きくなるでしょう。ですが、裏を返せば、地方や離島の問題解決のモデル地域、それにも成り得るということもおっしゃっていました。フットワーク軽く、現場へ行き、たくさんの対話を重ね、粘り強く成功するまでやり続けていく。そして、市長自らチャレンジし続けていくことで、市民の皆様が様々なことにチャレンジしやすい空気、チャレンジを支えていく、そういった空気がつくられていくのだと思います。志を持って、この島、ふるさとに生きる。この言葉は、市長が辻立ちのときに、いつも持っている旗に掲げられている言葉です。ここからが、志を形にしていくときです。地域の活力を上げ、幸せの島、奄美市の未来に、未来のためにも挑戦、チャレンジしていく姿、前進する奄美市を期待しております。ともに頑張っていきましょう。

それでは、質問に入ります。

1、新市長の描く新しい奄美市の未来像について、お聞きします。明るく、優しく、風通しのいい未来都市奄美市をビジョンとして、新しい奄美市の舵取りをしていくということですが、新市長としての熱い決意とともに、新市長が描いている新しい奄美市の未来像について、より具体的なイメージをお聞かせください。また、前朝山 毅市長の政策を継承するところは継承していかれるとお伺いしました。安田市長、初登庁から9日程度しか経っておりませんが、既に何か、安田カラーと言いますか、奄美市を前進していくために、既に始めている取組とかあれば、お示しください。

次の質問からは、発言席で行います。

議長（西 公郎君） 答弁を求めます。

市長（安田壮平君） おはようございます。正野議員にお答えさせていただきます。激励のメッセージ、ありがとうございます。

昨日の本会議において、議長及び議員各位の御配慮により、御挨拶を申し上げる機会をいただきました。改めて感謝申し上げますとともに、御質問のお答えとして、昨日の挨拶とも重複する部分もあるかもしれませんが、お許しいただきたいと存じます。

議員御質問のとおり、私は生まれ育ったこの町を、明るく、優しく、風通しのよい未来都市奄美市にしたいとのビジョンを訴えてまいりました。また、そのビジョンの実現により、民間企業、団体の皆様、市民の皆様、市役所職員、そして、議会議員の皆様、それぞれが幸せを実感できる姿をお示しいたしました。その概略を申し上げますと、民間企業、団体の皆様にとっては、市役所との協力、連携体制がより良く、より強く進み、それぞれに持てる力を十分に発揮して、地域の稼ぐ力が向上しているということ。市民の皆様にとっては、市役所がより身近な存在となり、頼れる相談相手となっていること。また、市役所職員も全体の奉仕者としての認識を保ち、市民の皆様の声が市役所に届きやすくなり、市民サービスが向上していること。市役所職員の方々にとっては、生き甲斐や働き甲斐、誇りを感じる職場となり、スピーディな情報の共有化を図ることで、あらゆる関係者との円滑なコミュニケーションが根付き、市民サービス最優先の仕事ができていくこと。議会議員の皆様にとっては、市当局との一定の緊張関係を保ちつつ、お互いに切磋琢磨しながらも、同じ方向に向かって協力する関係を構築できていること。そして、このビジョンの実現のために、新型コロナウイルス対策。持続可能に稼ぐ地域づくり。安心して豊かに暮らせる、守る地域づくり。次世代を育む、好循環を生み出す、育てる地域づくり。市民に身近で頼りになる基盤づくりの五つのテーマに沿った公約を掲げた次第です。そのために、42歳の若さとパワー、市議3期の経験を最大限生かし、市民の皆様への思いに寄り添い、市民の皆様と何度でも対話をし、市民の皆様とともに汗をかく、この姿勢を貫き、奄美市政発展に向けて全力を傾注してまいり決意でございます。議員より初登庁から9日が経過し、安田カラーを発揮する取組はどの御質問もいただきました。まず、朝山前市長による3期12年間にわたる取組を継承する部分といたしましては、農業、観光交流、情報の重点3分野を基軸とする産業振興の方向性や、子育て支援、高齢者、障害者福祉の充実がでございます。これらについて、これまで取り組んできた成果、実績を基に、絶えず時代に合った取組となるよう、検討、研鑽を重ねてまいりたいと思います。また、財政健全化につきましても、文字どおり、朝山前市長が築いてこられた財産をしっかりと引き継ぎ、財政基盤を整えながら、市民の皆様への期待に応える施策の展開に努めてまいり所存です。その上で、先般、初登庁に際し、職員に対しても、24時間365日、努力を惜しまないこと。行政の最高責任者としての職務を全うすることをお話させていただきました。これから、私自身の考えを職員にもしっかりと御理解いただき、また、行政の長として、各職場、職員、一人ひとりについての理解を深めていかなければならないと考えています。それらを踏まえまして、就任間もない間ではありますが、私自身のマニフェストに掲げました幾つかの取組については、実施手法等の検討を指示したところであります。以上です。

7番（正野卓矢君） 市長、ありがとうございます。市民の皆さんや民間の団体、市役所職員などですね、対話を重ねて、連携して、スピード感を持って、時には修正力を持ちながらですね、行動を実行して行ってほしいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

それでは、次の質問へ移らせていただきます。（2）なんですけれども、マニフェストで掲げられている、持続可能に稼ぐ地域づくりについて、お尋ねします。豊かで幸せな奄美市をつくるために、また、教育や福祉の充実のためにも、観光、物産、情報通信を柱として、経済や産業の成長、発展に全力で取り組み、地域内総生産額を高め、人口1人当たりの所得の向上を目指すと思いますが、観光、物

産、情報通信について、それぞれの取組と、どのような進め方をしていくのか。この三つを掛け合わせることで、どういった効果が生み出されると予想されているのかを具体的にお示しください。お願いします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） おはようございます。お答えさせていただきます。

まず1点目に、観光物産のそれぞれの情報発信の取組に関しまして、お答えさせていただきます。まず、観光に関する情報発信の取組といたしましては、本市のホームページやSNSなどを活用しまして、奄美の魅力を発信するほか、あまみ大島観光物産連盟においても、あまみっけ。やのんびり奄美などにより、島全体の情報発信に努めているところでございます。また、直近の取組といたしましては、本年度、奄美観光に関するVR動画の制作を行っており、最終的にはインターネット配信を行い、よりリアルな奄美の魅力を発信してまいりたいと考えております。

次に、物産に関する情報発信につきましては、1月5日の紬の日において、令和2年度よりSNSや動画配信サイトを活用して、情報発信を実施いたしております。また、令和2年度から加工品販路拡大支援実証事業におきまして、農林水産物などの地域資源等を活用し、郡島外への積極的な販路拡大に取り組む事業者に対し、ホームページ作成・リニューアルやネットニュース広告等においても支援しているほか、奄美群島観光物産協会におきましては、本年4月より、特産品の需要拡大並びに認知度向上を図るためのECサイトのいどりマーケットを運営いたしております。更なる取り扱い品目の拡大を図るための割引クーポン発行などのキャンペーンを実施しているところでございます。

2点目のこれらを掛け合わせることで、どういったものが生み出されるかということでございますけれども、大変難しい御質問でございますが、その鍵となるのは、日々進化する情報技術になってくるものと考えております。民間、行政問わず、観光物産に携わる者が情報技術の有効な活用法について、互いに研究や情報交換を重ね、これらを掛け合わせることで相乗効果を生み出すことを意識し、丁寧に取り組んでいくことが重要と考えております。一例を挙げますと、コロナ禍を踏まえて、手軽さも含めて一気に活用が広がった双方向ライブ配信技術を活用したリアルタイム花火配信やオンライントリップなど、デジタル技術の活用により、これまで考えもしなかった活用方法を見出していくアイデアを、多くの関係者が課題意識をもって取り組んでいく必要があるかと考えております。今後の取組の方向性としていたしましては、eコマースなどの取組を更に強化し、宣伝効果を高め、そして、商品価値を上げていき、国内外からの外貨獲得を促進する好循環をつくっていきたいと考えております。いずれにいたしましても、稼ぐ地域づくりに向けてのキーワードは多様な連携、デジタル活用、相乗効果との考えの下、取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

7番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。平成29年度の資料になりますけれども、奄美市は県内、県下19市中、人口は8位。市内総生産額は11位ですね。人口1人当たりの総生産額は16位。そして、人口1人当たりでの所得ですと18位。それから、上がっているかもしれませんが、なっています。ポジティブに言えば、伸びしろはすごいと言えます。88のマニフェスト、市長、ありますが、その中でも最も力を入れている部分だと思います。我々議員も含めてですね、市民の皆さんも、自分事として、この稼ぐ地域づくり、こう、今、おっしゃったことを意識しながら、参加していければと考えております。ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。2、やんわりについてですね。奄美群島で、若者向け投票率アップ選挙割引キャンペーン、やんわり、これはヤングなナキヤが選挙に行く割引しますの略なんですけど、この、今回町で行われましたが、その件についてお尋ねします。まず最初に、今回の市長選の投票率ですはどれぐらいだったのでしょうか。前回、前々回と比べて投票率はいかがだったか、お答えいただきたいと思えます。

選挙管理委員長（名島義文君） お答えします。今回の市長選の投票率は72.26パーセントで、前々回の平成25年度が無投票、前回の平成29年が48.06パーセントとなっており、前回の選挙より今回は24.2ポイント上がっているという状況であります。

7番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。大分上がっているということで、全国にですね、ほかの地域の、今年度でいいんですけども、ほかの地域の市町村と比べて、投票率はどうだったのか。もし分かれば。

選挙管理委員長（名島義文君） 令和3年度中に県内での任期満了となる首長選挙、市長選挙が22市町村、予定されており、選挙が終了したのは18市町村となっております。そのうち、町村が12、市が6で、うち、無投票が1、これはいちき串木野市であります、と6町村であります。ちなみに市長選挙で一番高い投票率は本市の72.26パーセントとなっております。

7番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。これ、全国のやつは分かんない、市町村、分かりません。

（発言する者あり）

ありがとうございます。一応、県下1位ということで、ありがたいですね。やんわりは若い世代の投票率向上へ向けての取組なわけですが、奄美市としてもですね、いろいろな取組をされていると感じております。どのような取組があるか、具体的に教えていただけますか。

選挙管理委員長（名島義文君） 若い世代の投票率についてであります、奄美市長選挙では、先ほど述べましたとおり、全体では72.26パーセントで、10代は50.00パーセント、20代は38.49パーセントとなっております。若い世代への取組ということですが、市内の定時制高校を含む四つの高等学校の卒業生向けに、選挙啓発グッズの配布、また、選挙啓発チラシの配布、及び、令和2年度から新たな取組として、選挙人名簿登録時に18歳到達者への周知啓発として、新有権者カードの発行をし、更に、市のホームページに明るい選挙推進協議会の活動内容等の周知を図っているところです。また、年明けの1月から2月にかけて、県と連携して、奄美情報処理専門学校、奄美看護福祉専門学校を対象に、模擬投票を含めた、学生のための選挙講座を予定しております。

やんわりについても答弁申し上げますか。

7番（正野卓矢君） はい、お願いします。

選挙管理委員長（名島義文君） 議員質問のやんわりについてであります、令和3年11月14日に執行された奄美市長選挙におきまして、若年層の投票率を上げるキャンペーンとして実施されたことは承知しているところであります。全国では選挙割として、若い世代が中心となって、政治や選挙について関心を持ってもらうことを目的として、広く実施されておりますが、同時に公職選挙法を順守し、選挙違反が起らないような取組、これも重要だと考えているところです。先の質問のとおり、若年層全体としては投票率はいずれの選挙においても、他の年代と比べて低い水準にとどまっていることから、特に若い世代への選挙啓発は主権者教育に取り組むということとともに、関係各機関と連携を図り、今後、一層投票率の向上に努めたいと考えているところであります。よろしく申し上げます。

7番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。公職選挙法を順守すること、これが最も大切なことになるわけでありまして、積極的にこう、こういった民間のかかわりに、かかわるのが難しかったことは理解します。ですが、若者が意識を高く持っていてですね、奄美市の政治に目を向けてもらおうといっ

た取組をつくり出しました。今回の取組は、必ず次へつながる一歩ではないかと感じています。こういった若い人のチャレンジのですね、し続けられる環境づくりが大切になっていくのかなと。これをどうやったら形にできるのか。公正で誰でも参加できる方法はないか。一緒にやれる方法、考えながら、応援して行ってほしいと思います。市長や議会ですね、市役所だけでなく、市民の皆さんと一緒に、こう奄美市を進めていくために、たくさんの方に政治に興味を持っていただき、選挙に参加していただく。子どもたちにも興味を持ってもらうためにも、地域の学校とかでも、何なら小学生ぐらいから授業などで選挙のことを学ぶ、そういったことを取り入れていってもいいのかなと思います。子どもたちが奄美市に対して、何らかの意見を持ったり、自分の島のことを考えるということは、一度、島外に出られたあとでもですね、戻って来る、島のことを考える、戻って来る理由の一つにもあり得るんじゃないかなと思っております。こういったやんわりは、若者がチャレンジとして踏み出した一歩です。これを前に進めていくためにもですね、少しでも力を合わせて考えていってほしいとお願いして、この質問は終わりたいと思います。

3、軽石の漂着について、お尋ねします。令和3年8月に発生した、小笠原諸島での海底火山噴火に由来すると見られる軽石が奄美大島に漂着しておりますが、漂着した軽石の量とか被害、これはいつまで続くのかなどの現状や、その他、細かい情報などがありましたらお示してください。

市民部長（石神康郎君） おはようございます。それでは、お答えいたします。漂着の現状につきましては、日々状況が変化しており、大量の漂着が確認されておりますが、数日でなくなった箇所等もございます。漂着量の把握が困難な状況でございます。対応状況といたしましては、11月末時点におきまして、本市の所管する港湾4港、約173立米。漁港3港、約144立米を回収いたしております。また、国の補助事業でございます海岸漂着物等地域対策推進事業を活用いたしまして、海岸8か所で約62立米を回収しているところでございます。事業等への被害でございますが、漁船被害6隻、出漁控え50パーセントとなっております。最も影響を受けているようでございます。いつまで続くのかという御質問でございますが、現時点では火山活動が沈静化しているようでございますが、今後の活動が不明であることや、漂流中の軽石が今後も漂着する恐れがあることから、見通しは立っていないというのが現状でございます。以上でございます。

7番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。その他の細かい情報はないということで大丈夫ですか。ありがとうございます。

この、漂着して除去されたこの軽石は、一体、どっかに置いていると思うんですけども、ストックヤードみたいなものがあるんですかね。

市民部長（石神康郎君） それでは、お答えいたします。除去された軽石は、それぞれの施設管理者におきまして、仮置きをいたしております。今後の処分につきましては、沖縄県の状況なども確認しながら、利活用も含め、検討してまいりたいと考えております。細かすぎるものなどにつきましても、各地の回収方法が報告されており、沖縄の奥港では強力吸引車で細かい粒子も海水とともに回収するなど、様々な対策が行われているところでございます。また、施設外などで回収できない軽石が自然に与える影響でございますが、漂着が確認されてから、翌日にはなくなっているなど、海流の影響もあり、日々、状況が変化いたしております。短期的な影響は報告されておきませんが、引き続き状況の把握に努め、自然環境に与える影響を注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

7番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。細かくて取りにくいっていうか、除去しにくい軽石が自然界に与える影響は分からない、分からないってことですね。自分も新川の近くに住んでいますけれども、こう、風でこう遡上していくのを見ると、なんらかの不安というか、影響はないのかなと感

じたので、ちょっと質問させていただきました。

次に移ります。この軽石のですね、活用方法なんですからけれども、民間で自主的にいろいろな方法を試されている方もいらっしゃると思うんですが、奄美市として、何か独自に考えてる活用方法とか、また、何か示されていることが、県とか国がですね、あれば、お示してください。

市民部長（石神康郎君） それでは、お答えいたします。漂着いたしました軽石につきましては、現状の把握と回収作業を優先しているため、今後の利活用等につきましては、未だ検討できていないというのが現状でございます。民間事業所におきましては、土壌改良に利用できないかなど模索していると思うんですが、中・長期的にどのような影響があるか不明でございますので、現時点で公的施設などでの大規模な利活用は難しいというふうに考えております。また、利活用方法や成分分析につきましては、先日来島された防災大臣へ提出いたしました要望書におきましても、情報提供を求めているところでございますので、継続して情報収集に努めてまいりたいと考えております。また、修学旅行生や観光客を巻き込んだ島内美化事業につきましても、漂着ごみ対策を含め、関係部署と連携を図り、取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

7番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。なんか、新聞かニュースかでは、徳之島のほうでコーヒー農園のほうにこう撒いた、子どもなんかと一緒にやってみたいな、あったんで、塩分が大丈夫な作物はないのかなと思って、ちょっと質問させていただきました。

それでは、次の質問にいきます。国や県に対して要望書を提出されていると思いますが、今回のこの軽石の問題は長期にわたる大変な作業となるかもしれませんので、継続的な支援が必要となってくることも考えられます。この問題の解決に向けての、今後の動きというか、どうなるんでしょうか。また、先ほども船の話をおっしゃっていましたが、漁業関係者やマリンレジャーの関係者ですね、漁港とか海岸とかは、この国の海岸漂着物地域対策事業ですか、とか、公共土木施設災害復旧事業とかでいけると思うんですけども、この民間の方々が困っている場合の救済、支援などがもしあれば、どのような対策、考えているか、お示してください。

市民部長（石神康郎君） それでは、お答えいたします。去る11月27日、防災担当大臣が来島された際に、奄美群島市町村長会及び市町村議会議長会の連名で、国・県における主体的な対応及び自然環境保全のための補助事業所要額の確保、港湾、漁港の災害復旧への速やかな対応など、八つの事項につきまして要望書が提出されております。また、11月30日には環境副大臣が来島され、土盛海岸と朝仁海岸の作業状況を確認いただいているところでございます。現場では、回収しても繰り返し漂着することや、プラスチックごみなどとの分別が困難であるなど、現場の課題を確認いただいたのち、市長との会談の場において、対策への継続した財政支援をお願いしたところでございます。翌12月1日には、副大臣が鹿児島県知事と面談しており、知事からも長期的な支援を要望していただいているところでございます。国の支援の動きといたしましては、11月5日に国土交通省港湾局と水産庁において漂流軽石回収技術検討ワーキンググループが設置され、同30日に回収技術に関する取りまとめが発表されており、本市の港湾、漁港における回収事例も公表されているところでございます。軽石の漂着は長期化が予想されており、国土交通省におきましては、引き続き回収アイデアを募集するなど、手探りな状況ではございますが、今後とも情報収集に努め、国の支援を活用し、地域住民と連携して対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

7番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。漁業関係者、マリンレジャー関係者の救済支援の話は、まだ出て、上がってきていないということで大丈夫ですか。

市民部長（石神康郎君） それで、漁協のほうから聞き取りはいたしておりますが、冷却水装置の故障等で幾らか漁業の方には被害が出ているようでございます。支援につきましては、共済保険のほうで補償されるというところになっておりますけれども、加入されている方が少ないというふうな現状でございますので、今後とも、また、情報収集しながら、国・県と検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

7番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。自然が起こしたことでするので、救済支援が届かない方々がないようにですね、こう民間の方は、すぐすぐという、暮らしに直結しておりますので、お願いしたいと思います。そして、この軽石が、画期的な活用方法が見つければと思っております。

それで、次の質問へ行かせていただきます。ワクチン接種についてですね。5歳から11歳のワクチン接種について、質問させていただきます。5歳から11歳のワクチン接種の予定、スケジュール、これがどのようになっているか、お示してください。

保健福祉部長（山下能久君） おはようございます。5歳から11歳の新型コロナワクチン接種についてお答えいたします。11月15日に開催されました厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会におきまして、12歳未満の者に対するワクチン接種について議論がなされました。そこでは、5歳以上11歳以下の者の感染状況、諸外国の対応、小児に対するワクチンの有効性、安全性を整理した上で、引き続き議論することとされ、市町村には小児の接種体制の検討を進めるよう通知があったところでございます。現時点におきまして、12歳未満の小児用ワクチンは薬事承認に至っておらず、具体的な接種の予定やスケジュールも未定となっております。以上でございます。

7番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。なんか、報道でこう、接種が始まると報道があったような気がして、ちょっと質問に入れてみたんですが、国からの通知もなく、奄美市としてもスケジュールが決まらない、決められない状況ということですね、分かりました。

子どもへのワクチン、次に移ります、ワクチン接種には専門家の方でもですね、意見が分かると聞きますが、これについての奄美市の見解があれば、ちょっとお示してください。

保健福祉部長（山下能久君） 5歳から11歳におけるワクチン接種についての市としての見解でございますが、ファイザー社による小児用ワクチンについては、先ほど申し上げましたように、現在、薬事申請をしているところでございます。薬事承認には海外における知見を基に、当該ワクチンの安全性、有効性が確認されたのち、承認されるものと認識しております。また、5歳から11歳においての副反応も含めて、国のほうから情報が報告されるものと考えております。いずれにいたしましても、国からの情報を市民の皆様へ、ホームページや広報紙でしっかりとお伝えし、保護者の皆様が大切なお子様のワクチン接種の判断ができるよう、努めてまいりたいと存じます。

7番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。

次に、移ります。ワクチン接種による利益って言うんですか、この抗体を持って、免疫が上がって、これでもう、大人でも第3回目を予定するという形になってはいますが、これってどのぐらい、この免疫とか抗体はもつんでしょうか。そしてまた、この子どもたち、子どもたちのことは、今、分からないという話なんですけれども、新しい変異株がですね、その他の風邪とかインフルエンザ、一般のでもよるしいんですので、抗体、免疫がどのぐらいもつのか、と考えられているのか、お示してください。

保健福祉部長（山下能久君） 日本で接種が行われております新型コロナワクチンにつきましては、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果があり、また、感染や重症化を予防する効果も確認さ

れております。効果の持続期間におきましては、ファイザー社のワクチンにおける臨床試験後の追跡調査の結果によりますと、2回目接種後、2か月から4か月時点での発症予防効果は90.1パーセントであり、4か月から6か月時点での発症予防効果は83.7パーセントとの報告がございます。このように、感染予防効果と発症予防効果は時間とともに徐々に低下するという報告でございます。

次に、変異株に対するワクチンの効果についてお答えいたします。ウイルスは絶えず変化を起こしていくものでございます。小さな変異でワクチンの効果がなくなるというわけではございませんが、それぞれの変異株に対するワクチンの有効性についても、確認が進められているところでございます。以上でございます。

7番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。なぜ聞いたかと言うと、子どもたちはもう、今から成長期で、得ていく自然免疫とか、そういったのも相当育っていくと思うので、変異株のたびに、こう何か注射で抑えるというよりは、子どもたちの成長っていくか、それを信じるほうが有効ではないのかなとちょっと感じたので、質問させていただきました。

インフルエンザとのですね、今後、コロナワクチンとの併用を考えている方も、この冬、いらっしゃると思いますが、これ、併用して接種、併用接種して問題ないのか、不安に思っている方もいらっしゃると思いますので、そのことについて、市としての見解をお願いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） 新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンを両方接種することで、子どもたちへの体への影響はないかということにつきましては、不明な点が多いため、現在、情報収集に努めてまいりたいと存じます。原則として、新型コロナワクチンとそれ以外のワクチンは同時に接種できません。新型コロナワクチンとその他のワクチンは互いに片方のワクチンを受けてから、2週間後に接種することとされております。以上でございます。

7番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。2週間後ってということですね。これは、今、12歳以上の話で大丈夫ですね、はい。子どもたちのことは、まだ分からないと、大丈夫ですか。

次、行きます。最終的には保護者の判断になると、子どもたちのワクチン接種ですね、考えられますが、我が子の安全を考えながら、専門家でも意見が分かれているこの子どもへのワクチン接種をですね、保護者の判断で行うわけですから、その判断材料となる正しいデータを基にした適切な認識を持ってもらったほうがいいかと思えます。情報提供すべき、いろんな角度からですね、と思えますが、いかがでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君） 保護者に対する情報提供についてお答えいたします。11月16日付の厚生労働省からの事務連絡において、被接種者及び保護者に対し、有効性と安全性について、丁寧に説明した上で、同意の確認ができることということが必須事項となっております。接種に対し不安に思われている保護者が多いということにつきましては認識しており、保護者の方が接種について判断ができるよう、広報紙やホームページ、SNSなどでの情報提供に努めてまいりたいと存じます。

7番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。お願いします。

次の質問に移ります。ちなみにですね、大人でも接種後、高熱が出て大変だったなどの話も聞きますが、子どもが接種して副反応が強く出た場合の対応はどうなっていますでしょうか。また、高熱が出た場合、このワクチン接種の副反応として認められる期間、打ったあとですね、その3日後に出るとかあると思えますけれども、その時間とか、何日以内とか、そういう縛りがあるのかということと、すいません、幾つか言います、副反応が出た場合、それについての補償と言いますかですね、全国では補償した事例があるのか。そして、万が一後遺症など出た場合の相談窓口などは準備されているのかなどをお

示していただきたいと思います。と言いますのは、副反応もそうなんですが、後遺症が出て副反応と認定されなかったりですね、認定されるにしても、認定されるまで相当な時間を必要とすることになると思います。その間、医療費は実費ですよ。実費になると思います。そのことに対して、多少不安があります。そのことについて、何かお考えがあれば、お願いします。

保健福祉部長（山下能久君） 本市及び龍郷町と共同で実施いたしました集団接種を行っていた奄美ワクチンセンターでの副反応への対応について、御案内いたします。議員も御承知のとおり、ワクチン接種後は15分から30分間待機し、その間に体調等に変化はないかの健康観察を行っております。この健康観察時間内に体調に変化があった方につきましては、センター内の医師が症状を確認し、緊急性のある場合には消防へ連絡を行い、救急搬送を行っているところでございます。これまで、ワクチンセンターでは接種後に気分不良になった方などがいらっしゃいますが、横になって休んでいただくことで、ほとんどの方が改善されております。ワクチンセンターでは接種に対して不安の強い方にはリラックスして接種できるよう、ベッドに横になって接種を行ったり、別室で接種を行うなどして、接種を希望される方が安心して接種できるよう、工夫を行ってまいりました。国が示す副反応につきましては、アナフィラキシーの場合は接種後4時間以内、血栓症につきましては、28日以内となっております。その他として、医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、入院治療を必要とするもの。死亡、身体の機能の障害に至る者、または、死亡、もしくは身体の機能の障害に至るおそれのある者として、医師の認める期間となっております。

次に、補償についてお答えいたします。予防接種法に基づく健康被害救済につきましては、まず請求者は必要な書類を揃えて、市町村へ請求申請を行います。請求申請を受領した市町村は、予防接種健康被害調査委員会を開催し、都道府県へ進達を行い、都道府県は厚生労働省へ進達を行います。厚生労働省は進達された請求について、疾病・障害認定審査会に諮問し、認否等についての答申を受け、都道府県を通じて市町村へ通知を行います。厚生労働省が設置している疾病・障害認定審査会において、請求が認められた場合は、請求者が申請した医療費等は補償されることとなります。現在、国の疾病・障害認定審査会は3回開催されており、244件が認定されております。本市においては、現在、1件についての国への進達を行っているところでございます。

次に、ワクチン接種後、副反応が出た場合の相談についてでございますが、まずはかかりつけ医に相談していただきたいとしております。また、鹿児島県が設置しております、コロナ相談鹿児島県厚生労働省新型コロナワクチンセンターで副反応等にかかわる電話相談を行っているところでございます。以上でございます。

7番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。自分もですね、子育て世帯ですので、子どもへのワクチン接種を不安視する声も聞こえてきますので、ちょっと細かく聞かさせていただきました。ありがとうございます。でも、あれですよ、市から県に行き、県から国に行き、やっぱり大分時間かかると思うんですよ。子どものことですので、これが早く、もしなんかあったときは迅速におきりにしていただきたいと思います。そして、奄美市、教育委員会にもお願いしたいんですが、子どもたちがワクチン接種をする、しないで起こり得る問題、私が考える程度で言いますと、同調圧力、行動制限などですね、そういった新たな分断を生み出してしまわないかという不安が少しはあるんですが、そうならないよう、私たち大人はですね、子どもたちを取り巻く全ての大人が、想像力を働かせて、互いを思い合う言葉を積極的にかけることが大切になるかと思います。子どもは、この町の未来ですからね。引き続き、国や県、先進的に進めている海外の国の最新情報を生かしていただいてですね、子どもたちの安心・安全につなげていってほしいと思います、お願いします。ありがとうございました。

これ、次の質問に移ります。5、議会でのタブレット活用についてです。議会でタブレットを活用す

ることについて、ついでにのメリットですね、あと、デメリット。前にも、これ、出たことあるのか分かりませんが、それなどの見解をお示してください。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、全庁的な観点からということで、すいません、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、タブレット端末導入のメリットといたしましては、紙の文書を電子化することにより、様々な書類のペーパーレス化が推進されることと考えております。ペーパーレス化の実現によりまして、書類の印刷コストや保管する書庫スペースの削減が見込まれ、また、書類を管理、編纂する職員の業務負担の軽減も想定されます。他方、そのデメリットといたしましては、ペーパーレスの導入は長期的視点ではコスト削減につながるものとされておりますが、導入初期は端末の調達、システムやネットワーク構築に一定のコスト負担が必要となります。また、利用者全員が等しくタブレット端末を活用可能な環境を整備するための研修制度の充実、各種マニュアルのメンテナンスも人的、費用的な負担になるものと思われまます。以上でございます。

7番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。瀬戸内町が、今、紙と両方でこう取り組んでいるとお聞きしました。次の改選で、全部タブレットに変えるみたいな、そういう並行期間も、併用する期間もありながらですね、今、デメリットとして挙げられたことはありますが、デジタルが、技術が進化していくことでクリアできることも多いんじゃないかと思えます。メリットとしてはですね、私たち議員、そして、職員の労務負担軽減。市民への還元ですね。これは、どこまでそのタブレットを使っているかになりますけれども、市民の皆さんから質問いただいたときに、タブレットで参考資料をすぐ確認できたら、そのスピード感ですね、上がると思えますので、市民の還元にもつながると思っておりますし、今、コストの話、されましたけれども、これ、情報のやり取りなんでお金の感覚はちょっと難しいんですが、製本して作って、条例もあれも全部紙に書き替えて渡して、そうですね、将来的にはコスト削減になっていくという形なんだと思えますが、踏み出しにくい理由とか、今までこうあがってこなかった理由とかもあれば、そのデメリットがあればですかね、いいですか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） まず最初に、本市におけるタブレット端末やペーパーレス会議システム導入状況について、御説明させていただきます。本市ではペーパーレス化推進の先行事業といたしまして、今年度予算で50台のタブレット端末を調達いたしております。今年度中にペーパーレス会議の試行を開始する予定であります。現時点では、市執行部の一部会議におきまして、効果測定の意味も含めた運用を計画いたしておりますので、議員御提案の紙とタブレット端末の併用も含めまして、ペーパーレス化のメリット、デメリットについて検証を深めてまいりたいと思えます。議会のタブレット導入の検討課題といたしましては、会議規則等の改正を含めたルール作りが必要と伺っております。いずれにいたしましても、市議会も含めました全庁的なタブレット端末やペーパーレス会議システム導入につきましては、今回の先行事業の検証結果を踏まえた上で、関係部門と協議を進めておりますので、御理解よろしく申し上げます。

7番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。分かりました。今、50台は、市役所の職員の皆さんでやり始めるということですね、分かりました。議会の見える化、見せる化ですね、市民への情報公開という視点も、議会としては意識していきたいことだと思います。ですので、是非ですね、このタブレット端末の導入をですね、考えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

これで、一応、自分の質問は終わります。ありがとうございます。

議長（西 公郎君） 以上で、チャレンジ奄美 正野卓矢君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時26分）



議長（西 公郎君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

輝風クラブ 林山克巳君の発言を許可いたします。なお、林山克巳君から質疑中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

12番（林山克巳君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧になっている皆様、こんにちは。輝風クラブ 林山克巳でございます。

まず最初に、安田壮平新市長就任、おめでとうございます。新しい風を吹かせてくれると期待して期待しております。一般質問に入りますが、その前に所見を述べたいと思います。

私事になりますが、このたび、輝風クラブ会派を松山議員とともに立ち上げました。西洋学によれば、2022年は9年に一度の始まりの年、スタートを意味すると言われていています。輝く風であり、来年は地から風の、風に移り変わり、今までの流れが一掃されると言われています。風の時代は、風が目に見えないように、情報や知識など形のない物、伝達や教育などが重視され、人々は何より知ることを求めていくことになると言われています。安田市長の掲げる、明るく、風通しのよい奄美市を目指して、輝風クラブも頑張っていきたいと思います。

それでは、質問に入りたいと思います。

1、市長が目指す奄美市の未来像。2022年、令和4年度の方向性について。①、コロナ禍における世界自然遺産登録について。②、デジタル時代、奄美市の展望について。③、自衛隊奄美駐屯地の役割について。これら、3点、まとめた見解をお聞かせください。

次の質問からは、発言席にて行いたいと思います。

議長（西 公郎君） 答弁を求めます。

市長（安田壮平君） 林山議員にお答えいたします。激励の言葉、ありがとうございます。

まず、コロナ禍における世界自然遺産登録につきましては、新型コロナの世界的感染拡大は、各分野に多大な影響を及ぼしており、入込客の大幅減少など、本市経済も深刻なダメージを受けている中、日本国内最後とも言われる世界自然遺産登録のニュースは、コロナ禍からの再生を予感させる明るい話題として、島内はもちろん、国内外から大きな注目を集めました。申し上げるまでもなく、世界自然遺産は本地域にとって最重要施策の一つであり、豊かな生物多様性が評価され、登録が実現された今、自然環境の保全と次世代への継承、新型コロナへの感染防止対策を講じた上での持続可能な利用による地域経済への波及を実現していかなければなりません。従いまして、令和4年度も希少種保護、外来種対策、普及啓発などを進める一方、観光分野においても、金作原における利用ルールの運用、市道三太郎線などにおけるナイトツアー利用ルールの試行、多言語字幕付きのエコツアー動画でのPRなどを引き続き行ってまいります。更に、遺産登録された7月26日を記念の日として定める、奄美・沖縄世界自然遺産の日条例を奄美大島5市町村で制定しており、本条例を基軸として、更なる保護機運の醸成を図ってまいります。いずれにいたしましても、世界自然遺産登録は地域の環境保全について重大な責務を負うと同時に、経済分野においてもかつてない追い風と考えております。世界自然遺産を抱える未来都市奄美市として、保全と経済効果の両立に向けて、具体的な議論を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願いたします。

2点目に、デジタル時代、奄美市の展望についてお答えします。本市では令和2年度に策定した第2次奄美市地域情報化計画に基づく施策の着実な推進と行政事務の効率化、高度化を図るため、令和3年度よりデジタル戦略課を新設いたしております。今年度は、各種事務事業におけるRPAなどの先進技

術の活用推進に努めるとともに、新型コロナワクチンの接種予約やほーらしゃ券の予約など、住民に身近な分野でのデジタル化に取り組んでいるところです。令和4年度につきましても、行政分野においては押印見直しを踏まえた行政手続きのオンライン化やSNSによるきめ細やかな情報発信をはじめ、民間と連携し、住民向けオンライン学習サービスの提供や、いわゆるデジタルデバインド対策のための高齢者などへのスマートフォン教室の実施など、デジタル技術の恩恵をより多くの方々に実感いただける取組を進めてまいります。新型コロナを契機に、あらゆる場面でのデジタル技術の活用が進展しています。そして、技術の進展により、デジタルの活用は決して無機質なものではなく、双方向でのコミュニケーションが可能なものになってきております。私は、マニフェストにおいても、Society 5.0時代に対応した本市の姿を未来都市と表現いたしました。心と心が通じ合う、温かみのあるデジタル社会の構築に努めてまいります。

3点目、自衛隊奄美駐屯地につきましては、我が国の平和と安全の確保はもとより、台風常襲地帯である本市の防災面においても、市民の皆様の安心・安全の礎となっております。また、子育て世代も増え、隊員や御家族の皆様による消費効果に加え、清掃活動や行事、イベントなどにも積極的に参加されるなど、地域の方々から非常に喜ばれ、地域に活力を与えていると伺っております。このように、奄美駐屯地は市民の暮らしと安全に大きな役割を果たしており、これからも連携、協力しながら、安心・安全で活力ある地域づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

12番（林山克巳君） はい、ありがとうございます。市長の考えが、この3点、思いが、また、これからの展望などをお聞きすることができました。これに対しては、もういろいろと細かい作業をしておられると思いますので、その見解を聞けたらいいと思ひまして、質問をいたしました。本当にこれから、オミクロン株、どういう形に、来年、なるか分かりませんが、その不安もあります。しかし、もう一緒になって、共存、共栄って変な言い方ですが、これは、こればかりは両輪で、経済と回していかなきゃいけませんので、それも考えながら、もう前へ進んで行ってほしいと思います。

それから、デジタル時代はもう既に、もうどんどん加速しております。携帯電話もガラケーからスマホ、最初はガラケーは、スマホはちょっとどうかなっていう、ちょっとと言われる方もいましたが、もうほとんどもうスマホに変わりました。ここ2・3年ですね。そのぐらい早いんで、もう1年先はもっともっと進んでおられると思いますので、どうか付いて行けるように、どんどん流れをつくっていただきたいと思います。

それから、3点目ですね、自衛隊。これに関しては、ちょっと私、聞いてきましたので、本当、防災関係、いろんな意味で大変お世話になっておられると思います。国の政策、国を守るため、奄美市を守るため、ある意味、そういう自衛のための役割っていうのは大きいんですが、それと、この奄美市にとってですね、本当に喜んで、喜ぶべきと思ひていますが、高校卒業してですね、聞いてきました。令和2年度、受験者がですね、自衛隊、受験者が31名。令和2年度ですね。それから、その中で、やはり受験してもなかなか、今はもう自衛隊に入るのも大変で、ある程度こう学問がなければ入れませんが、その中で入隊した人数が13名。これ、奄美市と喜界島入れてですね、13名。奄美群島が46名、群島全部ですね。その中で、23名が入隊している。これは、令和2年度です。令和3年度がすごいんですね。受験者が33名、これ、奄美市と喜界だけで33名。予定者も、これも間違いないうことなんですけれども、26名。これ、奄美市でだけです。これ、群島入れたら、もっと多い数になるって思ひます。やはり、不景気もありますけれども、やはり安定したやっぱりお仕事でもあるし、また、使命もありますし、子どもたちがものすごく関心を示しているのには間違いありませんので、そういう意味で、両方こう考えながら、いただきたいなど、考えていただきたいと思ひます。もう一つはですね、478名中、入隊した奄美出身者が10名戻ってきているみたいなんですよね、奄美群島に。自分のふるさとにですね。ということは、やっぱりそこには家族があり、母があり、父があり。家族、だから、ものすごく喜んでおられるんじゃないかと、私は思ひます、想像しますけれども。

そういう状況の中で、これから雇用の関係も増えてきたり、そこに関連する経済も関係してきますので、どうかその辺も含めてですね、市長には、是非、自衛隊の役割を考えていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。お願いして、2番の質問に行きたいと思います。

2番、コロナ禍における取組について。ワクチン接種と経済活動についてなんですが、まず、①ワクチン接種率。それについて、ちょっと、国と県と奄美市、お答えください。

保健福祉部長（山下能久君） 新型コロナワクチンの接種率についてお答えいたします。2回目までのワクチン接種は10月17日で集団接種が終了し、現在、未接種者並びに新たに12歳になる児童に対しての接種を医療機関にて実施しております。議員お尋ねの接種率について、国・県におきましては、12月6日現在、本市では12月8日現在と異なっておりますことを御了承ください。まず、本市の接種率は65歳以上の高齢者93.2パーセント、64歳以下78.2パーセント、12歳以上の対象年齢全人口では83.7パーセントとなっております。次に、県の接種率は65歳以上の高齢者93.6パーセント、64歳以下81.2パーセント、対象年齢の全人口では85.6パーセント、全国では、65歳以上の高齢者92.8パーセント、64歳以下80.3パーセント、対象年齢の全人口では84.2パーセントとなっております。現在も1・2回目が未接種の方の接種の予約は受け付けておりますので、希望する方が接種できるよう、周知に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

12番（林山克巳君） 接種率、本当、国・県・市、本当に接種率が良くなってきて、それに合わずように、感染も減ってきているっていう形になっていると、私は理解しております。ただ、いよいよまた、冬が来ます。正月が明けて、冬が来ますので、ここを乗り切れば、ちょっと先が見えてくるのではないかなと思います。先ほど言いました、その接種のことに話、私も知らなかったんですけども、実は私、体調が悪くてですね、接種ができていなかったんですよ。そしたら、10月、出張でちょっとあの、健康保険の研修の、出張いかなきゃいけなかったもんですから、接種を受けなければ、これ、鹿児島でも県外に出ると迷惑かけるんじゃないかなと思ってですね、接種をしました。私、接種券っていうのがこうあるんですけども、医師会で私は受けたんですが、5人になれば、もう時間が決まっとなってですね、日にちとか、5人になれば接種ができるとか、そういう感じでやっていただきました。子ども接種と並行してなんで、いつでもそういう形でできるんで、そういうこう、広報をですね、やっていただきたいなっていうことを思います。まだ、本当、どうしたらいいのかな。もう、もう自分たちが受ける接種の期間は過ぎた。今でもこう受けることができるのかなって思っておられる方がおられるかもしれません。私も知りませんので、問い合わせで、こういう形ですっていう。各病院でこう受けられるんですよね。その病院は、もう、幾つぐらいの病院だったですかね。答えられますか。

保健福祉部長（山下能久君） 個別接種につきましては、当初、16か所の医療機関で実施しておりましたが、現在は対象者が少なくなっているため、市内2医療機関で実施している状況です。予約受付と調整を市で行った上で、医療機関への接種につなげている状況でございます。

12番（林山克巳君） はい。確かにこのワクチン接種、不安もあつたりします。私も1回目、私の場合、1回目がもう体が動かなくなって、2回目が普通だったんで、ちょっとおかしいなって言われたんですが、その人によってその副反応というか、それは違うと思いますけれども、けど、もうこの接種、ワクチン接種はですね、できるだけこれを、接種率を上げて、本当にいただくことがいいことだと思っておりますので、どうか努力していただきたいなと思います。

2番の質問に、それじゃ、2番の質問に入ります。奄美空港と名瀬新港ですね。感染防止対策、これについて、ちょっとお答えください。

保健福祉部長（山下能久君） 奄美空港、名瀬新港における感染防止対策について、お答えいたします。議員御案内のとおり、第6波の到来とか、変異株の感染拡大も懸念される中、奄美空港や名瀬新港における水際対策は重要であると認識しております。現在、行っておりますサーモグラフィによる検温業務を継続していくとともに、来島者への感染防止対策への取組や、必要時に検査へつながるような啓発等につきましても、観光関連事業者などとの連携を図りながら、引き続き取り組んでまいりたいと存じます。更に、水際対策の強化対策として、感染者の来島を未然に防ぐための出発地におけるPCR検査等の検査体制の充実や、ワクチン未接種者や検査を受けずに来島された方などが受けやすい検査体制の構築につきましても、県や奄美大島5市町村と協議を行う必要があると考えているところでございます。以上でございます。

12番（林山克巳君） はい。もうこれは、もう本当に感染が少なくなってきてですね、本当にうれしいことなんですが、もういよいよ世界自然遺産で観光客も1回、いっぱい入って来られる、来島されます。もう、本当に1月、2月、この水際でどうなるか、ここにもうかかっていると思いますので、もう是非、そういう、PCR検査はもちろんですけれども、先ほどの私が持ってきた、持っている接種券、接種したっていう証明の券、これ、全部含まれていますんで、この辺も、こうなんかこう工夫しながらですね、もう、地震。

（発言する者あり）

何で俺のときに。いいですか、議長。

議長（西 公郎君） 続けてください。

12番（林山克巳君） すいません、いやいや、すいません。本当にこれ、水際対策、大事なことになっておると思いますので、下のほうの、この3番の、もうそのままいきます、ワクチン接種証明書の活用、これ、どのように考えておられますか。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。ワクチン接種証明書につきましては、紙による接種証明書に加え、国により、年内においてデジタル化を目指しております。このデジタル化につきましては、スマートフォン上で専用アプリからマイナンバーカードによる本人確認の上で申請、取得し、2次元コードとともに表示可能とする予定となっております。ワクチン接種証明書の活用について、国から示されております内容といたしましては、海外渡航時におけるワクチン接種履歴の効率的な確認や日本入国時の円滑な確認体制の整備、また、国内におきましては、飲食店やイベント、移動の際など、民間が提供するサービスなどにおいて、日常生活や経済社会活動における感染のリスクを下げるための活用を想定しているとしております。本市におきましても、感染のリスクを下げながら日常生活を回復させていくために、国や県からの情報を踏まえながら、円滑な活用体制を整えてまいりたいと存じます。

12番（林山克巳君） はい、国のほうもそういう形で進んでおられます。しかし、それを、それがいつ、本当に、一緒に、マイナンバーカードと一緒にいいのか。その辺が本当に、日にちが経てば経つだけ不安もありますので、できればこの接種証明書。受けている人と受けていない人、体調が悪かったり、それを差別的なそういうのはよくないと思うんですよ。ただ、この接種した人としていない人っていうのは、ちゃんとそこ、その辺りをしっかりしなければ、不安がやはり出てくると思います。特に高齢者の方なんかはですね、せっかく接種したのに、接種していない人と一緒に、知らないけれども、一緒に例えば食事をしているとかですね、そういうのがあれば、ちょっとそういう不安が募りますんで、そこを何とかですね、考えていただきたい。鹿児島で私、鹿児島と宮崎、視察でちょっと行ってやった

んですが、実は居酒屋で3店舗ぐらいやっているんですよ。別にその、ここは接種を受けていない人は、もうここであれしてくださいって、受けた人と受けていない人と。それは、宮崎でもあったんです、3店舗。だから、やはりちょっと工夫しなければ、奄美市の場合は世界自然遺産登録になっているので、もう本当に観光客が押し寄せて来るって思うんですよ。どうか、スピードを要すると思いますので、是非、そこを早急にやっていただきたいなと思います。この質問を終わりたいと思います。

そしたら、3番のですね、デジタル化に向けた取組について。1番、こう官民、議員連携もあるんですが、まず、①デジタル化の中でですね、このマイナンバーカード。私もいつもマイナンバーカードのことを質問、よくするんですが、もうこれは非常に大事なことで、もう本当、毎回、どういう形になっていくかっていうのを聞いていこうかなと思っていますんで、どうかよろしくお願いします。2021年度11月末現在の申請状況、それを教えていただきたいと思っています。

市民部長（石神康郎君） それでは、11月末ということですが、最新が11月21日現在というところでございますので、その時点での数字を公表になっていきますので、発表させていただきたいと思っております。本市でマイナンバーカードの交付申請をされた方は1万9,421人、45.57パーセントとなっており、県は39.52パーセント、国では42.78パーセントとなっております。なお、カードの発行までは、現在、1・2か月ほどかかりますことから、本市でカードを交付された方は1万8,806人、44.12パーセントとなっており、県で37.19パーセント、国で39.61パーセントとなっております。先月、政府が経済対策の一環といたしまして、マイナンバーカード保有者への最大2万円分のポイント付与を閣議決定したことで、本市担当課への問い合わせや新規の申請も増えてきてございます。本市といたしましても、マイナンバーカードのPRや窓口でのタブレット申請などを引き続き行うとともに、出張申請や受け取りのための時間外窓口設置なども進めながら、マイナンバーカードの普及促進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

12番（林山克巳君） もう非常に奄美市は、申請率っていうか、持っておられる方がどんどんどんどん増えてきているのは、もうこの数字で見えます。このマイナンバーカードだけは、どうしても、これは全体的に、その、セキュリティの関係もしっかりすることに、しながらですね、このマイナンバーカードっていうのは、本当にシステム的には、全てのそこにデータっていうかですね、入っていくことができますんで、もう是非、これを奄美市としても推進していただきたい。先ほど、部長がおっしゃったんですが、新しくですね、マイナンバーカードを取得した向けには、最大で5,000円、来月から付与されるんですよ。マイナンバーカードを新たに取得した人は。もう既に、これ、取得している人には、もうそういうのは何もないんですかね。

市民部長（石神康郎君） お答えいたします。まだ、先ほど新規で登録されていない方は5,000円のポイントで、それ以外にですね、健康保険証をインターネット、そのマイナポイント、マイナンバーカードを通して使用、利用できるような登録をされた方には7,500円分のポイント。それから、公金、マイナポータルサイトで公金の口座、受取口座を登録することで7,500円のポイント。ですから、既に申請されていらっしゃる方は、昨年度、5,000円のポイントは付与されてございますので、ただ、今回の件では、最大1万5,000円のポイントが付与されるということでございます。以上です。

12番（林山克巳君） はい。これ非常に大きくてですね、私の家内もすぐマイナポイントを申請するようにしましたが、本当、こういうのを、情報をですね、もっともっと広報すればですね、やはりマイナンバーカードに対する理解力とか、これから国がやっていこうってすることを理解できるって思うんですよ。是非、このマイナンバーカードについては、そういう取組をしてほしいと思います。

それと、その下、国民健康保険証の運用について。もう10月からなっているんですが、これについてもちょっとお答えいただきたいんですが。

市民部長（石神康郎君） それでは、マイナンバーカードを活用できる医療機関の状況についてお答えをいたします。令和3年10月からオンライン資格確認システムの本格運用が開始されております。本市の医療機関におきましては、8月末時点で1医療機関のみが申請登録済みとなっておりますが、11月28日時点では対象が増え、8医療機関が申請登録済みでございます。また、本市が管轄いたしております住用診療所と笠利診療所におきましても、申請登録済みとなっております。近々、本格運用を開始する運びとなっております。今後も、新たにマイナンバーカードを保険証利用できる医療機関、薬局は増加するものと考えております。本市といたしましては、マイナンバーカードの更なる普及率アップと併せまして、保険証活用の利便性をアピールしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

12番（林山克巳君） はい、この健康保険証とですね、一体化なるっていうのは、もう非常に画期的なことだと私は思っております。もう、是非、最初、8月末で一つの医療機関が、もう八つになりました。システムを、構築するシステムに資金がかかる分ですと遅れていると思えますので、その辺はやはり予算的措置とか、国もやられると思えますけれども、市ももっとそれに合わせてですね、できるようにですね、話し合いを進めていっていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

次の質問に入っていきます。デジタル化、デジタル化に向けては、本当、さっき風の話をしましたですが、本当、教育行政、これが本当に大事な一つの、もうポイントだと思っておりますので、これについて。まず、教育現場のオンライン化について。その下の、全教員にデジタル指導を、1人、付いてやられたっていう話は聞いたんですが、これ、ちょっと簡単に説明してもらえますか。

教育長（村田達治君） こんにちは。それでは、議員の御質問にお答えをしたいというふうに思います。GIGAスクール構想が今年度から各学校で推進されまして、5月当初は授業でタブレットを活用してみることからスタートをしているところでございますが、今では教科の特性や学習内容に応じて、各学校で積極的に活用が図られているところでございます。GIGAスクール構想につきましては、令和2年9月に制定した奄美市ICT教育基本構想に基づきまして、本市におけるICT教育の目標を設定いたしまして、年間計画を作成しながら取り組んできたところでございます。全教職員への指導でございますけれども、まずは市内の各学校から推薦をいただいた、ICTに堪能な教職員8名で組織しました、GIGAリーダー研修会、これを、これまで4回行っているところでございます。この研修会におきましては、タブレットを活用した事例等を発表したり、先進学校の様子に学んだりしながら、タブレットの効果的な活用法について研究をしまいったところでございます。

次に、この研究の成果を基にしまして、各学校におけるICT担当者28名で、28校でございますので、28名で組織したGIGAスクールリーダー研修会を開催しまして、具体的なタブレットの活用方法を学んでいただきました。更に、各学校の研修会におきましては、先ほどの8人のGIGAリーダーや28人のGIGAスクールリーダーを講師役としたり、また、指導主事を派遣したりするなどして、ICT活用についての教職員への浸透を図ってきたところでございます。教育委員会におきましては、奄美市GIGAロードマップ2021を作成し、全校に配付してございます。これは、自分で考え、自分なりの答えが出せる児童の育成というのを目標に、奄美を世界に発信できる児童・生徒を目指し、ふるさと奄美を誇りに思うことができるようにしていきたいと考えております。誰1人として取り残されず、全児童・生徒、全職員がICTを活用できますように、各学校での研修を深め、未来を見据えたGIGAスクール構想の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

12番(林山克巳君) ありがとうございます。GIGA構想と、また、先生に対する指導の話を伺うことができました。

ここです、ちょっと小宿小学校にですね、視察に6名、下方地区の議員で行ってきたんですが、その授業風景っていうかですね、それを一応、ちょっとモニターで出しますので、ちょっと見てください。こういう形で進めている、進めているっていう形ですね。一番奥のほうがですね、あれが電子黒板なんです。タブレットが、各、机の上に。なかなかちょっと小さい机ですので、ちょっとなかなか教科書とか一緒に置くのもちょっとやりにくそうなんです、一応、こういう形ですね。次、お願いします。電子黒板なんですけれども、各教室の机の端末から向こうに回答とか、そういうのが向こうに行くんです。次、お願いします。これが、子どもたちが自分で、先生が言ったのに答えを書いて、答えをあれして、それを電子黒板に送るっていう形ですね。こういう授業の風景、授業をしながら、こう、タブレット授業っていうのは進めているみたいなんです、本当に私たちが視察した教室は、もう先生が本当にその上手くこなしてですね、子どもたちと電子黒板とタブレットと、やはりこれは、タブレットこなすものなんです、もう一つ、それを使いこなしながら、子どもたちにこう教える技術っていうのも、なんかこれ、相当なんか必要だっていう感じがしました。何て言うんですかね、教え方というか、子どもたちがこう興味を示すような話し方、いろいろですね。だけど、非常にすばらしい先生でしたので、私もちょっと感動しました。ちょっと、この次、お願いします。タブレットを、もう、皆さん御存知かもしれませんが、あれは納める、タブレットを1台ずつ納めている場所なんです。あそこにいつも充電して、こう入れておくんです。次、お願いします。これ、これ何か、私、ちょっと分らん、聞いた。ちょっとこれ、ちょっとお伺いできますか。お答えできますか、これ。はい。

教育長(村田達治君) 先ほどの写真のことなんですけれども、実はこの保管庫が、タブレットを保管している間にですね、自動的に時差をつけながら偏らないように充電をするシステムになっておりまして、恐らく、先ほどの写真についてはですね、その充電状況等を示す、そういったディスプレイじゃないかというふうに思っております。私も勉強不足で、はっきりしたことは申せませんが、資料からするとそう判断されます。よろしく願いいたします。

12番(林山克巳君) はい。その充電、その保管する形だと思っております、それはですね。ちょっと不安なのはですね、やっぱりこういう機器類とかいうのは、こう使っていけばいいんですが、使わなかったら、逆にこう機器類っていうのは壊れるような不安がちょっとあるものですから、先生たちがこう何時間、週に何時間ぐらい、これを使って授業をしているのか。その辺がどうなっているのかが、どうの。タブレット授業っていうのはどういう形なのか。簡単でいいですので、ちょっと教えていただけませんか。

教育長(村田達治君) 私も最近ですね、学校訪問、あるいは、教育長訪問という形で、全学校を回らせていただきまして、その中で、各学校、授業も見させていただいたところがございます。そのときの感想、率直な感想ですけども、ほとんどの学級で毎日使われていると。ただ、学校の使用頻度によっては、学校により差はありますけれども、概ね1日1回はですね、使用されているんじゃないかというふうに判断をしているところがございます。以上です。

12番(林山克巳君) はい、了解いたしました。是非、今、先生たちも教える、教材を教えるほうと、また、タブレット授業、指導されて、いろいろとこう大変、いろいろ忙しい中、やっておられると思いますので、いろいろこう、先生、方々も困ったことがあればですね、共通な認識の中で、よくなるようにですね、考えていければ、いきたいなと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

3番目、デジタル、このマイナポイントですね、先ほどからポイントの話が出ますが、この電子マネー、デジタル地域通貨、これ、確か市長もこのデジタル地域通貨のことは一般質問したの、覚えておるんですが、このデジタル地域通貨、この電子マネーをどのように、導入のことは考えておられるかどうかを、どのような検討をしているのかを、ちょっとお聞かせください。

福祉事務所長（永田孝一君） 聞き取りのところで、地域通貨については、昨日、総括でも質問がありましたけれども、子どもへの10万円給付、先行の5万円、残りをクーポンでというところで活用できないかという林山議員からの中身でしたので、それについてお答えしてよろしいでしょうか。

まずですね、昨日もお答えしましたけれども、子どもへの支援のための給付ですけれども、11月19日に閣議決定がされまして、コロナ克服新時代開拓のための経済対策、その中の子ども子育て支援ということで、子育て世代5万円の給付。それから、来春の卒業、入学進学期に向けた、子育てに係る商品やサービスに利用できるということで、子ども1人当たりの5万円相当のクーポンを基本とした給付ということで、2段階に分けたものが示されました。ただいま、国会のほうで審議しておりまして、一括で10万円で出せないかとかいう話も来ておりましたが、閣議決定の中で、5万円と5万円というところと、それから、もう先行の5万円給付については、支給要綱が届いていたものですから、それに沿って行っているところです。ただ、議員御質問のこのクーポンの利用につきましては、まだ審議されている状態なので、詳細が分からないというところで、地域通貨という形ですするには、様々なちょっと取組が必要になってくると思いますけれども、まだ決まっていないというお答えで答弁したいと思います、はい。

12番（林山克巳君） はい、すいません。このデジタル地域通貨、もう非常にこれから先、必要になってくると思います。私もこれ、興味でずっと、これもちょっと視察、行ってきたんですが、都城に、都城っていうのは、そのマイナンバーカードもなんですが、もうその、そういうのにどんどんどんどんこう行っていっているんですよ。この地域通貨で、地域通貨を作っているんですよ。キャッシュレスを進めていく上ですね。みんな、au PAYとかドコモPAYとかありますけれども、それをにくPAYっていうのを作ってますね、にくPAYっていう地域通貨を作っているんですよ。アプリを、こうアプリで引けるんですよ、そのにくPAYを。そこにポイントを入れていく。それも、地域振興券とか、いわゆる国の予算もなんですが、だから、それを使っているところやキャッシュレス、使えるような仕組みを使って。それがだけど、10月からなんですよ、今年の10月から本格的に、それは始まってきているんで。だけど、もう本当、にくPAYって、肉になぞえたあれなんですけれどもね、アプリなんですけれども、もし本当、できれば、世界自然遺産登録もなったし、コトくんもあるし、黒糖焼酎もあるし、なんかそういうのを付けてからですね、なんか地域通貨っていうのをしていけば、楽しみも出てくるし、そこにポイントを付けていくっていう形をとってやればいいな。この地域通貨、是非、いろんな先進地が一杯ありますので、是非、これを、取組を図っていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたして、この質問は終わります。

それでは、最後に、最後の4番、国民健康保険についてなんですが、これも非常に大事な、もう本当、いよいよ来年からですね、ここで私、前、一般質問したと思いますが、来年からですね、後期、団塊の世代の方々が後期高齢者になっていくんですよ。来年からこうざっと増えていっている。保険制度のですね、医療費の、もうしょ、ものすごく急増が予想されていくような形になっていくと思います。ですから、そこがちょっと不安で、市民に分かってほしいということの中で、ちょっと質問いたします。

まず、1番、国民健康保険の加入者。まず、これをお願いいたします。

市民部長（石神康郎君） それでは、国民健康保険加入者の現状についてお答えをいたします。本市の国

民健康保険制度の加入者数は令和2年度末において、世帯数7,157世帯、1万719人となっております。以上です。

12番（林山克巳君） 1万719人でしたね、保険加入者がですね。したら、やはり結構な比重を、人口に対する比重は大きなものになってくると思います。やはり60,65を越してくると、みんな社会保険からですね、国民健康保険に替わってきますので、その運営が厳しくなると思います。今、平成27年からですかね、国が全部やっていたのが、県のほうに移管になって、国から1,700億円ぐらいを日本全国に予算としてつけて、今、県がやっているんですけども、その現状をもう一度ちょっと話していただけますか。

市民部長（石神康郎君） はい、それでは国民健康保険税の低所得者割合というところで御説明をいたします。国民健康保険では構造的に負担能力の低い所得者に対し、公費で軽減分を補填する制度がございますが、その軽減対象世帯の割合についてお答えをいたします。先述いたしました、本市の国民健康保険制度の世帯数7,157世帯、被保険者数1万719人のうち、低所得に該当いたしますのは5,134世帯、7,790人となっており、世帯に占める割合が71.7パーセント、被保険者数に占める割合が72.7パーセントでございます。軽減世帯の内訳を申し上げますと、世帯の所得に応じて7割、5割、2割軽減と段階がございますが、全体に占める世帯の割合は、7割世帯41.7パーセント、5割世帯17.8パーセント、2割世帯12.2パーセントでございます。低所得者の定義についてでございますが、国が定める軽減判定基準に該当する世帯を低所得者としております。軽減世帯の判定は、所得申告をしている世帯で、前年度中の所得が一定以下の世帯というふうになってございます。なお、世帯内に収入が不明な方がいらっしゃる場合は減額ができないということになってございます。

12番（林山克巳君） なかなかこの数字的なものとか、いろいろなこの流れっていうのは、理解するにはちょっと難しいところがありますが、今、話しました、この低所得者、1万719人の中の7,780人っていうことは、その残り、それを引いた残りが低所得者じゃなくて、そのちょっと収入が高い人たちという中でやっておられるんで、なかなかこれは、ここから先ですね、定年になれば、そんなに低所得者、そこまでこう収入は高くなりませんので、ここも増えてくると思うんですよ。だから、本当にここから先ですね。私は生活保護のあれ、書いていますけれども、これはもう国からのあれなんで、別でちゃんとそういう保険証っていうか、保険っていうか、それは出ていますんで、これは別と思いますが、本当、これから先ですね、考えなきゃいけないなと思って、私、この前、ちょっと提案したんですけども、ちょっと、ちょっと見せていいですか。国民健康保険、もう皆さん御存知と思うんですけども、一応、念のために。年金とか社会保険、厚生年金とか年金は国民年金1階建てで、2階建てが厚生年金があって、共済の、行政の職員の方々とか中小企業経営している人なんかは、こう、年金が2階建て、1階建てなんですけど、それとは別で、これは健康保険をですね、国保が左なんです。下が協会けんぽで、中小企業。そして、共済組合、ここが紫色ですね、これで成り立っているんですよ。成り立っているんですけど、この、みんなそれぞれが、運営が全然別々でですね、そこに国からの予算が入ったり、市の予算の一般会計からこう繰り入れたりですね、しながら、工夫しながらやっているんで、ここから先、もうよろしいですよ、ここから先ですね、この健康保険に関してはですね、何とか、何とか上がらないような工夫をしながらですね、やっていただきたいと思いますが、それでは、3番の質問にそのまま入って行きます。保険料をですね、その中で、鹿児島県自体がですね、実は全部水準を統一しようっていう、一応、そういう流れっていうか、流れになっているんですよ。これが、3年後まで計画立てて、6年後にはもうその方向みたいな形で、それもですね、話をしながらいかなきゃいけないんですけど、このことについて、ちょっとだけ述べてもらえますか、少し。

市民部長（石神康郎君） それでは、県の保険料水準の統一に関する本市の課題について、お答えをいたします。国が推奨しております都道府県ごとの保険料水準の統一でございますが、県におきましても、県と各市町村との協議の場が設けられてございます。現時点では、具体的にいつまでにどのような形で保険料水準の統一を図るとは決まっておりますが、県といたしましては、今年度に改正されました県の国保運営方針におきまして、保険料水準の統一に向け、統一化の定義や課題を整理し、算定方式の統一や赤字の計画的、段階的な解消などの環境整備を、令和5年度までに実施していくと明記をいたしております。本市の現状でございますが、1人当たりの保険税必要額が県内の他市よりも低くなってございます。これは、主に本市の所得水準及び医療費水準が他市に比べ低いことに起因するものと捉えております。単純に県内の市町村において、1人当たりの保険税必要額を平準化、即ち統一いたしますと、本市が県に納めます事業費納付金の額が増額になることを示しております。併せて、本市の国民健康保険税の増税につながることを懸念いたしているところでございます。本市といたしましては、決算剰余金などを基金積立し、将来への備えを行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

12番（林山克巳君） はい。もう、是非、低所得者も、本当、皆さんこの離島ならではのですね、みんな必死に頑張っておられますので、医療はどうしてもかかりますので、そこをした上で、このまま鹿児島県全体で統一して、されてしまうと、もう完全に上げざるを得なくなってくるので、できれば奄美群島は奄美群島だけ、こう分けてですね、その辺をやっていただけるように、行政のほうからもどんどん提案してやっていただきたいなって思います。私たち、本当は、先ほど見せましたけれども、中小企業やっている協会けんぽ、それから、共済、大企業やっているあれ、健康保険、こっちの国保ですね。できればこれを、健康保険料だけは本当だと全部統一してくれればですね、日本全国でちょっと考えてくれればいいなって思って、提案を、提案っていうか、話したんですよ。実際、そういう話があるみたいです。だけど、やっぱりその間でなかなか難しいところがあるんですね。だから、どうかその保険料、保険税ですね、もうできればこう工夫しながら、上げないような努力をしていただきたいとしますので、どうかよろしく願いいたします。

これで、私の質問終わりますが、安田市長、是非、来年から自分の思うことを一生懸命やって、進めていていただきたいとしますので、どうかよろしく願いして、私の質問といたします。ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 以上をもちまして、輝風クラブ 林山克巳君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時38分）



議長（西 公郎君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

自民党新政会 和田霜析君の発言を許可いたします。

4番（和田霜析君） 市民の皆様、議場の皆様、そして、インターネット中継を御覧の皆様。こんにちは。私は自民党新政会の新人、和田霜析でございます。新人の中でも最初に一般質問させていただくことを、大変うれしく思っております。よろしく願いいたします。

さて、安田市長、今回の市長選挙、御当選、誠にめでたうございます。平田元市長が築き上げた土台と、朝山前市長が築き上げた屋台骨を基に、安田市長の更なる御活躍で奄美市の発展を築き上げることを御期待しております。

一般質問に入る前に、少し私の所見を述べさせていただきます。日本では新型コロナウイルスが落ち着いてきておりますが、世界では更なる感染拡大の状況が続いています。また、第6波が踏破すると

われ、心配な最中、新たな変異株、オミクロン株が日本でも見つかっております。オミクロン株をはじめ、第6波が拡大しないことを心より祈るばかりですが、本市におかれましても、早め早めの対策をしていただければと思っております。新型コロナウイルスが日本で発見され、間もなく2年になろうとしております。この長さ2年において、最前線の現場で対応されております医療従事者をはじめ、医療関係者の皆様に、心から感謝を申し上げるとともに、毎日御苦労されております市の担当職員、幼稚園、保育園をはじめ、小学校、中学校、高等学校の学校関係者の皆様に心より御慰労申し上げるとともに、お礼を申し上げたいと思います。私事ですが、今回の市長選と同じ日に市議会議員補欠選挙に挑戦させていただき、無投票ではございましたが、当選させていただきました。これも、多くの市民の皆様の御支援があったおかげだと思っております。誠にありがとうございます。11月15日に当選証書をいただき、さっそく議員として活動しております。大きな重責を担ったと思っておりますが、皆様の御期待に応えられるよう、誠心誠意努力していく所存でございます。引き続き、御指導賜りますようお願いいたします。

それではさっそく、質問に入らせていただきます。

奄美市総合計画についてお伺いいたします。平成23年度から令和2年度までの10年計画が作成されております。既に前期5年は終わっており、更に、昨年度、令和2年度に、後期の5年も終了しております。後期5年には、平成28年度から令和2年度の後期基本計画がされております。この後期5年の評価をお聞かせください。但し、しかしですね、直近2年間はコロナの影響があり、計画が大分ずれた部分もありますので、既に終了している部分について、何か評価がありましたら、お教えていただければと思います。

次の質問からは、発言席にて行います。

総務部長（三原裕樹君） それでは、お答えいたします。奄美市総合計画につきましては、議員御案内のとおり、平成23年度から令和2年度までの10年間の計画であったことから、昨年度をもちまして計画期間が終了をいたしております。まず、この総合計画の評価報告書につきましては、現在、内部での評価作業を進めているところでございます。評価作業といたしましては、基本構想において、まちづくりの将来目標として掲げております人口、交流人口、総生産額や後期基本計画で掲げております、各分野における数値目標の実績値の確認、分析及び計画に基づき取り組んできた施策の成果、今後の方向性などについて整理を行っているところでございます。評価報告書の公表時期につきましては、各種指標のデータ整理など、評価作業が整ったのちに公表したいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

4番（和田霜析君） はい、ありがとうございます。現在、評価中ってということですね、ですけども、大まかなスケジュール感というのは教えていただくことは可能でしょうか。

総務部長（三原裕樹君） 先ほども申し上げましたけれども、各種目標の数値を設定をしております、その確定値、それをまず確定を確認、整理をしております。そのあとに、施策の整理をするところですので、もうしばらくお時間かかるとは思いますが、これはもう、総合計画ですので、結果の公表、評価、そういったものについては、しっかりと評価をして皆さんにお示ししたいというふうに考えております。

4番（和田霜析君） ありがとうございます。現在、評価をなされているということで、了解いたしました。この評価によってですね、次の目標を掲げることが、また、変わってくると思うんですけども、今後、この総合計画なるものをつくっていく可能性はあるのか、お聞かせ願いますでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） まず、昨年度、当面の間、総合計画を見送るということについて、まず、事前にお示しをしたいと思います。前回、計画策定時には地方自治法におきまして、策定の義務規定がございました。この地方自治法の改正によりまして、現在は策定義務の規定はございません。その点を踏まえまして、昨年度、当面の間見送るとした理由について、3点ございます。まず、1点目につきましては、新型コロナの影響によるものでございます。コロナ禍の中で、次期総合計画の策定作業を行うと、必然的にコロナ対策を論点の中心に据えざるを得ないということが出てまいります。また、先ほども申し上げました総合計画には人口、交流人口、総生産額、この三つの将来目標を掲げているところがございます。この定量的な目標につきましては、計画策定後の定期的なフォローアップが可能となることから、必ず目標設定というものが必要と考えているところでございます。しかしながら、こうした目標を定めること、また、目標達成に向けて、どのような施策を実施していくかということが、コロナ禍の状況においては困難な状況でございました。このことから、コロナ禍の収束が見通せた時期に、新たな時代を見据えて策定作業を行うということが望ましいと判断をしたところでございます。次に、2点目といたしまして、市全体の計画体系のあり方に関するところがございます。奄美市攻めの総合戦略をはじめ、各部、各課において、個別分野ごとの計画、これが相当数策定されている現状を踏まえまして、市全体の計画体系のあり方について、整理、検討することが必要というふうに判断したものでございます。3点目は、最新の国勢調査の結果の活用という観点でございます。人口などの目標設定に当たっては、なるべく最新のデータを使用することで、状況をより正確に把握をすることが必要と考えております。先月30日に、令和2年国勢調査の人口の確定値が公表されましたが、こうした結果を活用することによって、より現状に即した計画とすることができると考えております。なお、次期総合計画の方針検討に当たっては、市町村建設計画、これは合併時に策定をして、改訂をしておりますけれども、この市町村建設計画の位置付けについても確認をしたところでございます。市町村建設計画につきましては、計画期間、これが令和7年度までとなっております。市の計画体系において、総合計画と同様、最上位に位置し、将来像や基本理念、施策の大綱を定めております。そのようなことから、当面の間、市町村建設計画を市政運営における羅針盤として位置付けているところでございます。今後のスケジュールということでございますが、先ほども少し出しましたけれども、国勢調査、この数値が確定をいたしました。今後、そのようなデータを基に、いろいろな目標を設定する数値が確定できるような状況になってまいりました時期にはですね、コロナ禍の状況も踏まえまして、計画策定の準備に取り掛かってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

4番（和田霜析君） ありがとうございます。各部署で計画があるということで、安心いたしました。また、市町村の建設計画、こちらが最重要課題ということで、了解いたしました。こういう計画があることで、市の職員も目標をどこに定めていくかっていうのは明確になってくると思いますので、また、国勢調査等、まとめましたら、お示しいただければと思います。ありがとうございます。

次の質問に移りたいと思います。もう皆さんも御存知のとおり、この7月に奄美群島、全体ですね、待望の世界遺産に登録されたところですが、世界自然遺産登録は、これは私的な考えになりますが、登録で終わりではなく、これから奄美市発展のための始まりだと思っております。今後の奄美市発展のためにも、先ほども市長もおっしゃっていたとおり、環境の保全であったり、活用が大切になってくると思っております。そこで、まず、保全についてお伺いしたいと思います。環境保全につきまして、奄美市として何か具体的な計画があるか、お示しいただけますでしょうか。この質問ですね、この世界自然遺産登録、私も重々認識しております。国・県、また、奄美大島の5市町村が絡んでくる計画になっていると思いますので、まずは5市町村のですね、牽引役でもある奄美市がどのようにこの保全に対して計画があるかっていうのをお示ししていただければと思います。お願いします。

市長（安田壮平君） 和田議員にお答えいたします。冒頭、激励の言葉をありがとうございました。とも

に新人同士、頑張ってもらいましょう。

保全計画についての御質問ですが、世界自然遺産の保全に関する計画につきまして、世界自然遺産となりました4島の自然環境を、将来にわたり、適切に保全、管理していくことを目的として、環境省をはじめとする関係機関によって策定された包括的管理計画があり、その中に、島ごとに定めた行動計画がございます。計画期間は概ね10年程度となっており、関係機関、関係団体の取組に関し、七つの大項目と34の事業項目から記載されており、毎年度、県が取りまとめ、地域連絡会議奄美大島部会にて関係機関、関係団体で進捗状況の確認が行われているところです。奄美大島行動計画の具体的な取組事例として、幾つか御紹介いたしますと、希少種への人為的影響の防止では、希少種保護パトロールの実施。外来種による影響の排除、低減では、特定外来生物の防除を行い、適切な観光管理の実現については、金作原や三太郎における利用の調整を行うなど、行動計画に基づいて様々な取組を行っているところでございます。また、これらの取組に加えて、登録の際に、世界自然遺産委員会からの対応要請事項としまして、観光管理、ロードキル対策、河川再生、森林管理の四つが示されており、これらの課題への対応については、令和4年の12月までにユネスコ世界遺産センターへの報告が求められていることから、今後、関係機関などで構成する要請事項タスクフォースを新たに立ち上げ、必要な対応を行ってまいります。新たな対策が必要となった場合においても、既存の行動計画の見直しも含め、国・県・市町村などの関係機関と連携しながら、迅速に対応する体制が整っており、世界自然遺産となった奄美大島の遺産価値を守り、次世代へ継承するべく、保全への取組を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

4番（和田霜析君） はい。安田市長、ありがとうございます。かなりたくさんの保全計画があるっていうのを、御理解いたしました。まだ始まったばかりの計画だと思いますので、是非、きちんと守っていただき、自然の保護と、していけたらと思っておりますので。また、近々で変わってくる対策もあると思っておりますので、こちらも早期に対応できるようにしていただければと思います。ありがとうございます。

次にですね、質問に移らせていただけたらと思います。次にですね、ノネコ対策についてお伺いさせていただきます。こちら、もう何度も各議員が答弁されておりますが、再度、お伺いしたいと思います。名瀬市内においては、対策がかなり進んできて、ノネコ、ノラネコの区別がつきにくいとは思いますが、頭数も減ってきていると聞いております。しかしですね、一方で中心地以外の各集落においてはですね、希少動物が捕食されたとも聞いております。実際、私の集落もですね、集落でも、ケナガネズミが捕食されて、死骸が残っていたっていうのを、実際に見ております。これは、新聞でも報道がありましたけれども、DNA鑑定をしたところ、ネコが捕食したと断定しておりました。まずですね、このノネコ対策、現状の状況を教えてくださいませんか、お願いいたします。

市民部長（石神康郎君） それでは、お答えいたします。議員御指摘のネコ対策についてでございますが、議員も御承知のとおり、2018年度から10年計画で環境省、県、奄美大島5市町村が策定主体となり、ノネコ管理計画を策定し、各種ネコ対策に取り組んでいるところでございます。本計画は多くの固有種や希少種を含む奄美大島の生態系に対して、ノネコの及ぼす潜在的、顕在化した影響を取り除き、更に、ノネコの発生源対策を講じることで、奄美大島独自の在来生態系を保全することが目的となっております。大きく事業を分類いたしますと、ノネコ対策事業、ノラネコTNR事業、飼いネコの登録や不妊、去勢手術、マイクロチップ装着に対し、飼い主への助成事業などを行っております。議員御指摘の集落内のケナガネズミがネコの被害にあった件についてでございますが、加害ネコが飼い猫なのかノラネコなのかは明確でないため、二つの事業について御説明をいたします。どちらもノネコの発生源対策をして位置付けておりますが、一つ目のノラネコTNR事業につきましては、奄美大島5市町村で構成する協議会事業で実施いたしております。既に事業開始から8年ほどが経過し、一定の効果を

得ているものと考えておりますが、そのことはモニタリング調査での確認数の減少や耳カット数で把握可能というふうになってございます。しかしながら、当該事業ではT、捕獲、N、手術、R、戻すとなるため、捕獲、去勢手術後は元の場所へ返すということでございますので、寿命がくるまではノラネコは減少しないということでございますので、集落内のネズミ等を襲う可能性が出てまいります。次に、飼い猫対策がございまして。奄美大島5市町村では、飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例を定めており、飼い猫は登録やマイクロチップの装着、外飼いネコの不妊、去勢手術等が義務付けられております。一方で、室内での適正飼養は努力義務となっておりますので、議員御指摘のケナガネズミの件が、飼いネコが加害ネコである可能性もあるというふうに思われます。現在では、現状では、ノネコ対策も含め、全てのネコ対策で効果が出てきているものと考えますが、まだまだ課題等もございまして、国・県、協議会で更に連携し、対策を講じてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

4番（和田霜析君） はい、ありがとうございます。現在、いろいろな対策をなさっているということで、了解いたしました。ちなみになんです、山林にいるノネコの頭数とかはお分かりになるんでしょうか。

市民部長（石神康郎君） ノラネコの流入がある現状でございますので、正確な数値を出していくのは難しいとの専門家の御意見もございまして、ノネコの生息数は約600から1,200というふうに推測を、推定をされてございます。以上でございます。

4番（和田霜析君） これは、現在の数値ということによろしいでしょうか。もしよろしければ、過去の数字がお分かりになると、どれぐらい対策が進んでいるかっていうのが分かると思うんですけども。

市民部長（石神康郎君） 先ほどの数値でございますが、平成26年に環境省のほうで確認をいたしている数値でございます。今後は、2015年、令和7年度のほうに確認をいたしたいというふうには考えておりますが、先ほども申し上げましたとおり、やはり正確な数値というものはなかなか厳しいものがあるということは御理解賜りたいというふうに存じます。以上でございます。

4番（和田霜析君） ありがとうございます。このモニタリング調査、1,000とかいう数字があるんですけども、どのような調査で数字が出てきているものかお教えいただくと助かります。

市民部長（石神康郎君） ノラネコのモニタリング調査でございますが、重点地区におきまして、令和元年度より業者へ委託し、開始をいたしております。全地域を回れていないため、ノラネコの推定生息数については、まだ、正確な数値は把握はしてございません。以上でございます。

4番（和田霜析君） 令和元年度より委託をしているってことなんですけれども、この平成26年度の調査ってというのはどのように行ったかっていうのをお聞きしたいんですけども。

市民部長（石神康郎君） 先ほども申し上げましたとおり、平成26年度に環境省のほうで、その数値のほうは把握、数値を出しているということでございます。どのようにというところまでは、ちょっと私のほうでは、今、お答えすることはできませんが、先ほども申し上げましたとおり、やはりノラネコ、そういうものの流入がある中で、なかなか正確な数値というものは難しいんじゃないかというふうには認識いたしております。以上でございます。

4番（和田霜析君） はい、分かりました。当然、環境省の調べですので、なかなかお答えができない、分からないっていうのは了解いたしました。ただ、この調査なんですけれども、今度、令和7年度に、また、再度調べるっていうことですので、実績があったかという指標になろうかと思っておりますので、是非、どのような調査を行ったかっていうところまで、次回は教えていただけると大変助かると思っております。ありがとうございます。

続きまして、次の質問に移させていただきます。これは、次はですね、奄美大島全体で問題になっている盗掘、盗採についてお伺いいたします。先ほど、安田市長にもこういう盗掘、盗採とかの計画も入っているっていうことなんですけれども、私もですね、実際、ちょっと山歩きがちょこちょこ行っているんですけれども、昨年度ですね、山に入った際に、絶滅危惧のカクチョウランの群生地を見たんですけれども、今年度、同じような時期に同じところに行きましたら、このカクチョウランの群生地にカクチョウランが一本もありませんでした。またですね、ほかの希少植物についても大分減少しているっていうふうな、感じたところであります。こちらですね、先ほどの、もう世界自然遺産のことですので、国を含め、県、5市町村にわたる計画になってくると思うんですけれども、奄美市としては、住用町が世界自然遺産の中心地になっておりますので、この盗掘、盗採の対策っていうのは、どのようにしているか、具体的に教えていただけると助かります。お願いいたします。

総務部長（三原裕樹君） 議員御案内の盗掘、盗採への対策でございますけれども、奄美大島5市町村で組織をしております奄美大島自然保護協議会におきましては、平日の日中。それから、環境省におきましても、休日は夜間にパトロールを行っているほか、関係機関合同でも定期的にパトロールを実施しております。また、自然保護協議会にてセンサーカメラ及び啓発看板を島内各所に設置をし、事案発生の抑止、発生した場合の原因特定など、パトロールと連携した対応を行っております。更に、盗掘、盗採の事案発生時には、環境省、県、奄美大島5市町村など、関係機関で構成をする奄美群島希少野生生物保護対策協議会にて定めた連絡フローを基に、情報連絡ツールであるL o G oチャットも活用した情報共有を図り、迅速かつ適切な対応を行っております。加えて、空港での水際対策におきましても、迅速な種別の判断や違法性の有無の判断が求められることから、空港関係者も交えた情報連絡ツールの活用に向けた調整も行っているところでございます。関連しまして、エコツアーガイドの皆様からも違法性が疑われる事案に接した際の情報共有を、随時、いただいております。今年の10月29日から試行しております市道三太郎線周辺におけるナイトツアー、この利用ルールにおきましても、ガイドの方からツアー案内中に石原栄間線を利用する際は、不審な車やトラップ等があった場合の情報提供をお願いをしているところでございます。最後に、周知、広報ということで申し上げますと、奄美大島自然保護協議会にて作成した多言語のマナー動画、この動画での周知や、環境省が作成した違法持ち出し防止のチラシ、ポスター配布、それから、奄美群島希少野生生物保護対策協議会による盗採防止キャンペーンなどの活動を行っております。世界自然遺産に登録され、今後、更に来島者が増加することが見込まれる中、奄美大島に生息する希少野生動植物の保護は最重要課題であると考えております。今後も環境省、県、奄美大島5市町村で連携を密に図りながら、盗採、盗掘の防止への取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

4番（和田霜析君） ありがとうございます。盗掘、盗採に対してかなりの対策をなさっていることで、了解いたしました。この盗掘、盗採の監視について、平日の日中を行っているっていう、この団体はどういう団体になっているのでしょうか。それとも、市の職員が行っているっていうことでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） 先ほど少し申し上げましたけれども、5市町村で組織をしております、奄美大島自然保護協議会、ここで職員を採用いたしまして、班体制で、分かれて日中パトロールに回っているということでございます。

4番（和田霜析君） はい、ありがとうございます。この協議会で雇っていらっしゃる人数っていうのは、何人ぐらいいるかっていうのはお判りでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） 現在、4名を雇用しているところでございます。

4番（和田霜析君） 平日の時間帯ってことですので、これ、奄美大島全体の、5市町村でやっている保護協議会が雇っている人数が4名ということによろしいでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） 5市町村から負担金をいただきまして、その中で雇用をしておりますけれども、こういった盗採、盗掘の情報、そういったのを寄せられますので、そういったところを重点的に手配をして、日中、ずらしてですね、パトロールをしているというところでございます。

4番（和田霜析君） 各市町村の負担があるってことで、了解いたしました。個人的な意見にはなるんですけども、この広い奄美大島において、4名っていうのは少し少ないかなと。情報いただいたところに行っているってことで、パトロールにちょっとならないのかなというふうな、個人的な意見を持ちまして、今後、お金をかけずに何かしら人数を増やせないかとか、かけれるところはかけて、人数を増やせないかとか、そこら辺も御検討いただけないかとは思っています。

総務部長（三原裕樹君） はい、おっしゃるとおりだと思います。その前に、まずはやっぱりそういう盗掘、盗採が起こらない、そういった啓発活動も大変重要だと思っております。一番のマナーの、まずは問題でございますので、そこにもやっぱり力を注がないといけないというふうに考えております。パトロールにつきましても、情報があったところだけではなくて、やっぱり貴重な動植物、パトロールされている方、分かっておりますので、そういったところを重点的に回るということでございまして、そこはもう、長年やっている方がいらっしゃいますので、そういった情報を基に、確かに4名では少ないかもしれませんが、啓発活動と併せて、今後、そういったパトロールのあり方についても検討してまいりたいというふうに考えております。

4番（和田霜析君） はい、ありがとうございます。大体、盗掘の箇所が分かっているということで、今のところ、ある程度賄えているっていう認識をいたしました。また、これから、今後、世界自然遺産になりまして、観光客等増えて、何を考えているか分からないような方も入って来るかもしれませんので、そこはまた、御計画を立てていただければと思います。ありがとうございます。

ここににつきましては、ここにしまして、次に世界遺産になったことでの活用について、お伺いさせていただければと思います。奄美大島、世界自然遺産になってからですね、環境の活用は、奄美市発展の起爆剤になると考えております。この活用について、奄美市として、どのように考えているか、お聞かせ願えればと思います。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、奄美大島の自然資源を活用した観光について、お答えさせていただきます。御案内のとおり、本年7月26日に長い道のりを経て奄美大島の自然が人類共通のかけがえのない財産、将来の世代に引き継ぐべき宝として世界に認められました。世界自然遺産への推薦に当たりましては、国におきましては、地域の自然資源を利活用した文化や産業が育まれており、その中で、顕著な普遍的価値が維持されてきたことが特徴であり、この普遍的価値を損なうことなく、持続可能な利用を行うことを前提に、地域産業の振興との両立を図っていくことが必要な視点と位置付けられております。先人から受け継いだ奄美の貴重な自然を次世代に引き継ぐ保全の視点と、島民共有の資

産として恩恵を享受していく活用の視点を持つことが、改めて重要と考えているところでございます。保全と活用の両立に向けまして、本市におきましては、国や県、奄美大島5市町村、民間事業者の皆様方を連携しながら、住民や子どもたちに対する啓発活動、また、観光客の皆様に対しての注意喚起などを実施してきているほか、本市が事務局を務めております、奄美大島エコツアーガイド連絡協議会では、ガイドの自主ルールを策定し、奄美大島の動植物の採取に留意すること。自然への影響を軽減させる観察方法を実施すること。外来種への適切な対応を行うことなど、また、自然景観の保全を積極的に推進することを掲げ、それに則ったガイドツアーを実施していただいているところでございます。外海離島である奄美大島にとりまして、観光は外貨を獲得できる重要な産業の一つであると考えております。本市といたしましては、引き続き関係機関や専門家、地域の皆様方と連携し、今後も島の宝であるすばらしい自然を資源として活用できるよう、保全管理に取り組み、持続可能な奄美観光づくりに取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

4番（和田霜析君） はい、ありがとうございます。いろいろな対策をとって、保護をしながら活用するっていうことを、大変理解いたしました。ありがとうございます。

これにですね、則って、ちょっと次の質問に移させていただければと思うんですけども、皆さんも御承知のとおり、先ほども出ましたけれども、ナイトツアーにおいてですね、三太郎線周辺が10月29日よりナイトツアー等夜間利用適正化のための試行ルールが適用、運用されております。この運用ルールについて、まだ1か月ちょっとしか経っておりませんが、お伺いしたいと思います。この運用ルール、インターネットでの予約っていうことになっていると思うんですが、インターネットでの予約状況、また、実際に予約して利用した方。予約したがキャンセルされた方。予約なしで通行された方。この、今、予約なしでっていうのは、私も見ておりますけれども、実際に連休中とかはですね、現地へスタッフが配置されておりますので、その時点しか分からないと思いますが、こちらの状況を、もし、お示しいただけるのでしたら、お聞かせください。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。近年、アマミノクロウサギ等のナイトツアーが盛んな住居地区の市道三太郎線周辺におきまして、野生動物のロードキルの増加や車両の無理な追い越しなどによる利用者同士のトラブルなど、自然体験の質の低下が問題となっております。そのことから、自然環境の保護と利用の両立を図るべく、住民、ガイド、観光客など、全ての利用者を対象とした、夜間の動物観察時の利用ルールをつくり、先ほどございましたが、10月29日から試行を開始しているところでございます。本ルールの内容といたしましては、市道三太郎線での事前予約制での通行や、時速10キロ以下での走行などの野生動物に配慮した観察ルールを求めているものであり、運用状況を調べるため、環境省、県、本市において、利用者が多くなる11月20日から22日の3日間、現地立ち合いによる調査を行っております。調査では、三太郎線入口において、事前予約の確認。看板による利用ルールの周知。出口でのアンケート調査を行うものであり、現在、環境省にて取りまとめ作業が行われております。通行台数と利用者属性についての速報値ということで申し上げますと、通行台数といたしましては、期間を通して計48台の利用がございまして、そのうち、未予約車、予約のない車ですね、については、現地において調査員の説明を聞き、その場で予約を行ったのが4台。また、現地で調査員の説明を聞き、利用を自粛した未予約車については3台となっております。利用車の属性といたしましては、48台のうち、ガイド車が31台、レンタカーが8台、地元車が9台というふうになっております。以上でございます。

4番（和田霜析君） はい、ありがとうございます。この48台っていう数字は、11月20日から11月22日の期間ということですね。そのうち、レンタカーが8台あったっていうのは、驚きとともにうれしく思うんですけども、これ、周知は何か、分かりますかね。どのようにして、8台の方々が予約

をしなくちゃいけなかったかっていう。

総務部長（三原裕樹君） 今回の8台は予約をして入ったレンタカーが8台ということでございますので、ホームページ等で直接予約をされたものだというふうに認識しております。

4番（和田霜析君） すいません、質問の仕方が悪かったようです。レンタカーが8台、観光客だと思うんですけども、予約をしなくちゃいけないっていうのがどうして分かったかっていうのは、お聞きになられていますか。もし、お聞きになっていたら参考にしたいと思っております。

総務部長（三原裕樹君） 直接聞いたという報告は受けておりませんが、ホームページ等を確認をして、予約をして入ったものというふうに認識しております。

4番（和田霜析君） ありがとうございます。48台中8台もレンタカーの方が、ホームページ等で見て、確認できているっていうので、少し安心いたしました。引き続き、これからインターネットで予約とかなっていきと思うんですけども、私も実際、予約をなされていない方がもう少し多いのかなと思っていましたんですけども、実際的には少なかったので、このまま続けていくのかなと思い、お聞きしました。ありがとうございます。またですね、この、今回、予約を、予約と言いますか、通行なされる方々にアンケートを採っていると思うんですけども、これは環境省が採っているものなので、なかなか手に入りにくいと思うんですが、何かアンケート結果っていうの、速報値っていうのは、お聞きになっておりますでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） 利用者アンケートにつきましては、先ほども申し上げましたが、環境省が、今、集計作業を行っているところでございまして、結果が取りまとめ次第、公表するというところでございますので、もうしばらくお待ちをいただきたいというふうに思います。

4番（和田霜析君） はい、ありがとうございました。

次の質問に入らせていただきます。次はですね、住用の内海の利用について、お聞きさせていただきます。私の記憶が確かならば、以前ですね、住用の内海公園周辺の活用で、内海公園的なものがあったとお聞きしておりますが、現在の内海の活用について、奄美市はどのように考えていらっしゃるかっていうことを、体験交流館や三太郎の里、木工センター等のハード面が、かなり整備はされてきていると思いますが、ソフト面についてですね、今後、どのように考えているかっていうのをお聞かせいただけますでしょうか。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） それでは、お答えいたします。内海につきましては、住用地区の観光の中核をなす観光資源の一つでございます。これまで、内海におきましては、社会資本整備総合交付金事業の活用により、奄美市住用観光交流施設三太郎の里を整備し、住用、内海における観光等の中核施設と位置付け、ステージの修繕、バーゴラや複合遊具設置の新設など、エリアの再編的な事業を実施してまいりました。令和2年度の観光交流施設三太郎の里の利用者数は2万2,500人であり、令和元年度の2万3,945人に対し1,445名の減少であります。新型コロナウイルスの影響下において、減少率において、他の観光施設と比較しても善戦しており、一定の活性化につながっているものと判断しているところでございます。以上です。

4番（和田霜析君） はい、ありがとうございます。かなりの方の御利用があったということで、コロナの影響により大分減少しているっていうのはしょうがないと思うんですけども、これからも内海のほ

うですね、マングローブのほうはかなり発展してきていると思うんですけども、内海のほうも、是非、力を入れていただければと思います。

次の質問に移させていただきます。金作原のですね、利用についてお聞きしたいと思います。最近ですね、金作原がオーバーツーリズム状態になり始めているとお聞きしております。このまま状況が続くとですね、観光客の皆さんに不平、不満やオーバーツーリズムによる環境破壊も出てくるのではないかと危惧しております。この辺り、奄美市としてですね、代替案、何か考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 議員御案内のとおり、世界自然遺産登録に伴い、特に奄美大島のエコツアーの代表としても知られる金作原への観光集中が顕著になってきております。このような状況が更に進みますと、環境負荷の増加や満足度の低下など、奄美大島の観光イメージを毀損しかねない状況が懸念されることから、島が有するほかの魅力的な観光資源へと旅行者の分散をさせていくことが、持続可能な観光の実現に向けて重要なことと考えております。一つの例といたしましては、金作原以外の自然観光ルートとして、島内各地の歴史や自然を感じられる世界自然遺産奄美トレイルコースを、観光客の皆様や旅行会社にお勧めいたしております。このコースは、鹿児島県自然保護課が地元ガイドや有識者と選定を行い、自然が豊かな林道や集落内の歴史的建造物を徒歩で散策するコース。また、海岸沿いを自転車で行くコースなど、多数、設定されており、奄美市においても11の多様なルートが設けられております。また、奄美群島観光物産協会が全国各地で実施する奄美群島旅行説明会では、各島のコーディネーターから金作原以外の様々な観光ルートを活用したモデルコースの提案も行われているようにございます。更には、自然資源に限らず、奄美が誇る独自の文化資源についても、広く情報発信を行い、旅行者の目に触れることで特定観光スポットへのオーバーユースを回避するとともに、観光満足度の向上や延泊、リピート率の向上等につなげてまいりたいと存じます。よろしくお祈りいたします。

4番（和田霜析君） はい、ありがとうございます。認識をされているっていうことで、安心しました。トレイルコースですね、やはり、いいものをつくっておると思っておりますので、是非、そちらを商品化していただいて、金作原のみじゃなく、ほかの地域が活性化できるような施策をつくっていただければと思います。ありがとうございます。

次にですね、周知について、少しお聞かせ願えればと思います。私も三太郎の里のですね、ナイトツアー行ったときに、かなりのスピードで山を下る方がいらっしゃったりとか、先ほども言いました、盗掘、盗採の件もありますけれども、まだまだ周知が足りないと思います。新聞やホームページ等で御案内しているとは思いますが、何か新たな方法が、もし、お考えのようでしたら、お聞かせください。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。まず、10月29日から試行しております市道三太郎線周辺におけるナイトツアーに関する利用ルールの周知に関しましては、島民向けの情報発信として、奄美市だよりや地元紙、それから、ラジオ、チラシなどで広報を行ってまいりました。また、利用ルールの周知を目的とした住民説明会及び勉強会を行っており、今月12月14日にも、地域住民の方とガイドの皆様を対象とした意見交換会を行う予定としております。来島者向けを含めた情報発信といたしましては、県が作成をいたしました奄美群島マナーガイドの配布や、アマミノクロウサギ事故防止キャンペーンとして、空港でのチラシの配布、それから、ポスターの掲示。奄美大島自然保護協議会のナイトツアーも含めた各種エコツアー時のマナーに対する多言語映像のy o u t u b eの発信も行っております。民間企業と連携をして行っている取組を、一部、御紹介させていただきますと、世界自然遺産推進共同体にも加盟をしております日本航空の御協力の下、JALの機内誌や専用ポータルサイトでの利用ルール紹介。機内で奄美大島でのエコツアーの楽しみ方を紹介した動画配信などを行っております。また、同推進共同体のNTTドコモの御協力によりまして、奄美市内におきましては、奄美空港、三太郎

の里、奄美海洋展示館において、無料Wi-Fiスポットを10月15日から来年の1月14日までの3か月間、設置をしております。その場所でのWi-Fi接続時に自然保護協議会のナイトツアーマナー動画を配信をし、ロードキル防止を呼び掛ける取組も行われております。今後も環境省、県、奄美大島5市町村などと連携を図りつつ、世界自然遺産推進共同体を中心とした民間企業の皆様や関係団体にも御協力をいただきながら、広報を行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

4番（和田霜析君） はい、ありがとうございます。実はこの質問、聞くかどうか迷っていたんですが、私も住民説明会、こちらの答弁書を書いたあとに御案内が来まして、十分やっているんだなと聞いていたところです。ありがとうございます。また、NTTドコモや日本航空と協力していただけるということで、更なる情報発信をお願いいたします。

最後の質問に移させていただきます。国においてですね、これは世界的にもあるんですが、地球温暖化抑制が求められております。国としまして、カーボンニュートラルに力を入れていくと報道がありました。奄美市としてカーボンニュートラルの対策がありましたら教えていただきたいのと、現在、奄美群島では火力発電に頼っているエネルギー、エネルギーがですね、ほとんどが火力発電に頼っていると思います。新しいエネルギー、太陽光や風力、水力等の計画があるのか。また、車ですね、ほとんどが公用車、ガソリン車になっておると思うんですけども、その電気自動車やハイブリッド車への移行はあるのか、併せてお聞かせください。

市民部長（石神康郎君） それでは、はじめに地球温暖化防止対策と脱炭素化へ向けての取組について、お答えをいたします。SDGsは2015年9月に国連が提唱いたしました持続可能な開発目標のことで、17の大きな目標の一つに、気候変動に具体的な対策をとというのが目標でございます。国内では、2016年5月に地球温暖化対策計画を策定し、2030年度の温室効果ガス排出量削減目標を2013年度比で26パーセント削減と定めておりましたが、今年4月22日に本計画を見直し、目標を46パーセント削減に引き上げることを決定いたしております。御質問の本市の取組でございますが、議員御承知のとおり、2018年度から2022年度の5年間に取り組むべき計画といたしまして、奄美市地球温暖化防止活動実行計画を策定し、その計画に基づき、地球温暖化対策に伴う脱炭素へ向け、市民が御家庭や事業所でも取り組めるエコ活動を推奨しているところでございます。また、今年度本市において、奄美市二酸化炭素排出抑制対策等事業を実施しており、その中で得られました地域の基礎データなどを基に、2050年に向けた脱炭素シナリオの作成や、様々な取組を調査しているところでございます。風力、水力とか太陽光とか、先ほど議員からございましたが、そういうものを、今後また、本市としてどういうものが必要なのか。こういうような計画の、事業の中で明らかになっていくんであるというふうには認識いたしております。以上でございます。

4番（和田霜析君） はい、ありがとうございます。これから子どもたちが平和に暮らしていくには、この二酸化炭素っていうのが非常に、カーボンニュートラルですね、大切なことになってくると思いますので、是非、奄美市におかれまして、建設的な計画を立てていただければと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（西 公郎君） 以上で、自民党新政会 和田霜析君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時27分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

公明党 橋口耕太郎君の発言を許可いたします。

8番（橋口耕太郎君） 市民の皆様、議場の皆様、そして、研修でお越しの民生委員の皆様、こんにちは。公明党の橋口耕太郎です。第4回定例会、一般質問を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

まずはじめに、去る11月28日午後7時頃、計3棟が焼失する火災が発生をいたしました。幸い、怪我人はありませんでしたが、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。1日も早く、日常生活を取り戻せるよう、御祈念いたします。

一般質問に入る前に、少々所見を述べさせていただきます。安田市長、市長御就任、誠におめでとうございます。圧倒的な支持での当選でありました。有権者の市長に対する期待の大きさが伺え、市長御自身も、昨日の挨拶で責任の大きさに改めて身の引き締まる思いとおっしゃっていましたが、市長が選挙で掲げた公約の一つ一つに対し、我々もしっかり議論を交わしながら、丁寧に進めていただきたいと思えます。また、競い合った候補を支持した方にも思いを馳せていただき、奄美市民約4万2,000人のリーダーとして、奄美市、そして、奄美群島をぐいぐい引っ張って、奄美に骨を埋める覚悟で職責を全うしていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

さて、今年生まれた子どもの名前、男の子の、男の子の1位は蓮、女の子の1位は紬と、大手生命保険会社が調べた結果が報道されていました。先日、地元紙のコラムには、紬の字が持つ人とのつながりのイメージが人気を集めた。絹糸で織られた大島紬は軽くて暖かく、着崩れせず、着込めば着込むほど肌に馴染むのが特徴。人と人が織りなす人情豊かなつながりも奄美の良さでありました。また、サッカーJ3の鹿児島ユナイテッドの新公式ユニフォームも、ホームが秋名バラ柄、アウェーが龍郷柄と、大島紬のデザインを採用し、紬の名前や大島紬が注目を集めていることに対し、とてもうれしく、誇らしく思います。奄美市は今年で市政施行15周年の佳節を迎え、その年に世界自然遺産登録が決定し、国内外からますます注目を集めてくるこのときに、紬の話題などが増えてきて、とてもわくわくしております。

さて、最後になりますが、休会中、私が個人的に気になったニュースを短く二つ。一つは大島高校野球部の皆さんが九州大会準優勝を成し遂げてくれたことです。先日、学校評価委員会が行われ、同校を訪問しました。野球部の塗木監督が、OBや地元出身者の熱烈な応援で、いわゆる野球の神様が下りてきた。正式に決定はしていないが、ほぼ間違いないと思うので、選抜ではベスト8を目指す抱負を述べておられました。聞けば、選手のほとんどが本市が地方創生事業で参加している全国離島交流中学生野球大会の参加者だそうで、本土の強豪校へは行かずとも夢は実現するというのを教えてくれました。是非とも選抜では奄美、そして、大島高校の名を轟かせてほしいと思えます。二つ目は、12月4日から続くトカラ列島での地震の頻発です。先ほど、午前11時5分頃、深度5強が十島村、悪石島で観測をされました。本市も震度3が観測されたようです。幸い、津波などの心配はないようですが、12月4日から今日の午前中まで震度1から4の地震が226回観測されているということです。奄美大島近くでの地震の頻発、非常に気になりますが、何事も起こらないことを祈りながら、質問に入っていきます。

質問の1、市長の政治姿勢についてであります。（1）当選後の地元紙のインタビューで、積極的に見直したいのは情報発信、情報公開とありました。具体的なプランはいかがか。また、同インタビューで、民間の提案やアイデアをこれまで生かしてこなかったとありました。この真意はいかがかという質問であります。市長は議会で活動しているときから、情報発信、情報公開には特に積極的で、我々議員も模範にするほど、個人でも活動し、議会でもリードされておられました。しかし、市長に就任すると、市長の発言、発信という情報は、市長個人の発信、発言ではなく、奄美市の公の情報と捉えられると思えます。それぐらい重要なものだと考えています。そこで、市長の目指す情報発信、情報公開を積極的に見直すとはどのようなものか、具体的に考えられているプランがありましたらお示しください。

また、同インタビューで、これまで民間のアイデアを生かしてこなかったと断定的な表現をなされております。私個人としましては、そういう思いはあまり感じたことはありませんが、市長がそう思われた具体的な例、事例などがあればお示しいただきたいと思います。

以下の質問からは発言席にて行います。

市長（安田壮平君） 橋口議員にお答えします。その前に、激励のお言葉、ありがとうございます。

本市の情報発信、情報公開につきましては、これまで広報紙、ホームページを中心に、各種メディア等も活用しながら発信は行ってきており、特に新型コロナ対策に関する情報発信につきましては、様々なメディアを活用するとともに、ときには市職員が自ら出向いた広報活動にも努めてきたものと承知をしております。そのような中、外部からのアイデアを取り入れることや、専門的な情報発信のノウハウを活用するといった部分におきましては、今後、官民連携の強化を図る中で、新しい取組も期待できるところでございます。具体的な例を挙げますと、島外向けには業界団体や情報通信事業者と連携しながら、インターネット上の拡散やメディア掲載につながるような発信を行い、住民向けの情報につきましては、定例記者会見など、新たな取組を通じた報道機関との積極的な連携、関係構築を図るなど、ターゲットに応じて、より効果的な情報発信の手法を検討してまいりたいと考えております。

次に、当選後の地元紙における、民間の提案やアイデアをこれまで生かしてこなかったとの表現について、御質問にお答えいたします。私は、新たな時代の課題に対応していくためには、地域活動の基盤となる市役所が、柔軟で活気ある、より市民にとって頼りになる存在でなければならないと考えております。また、本市における稼ぐ力を強くするためには、ビジネス環境を支援していくことも、行政にとって大事な努めであると思うところです。これまでも、職員一人ひとりが関係者と連携をした上で、業務に精励するとともに、集落、町内会活動やスポーツ活動といった地域におけるボランティア活動にも熱心に取り組んでいただいていたものと理解をしております。改めて、行政も地域経営に関わる一員として、民間企業、団体や市民の皆様との対話を重視し、連携、協力を図りながら、より企業活動をはじめとする民間活動などが活発になるよう、環境整備に努め、よりよい奄美市にしていきたいと思いますので、議員の御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

8番（橋口耕太郎君） はい、市長、分かりました。定例会見につきましては、私たち公明党もですね、3年ほど前から予算要望、先日、12月7日に市長に対しまして、公明党市議団として予算要望をさせていただいた中に、市長の定例会見というのが入れさせていただいておりました。そんなに頻回にではなくても、月1とかで、でも構いませんので、是非ともそれは実行をしていただきたいと思います。

市長が当選されてから、何度か個人的にもお話する機会がありましたし、市長の職責の重さっていうのは、市長御自身が何度もおっしゃっているように、大変なお仕事だと思います。ただ、今、これからですね、私たちと一緒に議会活動をしていたときは、22分の1、22人のうちの1人でありましたけれども、市長は1分の1であります。唯一無二でありますので、比較するのは朝山前市政、平田元市政、歴代の市長との比較しか市長にはなく、市長はもう前に進む、宣言どおりですね、前に進めようとおっしゃっていたので、当然、そこら辺のことも考えながら、いろんなことを進めて行かれていると思いますので、よろしくお祈りします。我々から言いますと、議員の立場がよく分かる市長が誕生したということは、我々のいろんな意見を、耳を傾けてくれると思っておりますので、よろしくお祈りいたします。

それと、朝山市政のときに、市長とのむんばなしという会を開催をしておりましたけれども、そこは安田市長は、そこら辺のことについては、何かお考えありませんか。

市長（安田壮平君） そうですね、私もマニフェストに掲げさせていただきましたが、やはりいかに市民の皆様との接点というか、対話の場を多くつくることのできるか。それはすごく大事な取組だと認識を

しております。その中で、マニフェストのほうにはですね、市政報告会、もしくは市民と語る会というものを、是非、集落単位とか、いろいろ、やり方についてはいろいろなやり方あると思いますので、それ、しっかり検討して、朝山市長がされていた取組なども参考にさせていただきながら、是非ともそういう市民との対話、交流の場、積極的につくっていきたくて考えております。

8番（橋口耕太郎君） 市長はお言葉の中に身近な市長という言葉もね、よくお使いですけれども、是非ともそういった取組も積極的に、できれば計画的にです。なかなか市長というお仕事は公務、激務でしょうから、大まかにはつくれるけれども、突然、帰って来る公務とかもあると思いますので、できる限り、そこら辺は市民の皆さんとの接点を持っていただきたいと思います。

情報公開については、市長とも議員時代にですね、情報公開というのは、傍聴、それから、マスコミが入る、そして、議事録を残す。これはもう、完全公開ということで議長とも語った思い出がありますけれども、まさにこの本会議場は傍聴、マスコミ、議事録が残るところですので、ここでの発言というのはすごく重たいものでありますし、そういったところを、そういう場所をどんどんつくっていくことが、情報公開につながってくると思いますので、そこら辺も積極的に進めていただきたいと思います。

それと、私、個人的な思いとしてですけれども、私たち議員にはほうゆう録を毎年、年度に1冊いただいて、この中に役職とお名前が入った、写真が入った、我々だけいただいているんですけれども、個人的な思いですよ、全員、名前と顔は一致するぐらいですね、職員とコミュニケーションをとっていただいて、恐らく、市長もそうでしょうけれども、大変気を遣っていらっしゃると思うんですよ、今は。始まってすぐですけれども。市長御自身も大変気を遣ってらっしゃい、気を遣いながら、職員に接してらっしゃると思いますけれども、逆に職員も恐らく気を遣って接していると思います。そのために、やっぱりコミュニケーションがですね、1日も早く、よく取れるような環境、行動をしていただきたいなと思いますので、これ、あくまでも個人的な思いですので、是非ともよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。質問の2、コロナワクチン接種事業についてであります。（1）12月1日から本土の都市のほうでは、3回目のワクチン接種が医療従事者から始まって、年明けから住民向けに順次案内される予定だが、そのスケジュール、また、考えられる課題などはいかがかという質問であります。皆様御承知のとおり、オミクロン株なる新たなウイルスが日本でも確認され、政府も海外からの入国手続きや海外の支店等で勤務している法人の帰国など、様々な対応を、今、迫られております。本定例会では、議案第6号、一般会計補正予算で3回目の接種費用として5,447万円が計上されております。接種の概要は、12月2日、質問通告をした日に、奄美市として公表をされました。その内容によりますと、当面の対象者は医療機関の先行接種者と、集団接種会場で受けた医療従事者ら約1,000人。その方には接種券は既に発効され、予約は12月1日から。そして、接種は来年の1月15、1月19日の2日間とのことでありました。また、高齢者は2月の中旬以降の見込みで、過去の接種同様、基礎疾患のある方。それから、一般市民の順で行うとありました。そこで、質問のスケジュールについてでございますが、高齢者の接種は2月中旬からとなっております。ワクチンの接種時期が、当初、前回の接種のときは予約が混んだりして、1か月から2か月ほどですね、高齢者の接種もばらつきがあると思います。その順番については、どのように考えていらっしゃいますか、お願いします。

保健福祉部長（山下能久君） 議員の質問にお答えいたします。新型コロナワクチンの3回目接種につきましては、18歳以上で2回目接種から原則8か月が経過した方が対象となっており、本市においては約3万人の方が対象となります。まずは、5月16日以前に2回目接種終了した連携型医療機関の医療従事者や奄美ワクチンセンターの集団接種会場で接種を行った医療従事者約1,000名が対象となり、12月2日にはこの医療従事者約1,000名へ接種券を発送したところでございます。高齢者に

つきましては、2月中旬以降に3回目接種を実施する予定でございます。1・2回目接種と同様に、3回目接種についても、医療従事者、高齢者、基礎疾患のある方、一般市民という順で接種を実施する予定にしております。このうち、高齢者のワクチン接種でございますが、議員御案内のとおり、昨年の接種では第1クールが5月3日から開始し、第2クールは6月14日から開始しております。そのような中、3回目接種が案内される順番よりも早く接種したいという方がいらっしゃることも想定されます。現在のところ、国からは原則8か月を経過した方へ3回目接種について案内をすることが示されております。しかしながら、国では前倒し接種についても検討しており、今後、正確な情報を収集し、安全に実施できる体制を整えてまいりたいと存じます。以上でございます。

8番（橋口耕太郎君） はい、原則8か月経過をした方からということで、そう言いますと、5月3日、第1クールで最初に受けた高齢者の方が、当然早く8か月経過しますので、基本的には順番どおり御案内するっていう考えでよろしいですね。はい、分かりました。やっぱりオミクロン株なる新しいウイルスの形、型が出てきてまして、やっぱり高齢者の皆さんもですね、早く、早く私も3回目っていう方も、当然いらっしゃると思いますので、先ほど部長がおっしゃった前倒しの部分も含めてですね、恐らくまた、指針が、何らかの指針が示されると思いますので、そのときはまた、是非、対応をしていただきたいと思います。

ちょっとまた、別の角度からの質問ですけれども、奄美市はファイザー社のワクチンを使って接種をしたんですけれども、今度、3回目を予定しているワクチンの接種も、メーカーはファイザー社なのか。それから、また、ファイザー社なら、例えばこの期間中にもう本土から引き上げて帰ってきた方がいて、いたとして、その方がモデルナを2回受けていた方というケースも考えられると思います。そういった場合の交接種は可能かどうか、お聞きいたします。

保健福祉部長（山下能久君） 交接種について、お答えいたします。1・2回目と異なるワクチンを接種する交接種についてでございますが、現在、追加接種が薬事承認されているのはファイザー社製のワクチンのみになりますので、1・2回目にモデルナワクチンを接種した方については、3回目にファイザー社製ワクチンを接種することは認められているところでございます。以上でございます。

8番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。そういったときも対応はできるというふうに考えます、はい。

それでは、次に、その3回目接種について、本市でまた考えられる課題。1度、集団接種センターで実施しておりますので、そんなに難しいことはないかなと思うんですけれども、考えられる課題があれば、お示ください。

保健福祉部長（山下能久君） 3回目接種実施に当たっての課題点は何かという御質問でございますが、1・2回目接種と同様に、奄美ワクチンセンターでの集団接種を行うこととしているため、高齢者が多く接種する予定である時期の寒さ対策、スタッフの確保、希望されたとおりにワクチンが配分されるかという懸念がございます。対象となる方が円滑に接種できるよう、情報収集を行い、体制を整えてまいりたいと存じます。長期にわたり集団接種を行ってきた実績を基に、3回目接種についても安心して接種していただけるよう、大島郡医師会等とも十分協議し、準備を行ってまいりたいと存じます。

8番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。2月中旬と言いますと、奄美はそんなにね、まだ、南国ですから、冬と言っても寒くはありませんけれども、本土のほうでは、例えば東北ですとか、そういったところは、恐らく雪とか、そういった中でワクチンを接種をしないといけないということで、部長がおっしゃった寒さ対策は、我々のところよりは非常にしないといけない部分もあるでしょうし、寒い

中、出ていかないといけないという、高齢者がですね、そういった部分がちょっと報道であったので、奄美市としては何かあるのかなと思ってお聞きしたんですけれども。一番心配なのは、恐らくワクチンがちゃんと届くのかどうか。政府はしっかり予約はしているとは言っていますけれども、実際、物が届かないことには打てないので、そういった段取りが一番心配なのかなというふうには思います。また、報道ではワクチンの接種システム、VRSについても、ちょっと誤入力とかがあったりして、そういったところで漏れがあったり、あとと言えば、ダブったり、そういったところのことも書いてありましたけれども、そこら辺のことは、奄美市では問題は特にはないと思いますけれども。心配されるのは、冷凍保存から常温に戻して、何時間以内に使わないといけないと、そういったところの管理なのかなというふうに思いますので、一度、接種をして、スムーズな運営ができておりますので、3回目も事故がなく、しっかりと希望された方に接種ができるように、お願いします。

もう1点は、電話予約は大丈夫ですかね。去年は、5月のときは相当殺到して、第2クールのように、この回線を増やしてということでしたけれども、そこら辺は大丈夫ですか。

保健福祉部長（山下能久君） 議員御案内のとおり、去年は電話予約について、電話がつながらないとの御指摘をいただきました。今回に関しましては、接種券発送の人数も含めまして、それを勘案して、電話の回線の数なども検討して対応してまいりたいと存じます。

8番（橋口耕太郎君） スマートフォンでのね、あるいは、端末からのWeb予約も同時にやっていると思いますけれども、若い方は大体それですでできると思いますけれども、やはり高齢者で、お1人住まいの方とかは、恐らく電話しかないと思いますので、そういった対応もしっかりとさせていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。3、健康寿命について。（1）奄美市は長寿の島とされていますが、実際の平均寿命の数値はいかがかという質問であります。奄美はイメージとして長寿の島とされていると思います。現に数名、本市ではありませんけれども、長寿日本一の方がメディアで取り上げられた時期もございました。しかし、本市奄美市の平均寿命は、全国と比較するとそうでもないような気がいたします。昔から文化的にお酒を飲む機会が多く、それによる三大疾病は多いのではないかと。特に男性ですけれども。そこで、質問ですが、まずは平均寿命の比較。国・県、本市をお願いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） 御質問にお答えいたします。平均寿命につきましては、国・県と比較できるデータといたしまして、前回の国勢調査を基に算出いたしました市町村別生命表から抜粋してお答えいたします。本市の男性の平均寿命は78.4歳で、県80.0歳、国80.8歳と比較して低くなっております。また、女性は86.1歳で、県86.8歳、国87歳と比較して、同じく低い状況でございます。特に男性の平均寿命につきましては、全国でワースト18位、県下でもワースト1位とかなり低く、大きな危機感を持っております。以上となります。

8番（橋口耕太郎君） 男性78.4歳、県下ワースト1位ということで、非常に危機感を持っているというお話ですけれども、私もお酒も煙草も両方やりますので、非常に、三大疾病に、BMI30以上という基礎疾患を持っておりますけれども、近づいているので、節制をしないとイケないなと改めて思うところですが、やっぱり全国でもワースト18位というのは、やっぱり低いほうだと思いますので、分かりました。確認させていただきました。

大きな3で、健康寿命という言葉は私は使っていますけれども、この言い方が正しいかどうか分かりませんが、要は健康で、人の手を煩わすことなく、元気で長生きする寿命のことだと思っております。その健康寿命、これも先ほどと同じく、国・県、本市の比較ができるのであれば、お示しいたきたいと思っております。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。健康寿命についてでございますが、市町村レベルで算出ができないため、現在は平均自立期間を指標として用いております。これは、日常生活動作が自立している期間の平均で、国保データベースシステムより算出しております。日常動作活動とは、食事、更衣、移動、排せつ、整容、整容については着替え、洗面、歯磨き、整髪などがございます。あと、入浴など、生活を営む上で不可欠な基本動作を指すものがございます。本市の令和2年度の平均自立期間につきましては、男性が77.4歳で、県79.1歳、国79.8歳と比較して低くなっております。同じく、女性では83.6歳で、県・国はともに84歳となっており、本市は若干低い状況でございます。このように平均寿命、平均自立期間とも男女とも国・県より低い状況ではございますが、人口10万人当たりの100歳以上の人口の割合については、国・県より高くなっている状況でございます。

8番（橋口耕太郎君） はい。平均自立期間という指標でいくと、男性が77.4歳、女性が83.6歳と。いずれも、県・国よりも低いということが分かりました。私もちょっと介護の仕事を少し携わっているものですから、ADL、アクティビティデイリーリビングですかね。要するに、日常生活動作が自分でできるかということなんですけれども、高齢者、年を取ってこられると、ちょっとしたことで、例えばつまずいて、転んで、骨折をして、入院をすると一気にがんと下がって、このADLのことが問題になってきます。元気で長生きをする、ADLが自立をしている方がどれだけいるかっていうところが、本市の健康のバロメーターになってくると思いますので、引き続き、また、様々な数値。これ、国保のデータっていうことなんですけれども、社保もそう変わらないというふうに思っていてよろしいですね。社保とか共済とか。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。社会保険でありましたり、共済につきましては、こちらのほうに、こちらのほうでデータが閲覧できないものですから、把握していない状況でございます。

8番（橋口耕太郎君） はい。国保データでも、傾向はやっぱり、恐らく、社保とか共済でも、協会けんぽでも、大体データのっていうか、傾向的には一緒じゃないかなというふうに思います。

では次に、質問の（2）その本市としての、健康寿命とか平均寿命についての課題は何か。また、その対策をどのように講じているかということについて、お願いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） 本市の健康課題についてお答えいたします。まずは、死亡要因別の順位でございますが、第1位、悪性新生物、第2位、心疾患、第3位、脳血管疾患となっております。悪性新生物の中でも、特に大腸がん、乳がんによる死亡が国と比較して高い状況でございます。本市のがん検診の受診率は県と比較して高い状況でございますが、更に受診を呼び掛ける必要があると考えております。また、早世と呼ばれる65歳未満の死亡割合が県と比較すると高い状況でございます。国保の医療費も年々増加傾向にあり、外来においては、高血圧症の件数が最も多くなっております。64歳以下の若い世代での介護保険利用の原因疾患といたしましては、高血圧症を起因とした脳血管疾患が最も多くなっております。これらの要因として、生活習慣病の早期発見の機会である特定検診、長寿検診の受診率の低さが挙げられます。特に40代、50代の若い世代の受診率が低く、この世代への働きかけが重要だと考えております。がん検診や特定検診の受診率向上には、毎年、力を入れているところでございますが、特に脳血管疾患については、名瀬保健所管内での共通課題として、健康講話や各種教室で重点的に取り組んでおります。また、行政だけではなく、民間の事業所や関係機関と連携を図り、D-1、どうくさが1番プロジェクトを立ち上げました。若い世代から健康づくりに目を向けてもらえるよう、事業所等との連携を図りつつ、イベントや健康講話、食べ方教室などに取り組んでいるところでございます。今後とも、市民の方々が住み慣れた地域で自立した生活が続けられるよう取り組んでまいります。

と存じます。

8番（橋口耕太郎君） 三大疾病、やっぱりがん、心疾患、脳疾患ということが、三大の病気の上位を占めているということで、特にがんの大腸がん、乳がんが県に比べると高いと。でも、検診の率は県よりは高いということですので、早期発見には努めているところですね。先ほど、話にありましたD-1プロジェクト、どうくさが1番ですかね、そういった取組も、特に高血圧、脳疾患からくるものが多いということから、そういった取組もされているということで、早世、65歳以下で亡くなるのも、やっぱり高いということをお聞きすると、もっともっとやっぱり皆さんに健康に関して興味や関心を持ってもらって、中にはね、行ったら何か見つかるかもしれないから、行くのが怖いという方も、おっしゃる方もいますけれども、そうではなくて、やはり早く発見すればするほど治るのも早しいし、医療費もかからないということもありますので、そういったところも大変でしょうけれども、健康増進課のほうで、どんどんどんどん、周知、広報させていただきたいと思います。

では、次の質問に移っていきます。次に、質問の4番。学校の存続と不登校児童・生徒についてであります。（1）少子化で地域の子どもの人口がますます減り、学校が統廃合、あるいは休校といった措置の可能性があると考える。本市にもそのような地域が存在するか伺うという質問であります。質問のとおり、少子化というのは全国的な問題で、各自自治体の子どもの人口規模に応じて、学校の存続については、様々な課題が潜在化していると思います。今すぐではないにしろ、学校の統廃合、休校などの措置は避けて通れないケースが生じてくる可能性は非常に大きいと思います。もし、そのような地域があれば、お示しできる範囲で構いませんので、お示しさせていただきたいと思います。

教育長（村田達治君） それでは、議員の御質問にお答えをいたします。本市には、現在、小学校21校、中学校12校の33校ございますが、そのうち、小・中併設校が5校ありますので、学校数は全体で28校となっております。本市の児童・生徒数につきましては、本年度は小学生、中学生合わせまして3,618名、教員数は421名配置をされているところでございます。議員の御指摘のように、児童・生徒数は年々減少傾向にございまして、ここ5年間で286人の減少となっております。平均いたしますと、毎年57名強の減少となっているところでございます。本市におきましては、小規模校はその良さを生かし、それから、地域の方々と一緒に、豊かな自然や文化に触れたり、また、運動会や学習発表会などの行事を行ったりするなど、地域の方々と心の触れ合う、特色ある教育活動を推進しております。このような教育の営みは本市の学校の良さであり、児童・生徒はもちろんのこと、地域の方々の楽しみにもなっていると認識しております。このように、地域あつての学校、学校あつての地域という環境こそが、奄美が誇るべき教育風土と考えております。現段階においては、学校の統廃合については考えてはいないところでございますが、児童・生徒数の推移によっては、これ、地域名は申し上げるとは差し控えたいと思いますけれども、休校の可能性が懸念される学校があることも事実でございます。教育委員会といたしましては、地域活性化協議会と連携しながら、小規模校の児童・生徒数を確保して、そして、地域の活性化を図るためにも特認校制度やクロウサギ留学、ふるさと体験学習など、充実していきたいと考えているところでございます。今後とも、奄美の教育風土の中で、教育行政の基本方針、奄美の子どもたちを光にするためにも、地域に根差したふるさと教育を推進してまいりますので、地域の皆様の学校への御理解を御協力を賜りたいと考えているところでございます。以上でございます。

8番（橋口耕太郎君） はい。現在、市内で学校数が28、生徒数が3,618名、そして、教職員数が421名ということでありまして。今、教育長のお話の中でもありましたように、小規模校であればあるほど、地域とのつながりが非常に強いということ。それは本当にそうだと思います。話はちょっと逸れるかも分かりませんが、我々の国会議員の話の中で、無人島化、これ、前の議会で話したことあ

るかもしれませんがけれども、無人島化をする条件が三つあって、一つが人口が100名以下。もう一つが、高齢化率50パーセント以上。そして、三つ目が学校があるかないかということだということでした。これは、無人島に限らず、集落も大小ありますけれども、集落が限界集落と言われる形になるのと少し似ているのかなと思います。地続きですから、集落の場合はちょっと違うかも分かりませんが、それほど学校というものはですね、非常にやっぱり地域にとって大切な存在だというふうに、私もちょっと考えていまして、教育長、今、可能性がある地域があるのも事実ということをおっしゃいましたけれども、そのために、今、クロウサギ留学であるとか、特認校を活用するとか、外から児童・生徒さんと呼んだり、大きな学校から少し特認校に回っていただいたりと、そういうことをやっている、いらっしゃると思いますけれども、なかなか子どもの数というのは、生まれた数は分かりますので、その子どもさんが小学校に入る年齢になったら、各地域に何人いるかっていうのは、恐らく分かっている、学校もそれを、その数字を押えながら、クラス編成とか、それによって担任の数が変わってきますので、そういったところをぎりぎりまで見ながら、多分、年度末にクラス編成などをされていると思いますけれども、その作業をする中で、例えば35人のクラスが、倍の70人いたら2クラスですけれども、72人になったら3クラスになるわけですね、編成としては。一つの学級が少なくなっていくと。先日、朝日小学校に同僚の議員とちょっと視察をさせていただきましたけれども、学年によっては40名を超える学級がありまして、それは致し方ない部分だと校長先生もおっしゃっていましたけれども。それで、先生方も20人、1人で20人を見るのと、1人で40人は全く違いますので、倍ですからね、そういったこう問題もあるという話をされていましたが、なかなかそれ、難しいと思うんですよ。その編成とかですね。私が言っている、その統廃合、休校というのは、小規模校のことなんですけれども、大規模校は大規模校で様々な問題を抱えていると、っていうのも、この間、勉強させていただきました。これはもう、学校だけ、あるいは教育委員会だけ、地域だけで抱える問題ではなくて、もう学校も地域も教育委員会も一体となって考えていかなければいけない課題だと思いますので、いろいろ難しい課題がたくさんあると思いますけれども。やっぱり、一番大事なのは、地元の皆さんがしっかりこう考えて、どうしてこうかということ、自らこう発起してですね、考えていくことが大事だと思います。本島でいくと、大和村で統合がありましたよね。近くでいくと、喜界島が統合がありました。そういった話もですね、いずれどこかで、もしかしたらしなければいけないという時期も来るのではないかというふうに思いますが、是非とも、まずは小規模校を残していただくような活動を、私たちも一生懸命、地域に伺ってお話をさせていただきますけれども、教育委員会として、是非とも、様々なことを検討していただきたいというふうに思います。

次に、質問の(2)不登校についてであります。直近の小・中学校の不登校の人数を示していただきたいと思います。その不登校気味、あるいは不登校の児童・生徒に対する対応はどのように行っているかを、お聞きしたいと思います。小・中学校では、毎日、出席を取って、出席、欠席の人数を把握されていると思います。先日も学校に行きましたら、クラスごとに何名、何名って、合計が書いた黒板、ホワイトボードがありましたけれども。また、欠席について、何で欠席しているのか。病欠なのか、別の事情なのか、そういったところまで、多分、正確に把握されていると思いますが、直近の数字で構いませんが、小・中学校、小学校、中学校別に数値をお示しいただきたいと思います。

教育長（村田達治君） それでは、議員の御質問にお答えをしたいと思います。本県にあっては、30日以上欠席した者を長期欠席者として、その長期欠席者の中で、欠席の理由が学校に起因することと認められた者を不登校というふうに捉えているところでございます。併せまして、病気やそれ以外で欠席している者、30日以上を、一般に長期欠席者というふうに捉えているところでございます。まず、本市における本年度の不登校児童・生徒数は、10月末現在で6名、これは小学校0、中学校6というふうになっております。また、不登校以外の長期欠席者について、小学校では病気欠席者が8名、その他の者が9名、合計17名が小学校の長期欠席者でございます。中学校では、病気欠席者が7名で、その他

の者が32名となっており、不登校以外に30日以上長期欠席者はこの二つの数合わせて、合計39名となっているところでございます。その他の理由という中に、家庭環境等を理由とするものが含まれているということでございます。あるいは家庭環境、あるいは経済的な理由、それが、その他という理由の中に含まれているということでございます。

それから、不登校につきましては、推移でございますけれども、令和元年度20名、これは小学校5名、中学校15名。それから、令和2年度は15名。小学校5名、中学校10名と、年々減少傾向にはございますけれども、不登校の児童・生徒を除いて、その他の理由による長期欠席者につきましては、令和元年度は117名、これは、小学校38名、中学校79名となっております。令和2年度においては、126名、内訳は小学校54名、中学校72名でございます。令和3年度、本年度は10月末段階で、小学校17名、中学校39名の56名となっているところでございます。

コロナ等の影響で、不登校の児童・生徒が増えているかどうかですけれども、学校に確認しておりますけれども、現在のところ、コロナ禍の直接的な影響で欠席している児童・生徒については、増えてはいないのではないかとこのように捉えております。

不登校及び不登校傾向にある児童・生徒への支援につきましては、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなくて、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指していく必要があるというふうに考えております。そのためにも、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを各学校に配置しまして、相談体制を確立しているところであり、各、家庭の実情や実態に応じて、保健福祉部や児童相談所等の関係機関との連携を図り、対応しているところでございます。また、登校しても教室に入れない児童・生徒には、保健室や別室にて学習活動支援、それから、教育相談等を行っているところです。更に、学校へ登校することへの抵抗感や不安を持つ児童・生徒には、教育委員会内に設置しております適応指導教室ふれあい教室を利用させていただき、児童・生徒の自主的な学びに合わせて、教科指導や体験活動等を実施しております。このような支援を通しまして、児童・生徒一人ひとりが抱えている課題を、心情的にしっかり寄り添うことで、不登校が解消された事例もございます。ここでは具体的な事例としては、個人に関わる事案ですので、申し上げることは控えさせていただきますと思いますが、今後も不登校及び不登校傾向にある児童・生徒への心情に寄り添いながら、粘り強く支援をしてまいりたいと存じております。以上でございます。

8番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。その他がちょっと少し私も気になりますけれども、コロナ禍に応じては、そんなに、コロナの影響、コロナ禍の影響での増減というのはほとんどないと。先日、行った小学校でですね、ある写真を見せていただいたときに、野外活動の写真だったんですけども、コロナ禍でなかなか野外活動ができていない中で行った写真の1名の方が、校長曰く、なかなか最近出て来れてないんだよという。でも、すごいいい笑顔していたんですね。やはり、なかなか外で活動ができないということが、私はちょっと影響があるのではないかなと思ったんですけども、コロナに関してはそんなにはないと。ただ、家庭環境であるとか経済的な理由で学校に来ていないということが、少し多いのが非常に気になりますけれども。私もPTAの役員を小学校、中学校、高校とさせていただきながら、そういった方のこともいろいろと、校長やら学校の先生と話をすることがよくありました。一番は、当然、家庭の環境がしっかりしていれば、学校にも元気に通っていくお子さんが多いんですけども、経済的な事情とか、家庭環境によっては、なかなか子どもさんがですね、行きにくい、行かない、そういったことも見てまいりました。こうすればよくなるという方法は、恐らく、正解はないことだと思いますけれども、やはり、先ほど正野議員でしたか、子どもは未来ですということをおっしゃっていましたが、とにかくお子さんがすくすく、奄美の子どもたちを光にというスローガンの下、すくすく育て、そして、元気に社会に旅立っていく環境、高校も含めてですけども、していただくことを、一生懸命やられていますけれども、引き続き、していただきたいというふうに思います。

最後の質問に入っていきます。質問の5、移住相談会の成果についてということです。（1）、10

月23日、24日に東京で実施されました移住相談会について、新聞記事では詳細な記載がなかったため、相談者の生の声を含めた成果や反省点などはいかがかという質問であります。私の政治活動のテーマの一つに、移住・定住の促進があります。何とか交流人口を増やして、奄美市の魅力を知ってもらい、そして、最終的には住んでもらいたいと常々考えております。先日、国勢調査の人口の確定値が公表されていました。県全体で5万9,921人減少、減少率は3.6パーセント、奄美群島では人口11万人を割って、10万4,281人となりました。減少率5.3パーセント、奄美群島日本復帰当時は20万って言うていましたので、もう約70年で10万人、おおよそ群島内ではですね、減ったということになります。本市では2015年の国調から1,766人、率にして4.1パーセントの減少で頑張っているのではないかなと、個人的には思います。奄美群島12市町村でも、各自治体、工夫を重ねながら、様々な施策を実施しております。本市でもUターンやIターン、空き家の有効活用などの施策を展開しております。その一つが、今回、質問の移住相談会であります。新聞の記事ではなかなか伝えきれなかった部分もあるかと思しますので、是非、参加した職員、関係者の生の声や具体的な成果、そして、もっとこうすればよかったというような課題、反省点などがあれば、この機会に是非とも伺いしたいと思います。お示してください。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。去る10月23・24の2日間、奄美大島雇用創造協議会と本市の共催により、東京都内2会場で移住相談会を実施をいたしました。参加者につきましては、相談者の定員を36名としておりましたものの、80名近くの申し込みがあり、奄美への移住に向けた機運が高まっていることを実感したところでございます。その中で、移住が具体化している方、それから、移住希望時期などを精査し、個別相談者として36名を選定をいたしました。落選をした方から、どうしても話が聞きたいと要望がございまして、合同での説明会も併せて開催をし、相談実績は55名となっております。参加者は東京都、神奈川県在住の方が多く、年齢層は30代、40代で、約64パーセントと、比較的若い世代が中心となっております。実施後のアンケートにおける相談満足度では、93パーセントの方が満足をされたという結果となり、意見として、就職情報、住居情報、企業情報をはじめ、子育てや医療環境、各種助成金情報など、具体的な詳しい情報が聞けた。地元の方から生の情報が聞けた。きちんとデメリットも説明していただけたなどの声が聞かれました。また、相談会終了後に、実際に奄美に来島し、本格的な移住活動を始めた方が7名おられまして、そのうち3名の方は、既に移住をされております。今後もこのような機会を通じて、移住施策に取り組んでまいりたいというふうに存じます。その中で、相談会に関する反省点といたしましては、今後も増加が見込まれる希望者に対して、いかにして十分な相談時間を確保するかという点と、移住希望者が奄美大島全域に及ぶことから、他町村との連携も含めて、今後の開催形式についての見直し。また、地域が望む移住者の示し方や、先輩移住者との連携。住宅確保の方策なども、定住促進施策全般にかかわる課題というふうに考えているところでございます。

8番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。55名相談をされて、7名来島されて、3名が決まったと。すごいいいお話だと思います。課題として、十分な時間が取れなかったこと。奄美市だけではなく、他市町村とも連携をすることというのが、部長からありましたけれども、間違いなく奄美大島は世界自然遺産に登録をされて、日本中でも注目をされている場所だと思います。そういった、今回の移住相談会は、去年はできなくて、コロナ禍で、2年振りの開催だというふうにも聞いていますので、是非、今、部長がおっしゃったことなどを、しっかりとまた生かしながら、進めていっていただきたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴、ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 以上で、公明党 橋口耕太郎君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩します。（午後3時45分）



議長（西 公郎君） 再開いたします。（午後4時00分）

引き続き、一般質問を行います。

チャレンジ奄美 幸多拓磨君の発言を許可いたします。

1番（幸多拓磨君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。チャレンジ奄美の幸多拓磨でございます。

最初に、質問通告書の訂正をお願いいたします。1番目の（1）その横にございます、漢字にて位置と書いてありますが、こちら、消去をお願いいたします。（1）の横にですね、漢字で位置と書いてあるんですよ。そちらを消去、お願いいたします。失礼しました。

一般質問に入ります前に、私の自己紹介と所見を述べさせていただきたいと思います。まず、安田市長、市長御就任、誠におめでとうございます。私は安田市長より多くのことを学ばせていただいた10か月間、自分自身としても、人生の大きな節目でございました。目標を定めた安田市長のぶれない行動力。空よりも高い志、海よりも深い思いやり。これからの奄美市を考えると、ワクワクしている自分がいます。私たち市民のリーダーとしての御活躍を信じております。そして、私自身も、一蓮托生の気持ちで、安田市長とともに活動の見える化。そして、明るく、優しく、風通しの良い奄美市を目指して取り組んでまいります。

改めまして、11月に行われました奄美市議会議員補欠選挙にて、市議会議員へ就任させていただきました、幸多拓磨と申します。パワーみなぎる45歳です。座右の銘は凡事徹底です。誰にもできることを、誰にもできないぐらい、こつこつと積み重ねていくと心に決め、活動してまいります。そして、私のモットーは笑顔溢れる奄美市、笑いが循環する奄美大島です。昔ながらの島のよき文化、声を掛け合い、支え合い、助け合う。人と人が関わっていく中で、笑顔が生まれ、つながっていく。それが、奄美大島全体へ、奄美群島へ、日本中へ、そして、世界自然遺産となった今、世界中へ。なんていう夢を追い求める少年の心も持っております。最近、よく周りの方から質問されます。なぜあなたは奄美市議会議員になりたいと思ったの。私は、屋仁川通りを中心に、ごみ拾いを趣味で現在も行っております。現在、ごみ拾いを始めて9年目に入ったところです。その活動の中で、多くの方々と出会い、時にその仲間とともにごみを拾い、お互いの明るい笑顔に癒される。ごみを拾い続けていく中で、多くの方々の笑顔が生まれました。ごみ拾いを続けていくうちに、もっともっと、多くの人たちの笑顔が見たい。人の役に立てる人間になりたい。私はもう45歳。残りの人生を人の役に立つために捧げるんだと心に決めたことがスタートでした。これからも初心を忘れるべからずを大切に、謙虚な気持ちを持ち続け、常に未熟な自分を理解し、そして、初心に新しいことをどんどんどんどん付け加え、私たちの、皆の笑顔が増幅していけるよう、様々な課題に取り組み、日々精進してまいり所存でございます。私事ですが、先日、母親がくも膜下出血により徳之島から緊急搬送されました。夜中のことで、ドクターヘリが飛ぶことができませんでしたが、自衛隊ヘリのおかげで搬送していただき、緊急手術、9時間の手術を終え、一命をとりとめました。医療従事者の方々、行政、自衛隊と連携のおかげだと、深く感謝申し上げます。また、8月、9月は奄美市におきましても、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、8月は141人の方々が、9月は134人の方々が感染し、医療現場におきましても、大変な状況であったことが記憶に新しいです。全ての島民が、目には見えないウイルスに苦しみ、並々ならぬ感染予防対策を講じた日々でした。ちょうどその時期、8月17日、千葉県にて自宅療養中であった新型コロナ感染症に感染された妊婦さんの病院の受け入れ先が見つからず、そのまま自宅にて出産し、赤ちゃんがお亡くなりになった痛ましい出来事もございました。本当に心より御冥福をお祈り申し上げます。新型コロナに感染した妊婦さんの出産は、感染対策で手術時間を短縮するため、帝王切開を行う準備が必要であったり、産まれた赤ちゃんをすぐに隔離する必要があるなど、対応できる病院が限られ、入院調整に時間

がかかるケースが多いようです。その千葉県での痛ましい事件、出来事が起きた8月17日から5日後の8月23日に、私の息子が産まれました。帝王切開にて出産でした。実は、その前日に妻と私が新型コロナウイルス感染症の陽性反応が出たことが分かり、医療従事者の方々、保健所職員の方々、奄美市役所職員の方々が連携し、一生懸命対応してくださいました。息子が産まれた際は、市役所の中で拍手をして喜んでくださったとお聞きしております。改めて、医療従事者の方々、行政の方々へ敬意と深い感謝をお伝えいたします。本当にありがとうございます。そして、いかに行政のサービスが素晴らしいか。そして、どれだけ大切であるかを深く知ることができた出来事でもありました。これからも、よりよいサービスを私たち市民に提供していただけるようお願いするとともに、私自身も、人の役に立てる人間を目指し、連携を大切に、サービス向上に関わっていきたく強く思っております。

では、一般質問のほうに入らせていただきます。

1、奄美市のSDGsへの取組について。(1)2015年9月25日に2030年までに達成する目標、国連本部にて全員一致で採択された持続可能な開発目標、SDGs。奄美大島においても、龍郷町や瀬戸内町、大和村は町村だより等にて紐づけをし、SDGsに取り組んでいますが、奄美市においてのSDGsの取組の進捗をお聞きしたいです。なお、2年半前に開催されました、令和元年第2回定例会会議録において、安田市長が質問されていますSDGsに関する質問もございました。その後の進捗について、重ねてお聞きしたいと思っております。

次の問題より、発言席にて行わせていただきます。

市長（安田壮平君） 幸多議員にお答えさせていただきます。激励のメッセージをありがとうございました。新人同士、また、頑張ってください。

SDGsへの取組についてですが、議員御案内のとおり、SDGsとは2015年、9月の国連サミットで採択された、環境保全や貧困、平和や人権など、17項目にわたる国際社会全体の開発目標であり、2030年までの目標達成に向け、全世界的にその取組が広がっているところと認識しております。本市といたしましても、SDGsは世界規模で解決すべき課題を明確化したものと捉えており、自治体や企業などの団体はもとより、市民一人ひとりが当事者意識を持って、地域の実情に即して取り組むべきものと認識しております。そのため、過去にも奄美市だよりにおいて、海洋プラスチックごみ問題やエシカル消費、フードドライブ等の紹介をさせていただいたところでもございました。また、令和元年度に策定した奄美市攻めの総合戦略2020、令和2年度に策定した、奄美市地域福祉計画や第2次奄美市地域情報化計画。そして、令和3年度に策定した過疎地域持続的発展計画といった市の策定する各種計画においても、基本目標に、それぞれ対応するSDGsの項目を記載し、これら施策に着実に取り組んでいるところでございます。こういった各種計画などへ反映させることにより、環境、経済、社会など、各政策がSDGsと関連付けされていることを確認しながら、全ての政策のよりよい実現を目指してまいりたいと存じます。

1番（幸多拓磨君） 安田市長、御答弁ありがとうございます。今、お話がありました海洋ごみ、そして、エシカル、攻めの総合戦略等、多くのSDGsに関わる活動をされているってことを、今、認識することができました。しかしながら、私が思うことは、SDGsというものが何か得体が知れないものではないかという方もいらっしゃるぐらい、認知が低いという事実がございます。SDGsのことをSDGSと呼ばれる方も多くいらっしゃり、そのSDGsの項目が17項目あるかどうか、そういったところも、幾つあるのか分からないという方も多々いらっしゃいます。この17のアイコンというものは、一つ一つに意味があり、この17の項目を持続していくことにより、世界が救われる、地球規模で救われるということで、国連サミットにて全員一致で採決されたわけであり、これに取り組むってことは、私たちにとってとても大切だと感じております。そのアイコンにあるピクトグラムは、文字が読めない人たちのためにあるのが、あのピクトグラムです。ですので、一つ一つのあのアイコン

を、奄美市の皆様に理解してもらおう。そして、認知してもらおうということがとても大切と思い、その部分を奄美市だよりや、あと、ホームページ等に紐づけしていただく、そのような形でしていただければ、ありがたく思います。

続きまして、二つ目の御質問をさせていただきます。先ほどのSDGsに関わることではございますが、現在の企業、団体、個人を取組について。SDGsへの取組を加速させるためにも、SDGsへ取り組んでいる団体様や企業様に認定証や表彰をするのは、認定証をお渡しするのはいかがでしょうかという質問なんです。今現在、団体さん、個人さん、多くの方がSDGsのロゴを使い、活動されているという事実がございます。これはもう、民間の方だったり、あとはもう、NPO法人、一般社団法人だったり含めて、個人の方もそうなんですけれども、動かれています。特に、よく見受けられるのが、ビーチクリーン。これは、SDGsの項目14番目で、海の豊かさを守ろう。そして、多くの方がされているんですが、子ども食堂。そこに関しましては、子ども食堂の形態にもよるんですが、貧困をなくそうであったり、飢餓をゼロに。そして、全ての人に健康と福祉を。そして、その場面場面に、その内容によっては変わってくるんですが、パートナーシップ、いろんな方々をつながりをもって子ども食堂をしていく。そのような形が、今、見受けられます。ほかにも多くございます。例えば、焼酎メーカーさんは11番目の、12番目の項目の作る責任、使う責任という部分があります。焼酎のビン、それを販売するだけでなく、そのビンを回収し、きれいに洗い、リサイクルしていく。そのような活動をされている企業様もいらっしゃいます。まだまだ取り組まれている項目、ございますが、SDGsに取り組まれている企業様や団体様の姿をSNSや新聞等でも見えています。とても良い流れだとは思いますが、しかしながら、欧米や日本本土と比べると、世界自然遺産の私たちの町は、SDGsへの認知や、先ほどもお話ししました、すいません、認知や行動が、まだゆっくりと感じます。2030年まで残り9年しかない状況でございます。SDGsへの取組を加速させるためにも、SDGsへ取り組んでいる団体や企業様に対して、表彰や認定証をお渡しするのはどうでしょうかという御質問なんです。各産業においてもSDGsを取り入れることにより、メリットがあると感じます。産業ごとに付加価値が生まれてきます。各産業の企業価値も深まると思います。そして、その先に取組としてある、その取組の先にあるのが、ESG投資というのも気になります。ESG投資とは、説明にこうありました。ESG投資とは社会、環境、ガバナンスに配慮した経営を行う企業に投資をすること。ESGの価値観の浸透に伴い、近年、ESGに、ESG投資に向かう投資額は世界的に増加している。ESGは従来の収益に間接的に寄与するものから、収益に直接的に影響するビジネス課題へと変化した。ESG投資をすることで、長期的に安定したリターンを獲得が期待できるとございました。非財務状況が考慮されるESG投資。奄美市におきましても、依存財源が79.8パーセントと経営に関しては助けられている状況にあり、民間で言いかえるならば、融資、投資がなくてやっていけない状況とも言えると感じます。また、融資を受けるためには、計画性と成長の根拠を示すことも重要となります。生き残りを賭け、そして、先を見据え、世界、日本、近隣のエリアの自治体、環境社会、経済を意識して、SDGsへ取り組んでいると感じています。私たち奄美市も、奄美市の付加価値を高めるためにも、是非、形にしてほしいと思うところでございます。大変長くなりました。質問にもう一度戻ります。現在の企業、団体、個人を取組について、SDGsへ取組を加速させるためにも、SDGsへ取り組んでいる団体様や企業様に表彰、認定証をお渡しするのはいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

総務部長（三原裕樹君） 議員御案内のとおり、SDGsに対する取組は大変重要と認識をしております。その中で、団体、企業等への認定証や表彰についてでございますけれども、議員御承知のとおり、SDGsの目標を達成するためには、自治体だけでなく、企業、団体の皆様、そして、市民お一人お一人の意識、取組も大変重要と認識をしているところでございます。そのための手法として、御提案の認定証や表彰制度は貴重な御提言の一つと考えております。行政として、今後、どのようなかわかりが、企業、団体、また、市民の皆様による持続可能な社会づくりへの参画の後押しとなるか。他自治体の取組

も参考にしながら、具体的に研究をさせていただきたいというふうに考えております。

1番（幸多拓磨君） ありがとうございます。今、おっしゃったような形で、是非、実現していただければと思います。残りの年数、スタートが少し遅い状況であるので、少しだけスピーディにできたらいいのかななんて、私個人、思っております。そのためには、今、活動している人たちがより意欲を持って、より当事者意識を持って動いてくださる、そのような形をするためにも、その方々の労をねぎらうためにも、そのような表彰や認定制度っていうのはあってもいいのかなと感じます。ただ、しかしながら、その基準の部分であったり、考えないといけない部分も多々あるとは思いますが、そこはともに考え、皆で形にしていければと思っております。

では、続きまして、ありがとうございます。では、続きまして、公共施設の修繕について、御質問させていただきます。大変失礼いたしました。2の（1）名瀬公民館、旧金久分館体育館の床の修繕について。床がセメントの上に薄いラバー製のシートが張られているだけであり、衝撃を吸収できない。木製の床にできないでしょうか。ちなみに、こちら、年間を通して多くの方が利用している体育館でございます。ただ、大切になってくる部分は、平成29年3月にまとめられた公共施設等総合管理計画の内容にありました。国においては、新しく造ることから賢く使うことへの重点化を推進。耐用年数は、標準的な耐用年数とされる60年を採用することとする。大規模改修、建設後30年で行うものとする。長寿命化の実施方針。建設後、30年以上経過している建物について調査を実施し、各施設の今後の方向性を検討しますとございました。ここは大切かなと思って調べてみたんですが、今回、私がお話させてもらっている名瀬公民館、旧大島紬従事者福利厚生センターと呼ばれていたようです。1976年に建てられておまして、45年が経っている状況でございます。この4階建ての建物は、階段で4階まで行くんですけども、各階、1階はですね、駐車場になっていて、何もございません。2階、3階が多くの文化であったり、習い事だったりできるようなスペースになっておまして、なんと4階が、皆さん、御存じのとおり、体育館として利用されているような状況でございます。主な競技はバドミントンや卓球の使用スケジュールが入っておりまして、バドミントンにしましても卓球にしましても、スマッシュやジャンプのあとの着地において、膝や足首、腰に大きな負担を与えるスポーツでもございます。健康増進するためにスポーツを行うはずが、衝撃が蓄積していき、そのダメージにより怪我が発生してしまうリスク。そのリスクを軽減させるためにも床の張替えの必要があると思っております。今後の方向性、改修工事の計画等を教えていただくとありがたく思います。よろしくお願ひします。

教育部長（徳永恵三君） それでは、議員にお答えします。御質問の名瀬公民館につきましては、昭和51年に紬従事者の育成と福祉の増進を図るため、紬従事者福利厚生施設として建設されております。現在では40年以上が経過し、紬関係者の利用も減少してきた中で、建物自体の規模や間取りなどから公民館として活用しているところでございます。その中で、御質問の4階部分につきましては、軽度の体操等が行えるフロアとして整備したものであり、現在では卓球やバドミントン等での利用が多い状況でございます。議員御指摘のとおり、4階フロアはコンクリート製と床となっておりますが、卓球やバドミントンでの利用には特に支障ないということで伺っております。建物の建設当時は市内に屋内で運動できる施設が少ない状況でありましたが、現在では名瀬運動公園や旧大島工業高校をはじめ、各学校の体育館、近隣では金久中学校の体育館や武道館も新しく整備された状況となっており、夜間の利用は増えているようであります。このような中で、名瀬公民館はもとより、本市内には老朽化したものを含め、多くの公共施設を抱えており、毎年、その施設の修繕等にも相当の予算を要しているところでございます。当然ながら、施設が存在する限り、維持管理費は発生し、また、経年劣化等による改修にも相当の予算が発生することになりますので、特に新しい施設の整備に当たっては、同様施設のスクラップアンドビルドを基本に取り組んでいるところであります。このことを踏まえ、本市においては平成28

年に公共施設等総合管理計画を策定し、令和元年、2年度にかけて、施設ごとの個別施設計画を策定し、市全体での公共施設のあり方について検討を進めていくこととしております。議員御案内の名瀬公民館については、耐震基準の課題もありますので、今後の施設のあり方、そして、改修の必要性等について、庁内で協議していくこととなりますので、御理解をいただきたいと存じます。

1番（幸多拓磨君） お答えありがとうございました。今、お聞きした中で、耐震の問題があり、今後、どのような形でしていくのかというところで気になったんですけれども、ほかにも施設があるということも、今、ございました。そこに関して、私も理解できる場所もございます。この計画にございます、大規模改修については、建設後30年で行うものとすると思いますが、これを、今回、45年ということで、30年、今から15年前にしていないのではないかなという、思いがあるのと、あと、その30年になる手前に、その大規模改修をするという計画っていうのが、今現在、できているの、ほかの施設に関してもですね。そして、今、お話がありました、総合体育館であったり、ほかの体育館の整備ができていくからということであるんですが、やはり各スポーツ、多くのスポーツがございまして、そこに入り込んで練習できるのかどうかっていう課題はあると思うんです。ですので、そういったことも踏まえると、新しい、もちろん建物を建てるっていうことは考えていないっていうことで、こちらに計画にもございますが、もしよろしければ、何らかの、今後の計画の一部に、それがすぐではなくてもいいと思うんです。ただ、中・長期で、もしよろしければ御検討していただければと深く感じるところでございます。そちらのところ、もしよろしければ教えていただければと思います。よろしく願います。

教育部長（徳永恵三君） それでは、お答えします。名瀬公民館については、もう既に45年を経過している状況で、計画においては30年っていうのは、もうとうに過ぎていくような状況もございます。議員おっしゃることも、御理解しますけれども、今後については、施設の簡易的な修繕等については、今後、行ってまいりますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

1番（幸多拓磨君） すいません、たびたびありがとうございました。では、今後とも、こちらにも、頭の片隅でもいいので、入れていただいて、くださって、そして、利用者の健康の増進のために、何卒お力をお貸しいただければと思っております。

では、次の質問にまいります。同じく名瀬公民館においてでございます。名瀬公民館において、片足の障害のある方が階段にて転倒。松葉杖を使い、階段を上っていたが、現在は危険性が高まったため、名瀬公民館の利用を控えております。多くの高齢者の方々も使用している公民館であり、フレイル予防、サルコペニア予防のためにも、今後も公民館の使用をしていただきたいが、階段の昇降が困難な方は利用を控えるほかない状態、状況であります。こちら、とんでもない話かもしれませんが、エレベーターの設置はできないものでしょうか。今、その転倒された方は、御自身の体力の衰えであると考え、スポーツジムに通い、また、昔のように階段を上れるように筋力をつけると言われ、筋力トレーニングに励んでいらっしゃいます。年齢は何と70代後半の方です。本当に頭が下がる思いです。そこまでのことを努力され、現状の施設を利用したい。改めまして、大先輩の背中に心が熱くなりました。フレイルやサルコペニアによるリスクは表面化して、介護状態になると、本人の生活が不便になり、周囲の家族にも負担がかかります。そこから、介護サービスを受ける必要が出てきて、たくさんの方面に影響が出ます。介護による国全体の経済損失は年間6,500億円規模になるとのことが、経済産業省の試算によって明らかになっております。特に、その中でも影響が多い、大きいとされるのが、介護離職。現役世代の人が家族の介護を理由に離職し、労働力として活躍できなくなることで発生する経済損失がとても多く、それが年間6,500億円もの巨大な経済損失につながっているということです。先ほどお話ししましたサルコペニアとは、筋肉量の減少によって身体機能が低下する状態。そして、フレイルと

は、加齢によって心身が老いた状態のことです。今現在、奄美市が奨励しています、ユニバーサルツーリズムにも関係してくる大切な部分ともなりますし、先ほど、橋口議員がお話されていましたが、そして、答弁ありました、平均自立期間。その中で、奄美市が平均が男性は77.4、県が79.1、国が79.8歳。そのような状況になっている一つの理由も、ここに隠されているんじゃないかなと感じます。フレイル、サルコペニアによる経済損失のリスクもかかっているんじゃないかなと感じます。今回の4階建ての名瀬公民館の利用者が老若男女、いつまでも利用し続けることができる、持続可能な施設であってほしいと節に思い、質問させていただきます。よろしくをお願いします。

教育部長（徳永恵三君） それでは、議員にお答えいたします。御質問にありますとおり、確かに40年以上が経過する建物で、エレベーターもなく、特に高齢の方や障害をお持ちの方には不便な建物であることは承知いたしております。転倒された方がいらっしゃるということに対しましては、心よりお詫びとお見舞いを申し上げたいと存じます。先ほども答弁させていただいたとおり、建設当時と比べ、市街地においては奄美文化センターやA i A iひろば、そして、最近では市民交流センターも新たに完成し、交通の便もよく、バリアフリーの整った利便性の高い施設も整備されてまいりました。このような環境の中で、名瀬公民館へのエレベーター設置の提案であります。整備にあたっては大規模な改修で、相当規模の予算を伴うことになり、また、建物自体の耐震性の問題や費用対効果など、クリアすべき課題も多くございます。繰り返しになりますが、市全体の公共施設について、今後の施設自体のあり方、整備の必要性等々について、庁内で協議、検討を進めていきますので、御理解をいただきたいと存じます。

1番（幸多拓磨君） 重ね重ね、ありがとうございます。今、おっしゃる内容、十分理解することもできます。代案として、多くのことを考えることもあるんですが、例えば、4階建ての1階スペースには事務所がございません。2階に受付がございます。1階は誰も人がいない状態で、階段をもし不自由な方が、その施設を使おうとしたときに、1人で階段を上っていかないといけない。そのような状況があります。もし、できることなら、隣の町ではあるんですけども、手すりに昇降機をつけて上がるような形。これに関しましては、もしできることなら4階までつなげていってもらうことにより、その今回の一件だけでなく、やはり私が見る限り、多くの奄美の文化を大切にされている方たち、それこそ島唄や三味線等、先輩方が私たち若者に文化の継承ということで教えている場でもございます。その先生方が、その施設を使うに当たって、階段が上れないとかいう状況だったときに、やはりその文化は衰退していく一つの理由になるんじゃないかなと感じるところもあります。そして、もっと予算をかけないでやる方法。例えば、1階に呼び鈴を押し、その呼び鈴を押し、2階の受付にいるスタッフの方に介助していただきながら、その目的地の階に向かうなど、もしできることなら、その今いる方々、そして、今からも使っていきたい方々の気持ちを汲み取っていただき、何卒代案と、もし今のが難しいならば、代案等を御検討いただければありがたいと思います。ありがとうございます。

では、続きまして、公共施設の修繕の3番、公営住宅のポスト、呼び鈴、避難通路の修繕につきまして。1960年代後半から公営住宅を中心に建設が進み、公営住宅は平成29年発表の奄美市においての公営住宅数256棟とございました。多くの公営住宅があり、維持管理はとても大変だと思います。しかし、お一人お一人の個人情報保護の観点から見ますと、現在の住宅ポストの状況は、とびらが壊れていたり、錆による破損も多く、郵便物が剥き出しになっていたりすることにより、郵便物の盗難の可能性や紛失、情報の漏洩も考えることができます。中には住人の方が針金やテープを使って修繕されている御家庭もございますが、個人個人の修理には限界がある状況にも見えます。また、呼び鈴は押したら戻ってこない状況や、機能していない呼び鈴も多い様子です。避難通路に関しましては、崎原の公営住宅の話ですが、上の階と下の階がつながる通路の蓋が老朽化により壊れており、穴がしっかり塞がっておらず、常時、隙間がある状態になっている階がございました。今後の修繕や取替の計画や対応を教

えていただけるとありがたいです。お願いいたします。

建設部長（保浦正博君） お答えします。本市では284棟、2,226戸の市営住宅を管理しておりますが、老朽化している住宅もあり、お住いの方々に御不便をおかけしていることもあるかと存じます。個別の修繕につきましては、建築住宅課に御連絡いただきましたら、現場確認の上、大工や専門業者などに依頼し、早急な対応に努めておりますので、御理解を賜りたいと存じます。また、御指摘の避難通路の改修につきましては、外壁落下防止工事などに合わせて、計画的に実施してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

1番（幸多拓磨君） お答え、誠にありがとうございます。今、お聞きした中で、とてもありがたいなと思ったことは、その呼び鈴や、そのポスト、そういったものの、やはり修繕って、買い替えっていうか、取付替えってというのは難しいとは、私も感じております。あれだけの数があれば。ただ、今回、そのような修理が必要なポストであったり、あと呼び鈴であったりするものは、これ、今、お聞きした内容、私の理解が間違っていたら申し訳ございません、修理に駆けつけてくださるっていう認識でよろしいのでしょうか。

建設部長（保浦正博君） 公営住宅、我々、家賃をいただいております。お住いの方々、お一人お一人が御自分で負担するのではなくて、我々に連絡いただければ対応します。但し、やはりこれだけの戸数、我々、維持管理してまいりますので、順番とかあってですね、少々時間をいただくこともあろうかと思っておりますが、とにかく私どものほうで修繕の対応をさせていただきたいということでございます。

1番（幸多拓磨君） ありがとうございます。そして、先ほど避難通路の蓋の件に関しましても、外壁工事と一緒に進めていきたいという、今、お答えをいただいたんですが、そのような、一つ一つの御対応が市民の方々の信用にもつながると思いますし、そして、私たちの住み続けられるまちづくりのとても大切な部分だと思います。今後、また、何らかの声が私に入りましたら、また、御質問させていただきまします。これからもよろしく申し上げます。ありがとうございます。

では、続きまして、3番目、屋仁川通り、道路事情につきまして。（1）屋仁川通り逆走、一方通行の明確化。横から入ってくる車、バイクへの右折、左折禁止表示の明確化につきまして。今、屋仁川通りは一方通行でありまして、観光やビジネスでいらっしゃった方の逆走が非常に目立ちます。横道から入ってきた方や、端っこのほうから入ってくる方々など、様々です。つい、私、それ昨日の話なんですけれども、昨日、私が夕方、ごみを拾っていたところ、そのときにもいらっしゃいました。その方は、ちょうど中央の交差点から海側に曲がってまいりました。道路に進入禁止の文字を入れたり、右折禁止や左折禁止の表示を入れてみるなど、もう少し分かりやすい表示方法をお願いできたらと感じます。今、非常に出会い頭、寸前で止まったりするシーンも多々見ます。もしかすると、暗いときに子どもたちが事故に遭う可能性もあるかもしれません。ですので、もう少し分かりやすい表示方法をとと思います。お願いいたします。

建設部長（保浦正博君） 議員御指摘のとおり、屋仁川通りは特に夜の車両の交通量、また、人流、多いことは、我々も承知しております。この屋仁川通りにつきましては、脇道からの進入による逆走が見受けられることから、道路管理者として進行方向を矢印で路面表示しております。御要望の右左折禁止などの表示等につきましては、逆走解消、また、そのことによる事故の防止に向けて、交通管理者と現場立ち合いの上、適切な対応について協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

1番（幸多拓磨君） はい、お答えありがとうございます。確かに、警察との連携、とても時間がかかる

と思いますし、御足労をお掛けするとは思いますが。とても大切なことになってくると思います。これから、観光のお客様方がどんどんいらっしゃる、ビジネスのお客様がどんどん増えていらっしゃる。これはもう間違いないことであり、何か起きてからでは本当に遅いと思いますので、何卒、御検討のほうを、そしてまた、私のほうも御質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、(2)番、金久公園角、一時停止線が消えかけており、停止しない車が多くあり、危険でございます。車が一時停止をせずに、その場所、直進してくるんですね。これは、近隣住民の方からのお話だったんですが、お店からお酒を飲んで出てきた瞬間に車が目の前を猛スピードで行ったりするという。どうも、抜け道のような形になっているような場所らしいんです、そこが。渋滞を避けるために。そういったこともあって、そして、一時停止線から一時停止の表示板ですかね、それが、私、測ったところ、10メートル以上離れているところに停止線があって、表示板があると。非常に見落としがちな場所でもあるので、この標識自体を移すというのは、もう基礎から全部変えないといけないと思うんで、大変だと思うんですが、今、停止線がもう、ほぼ消えている状態にあるので、その部分をですね、分かるように、是非、していただければと思います。そして、ほかにも多く消えかかって屋仁川周辺っていうのは少ないんですが、消えそうになっている場所もありますので、重ねてお願いしたいところでございます。

建設部長（保浦正博君） 幸多議員の御指摘。通常であれば停止ラインと標識は同じ場所でやります。ただ、この場所はですね、広い駐車場の出入口になっていまして、その関係で、恐らく標識のほうが違うところに建っているということだと思います。それでは、お答えします。一時停止線は指示標示で、交通管理者の管轄となりますが、御指摘の交差点につきましては、道路幅員が狭く、また、交通量も少ないことから、交通管理者と早急な対応に向けて協議いたします。以上です。

1番（幸多拓磨君） ありがとうございます。先ほどの質問同様、今後、継続して御対応のほうをよろしくお願いいたします。

以上をもって、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 以上で、チャレンジ奄美 幸多拓磨君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後4時49分）

第 4 回 定 例 会
令和 3 年 12 月 10 日
(第 3 日 目)

12月10日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	幸 多 拓 磨 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	和 田 霜 析 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	正 野 卓 矢 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	11 番	奥 晃 郎 君
12 番	林 山 克 巳 君	13 番	松 山 さ お り 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	奥 輝 人 君
16 番	川 口 幸 義 君	17 番	伊 東 隆 吉 君
19 番	与 勝 広 君	20 番	竹 山 耕 平 君
21 番	西 公 郎 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

10 番	大 迫 勝 史 君	18 番	元 野 景 一 君
------	-----------	------	-----------

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住用総合支所事務 所 長	弓 削 洋 一 君
笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 部 参 事	永 田 隆 樹 君	企 画 調 整 課 長	國 分 正 大 君
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	當 田 栄 仁 君	国 保 年 金 課 長	西 幸 一 郎 君
市 民 福 祉 課 長	山 下 克 蔵 君	保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君
福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君	福 祉 政 策 課 長	寿 山 一 昭 君
健 康 増 進 課 長	徳 永 明 子 君	高 齢 者 福 祉 課 長	平 田 博 行 君
い き い き 健 康 課 長	喜 納 祐 司 君	商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君
商 工 政 策 課 長	畠 山 正 明 君	紬 観 光 課 長	川 畑 博 行 君
デ ジ タ ル 戦 略 課 長	押 川 裕 也 君	建 設 部 長	保 浦 正 博 君
土 木 課 長	平 山 光 二 君	教 育 部 長	徳 永 恵 三 君
学 校 教 育 課 長	末 吉 正 承 君		

12月10日(3日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	島袋修君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	池田忠徳君
主幹兼議事係長	押川治君	議事係主査	堀健太郎君

議長（西 公郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は20名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、一般質問であります。

○

議長（西 公郎君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますよう、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないように、時間配分をよろしくをお願いいたします。更に、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますように、予めお願いをしておきます。

通告に従い、順次、質問を許可いたします。

最初に、自民党新国会 川口幸義君の発言を許可いたします。

16番（川口幸義君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。そして、インターネット、御覧の皆さん、おはようございます。令和3年度第4回定例議会にて、一般質問をいたします、自民党新国会の川口幸義でございます。

質問の前に、私の所見を少々述べさせていただきます。去る11月14日の市長選挙において、見事に当選されました安田壮平市長、おめでとうございます。多くの市民から御支持をいただき、民意は示されたものと御理解をしております。これから、新市長として取り組まなければならない課題は山積をしております。我々議会としても、是々非々はしっかり議論を尽くしてまいりたいと思います。お互いに市政の発展のために全力で取り組んでまいりたいと思います。

まず、新型コロナウイルス対策と、新たな変異株、オミクロン株の感染者が日本に初めて確認されたと発表がありました。国民に新たな衝撃が走った。オミクロン株は感染力が強い可能性が指摘されております。早期の封じ込めが重要、不可欠であると岸田文雄首相の発表から、コロナに対しては12月から始まるワクチン接種体制を確保、進展させる。抗体カクテル療法や経口治療薬で罹患者を迅速に快復させ、重症化させない。万が一、悪化しても、入院不安を解消する。安心できる体制を更にシフトし、病床確保と医療従事者の確保と、予算措置を含め、充実し、病床不安を払拭する。また、Withコロナ政策や、コロナを抑えつつ経済を回していく。ワクチン接種や電子証明書を活用し、各種経済活動を再開する。GoToキャンペーンも再開し、接種を受けられない人には無料のPCR検査による陰性証明で経済活動に参加する道を開く。各種支援金の延長、拡充措置を補正予算で確保する。18歳以下の子どもに所得制限をかけつつ給付措置を行う。新しい資本主義の構築と成長と分配の好循環を実現する。砂に水を撒くようなばらまき分配政策ではなく、若者も将来分配を受けられるよう、投資的分配政策を行うとの発表がありました。他にもたくさんの政策が掲げられておりますが、大いに期待したいものと思います。

これから、質問に入ります。

まず、1番目の市長の政治姿勢について伺いたいと思います。

2番目に、（1）新型コロナウイルスと新たな変異株、オミクロン株対策について伺いたいと思います。

このあとは、発言席にて質してまいりたいと思います。当局の誠意ある御答弁を求めるものであります。

議長（西 公郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長（山下能久君） おはようございます。議員の質問にお答えいたします。新型コロナにつきましては、本市において、10月2日の発表以降、新規感染者は確認されておらず、国・県におきましても、新規感染者数は低い水準で推移しております。しかしながら、議員御案内のとおり、年末年始にかけて感染の第6波の到来の可能性が指摘されており、更に新たな変異株のオミクロン株による感染者が世界で増加し、感染拡大が懸念されている中、感染拡大防止の対策をしっかりと継続していくことが重要だと考えております。この夏の感染拡大時には、急激な感染拡大により入院、入所の調整に時間がかかり、自宅待機者が多くいらっしゃいましたが、第6波に備えては、奄美大島に二つ目となる宿泊療養施設の確保も行われ、スムーズな入院、入所につながると考えております。また、来島者が増える時期を迎えますので、水際対策を継続して行うとともに、体調不良者が診療や検査につながるような周知をしっかりと行い、来島者に向けての啓発にも引き続き取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

16番（川口幸義君） この第6波に向けてですね、今、緊張感を持って皆さんは水際対策、あるいは航空路の要所で、しっかり水際対策をやっているのは理解できております。これ、もし奄美市で新たな感染者が仮に発生したと仮定をしてですね、取り敢えず、仮に隔離と言いか、悪いと思いきけれども、ホテルなどの確保については、一応、できているかどうか。それについても。

保健福祉部長（山下能久君） ホテルなどの確保についてという御質問ですが、宿泊療養施設につきましては、昨年、7月31日に市内1宿泊施設を県のほうで借り上げてまして、50室。また、10月20日に新たに宿泊施設を1施設借り上げてまして、63室、計113室の室数となっております。

16番（川口幸義君） 113の、いわゆるあれは隔離、しっかり押さえてあると。これで安心しておるんですけども、できればこういった施設をですね、使わないほうが良いと私は思っておるんですけども、こういったその問題について、皆さんは日常、取り組んでいらっしゃるということでありますので、これについては、6波を我々はお互いに懸念をしながらですね、頑張っ、全ての人たちが、それについては警戒をしながら、マスクを皆さん、必ずマスクを利用すると。これが一番だと思っておりますので。聞くところによりますと、最近ではマスクされる、ほとんどの市民がマスクをなされておりますので、その風邪をひく患者さんがほとんど見受けられないと。そういうお話も伺っておりますので、マスクはやはり非常に役に立っているなど、このように思っておりますので、できるだけマスクは、皆さん、していただいでですね、お互いに健康に注意をしよう、ということだと思っておりますので、取り敢えずは6波の、要するにこれについては万難を排して、協力し、取り組んでいかなければいけないと、このように思っておりますので、それはこれで、良しと、良としてですね、（2）番の事業者、生活支援者による地域経済を支えるについて伺いたいですが、これはですね、これ、僕は2・3、取り上げましたのは、安田市長の、要するに選挙公約の中で、88項目ありましたので、その中で三つだけ、ちょっと伺いたいなと思ひまして、今回は取り上げましたが、この事業者生活者支援による地域経済を支えるについて、ちょっと伺いたいと思ひます。市長、答えますか。市長、答えられる。

商工観光情報部長（平田宏尚君） はい、おはようございます。それでは、私のほうからお答えさせていただきます。現在、新型コロナの影響は多岐にわたっており、飲食業や観光業をはじめ、様々な業種において、大変厳しい状況でございます。そのような中、本市といたしましては、これまでに本市独自の経済対策といたしまして、奄美市時短協力店舗緊急支援金事業や奄美市タクシー事業者等緊急支援金事業等、国の交付金等を活用して、様々な経済対策を実施いたしてまいりました。また、現在は消費低迷における本市の幅広い業種を対象といたしました経済対策及び市民生活の支援対策を目的といたしました、緊急経済対策プレミアム商品券、ほーらしゃ券の発行助成事業や、新型コロナ感染症

の影響により売上が減少するなど、経営に大きな影響を受けている中小企業の経営安定化のため、中小企業等が金融機関から借り入れた資金の金利負担を軽減する奄振交付金活用の新型コロナ利子補給金事業を行っているところでございます。今後、先ほどもございましたが、第6波の到来やオミクロン株の拡大も懸念される中でございますので、新型コロナから地域経済を守るために、感染状況やワクチンの接種状況など、社会情勢等を注視しながら、本市の経済団体等の意見も踏まえ、時機を逸することなく、感染防止対策と併せて、地域経済をしっかりと下支えできるように努めてまいりたいと存じます。よろしく申し上げます。

16番（川口幸義君） はい、よく理解できました。それでね、この奄振交付金、これが一番活躍していると思うんですね。昨年、令和2年度については、奄振交付金ですね、これ、一番使い勝手がよくて、市町村がこれを利用なさっておると思うんですね。さっき、令和2年ですか、23億9,400万円。これを、要するに12の市町村がこれを利用なさっておると思うんですけども、例えば大島本島、5市町村については、かなりこれ、皆さん一緒に取り組んで、水際対策をなさっておられると思うんですけども、この予算はまだありますか。まだ、もう全部使い果たして、もうないのか。そこら辺りは、分かりますか。

総務部長（三原裕樹君） 奄振交付金につきましては、まだ、事業年度の途中でございます。ただ、航路・航空路運賃、そういったものがコロナ禍の影響で少し執行残が出るようなことも伺っております。ただ、今、本市がやっておりますコロナ対策事業につきましては、地方創生臨時交付金、これ、10分の10でございます。奄振交付金は10分の6から10分の7という補助割合でございますので、まずは有利な地方創生臨時交付金、それを活用して事業実施していきたいというふうに考えております。

16番（川口幸義君） はい、よく分かりました。地方創生臨時交付金。これはいつでも使える状況にあると思うんですけども、3年度のいわゆる内示はこれからですからね。その交付金について。12月末には、恐らく内示があるとは思いますが。こういったものを、いわゆる大事に使いながらですね、コロナ対策については万難を排して、安心・安全、市民の健康について、皆さんに取り組んでいただきたいなど、このように思って伺いました。

それでは、（3）番、断らない福祉相談窓口を各地に開設について、開設すると新聞には書いてございますので、これについて、ちょっと伺いたいと思います。

（「市長から聞きたい」と発言する者あり）

市長（安田壮平君） おはようございます。川口議員の御質問にお答えします。冒頭、叱咤激励のメッセージをありがとうございます。

御質問のマニフェストに掲載しました、断らない命と福祉の相談窓口につきまして、御説明いたします。議員御指摘のとおり、これまでの市の窓口が相談を断ってきたので、新たに断らない窓口をつくると思われた市民の方もいらっしゃると思いますが、これにつきましては、決してそのような意味ではなく、国の施策として示されている用語です。市ではこれまでも住民から寄せられる様々な相談に対しまして、高齢、障害、児童、生活困窮などの部署ごとに、それぞれが丁寧な対応をしてきたものと存じております。では、今回、どうしてこの断らない窓口を設置するというマニフェストをお示したのかと申しますと、昨今、住民の抱える問題が複雑になってきており、例えば高齢の親が子どもの世話をする、80・50問題や、親の介護と育児を同時にしなければならないダブルケアなど、単独の部署では対応できない問題や、どの部署にも属さず制度の狭間にいる方の支援ができないという問題などが発生しております。そこで、地域に暮らす全ての人が役割を持ち、支え合う社会を目指すために、先ほど申し上げました、これまでの相談体制では対応が困難なケースでも包括して支援できる体制を構築する

必要がありますことから、属性や世代を問わず、柔軟に対応ができるようにするため、断らない相談窓口という意味で示したものであり、そのような奄美市を目指したいと思っております。今年度、4月1日付で改正されました社会福祉法により、新たに創設された重層的支援体制整備事業の中でも、1人も取り残さない社会をつくるという理念の下、断らない相談支援という国の方針が示されたものであることを御理解いただきたいと思えます。

16番（川口幸義君） よく理解できました。これね、当時はあのマニフェストを見て、市民の皆さんから結構ね、名瀬の福祉って断ったことあるのと。僕らが議会活動している間は、そういった案件はなかったから、これは説明不足だろうなど、発信不足だなど、このように我々、理解をしておりますけれども、こういったものはしっかりね、やっぱり市民に向けて、しっかり理解ができるように、やっぱり発信してもらわないと、勘違いなさる方も結構おりますから、この次、これについては、議会としては理解をしたつもりですけれども、一般市民の向けについては、もうちょっと分かりやすく発信してもらえればありがたいかなと、このように思っておりますので、これについては良としましょう。

それでは、（4）番、防災・減災を進める、治山・治水事業について伺いたいと思えますが、これも安田市長のマニフェストの中の一つですから、これについて、どうぞ、お答えください。

建設部長（保浦正博君） おはようございます。それでは、お答えします。本市の防災・減災対策につきましては、近年の頻発化、激甚化する気象災害に対応するため、急傾斜地崩壊対策事業等を実施するほか、河川においては、緊急浚渫推進事業にて堆積土砂の除去等を行い、流下能力の確保に努めるなどの治水対策を進めてきたところでございます。今後とも、市民の安全・安心のため、関係機関と連携を図りながら、防災・減災対策に資する事業を推進するとともに、自然環境などに配慮し、再生を促すグリーンインフラの視点を加味した工法の導入も、今後、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

16番（川口幸義君） これね、マニフェストにありましたから、特化した何か、防災・減災、例えば治山・治水事業については、これはもうほとんど鹿児島県が主導権を握って、発注しているわけですよ。だから、奄美市はこれについて、どんなことができるのか、ちょっと伺いたいと思えます。この治水・治山事業についてはですね、これは元々、昨年10月には国土強靱化、この法案、法律がもう期限切れで、また新たに5年間の延長されたものと私は理解しておりますけれども、この問題が一応特化した何か、これまでの事業はずっとあるわけだから、これに併せてですよ、特化した新しい試みがあるとすれば、ちょっとお答えください。

建設部長（保浦正博君） 議員御指摘のとおり、ほとんど大規模なものにつきましては、県のほうで施工していただきます。国土強靱化計画、これに基づきまして、昨年度から浚渫事業を始めております。今後につきましては、答弁いたしましたとおり、工法の検討等も含めてですね、どういう事業が、今後、取り組む必要があるのか、更に検討を加えていきたいと考えております。以上でございます。

16番（川口幸義君） この国土強靱化についてはね、これはもう、議員立法だから、5年、5年、延長なさっているんで、これは当然必要な事業だと思っておりますので、土木関係の係長とか、皆さん、仕事は現場主義で一生懸命取り組んでおられるの、私はよく見ておりますので、市長、あなたのこのスタッフはね、すばらしい、僕はスタッフが揃っているなど思っていますよ。鹿児島県には19の市がありますね。もうこの中でもね、奄美市のこの人材はね、僕はトップクラスだと思つてね、自負しておりますよ。だから、あなたは安心して、僕はね、頑張ってもいいかなと、僕はこのように思っているですよ。本当にね、皆さんよく仕事、できるわけ。我々がいろんなこと聞いても、即答えていただけるし。

やはり、奄美市は奄美群島の、郡都の、やっぱりリーダーですから。町村からいろんな問い合わせがあれば、奄美市に聞けば何でも分かるよと、そこまで町村の職員はね、信頼をしているというところはね、やっぱりこれまで皆さんが培ってきた、やっぱり経験だと、私はこのように思っておりますので、一つ、今度は新しい安田市長の下で、更にスキルアップしていただきたいと、このように思っております。これで、一応、土木の、この（４）番については、終わりたいと思います。

次に、大きな２番、教育行政について伺います。（１）小宿小・中のタブレット授業について。去る１１月１６日に、我々は小宿小学校の６年１組の授業内容を、下方地区から出ている議会議員６名、案内されまして、我々はそこに、いろいろ勉強を兼ねて、見させていただきましたが、あの子どもたちが生き生きとしてね、タブレット授業を受けている姿を見てね、非常に感動しました。それで、タブレット授業というのは、僕はあのときで、反省会ってかな、その場で話したんですけども、タブレットを使用するメリットというのは、やっぱり黒板から遠い後ろのほうで、見にくい、今までのですね、電子黒板に書くのに、要するに教師が板書をするときに、これまでは後ろにおける子どもたちは見にくいとか、いろいろあったんですよ。ところが、タブレットを利用することによって、一斉にですね、後ろの子ども、皆さんがよく理解ができると。例えば、授業中に分からない単語があったら、調べることができる。タブレットで教科書をスキャンすることによって、毎日重たい教科書、背負ってね、帰る必要もなくなってきたと、こういうことも一つの評価だと思うんですけども、これについて、また先生方がこれから取り組もうとする、こういった問題があれば、ちょっと伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

教育長（村田達治君） おはようございます。今、御紹介していただいたように、１１月１６日には下方地区に居住される議員の皆さんに、小宿小学校の授業の様子を見ていただきまして、また、その際に貴重な御意見も賜りまして、本当にありがとうございます。この場をお借りして、お礼を申し上げたいというふうに思います。

今、議員御質問は、これからの教職員の取組ということでございますけれども、タブレットを使用する意義に絡めて答弁をさせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議員の御質問にお答えいたします。まず、タブレットを使用する意義の一つに、指導の個別化ということがございます。GIGAスクール構想におきましては、児童・生徒が自分に相応しい学習方法で学ぶことができる個別、最適な学びの実現が求められておりまして、指導の個別化は個別、最適な学びを実現するための大切な要素となります。本市でも指導の個別化とは、児童・生徒一人一人の特性や学習状況を把握し、それぞれに応じた学習指導を行うことであることと考えております。具体的には、児童・生徒がICTを活用することで、日々の学習記録がタブレットに保存され、その学習記録をよりきめ細やく把握、分析することによって、学習状況を知り、一人一人に合った学習課題を提供できるようになります。また、今後、AIドリル等を活用することによりまして、学習上の課題に自ら気づき、それを克服、解決できるようにもなります。指導の個別化を通して、奄美の一人一人の子どもたちが主体的、対話的で深い学びを進めることができ、学力の向上になると、つながると考えているところでございます。そのために、奄美市GIGAスクールロードマップ2021に沿って、市内教職員で構成するGIGAスクールリーダー研修会等において、タブレット活用推進のための研修を積極的に行っているところでございまして、教育委員会もしっかりとバックアップをしていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

16番（川口幸義君） このね、小手先だけの知識では、子どもたちを誤った方向に導きかねない。また、個人情報が大きく絡んでくるため、慎重に検討していかなければならない。タブレット一つにしても、悪徳なハッカー集団からすれば、情報を盗むこと、容易なことであり、それだけ情報一つ一つが重要視される社会になってきたということを示唆している。それでも、情報化社会の中で生き抜く必要が

ある子どもたち、子どもたちに情報リテラシー能力、いわゆる情報を正しく使う能力のための情報に振り回されないように、身に付けさせることが、国としての責任だと言える。これは、もう中教審の要項ですから。加えて、ICTは教育のためのみならず、教員の無駄な公務軽減のためにも、学校組織として導入していくべきであろう。近年、学校教員、長時間労働が問題として取り上げられていることが多々ある。一部例外として、これはちょっと伏せますけれども、部活動の指導と題して、夜遅くまで休日返上で働かされているが、これは完璧なボランティアである。働き方改革や労働基準法から漏れてしまった、教師1人当たりの労働時間を減らすには、教師の数を増やすことと業務量を減らすこと、二つを実行すればよい。両者を実行することは不可能であると嘆いた瞬間こそ、ICT教育の出番である。教育の情報化により、紙ベースで行われてきたテスト採点が、パソコンやタブレットを活用して行うことで、何時間と費やされてきた採点時間を大幅に削ることができる。また、生徒から提出された回答を繰り返しじっくり吟味することも可能となり、こういうふうにはですね、中教審の要項にはこう謳われておりますけれども、ただですね、このICTのデメリット。例えば、インターネットを巡る問題。それから、自分で考える能力の低下。書く力の低下。こういったものについて、懸念される問題もないとは言えないんですが、こういったものは、今、始まったばかりですから、将来、こういった問題も鑑みて、皆さんはどのように、今後、取り組んでいけばいいかと。そこら辺りは、教育長として、今、どのようなお考えでしょうか。

教育長（村田達治君） 議員の御質問にお答えいたします。先ほどの答弁でも少し触れましたけれども、やはりセキュリティ、あるいは、タブレットが目的外に使われない配慮というのは、大変重要なことであるというふうに考えております。そこで、先ほど触れました、奄美市GIGAロードマップ2021におきましては、奄美市GIGAルールということで、大きく五つ設定をしております。その一つは、学習のためにということで、学習のために使用すると。それから、人を大切にという視点でございます。三つ目に、目を大切にという視点でございます。四つ目に、パスワードを大切にという視点でございます。五つ目に、物を大切にということで、破損等には十分気を付けて使用をしていくというようなことを中心に取り組んでまいろうということで、五つの目標を定めているところでございます。また、本来、読み書きそろばんと言われますように、学力の基礎となる力、それを付けることも非常に大事だということは、併せて指摘されているところでございますので、やはり書く力、そういったものが、タブレット過信によってですね、損なわれることがないように、そういった時間もしっかりと確保しながら、バランスのよい授業実施ということで取り組んでまいりたいと思います。併せまして、教職員の負担軽減という視点からは、これにつきましては、計画といたしまして、奄美市ICT教育基本構想というものを策定してございまして、その中に、ICT活用の基本的な方向という中で、公務面におけるICT活用の推進という項目を定めてですね、統合型校務支援システムの活用。それから、ミライム等の教職員間の情報のやり取りをスムーズにするグループウェアの活用ということで、全部の学校で、今、活用を図っているところでございまして、この活用のあり方につきましては、更に工夫、改善がなされていくものというふうに存じております。以上でございます。

16番（川口幸義君） 今後の取組も、やっぱり重要かと思っておりますので、一つ、頑張っていたきたいなとこのように思っています。

それでは、①、指導の個別化について伺いたいと思います。

議長（西 公郎君） 川口議員、先ほどの①は聞いていますんで。

16番（川口幸義君） そうか、失礼しました。②学習の個性化について。それでですね、教育長、この②と③、大体、一緒にできれば答えても結構ですから、協働的な学びについて、学習の個性化につい

て、よろしく申し上げます。

教育長（村田達治君） 御質問にお答えしたいと思います。②学びの個性化についてと、③協働的な学びについてということでございます。

学習の個性化につきましては、指導の個別化と同じように、個別、最適な学びを実現するための大切な要素になります。学習の個性化、この捉え方につきましては、児童・生徒が学習課題の設定、情報の収集、整理、分析、表現を行う等、興味、関心に応じて学習課題を自ら設定し、自分なりの方法で解決していく学習指導のことでございます。具体的には、児童・生徒が疑問に思ったことを調べる際に、教科書、資料を読む方法や、教師に聞く方法、タブレットを活用して調べる方法などの選択肢の中から、どの学習方法がこの課題解決には適しているか、自分で考え、決定し、主体的に学習を進めていくことでございます。従来の教師が、教師主導によって、これで調べなさいということではなくてですね、児童・生徒の興味、関心に沿って、方法等を選択していくということになります。このような学習には、ICTの活用の向上だけを図るのではなくて、読んだり書いたりする能力も併せてバランスよく育成する必要があると考えており、これは先ほどの議員の御指摘のとおりだというふうに考えます。そのために大事なことは、教師のこれまで以上に教材の特質や題材の内容に応じた質の高い教材研究が求められます。本市の重点であります、授業充実の五つの方策に沿って、各学校の研修体制の充実が図られるよう、教育委員会といたしましても、指導主事の学校への派遣の拡充等、全力でサポートをしていきたいというふうに考えております。

次に、協働的な学びについてお答えをしたいと思います。協働的な学びとは、児童・生徒がお互いに教え合い、学び合いながら、自分の考えを深めていく学習のことです。GIGAスクール構想の目標である、自分で考え、自分なりの答えが出せる児童・生徒の育成において、協働的な学びは大切な要素であると考えております。奄美市の学校で実践されている協働的な学びの具体例を紹介します。これは、先般、議員の皆さんが視察をしていただいた小宿小学校の6年、社会の授業でも、このような流れをとっておりますので、紹介もさせていただきたいと思っております。まず、自分の力で課題を解決してみます。そして、次にタブレットを使って、自分の考えを表して、友達と送受信を行うことで、ペア学習やグループ学習を進めていきます。最後に、大型モニターに一人一人の意見を投影し、学級全体で意見交換を行いながら、学びを深めていきます。また、他学年や他校との交流学习も協働的な学びの一つとして捉えているところでございます。児童・生徒が学級内に留まらず、他の学年や他校の児童・生徒たちと協働的に学びを深めていけるよう努めております。例えば、10月に東城小・中学校の児童・生徒たちは長野県の小川村立小川小学校の児童との交流会を行いました。コロナ禍のため、実際の訪問は叶いませんでしたが、オンラインで自己紹介をしたり、三味線の演奏を披露したり、22年間続く伝統ある交流を今年も実施することができたところです。また、10月に行われました複式研究会では、タブレットを通して、芦花部小・中学校の5・6年生の授業を、市内約30名の先生方に生配信をいたしました。授業後は、授業研究もオンラインで行われ、参加した教職員から活発な意見が出されました。タブレットの活用は、児童・生徒だけでなく、教職員にとっても協働的な学びということで推進をされているところでございます。このように、1台のタブレットが授業づくりや他校との交流、そして、教職員の研修など、様々な場面で活用されておりまして、今後も協働的な学び推進のために、タブレットの活用の幅を更に広げていけるよう努めてまいりたいと思っておりますので、折に触れて、お気づきの点等ありましたら、また、御教授いただければありがたいというふうに思います。以上でございます。

16番（川口幸義君） 学習の個性化、個々の児童・生徒の興味、関心等に応じた異なる目標に向けて、学習を深め広げることを意味し、その中で児童・生徒自身が自らどのような方向性で学習を進めて行ったらよいかを考えていくことが、でも含みます。例えば、情報の探索、データの処理や視覚化、レポー

トの作成や情報発信といった活動にICTを効果的に使うことで、学びの質が高まり、深い学びにつながっていくことが期待されます。また、児童・生徒がこれまでの経験を振り返ったり、これからのキャリアを見通したりしながら、自ら適切に学習課題を設定し、取り組んでいけるよう、教師による指導を工夫していくことが重要です。この点に関連し、平成28年度答申でも、子どもたちが自分のキャリア形成の見通しの中で、個人や能力を生かして学びを深め、将来の活躍につなげることができるよう、学校教育で学んだことをきっかけとし、興味や関心に応じた多様な学習機会につなげていけるようにすることも期待されているとされています。主体的に、対話的で深い学びの現実に向けた授業改善の中でも、児童・生徒が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなど、児童・生徒の興味、関心を生かし、自主的に、自発的な学習を促されるよう工夫することが求められています。指導の個性化と学習の個性化を学習者視点から整理した概念が、個別、最適な学びです。これを教師視点から整理した概念が、個に応じた指導です。学習指導要綱の総則では、児童の発達の支援の項目において、個々に応じた指導の充実を図ることについて示しています。個に応じた指導に当たっても、指導の個別化と学習の個性化という二つの側面を踏まえるとともに、ICTの活用も含め、児童・生徒が主体的に学習を進められるよう、それぞれの児童・生徒が自分に相応しい学び、学習方法を模索するような態度を育てることが大切。このように結んでおりますけれども。それから、協働的な学びについて、ちょっと。学校は、今、生きる子どもたちにとって、未来の社会に向けた準備段階としての場であると同時に、現実の社会とのかかわりの中で、毎日の生活を築き上げていく場でもある。学校そのものが、子どもたちや教職員、保護者、地域の人々などから構成される一つの社会でもあり、子どもたちはこうした学校も含めた社会の中で、生まれ育った環境に関わらず、また、障害の有無に関わらず、様々な人と関わりながら学び、その学びを通じて、自分の存在が求められ、できることなどの実感を持つことができる。そうした実感は、子どもたちにとって、自分の活動が身近な地域や社会生活に影響を与えるという認識につながり、これを積み重ねていくことにより、主体的に学びに向かい、学んだことを人生や社会づくりに生かしていくことという意識や積極性につながっていく。こうした学校での学びの質を高め、豊かなものとしていくことにより、子どもたちは学習内容を人生や社会のあり方と結び付けて、深く理解したり、これからの時代に求められる資質、能力を身に付けたり、生涯にわたって、態度を通じて、未来に向けて成長しようとする潜在的なものを持っているという可能性をですね、このようにしておりますけれども、これについて、ちょっと御感想を伺いたいと思いますが、よろしくをお願いします。

教育長（村田達治君） 感想をとということでございますので、短くお答えをさせていただきたいと思えます。まさしく、今、議員が御指摘されたとおおり、やはり最適な学習、それから、協働的な学習というところの目指すところというのはですね、やはり人づくりであり、社会づくりであろうかと。全くそのとおりだというふうに思います。先ほど触れました、本市のGIGAロードマップ2021におきましても、タブレットの活用にあつてはですね、五つのステップを考えておりまして、ステップ1としては、タブレット端末に慣れると。それから、最終的の5番目のステップとしては、持続可能な社会を実現へということで、今、先ほど御指摘いただいた内容に沿ったですね、取組を計画しているところでございますので、今後とも多方面の御支援を、あるいは御協力、御理解をどうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。以上でございます。

16番（川口幸義君） どうもありがとうございました。私はなぜこれを取り上げたかと申しますとね、やはりこの奄美大島は、市長が御存知のとおり、自然は豊かであっても、資源がない。この島の将来、生きる術とは何なのか。僕はいつもね、自分の持論として言っているんだけど、やはりこの島の将来を、島を興すのは優秀な人材をつくること、まず、最優先課題なんですよ。将来は市長みたいな人を次世代が育てなければ、この島の生きる術、ないんです。ということを考えてね、だから、やはり優秀な子どもについては、僕はそれぞれの家庭が貧困であれば、なかなか伸ばすことができない。こうい

う子どもたちを、まず、伸ばすために、何をあるべきかって僕はいつも思っているんですけども、こういったときに、やはり先行投資に、行政がこの子どもを何とか伸ばしてあげたいという優秀な人材については、将来、行政が先行投資をして、それぐらいのね、あれがなければね、優秀な人材は僕は育たないと、このように思いますので、これについては、このあとのふるさと納税にもちょっと関わってきますので、これについては、取り敢えずこれは終わりますので、よろしくお願いします。

それでは、大きな3番、ふるさと納税について。(1) 寄附金の実績と使い道について、伺いたいと思います。よろしくお願いします。

総務部長(三原裕樹君) それでは、お答えいたします。まず、令和2年度のふるさと納税の実績について、お答えをいたします。令和2年度の実績といたしましては、1万4,058件、2億7,800万円の寄附をいただいております。また、今年度の状況といたしましては、11月末現在ではございますが、8,320件、1億5,600万円となっております。これは対前年比、同月で比較いたしますと、約1.2倍の増となっております。御質問の使い道といたしましては、寄附をいただく際にふるさと応援基金条例によりまして、八つの使い道を御案内しております。1点目に、市民協働のまちづくり及び地域振興に関する事業。2点目に、地域文化の保存、継承、活用に関する事業。3点目に、観光の振興に関する事業。4点目に、世界自然遺産に関する事業。5点目に、子育て支援、高齢者福祉に関する事業。6点目に、教育の振興、人材育成に関する事業。7点目に、移住・定住の促進及び交流人口の増加を推進する事業。最後に、8点目に、全事業に定めるほか、市長が必要と認める事業。この八つの事業に該当する施策を、ふるさと納税活用事業として実施をしているところでございます。以上でございます。

16番(川口幸義君) ありがとうございます。それではね、これは、これは皆さんも御存知のとおりだと思うんですけども、宮崎県の都城市、ここはもう有名な町で、令和2年度は、これ、市長さんのメッセージ、ちょっと読んでみますよ。令和2年度のふるさと納税、収入額、135億2,500万円となりました。全国で1位になりましたと。市長さんのメッセージ。これは、当市のふるさと納税に御寄附をいただいた全国の皆様から御支援はもとより、当市のふるさと納税に関わっていただいている地元の返礼提供者、皆様、はじめとする関係者の皆様方の御協力の賜物だとあり、心から感謝申し上げます。当市としましては、引き続きふるさと納税を対外的にPRツールとして積極的に推進してまいりますと、こういうふうなメッセージがありますけれども、なんとですね、130何億円というふるさと納税、これはもちろんですね、都城は何がこんだけ伸びてるかという、ちょっと調べてみたんですけども、まず、返礼品、すごいですね。返礼品が大体、宮崎牛とか焼酎とか、地場産のものをそんだけ返礼品に使っているわけですよ。そうすると、これ135億円のうち、返礼品に3割バックするとしても、もう何10億円の地場産に、そのお金が相乗効果、落ちているわけですよ。ということは、いろいろ経費引いても60億円ぐらいは歩留りがあると思うんですよ。JT Bの手数料も引いても、これぐらいの収入があるということをおね、僕はびっくりしましてですね。そして、納税者に対しては、あなたは納税申し込みました、されましたけれども、どういうふうに使われたらよろしいですかと伺っているわけですよ。そうすると、いや、私の納税については、スポーツ関係に使ってほしい。ある人は、子育てに使ってほしい。いろいろ要望を受け入れて、そこに入れていると。八つの項目で、ほとんど要望に応じて入れているんですよ。そして、特にもう、納税だけをして、特にございませんと、市にどうぞお使いください、そういったものについては、市長の判断でどっか組み入れると、こういうことですね、非常に僕は、これはありがたいかなと思ってですね、今、プロジェクトチームも一生懸命頑張っているんで、若い方々をもっとね、市長、思い切って優秀なその、こういう方々をおね、もう10名でも何10名でも増やして、雇用して、彼らの能力でもっとね、この納税を上げてもらいたい。相乗効果はもう、漠然として表れてきますので。彼らは自分で自分の給料を稼いで余っているわけですよ。だか

ら、それぐらいの気持ちでね、僕はこれについては力を入れるべきじゃないかなと思って、今日はこれを取り上げたんですが、もし、奄美市のカテゴリーについて、どれが一番、返礼品に人気があるのか、それを伺いたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。返礼品のカテゴリーといたしましては、タンカン、マンゴー等の農産物のほか、島豚、鶏飯等の加工品、クルマエビやもずく等の海産物、それから、大島紬、黒糖焼酎などの特産品などとともに、市内のホテルパックの旅行商品、それから、観光体験ツアー、それから、最近、墓参り代行サービス、そういったものも追加をして、事業者の協力をいただいているところでございます。ふるさと納税の推進につきましては、寄附者の皆様がより利用しやすい環境を整えるとともに、事業者の皆様の販路拡大を目的として、新たなポータルサイトにより取り扱いを開始をするとともに、本年度からはガバメントクラウドファンディング、それから、企業版ふるさと納税、そういったものも活用して、寄附者からの受け皿づくりに取り組んでいるところでございます。また、本市で好評いただいておりますタンカン、マンゴー等でございますけれども、この果実類につきましては、安定生産とともに、品質の確保について、関係事業者と連携を図っているところでございますが、まだ十分な知名度には至っておりませんことから、付加価値を高める上でも、今後の課題というふうを考えているところでございます。以上でございます。

16番（川口幸義君） もう、時間もございません。よろしいですか。こういったものについてね、市長、取り組んでいただきたいねと思って、今日、取り上げましたので、一つ頑張っていたいただきたいと思っております。終わります。ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 以上で、自民党新政会 川口幸義君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩します。（午前10時31分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

6番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。まずは、安田市長におかれましては、見事初陣を、立派な票数で飾られたことにお祝いを申し上げます。今回の市長選挙に当たって、私たちは自主投票の立場ということで臨みました。新市長には市民の暮らしを守ることを第一に、市政の発展を願う立場から、事に当たっては是々非々の立場で臨むことにしております。市長の政治信条、そして、政策、マニフェストを見させていただきましたけれども、それを見る限り、是々非々ではなくて、今後、是々、是々で対応できるのかなと、大変期待をしているところであります。市長に投票された方たちも、新聞紙上で示された、断らない福祉相談窓口などの公約への期待が、1万8、100票という票数に表れているものだと思います。市長としての評価はこれからの仕事ぶりにかかってくるのかと思いますけれども、是非、頑張っていたいただきたいと思っております。新市長としてさっそく2022年度の予算編成を迎えることとなりますけれども、政治とは弱き者を助けるためにある。この政治信条を大いに具現化していただきたいと思っております。

それでは、通告に従って、順次質問をさせていただきます。

まず最初に、今述べた市長の政治姿勢についてであります。市長の政治信条及び市長選挙で示されたマニフェストについてでありますけれども、マニフェストは88項目、のぼっております。そして、市長はこれを同時並行的に着手すると述べておられます。全ての項目で市民の暮らしを守り、向上させることはもとより、奄美市だけでなく、奄美群島全域の発展の思いも込められて示されたものと思

います。行政と議会はよく車の両輪とも例えられます。その片方の議員の1人として、新しい市長を迎えたことでもあり、私もこれを機に、改めて初心に帰る思いで、あとの任期を務めたいと思いますので、市長、どうかよろしく願いをいたします。市長は、政治とは弱き者を助けるためにある、これを政治信条とされているとのことですが、私も政治を志す上でモットーにしているのがあります。憲法を暮らしに生かすということです。私は21年間の、もう議員活動になりますけれども、これについてはいささかもぶれることなく、この立場を貫いてきたものと自負しておりますけれども、日本の戦後復興の一番の立役者は憲法であり、とりわけ9条と25条の存在だと私は思っております。市長が政治信条とされる、政治とは弱き者を助けるためにあるは、この憲法25条が、全て、国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとしていることから、この憲法の精神に相通じるものがあると思っておりますけれども、言葉の解釈というものは、それぞれの人生観、あるいは個人個人が育った生活環境などでも、同じ言葉であっても捉え方が違うということはよくあることであります。政治信条というのは、一番基礎となるものでありますから、これに基づいて、各種の施策もつくられることになろうかと思っております。私もこれからも憲法25条を守り、発展させる立場から、一般質問で取り上げることも多くなると思っておりますので、言葉の解釈、認識というものは、これはもう最低限、市長とは共有することができればと思っております。また、それが必要だと思っておりますので、市長の示す弱き者とは一体どういう者を示しているのか、お聞きを、お伺いしたいと思っております。

市長（安田壮平君） 崎田議員に答えいたします。冒頭の叱咤激励の言葉、ありがとうございます。

私は平成23年11月から奄美市議会議員として政治の道を歩み始めたときから、奄美の政治を良くすることで奄美を良くしたいという志を貫いてまいりました。この歩みの中で、議員から質問がございました、政治は弱き者を助けるためにあるということ、私自身の政治理念として揺るがず持ち続けてまいりました。弱き者とは具体的に何かとの御質問でございますが、一般論として高齢者や障害者、女性や子どもなど、いわゆる社会的弱者と捉えることもできます。また、複雑な社会経済システムの中において、強き者、弱き者は複雑に、絶えず入れ替わり、一定化されるものではないとも考えています。困っている、しかし、その声を発することができない。または、発したとしても、受け止める者がいない。そういった方々も、広い意味では弱き者と言えるのかと思っております。政治には直面する社会情勢、その時々において、今、誰が弱き者となっているのか。今、困っている方はどういった方々なのか。このことをしっかりと見極め、そのような方々に手を差し伸べることができる政策を実現することが求められているものと存じます。そのため、私は政治は弱き者を助けるためにあるとの一貫した思いを持ち、お一人お一人の市民の皆様へ寄り添い、何度でも対話をし、市民の皆様とともに汗をかく姿勢を貫いてまいりたいと考える所存でございます。御理解のほど、お願いいたします。

6番（崎田信正君） ありがとうございます。私も同感、その立場で議員活動やっていきたいと思っておりますけれども。マニフェストにはですね、今、市長が言われた中小企業、個人事業者という言葉もあります。高齢者は虐待という言葉も入っていますね。いじめ問題、それから、買い物難民、交通弱者、こういった文言も示されておりますので、是非、それに寄り添った行政をしていただきたいと思います。私はそのほかにも、働く者の権利というのも、今のこの時勢、重要だと思うんですね。非正規の労働者がいるなときで真っ先に首切りに遭うとか、権利が守られていないというのは、もう全国どこでもありますので、この視点がちょっとマニフェストの中では弱いのかなという思いがします。働く者の権利はしっかり守っていくという、こういう立場で、また、進めていただきたいというふうに思います。

次の質問にいきますが、次に、断らない福祉相談窓口、これ、先ほど川口議員も質問されて、国の方針に沿ったものだというので、決して奄美市が断っているところがあるということじゃないというの

は、市長も述べられていましたので、私もそのとおりだと思います。だけれども、この断らない福祉相談窓口、市長も言われましたけれども、マニフェストの24項目ですね。ここでは断らない命と福祉の相談窓口を設置とあります。このことについてお伺いをしますけれども、川口議員のときも言われましたけれども、この公約というのは、新聞紙上に出たんですよ。マニフェストだけじゃなくて。新聞のところには、断らない福祉相談窓口を市内各地に開設しますというふうに書いてあります。先ほど、市長の答弁の中では、やっぱり一般市民の方には、それはなかなか理解するところも難しいのかなど。だから、川口議員ももっと市民に分かりやすくという言葉が言われたと思いますけれども、この人たちの期待に、真正面から、是非、応えていただきたいと思いますけれども、今、述べたように、公約の字面だけを見れば、窓口、つまり事務所が市内各地にあり、職員がそこに常時配置をされる、そんな期待もあろうかと思います。具体化はこれからのことだと思いますけれども、基本的な構想だけでもあれば、お示しをいただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

福祉事務所長（永田孝一君） おはようございます。崎田議員の質問にお答えします。先ほども質問のありました、断らない命と福祉の福祉相談窓口について、ございます。新聞等で窓口の複数設置というマニフェストが載っていたというお話でございますが、先ほども申し上げましたが、基本的にこの事業につきましては、重層的支援体制整備事業という、この国の事業に基づいて実施をできたらと考えているものでございます。なので、単に窓口の設置だけではないということ、まず、御理解をいただきたいと思っております。この事業ではですね、三つの支援、主に三つの支援ということで、一つ目の事業が、事業がその相談支援となります。断らない相談支援ですね。住民に身近な圏域で、地域の様々な相談を包括的に受け入れる場を確保すると。市の体制として、相談に来られた方をたらい回しにすることはしないような相談体制ということを目指そうというところでございます。単に窓口を設置して、相談者を待つのではなく、こちらが Outreach をするというふうなことも、事業の中身には書いております。なので、これらもできたらなと思っております。これに加えて、参加支援、地域で社会とのつながりがない方々に参加を促す。それから、地域づくり支援、居場所づくりですとか、参加支援とも絡むんですけれども、そういったものも一体的になって、要は窓口をつくるだけではなく、地域づくり、全体の地域づくりであるというところを理解していただけたらと思っております。窓口、複数、どうなるのかというお話でございますが、議員もおっしゃったとおり、現段階では具体的には示せる状態にはないということは御理解いただきたいと思っております。ただ、現在でもですね、障害者については基幹相談支援センターでありますとか、高齢者につきましては、在宅介護支援センターでありますとか、現在でも市内に複数の相談窓口は設けてございます。ただ、これらについて、高齢者だけとか、障害者だけとかではなく、複合的な相談ができるようなことができないかということも、これからの目指すところ、検討課題となっておりますので、どうか御理解よろしく願いいたします。

6番（崎田信正君） これは新聞紙上の公約で出ているんですよ。88項目の中から選りすぐって、全部出てるわけじゃ、これが出ているわけですから、それも単純に断らない福祉相談窓口を市内各地に開設しますということですから、お年寄りから子どもさんから、もう全部が新聞の公約を見ることとなりますので、そこではもっと具体的なことが、市民に発信されなきゃいけないですよ。ここで私が質問して、議員にそういった答弁したということだけでは、市民に伝わらないわけですから。それで、自治体によってはですね、すぐやる課とか、福祉相談窓口を設置したり、また、標榜しているところもあります。私もちょっとネットで見てみましたけれども、これ、船橋市ですね、ここが保険と福祉の総合相談窓口というものを設置しているというのを見つけました。ここでは、窓口は三つの機能を示しております。一つは、相談機能は対象を限らない。支援が必要にあるにも関わらず、届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて、情報支援を届けるプロセスを前提とした相談窓口。この機能によって、潜在的な福祉のニーズを掘り起こしにつなげる。2番目に、コーディネート機能は、

ケースの状況により、かかわりのある課を集めてケース会議を開催し、ケースにとってよりよい解決へ結び付ける。なお、かなり困難なケースについては、担当課に結び付けるだけでなく、問題を複雑にしている原因の解決につなげるまで総合相談窓口で預かり、解決の糸口を見つけ出すようにする。三つ目に、権利擁護機能は、自己の権利を表明することが困難な高齢者や認知症、地方の方も含めて、高齢者、障害者、社会的排除を受けている方のニーズを表明し、支援し、代弁する機能のこの三つが、船橋市のところでは示されているということですが、私も、市長も述べられましたけれども、奄美市の相談活動というのは、本当にきちんと対応されていると感じがしております。今回のこの、わざわざ断らない福祉相談窓口というのは、それをより一層鮮明にしたものだと思いますけれども、どちらかですね、私、船橋市を紹介しましたけれども、参考にしようとしているようなところがあれば、お示しいただきたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） 本事業につきましては、厚生労働省のモデル事業として、先行した自治体がございます。議員が御指摘の船橋市の件は初めて聞いたんですけれども、具体的に、今、どこを参考にしようというところは、現在、考えておりません。これからの研究課題としたいというところで、答弁をさせていただきたいと思います。

6番（崎田信正君） よろしくお願ひいたします。

次の、断らない行政についても伺いをしますけれども、この文言は、私の見落とししか分かりませんが、マニフェストにはなかったというふうに思います。奄美新聞のインタビューに答えて、民間の提案やアイデアをこれまで生かしてこなかった。断らない行政で形にする行政づくりが必要と述べられておられます。このことについても、言葉がね、独り歩きして、それぞれがそれぞれの思いで解釈、受け止めをされると、職員の方も対応に戸惑うことも出てくるとも限りません。職員の、既に思いを伝えておられるのか知りませんが、市長の思い描く断らない行政。これ、どういうものか、まず、お示しをいただきたいと思います。

市長（安田壮平君） ①に関連してと言いますか、私のその政治理念に関する部分でもありますので、再度、答弁をさせていただきます。私はマニフェストの中で、明るく、優しく、風通しのよい未来都市奄美市とのビジョンを訴え、また、このビジョンが実現したときの具体的な姿を示させていただきました。その概略については、昨日、正野議員にもお答えしましたが、民間企業、団体の皆様、市民の皆様、市役所職員、議会の皆様、それぞれが幸せを実感できる姿をお示しいたしました。このことを踏まえまして、私が申し上げる断らない行政ということにつきましてですが、市民サービスを第一とし、民間企業、団体や、市民お一人お一人の相談を、まずはしっかりと伺いすることであると考えております。そして、その上で、全ての相談に、要望どおりお答えできないこともあるかとは思いますが、地域全体、社会全体にとって有益な提案などについては、官民それぞれの果たすべき役割を共有しながら、その実現に向けて、行政として支援する姿勢や、市民お一人お一人に抱える問題について、頼れる相談相手として、解決に向けた方法を共に考えていくという姿勢を実践すべきと考えております。そのような市役所のあり方を、断らない行政と表現をさせていただきましたので、御理解のほど、お願ひいたします。

6番（崎田信正君） はい、是非、市職員とも一緒になってですね、市民のために力を尽くしていただきたいというふうに思います。

次に、公約ですけれども、新型コロナウイルス対策を、いの一にあげられていますね。マニフェスト、88ありますが、1から3がそうっております。前朝山市長も財政調整基金を活用しての対策を打ち出してこられておりますけれども、市長は、これ、南海日日新聞のインタビューですけれども、こ

ここで生活支援、低所得者対策は年度内に、年度内に打ち出したいというふうに言われておりますので、これ、どのようなことを想定されているのか、お示しをいただきたいと思っております。

総務部長（三原裕樹君） 私のほうからお答えさせていただきます。これまでもコロナ関係に対し、事業につきましても、事業実施をまいりました。11月19日、国においては新たな新型コロナ対策を講じるための補正予算、この閣議決定がなされております。本市におきましても、その対策と連動して、子ども子育て支援の推進のため、子ども1人当たり5万円を迅速に、かつ、プッシュ型で給付するための第5号補正予算を、先日、御承認をいただきました。また、本市が有するデジタルノウハウ等も活用しながら、まずはこの子ども子育て支援のための給付金について、年内の給付ができるよう努めてまいりたいと存じます。また、今回、国が示す補正予算案の概要には、生活、暮らしへの支援といたしまして、住民税非課税世帯に対する給付金などが盛り込まれているところでございます。国における新たな新型コロナ対策事業につきましても、これから対象者や給付手続きなど詳細が示されるものと存じますけれども、各事業の情報収集に努めながら、迅速に対応するよう、全庁体制で準備を進めてまいりたいと考えております。このように、国におきましても新たな新型コロナ対策事業が打ち出されているところでございますが、刻々と変化する国や県の施策にも対応、連携しながら、併せて本市財政状況を勘案しながら、本市の実情に合わせた、市独自の生活支援、低所得者対策の実施についても、随時、検討してまいりたいというふうと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

6番（崎田信正君） 市独自のということですね、具体的にこうこうするということではないので、それはまだできていないということですかね。

総務部長（三原裕樹君） コロナ禍の状況も見ながらですね、今の状況、少し落ち着いている状況もございます。いろんな要望も、これから、第6波、そういったものも考えられます。現在の経済状況、そういったのを踏まえまして、しっかりと声を聞きながら対応してまいりたいというふうと考えております。

6番（崎田信正君） コロナによってね、弱者にされてしまったという人がかなりいるかと思っておりますので、これはもう、市長の政治理念ですから、是非、早急に取り組んでいただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

次に、冒頭述べましたけれども、私は政治信条をモットーとして、憲法を暮らしに生かすということで、特に憲法9条と25条と言いました。その一環ですけれども、平和行政についてお伺いしたいと思います。奄美市議会は平成18年6月23日に非核平和都市宣言に関する決議を行っております。旧庁舎の時代にはそういう看板が出されておりましたけれども、庁舎を新築するということになってですね、撤去され、現在に至っております。核を巡る情勢も大きく進展をしております。今年1月22日に国際法として発効しており、被爆者をはじめ、核兵器廃絶を願う全ての人に大きな勇気と確信を与えるものとなっております。そこで、現在、撤去されている看板を新庁舎に相応しく、平和の願いを込めたものに、重厚でしっかりとしたものを早期に設置することが必要だと思っておりますけれども、これについての御見解をお伺いいたします。

総務部長（三原裕樹君） 議員御案内のとおり、市役所旧庁舎におきましても、非核宣言都市の看板を設置しておりました。新庁舎では、先般、完成をいたしました市民広場に懸垂幕が設置できる箇所を用意しておきまして、非核平和都市宣言についても、ここに懸垂幕として掲示をするよう、今、検討を進めているところでございます。また、懸垂幕での掲示につきましても、他の掲示内容と調整をしながら、時期等を決める予定としております。それ以外にも、庁舎内にはデジタルサイネージもございます。

ので、その活用も検討しているところでございますので、御理解をお願いいたします。

6番（崎田信正君） 懸垂幕、今、世界自然遺産と、それから、大高のことが載っていますけれども、あれ、道路側に面しているから、意外と大きすぎて気がつかないんですね、あれね。壁にあればまだ分かるんだけど、道路側で、それもその先が名小の校庭になっていますから、そこから見る人はなかなかいないんで。今、懸垂幕、部長も言われましたけれども、いろんな事柄によっては懸垂幕、取り換えるということになっちゃいますので、ここはきちんと、先ほど述べた重厚でしっかりしたものを、モニュメントみたいなものですね。よその自治体見たら、立派なものを造っているところもありますので、是非、そういったことを参考にしてですね、この南西諸島を取り巻くいろいろありますから、そういったところで、やっぱり平和をアピールする大事なことかと思っておりますので、その常時取り付けるモニュメントみたいなのは、今後、考えられないですか。事あるごとに、また、質問することになるかと思っておりますけれども、取り敢えず。

総務部長（三原裕樹君） 恐らく、石碑とか、そういったものをイメージをされていることと思っておりますけれども、市役所の新庁舎が完成をして、まだ日が浅いところでございますが、市民広場もございます。石碑の建立を含む、そういった活用も要望は出てくると考えております。しかしながら、他の団体、いろんな、例えば郷友会の方々からも、市民広場の利用について、要望もいただいているところございまして、それらバランスを考慮しながら、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

6番（崎田信正君） 検討するということですから、よろしく申し上げます。

次に、奄美市ですね、これ、日本非核宣言自治体協議会と、の会員となっておりますね。この協議会は1984年に設置をされて、核兵器の廃絶と恒久平和の実現のため、様々な平和事業を推進しているということであります。地球上では、今なお紛争が絶えず、軍事衝突の危険もあることから、恒久平和の実現のために更にその役割を発揮していただきたいと思っておりますけれども、会員になっている奄美市の活動状況について、まずお伺いをいたします。

総務部長（三原裕樹君） 議員御承知のとおり、日本非核宣言自治体協議会、これは昭和59年度に広島県府中町にて設立をされた協議会でございますが、核兵器廃絶を求める対応の決議を行った自治体が連携をし、核廃絶と恒久平和の実現を広く呼び掛ける事業を実施いたしております。本市も平成29年に加入をいたしまして、現在、令和3年度12月現在、全国で343の自治体が協議会に加入しております。鹿児島県では鹿児島市と奄美市、そして、湧水町と大和村が加入をしているところでございます。協議会の活動といたしましては、全国の宣言自治体の活動実績の収集、世界の核軍縮の動向や核兵器に関する情報を分かりやすく解説した書籍の発行等、調査、研究事業や要望がある自治体に原爆写真展を貸し出すなどの原爆展事業。また、出張講座への講師派遣や後援会等の開催を支援する平和啓発事業などの活動が行われているところでございます。以上でございます。

6番（崎田信正君） この自治体協議会ね、今年の6月何日、10何日だったかな、総会を開いて総会決議を承認しておりますよね。この総会決議について、奄美市はどういう態度を表明されたのか、お示しをいただきたいと思っております。

総務部長（三原裕樹君） 同協議会における総会決議に対する本市の対応についてでございますけれども、同協議会の総会につきましては、令和2年度、3年度と2年続けて新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面式での総会は行われておりません。御質問の決議文案を含め、書面により、役員において可否

を求め、議決に変える対応となったところでございます。そのため、御質問の総会決議に当たって、本市において特別な対応はしていなかったということでございます。以上でございます。

6番（崎田信正君） 特別な対応はしなかったということは、賛成も反対も、意思表示をしなかったということですか。

総務部長（三原裕樹君） 先ほども申し上げましたけれども、書面決議で役員に対して決議案を示されまして、役員の中で議決をして、加盟自治体に通知が来たということでございます。

6番（崎田信正君） そうですね。奄美市は役員やっていませんもんね。だけれども、これは事務局提案がそのまま承認されたということになっております。本当に立派な決議なんですよ。全部読み上げると時間かかりますけれども、主だったところをちょっと紹介したいと思います。この総会決議ですね、核兵器廃絶と世界恒久平和を求める市民社会の長年にわたる努力が結実し、今年1月、核兵器禁止条約が発効した。これにより、核兵器のない世界に向けた重要な一里塚に達したものと考えているという文面になっていますね。更に、唯一の戦争被爆国である日本政府には核兵器のない世界を求める市民社会の声に真摯に耳を傾け、核兵器禁止条約に署名、批准するとともに、すぐに署名、批准できない場合は、来年1月に開催が予定されている締約国会議にオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた議論に積極的に加わることを強く求めると。北東アジア非核兵器地帯の創設を働きかけていくということにされております。被爆、戦争体験を次世代に伝えるとともに、平和の尊さを発信する取組に尽力し、住民が安心して暮らしていける地域社会の実現に向けて、粘り強く取り組んでいくというのが総会決議ですね。言われましたように、これ、全国300幾つある、でしたかね、自治体が入っています。市、段階では198市ということになっておりますけれども。この自治体は会則ですね、全国の自治体、更に、全世界の全ての自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼び掛けるというのが、会則の目的に謳われておりますので、今こそ重要な時期ですから、この立場で奄美市も一歩踏み込んでですね、核廃絶の訴えを継続していただきたいというふうに思います。先ほど紹介した、非核平和都市宣言に対する決議ですね。これ、奄美市議会が決議したということになっておりますけれども、平成18年ですから、今、おられる議員さんはほとんどが参加されていない状況ですので、この決議文、これもやっぱり立派な決議文だと思います。紹介したいと思いますので。非核平和都市宣言に関する決議。核兵器を廃絶し、世界の恒久平和を実現することは、人類共通の願いであるとともに、奄美市民の悲願でもある。奄美市民は世界最初に核兵器に被爆した国民として、広島、長崎の惨禍を繰り返してはならず、核兵器の恐ろしさ、核兵器の廃絶を全世界の人々に訴え続けていく決議である。奄美市は、今なお大量の非人道的核兵器が厳然と存在し、その使用が人類と地球の破滅の危機をもたらすことに鑑み、生命の尊厳を保ち、人間らしく生活できる真の平和実現に寄与するため、日本の国是である非核三原則の見地とともに、核兵器の廃絶と軍縮を全世界に訴え、非核平和都市になることを宣言するという、本当に立派な、もう感動するような言葉ですけども、これだからこそですね、やっぱりきちんとしたモニュメントを造っていただきたい。ほかのところのバランスもということありましたけれども、それを越えた非常に重要なものだと思いますので、それも考慮してですね、是非、検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、国民健康保険制度について、お伺いをいたします。国保税についてでありますけれども、国保会計は国保税の収納率の向上により、近年、累積赤字を解消するというところで、大変改善が進んでいるというふうに思います。しかし、これ、国保税の負担が軽くなったわけではありませんから、消費税増税など、家計を圧迫しているのも現実にあります。生活を守る立場から、国保税の負担軽減に取り組むことが必要だと、私は思っております。これは全国知事会もですね、国に1兆円の財源を要求して国保税の軽減を図りたいとされておりますけれども、国保税を協会けんぽ並みに引き下げることが必要だと

思うんです。それは、いろんな方法がありますけれども、まずは均等割、国保税は資産割、均等割、平等割の三つで構成をされております。昨日、県の運営方針で、今、税率方式の統一ということですが、あれは自治体によっては資産割を入れるところがありますので、それを、資産割をなくして、まず三つに揃えようというのが、まずの目的ですね。奄美市は資産割、ありませんから、大丈夫でしたけれども。均等割の廃止、あるいは見直しが必要かと思えますけれども、これについて、御見解をお伺いをいたします。

市民部長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。現在、国民健康保険制度の財政運営主体は県であり、その運営方針の中におきまして、財源補填繰入を行っている自治体におきましては、解消、削減すべき赤字と指摘をされております。本市におきましても、県の運営方針に即して赤字解消計画を設け、令和5年度までに財源補填繰入金を解消させる計画で取り組んでおり、今後も厳しい財政状況でございます。議員御質問の均等割の見直しを図ることは、国保財政の収入源につながり、仮に均等割分を全額撤廃と見直した場合、その影響額は約2億3,000万円の減収となります。この規模の減収となりますと、赤字解消計画も見直す形となります。運営主体でございます県の方針にそぐわない形となりますと、交付金等でペナルティが課せられる可能性も十分に考えられ、更なる財政悪化につながるものが予想されます。また、厚労省におきまして、昨年中の国保運営方針策定要領の改訂により、都道府県での保険料水準の統一を目指すことが明確化されております。仮に統一により税率が上がりますと、徴収率の低下や県への納付金納付にも影響が生じるものと考えております。以上のような状況であり、均等割の廃止、見直しにつきましては、大変困難な状況と考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

6番（崎田信正君） いきなりね、均等割の廃止というのは難しいというのは、今の状況では理解できません。しかし、それは目指すべき方向だというふうには思うんですね。だから、均等割の廃止、あるいは、見直しということに、見直しということについては、先ほど、財源で2億円幾らという数字も出ましたけれども、そこまでいなくても、まず踏み出して、どんどん改善をしていくという方向性。つまり、均等割はなくすんだという、最終目標、最終ではありませんね。取り敢えず国保税を軽くするための一つの方策だというふうに、是非、受け止めていただきたいと思えます。なぜ協会けんぽかと言うと、働く人、中小業者の方なんかは協会けんぽ、皆さん方は共済組合ですね、けんぽ組合、共済組合ですね、そこに入っておられますけれども、協会けんぽの保険料と、それから、国保税では2倍ぐらい違うんじゃないですか。協会けんぽのほうは、事業所負担があつて、折半でやりますから。だけれども、国保の場合はそれはありません。また、傷病手当金の制度も、コロナではありましたけれども、それが無いということですので、是非、国保税そのものが、今、高いんだと。国保会計だけで考えると、皆さん一生懸命されて、赤字解消もやるという努力をされておりますけれども、住民の生活から考えれば、やはり引き下げるのはどうすればいいのかということは考える必要があると思うんですね。私はこれを強調したいのは、次の質問になりますけれども、来年4月からですね、国の制度として未就学児の均等割が5割軽減されるということになります。奄美市では、法定減免ですね、7割、5割、2割の法定減免が実施、ありますけれども、昨日の林山議員の答弁の中でも、これ、法定減免が実施されている世帯が多いんです。しかも、7割減免の世帯もたくさんおられますが。ましてや、しかし、今度は対象をですね、未就学児に国のほうは限っている。それも、廃止じゃなくて5割軽減ということですから、金額的にはあまり大きくはならないと思えますけれども、それでも対象になる世帯にとっては朗報には違いないですね。いい情報だと思います。その影響がどうなっているのか、お示しをいただきたいと思えます。

市民部長（石神康郎君） それでは、お答えいたします。未就学児の均等割軽減について、お答えをいた

します。議員御指摘のとおり、来年度から全世代対応型の社会保障制度の構築の方針にある子ども子育て支援拡充の一環といたしまして、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の減額措置が導入をされます。この減額に相当する額は公費で支援されることとなり、その負担割合は国2分の1、県4分の1、市4分の1となっております。本市におきましても、現在、関係法令の整備と、それに伴うシステム改修の準備等に取り組んでいるところでございます。

次に、その影響についてでございますが、今年9月に県に報告いたしました予測データでは、対象となる未就学児童者数、平成27年4月2日以降、産まれた方でございますが、277名。減免予定額が204万2,670円となっております。この、御指摘にもございますとおり、対象者数は全体の3パーセント未満、減免予定額も歳入である国保税調定額全体の0.2パーセント程度となっております、影響も少ないというふうに考えております。以上でございます。

6番（崎田信正君） 影響が少ないでは困るよね。もっとこれで、良くなったということにならなきゃいけないと思うんですが、これ、なぜ質問するかというと、これ、国の制度ですよ、今回はね。先ほど申し上げた均等割の廃止、見直しということをやっと、各自治体でもいろんな議員さんがこれを取り上げて、全国知事会も1兆円の財源措置を求めているわけですから、そういう運動があつて、国もここにやっとならぬと踏み出したというのが実態じゃないかなと思うんですよ。ですから、ほかの自治体ではこれに上乘せをして、国は未就学児だけでも、小学校卒業までとか。これ、乳幼児医療費の助成と似ていますけれども、ところによっては18歳までと、自治体独自で上乘せをしてやろうというふうに決断した自治体もあるんですね。そういった動きが、今、国は未就学児だけでも、ゆくゆくは小学校に向けていくと。協会けんぽの並みのためには、1兆円の財源が必要だというふうに、国が率先してやるというふうな今の状況では考えられないので、各自治体が独自で、財政破綻したら何なりませんから、何とか頑張つて、そういう動きをつくることによって、国を動かしていくというのが、これまでの事例だと思うんですよ。そのためには、そういう方針をしっかりと貫いていただきたいと。これ、また一般質問とか予算委員会、決算委員会でも、私、取り上げていきたいと思っておりますけれども、よろしくお願いをいたします。

次に、平成30年度から、先ほどから出て、国保の都道府県単位ということになりました。今後、懸念されること、対策が必要なこと。以前にもお伺いをいたしましたけれども、3月議会では近い将来、財源不足に陥る可能性も拭えないと。さっき、統一されれば、そういう心配があるということになっていきますが、そのときには基金積立を行いたいというふうに答弁されておりますけれども、そのほかに何かこれというものがあれば、お示しをいただきたいと思っております。

市民部長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。平成30年度から国保財政運営を県が主体となって行っております。その中で、今後、懸念されます本市の課題についてお答えをいたします。いろいろな課題がございますが、主なものとして2点ございます。1点目が、1人当たりの医療費の増加でございます。平成30年度以降は保険給付に必要な財源は全額、普通交付金として県が市町村に交付する一方、市町村は国保税などを財源として事業費納付金を県に納めることとなります。この事業費納付金は県全体の保険給付費必要額等を各市町村の被保険者数や所得水準、医療費水準などに応じて案分して算定され、その納付金を納めるのに必要とされる標準保険料率も併せて算定されることとなっております。このことから、県全体の医療費の増加は県へ納める事業費納付金の増加につながり、併せて本市の国民健康保険税の増税につながることを懸念いたしております。本市国保の年齢構成は前期高齢者の割合が急増しているため、近年、1人当たりの医療費が増加傾向となっております。今後も引き続き、疾病の予防や重症化予防対策を実施し、医療費削減につなげてまいりたい、というふうに考えております。2点目は、保険料水準の統一でございます。国が推奨しております都道府県ごとの保険料水準の統一でございますが、県においては、現時点では具体的にいつまでにどのような形で保険料水準の統一

を図るとは決定いたしておりません。本市の現状では、1人当たりの保険税必要額が県内の他市よりも低くなってございます。先ほども申し上げましたとおり、単純に県内の市町村において、1人当たり保険税必要額を平準化、即ち統一いたしますと、本市が県に納めます事業費納付金の額が増額になることを示しており、1点目の課題と同様に、国民健康保険税の増税につながることも示唆してございます。このことに対する備えとしたしましては、まずは第1回定例会においてお答えいたしております、基金積立の実施が最優先施策と考えております。併せて、これまでも行ってまいりました収納率の向上や医療費の適正化対策、保健事業の推進を引き続き実施し、財政運営の健全化を図りつつ、財源確保に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

6番（崎田信正君） これ、もう3月で予算委員会がありますから、当然、ここでも議論になるかと思えますので、よろしくをお願いします。

次に、介護保険制度についてですが、介護保険制度というのは、もう、平成12年度から実施をされております。そのときのパンフレット、今一度読み返しますと、介護が必要になっても、残された能力を生かして、できる限り自立し、尊厳を持って生活できるようにすることは、国民共通の願いですが、現実には家族だけで介護を行うことは非常に困難になっています。介護保険制度は、介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが安心して受けられる仕組みをつくらうとするものです。これは、国が発行したパンフレットの一文ですね。国も制度発足時の不備は認めておりました。だから、走りながら改善するということを国もずっと言ってきたわけですね。しかし、未だに介護にかかわる悲惨な事件があとを絶えることはありません。この現実を見れば、改善ではなく改悪の方向だったのかなということが分かります。そこで、第8期事業に、今、入っておりますけれども、科学的介護という、これまで耳慣れない言葉が突然出てきましたので、科学的介護という言葉が出てきましたけれども、これまでの流れを見たときにですね、本当に科学的な方向で国民の願いに沿ったものか、検証することが私は必要だと思います。何をもち科学的介護と言っているのか。まず、お尋ねしたいと思えます。

保健福祉部長（山下能久君） 議員の御質問にお答えいたします。まず、科学的介護とは何かでございしますが、このことは介護の質に関わっており、これまで介護は、例えば医療に比べ、科学的根拠に裏付けられたサービスが十分に実践されたとは言えないという指摘がございします。介護を受ける人に最適な介護サービスとは何かを考える上で、根拠となるデータが少なく、職員の経験や感覚に頼る部分が大きかったとされております。このようなことから、国は科学的介護情報システムを今年度から開始し、データに基づく介護を目指し、また、本システムによる科学的介護を根付かされるために、システムを活用する事業者には介護報酬を加算しております。具体的には、介護事業者が利用者一人一人の身体能力や食事の摂取量、認知の程度など、数10項目に及ぶデータを定期的に国に送り、これを国が分析し、介護の内容や生活習慣で改善すべき点があれば、それを事業者に知らせる、つまりフィードバックするサイクルを続けて、介護の質をより高めていこうという試みと理解しているところでございます。全国でのシステム登録事業所は5月時点で約6万事業所とのこととでございます。本市においては、通所介護事業所2か所、認知症対応型共同生活介護事業所1か所、小規模多機能型居宅介護事業所1か所、総合事業の事業所1か所の計5事業所に、県が所管する部分で、市が把握している3事業所を合わせますと、8事業所がシステムを活用しております。本市におきましては、今後とも国の動向を確認しながら、事業所との情報交換や必要な支援を行うことで、利用者によりよいサービスの提供ができるよう、努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

6番（崎田信正君） 今、説明ありましたけれども、具体的に奄美市ではどのように取り組まれているのか、お分かりがあれば、お示しをいただきたいと。

保健福祉部長（山下能久君） 市の取組ということでございますが、このシステムにつきましては、国と事業所がネットワークされておりまして、市のネットワークには入っておりません。市はネットワークに入っておりません。ただ、利用、この活用を、システムを活用している事業所のお話を伺いながら、こういった部分で困難な部分があるのか、そういった情報の共有をしながら、その対応、支援、事業者に対して支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

6番（崎田信正君） 先ほど説明の中でね、データを取り込んで、いろんな加算があるということですね。加算も勝手に加算されるわけじゃなくて、そのデータを打ち込んで、国にやって、それでやるわけですね。だから、小さな事業所によっては、そのデータ収集が大変な事務量だということで、これに取り組みない事業者も、ということで、奄美市も5か所とか言われましたかね、それにとどまっているんじゃないかなと思いますけれども。今後、しっかりそういう事業所とも連携を取ってですね、そこで働いているホームヘルパーさんとか、介護職員などが、この加算によって待遇が改善されるようになればいいわけですから、そこも注視をしていただきたいと思います。

次に、介護保険料ですけれども、やっぱり高いんですね。月額標準額6,600円。これ、第7期と同額に据え置いたということについては評価をいたしますけれども、据え置いたけれども、元々が高いいもんですから、それについて、引き下げるべきだと思いますけれども、このことについて、御見解を、簡単に。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。介護保険料につきましては、制度の仕組みとして、高齢者人口や介護サービス利用者の増加、介護サービス給付費の増加に伴い、上昇する傾向にございます。議員御案内のとおり、本市の介護保険料の月額標準額は昨年度までの7期と同額の6,600円となっております。これにつきましては、新たなサービス開始や介護報酬の改定など、介護保険料の上昇要因がある中で、各種介護予防事業の取組の推進、保険料収納率の維持、更には基金の活用などの方策で、介護保険料を現状維持している状況にございます。また、介護保険料の所得段階を9段階から14段階へと細分化をして、より被保険者の状況に合わせた保険料の設定を行っております。介護保険料につきましては、今年度始まりました、第8期の介護サービス給付費の状況を見ながら、次期第9期の計画策定の中で、来年度以降、検討することとなっておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

6番（崎田信正君） 次に、和光園のことについてお伺いします。これまでも質問してはいますが、将来構想の持続的な推進に取り組んでいきたいというのが答弁になっておりますので、現状と対策について、お伺いをいたします。

保健福祉部長（山下能久君） 和光園の現状につきまして、お答えいたします。令和3年12月1日現在の入所者数は男性5名、女性13名の合計18名でございます。入所者の平均年齢は、87.2歳となっております。本市といたしましては、以前の答弁と変わりませんが、入所者の意向を最大限に尊重しつつ、国、施設との共通認識として、入所者が最期まで穏やかに安心して生活できるよう、関係団体とも連携を図りながら、将来構想の。

議長（西 公郎君） 以上で、日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前11時30分）

○
議長（西 公郎君） 再開いたします。（午後1時30分）
午前に引き続き、一般質問を行います。

公明党 栄 ヤスエ君の発言を許可いたします。なお、栄 ヤスエ君から質疑中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

9番（栄 ヤスエ君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネットで御覧の皆様、そして、民生委員の皆様、研修、お疲れ様でございます。こんにちは。公明党の栄 ヤスエでございます。

先に、通告書の字句の訂正をよろしく申し上げます。（４）番の①住用地区においては、令和２年度を令和元年度へ訂正をお願いいたします。

それでは、一般質問に入る前に、少々所感を述べさせていただきます。はじめに、１１月２８日、安勝町の火災で被災されました皆様に、心からお見舞いを申し上げます。併せて、悪石島近海での地震で、明日には島外へ避難される方々も、島民の方々もおられるようでございます。お見舞いととも、地震の早期の終息を心からお祈り申し上げます。今年１年、コロナ対策に関わりました行政の職員の皆様、医療従事者、そして、ソーシャルワーカー等と、全ての皆様の御慰労に感謝申し上げます。３回目のワクチン接種も、希望される方々が全員接種できますように、万全の準備をよろしく申し上げます。

さて、先の市長選挙におきまして、御当選されました安田市長、御就任おめでとうございます。明るく、優しく、風通しの良い未来都市奄美市の実現に向け、前進していただきますように、よろしく申し上げます。同時に、新しく議員になられましたお２人を迎えて、奄美市議会も２２名となりました。どうぞよろしく申し上げます。私は平成２３年の初当選より、本年で１０年を迎えました。安田市長、そして、西議長、川口議員、元野議員とともに、同期でもございます。公明党の立党精神でもあります、大衆とともにをひと時も忘れず、庶民の代表として、市民の付託に答えていく決意を新たにしております。

それでは、一つ目の質問でございます。（１）令和３年４月１日に施行されました重層的支援体制整備事業について。午前中の同僚の議員からも同様の質問がされておりましたけれども、改めて私のほうからも質問させていただきます。地域共生社会の実現に向けて、貧困や介護、孤立などに対応する市町村の相談支援を強化する社会福祉法が、本年４月１日から施行をされました。背景には、日本の福祉制度が１９８０年代後半以降、高齢、障害、子どもなど、属性別、対象別に制度化されてきた中で、昨今の社会情勢の変化に対応しきれていない実情がございます。具体的には、人口減少などの社会構造の変化に加えまして、個人の価値観の変化、そして、８０・５０問題、社会的孤立、育児と介護のダブルケア、引きこもりなど、制度や分野を超えた複合的な課題が顕在化をしております。このような複合的な困難を抱えている人は、これまでの法制度や支援の枠組みに当てはまらないため、相談へ行ってもたらい回しにあったり、適切な支援につながらないケースがございました。私ども公明党は、誰も置き去りにしない、誰も孤立にさせないとの地域共生社会の実現に向け、取組をリードしてまいりました。今回の法改正で、重層的支援体制整備事業が創設されております。市町村の任意事業ではございますけれども、本市の第１期奄美市地域福祉計画にも盛り込まれていると認識をしております。本市では３月にその福祉計画を策定して、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを基本理念に、令和７年度までの５か年計画を立てております。計画の中にも、この事業が盛り込まれているようでございますが、安田市長の選挙マニフェストの中にも、守る地域をつくり、地域づくりを掲げ、断らない相談窓口を市内各地に開設との公約もございました。

そこで、質問でございますが、①断らない相談支援、参加支援、地域づくりの本市の取組を伺いたいと思います。

次の質問からは発言席で行います。

議長（西 公郎君） 答弁を求めます。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、栄議員の御質問にお答えしたいと思います。まず、議員御案内のとおり、本市では地域や住民の多様化、複雑化の課題に対応するために、昨年度、奄美市地域福祉計画を策定いたしております。その中で、包括的な支援体制づくりとして、重層的支援体制整備事業へ取り組むと明記をいたしております。現在は、市役所内で言いますと、高齢者福祉、障害福祉、それから、子ども、生活困窮等、分野ごとに各窓口がございます。それぞれにおいて複雑化している、または、複合的な相談内容に対して、関連する部署や関連団体の協力を得ることで、包括的な支援が行われるように取り組んでおります。しかしながら、現状の体制で行っている事業や、新たに取り組む必要がある事業の整理など、保健福祉部内で検討を要す、必要とする課題が多数あるという認識をしております。例えば、80・50で例えますと、80歳の方は包括支援センターに相談、50歳の引きこもり等でしたら、生活困窮の係に相談という感じで、連携は取れるんですけども、なかなかその支援体制が、整理をするというか、とにかく現状でいっぱいいっぱいな状態もありますので、そういう辺を整理が必要じゃないかと考えているところです。それから、議員のおっしゃいました支え合い、断らない窓口、相談窓口、参加支援、地域づくり支援に向けての現状でございますが、地域支援、地域づくり支援につきましては、高齢者施策のほうでございますが、地域支え合い事業というのをやっております。それによって、主に高齢者がスタートだったんですけども、地域に住む全ての住民の方を、に賛同と、もらいましてと言いますか、一緒になって、地域での困り事解決に向けた、それぞれの地域で、市内8地区に分けておりますけれども、出ているというところでございます。参加支援につきましては、現在、まだ目立った取組という、これといって挙げられるものはないのなかというところでございますけれども、まだ、午前中も答弁いたしました、これから具体的な取組を進めていきたいと考えているところです。以上でございます。

9番（栄 ヤスエ君） はい、御答弁ありがとうございます。三つの事業ということで、説明いただきましたけれども、先ほど、最初、おっしゃいました、地域づくりの8地域への地域づくりなんですけれども、おっしゃったように、高齢者福祉の部分から、高齢者のほうからスタートしたんですけども、平成28年からでしたでしょうか、その地域支え合い事業がありまして、5年ほど経っております、8地域でそれぞれの地域の特性を持った地域づくりができていのかというふうには実感しております。そういった体制づくりをしっかりと、また、強固なものにしていただきまして、それぞれの地域で出てくる課題をしっかりと吸い上げをしていただき、その地域支え合いを母体にしなごうですね、あとまた学校区とか、学校区にもなると思うんですけども、様々なその地域に住む人的な資源とかいろいろございますので、課題をしっかりと掌握していただきまして、是非、この、その整備事業をですね、実現に向けて頑張ってくださいたいんですけども。本年5月22日に奄美大島介護事業所協議会主催で厚労省の職員を講師にされまして、重層的支援体制整備事業を学ぶ研修会というものが開催されていると、新聞報道で知りました。本当に画期的だとも思いましたし、また、その中では、会員の皆さんとか、介護施設関係者、そして、行政など、約31団体が参加をしたとありました。そういった新聞記事、ございましたけれども、この事業推進に向けての他機関との連携等含めてですね、この研修会を受けてでも構いませんけれども、連携等についてのお示し、いただきたいと思っております。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、お答えいたします。市内の事業所が研修を受けたということは、非常に喜ばしいと言いますか、皆さん、このことに興味を持っていると言いますか、必要なことであるという認識を、民間の事業者の方も持っていらっしゃるのかなと思います。先ほども申しましたが、午前中も答弁したところですけども、ただ単に窓口を設置するということではなく、これについては、孤立したり孤独だったりとかいう地域にいる方も、みんなが参加できるような地域づくり、そういったあたりを目指す。地域共生社会という言い方をしますけれども、を目指しております。そのためには、市役所だけでも当然できない。地域住民の方の協力は絶対必要。それから、地域の事業所、介

護事業所等の力も必要になります。なので、それらの方々と一緒に進めていくと。本事業を進めるに当たっては、単に相談窓口を設置して、相談者を待つのではなく、支援に向くアウトリーチ、訪問していくということを積極的に行うということも、法律の中で謳われております。なので、現在、高齢者側の話ですけれども、在宅介護支援センターという、午前中も言いましたが、高齢者の相談に乗る窓口がございます。この事業所は、各戸、全戸訪問するという事業を、今もやっておりますので、そういったのも利用ができたらなど、今のところ、思っているところでございます。地域住民の協力はもとより、地域で活動している民間事業所を含めた関連団体との連携は欠かせないと思っておりますので、よろしくをお願いします。

9番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。一步進んだ御答弁、ありがとうございます。やはり地域包括とか、各地域にございまして、地域支え合い事業の母体というか、事務局にもなっておりますし、しっかりとまた、現場の、65歳以上ですけれども、そこに生活支援員っていう方たちが、おっしゃったように、アウトリーチですと地域を回っていらっしゃるって、地域の孤立というか、1人世帯だったりとか、65歳以上だけではなくても、40代、50代でも1人暮らしがだんだん増えておりますので、そういう人たちをしっかりと見守る体制づくりをですね、今後、少しその人たちの、何か、権限、権限と言うんですかね、与えていただきまして、コミュニティソーシャルワーカーとか、そういった権限を与えていただきまして、より広く、また、多くの人たちを見守る体制づくりを、是非、つくっていただきたいなというふうに思います。本当に、私の近所でも、本当に孤立され、孤立ってか、お一人暮らしの、高齢者ではないんですけれども、立て続けにお2人の方がお1人で亡くなっているという事案もございましたので、やはり地域のつながりがちょっと希薄化している昨今でございますので、また、この地域づくりをつなぐ、つなぐ、また、役割も必要だと思いますので、よろしくをお願いします。先進地の事例としまして、厚労省のモデル事業を先にされたところが、福井県の坂井市というところがされておりまして、今年4月よりこの事業を実施をしております。健康福祉部にですね、高齢、また、生活困窮、子どもなどの担当課に加えまして、新たにこの重層的支援を統括する福祉総務課っていうのを新設をしております。市民の複合的な相談を丸ごと受け止めて、縦割り行政の弊害を解消するっていうことで、関係部局との家庭と、また、家庭の状況を共有するなど、横断的な調整を図りながら、必要な支援につなげることが狙いであるということで、進められております。本市においても、しっかりとまた、この福祉政策の計画のほうにも載っておりますので、しっかりとまた、この、この坂井市においても、やっぱり4・5年ぐらいかけて、少し研究をしながら、この、今年4月1日にスタートしたようでございますので、しっかりと地域で、地域っていうか、担当課も含めて、地域も含めて、しっかりと練っていただきまして、いいものを、いい事業にですね、つくり上げていただきたいなというふうに要望いたしまして、この質問は終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

次の質問ですけれども、(2)ですが、子ども家庭総合拠点設置の本市の取組ということで伺いたいと思います。第2期奄美市子ども子育て支援事業計画が令和2年度から、また、令和6年度までの計画で策定をされております。子ども家庭総合支援拠点機能の検討ということが、コロナ禍でも検討されて、検討が記載されているんですけれども、市町村における児童相談体制の強化を図るためにも、この子ども家庭総合支援拠点の設置が、児童虐待防止対策総合強化プランっていうことで基づきまして、全国的に、今、進められているところでございます。まず、①ですね、質問ですけれども、ここの拠点の役割と設置の予定ですね、本市における設置の予定について伺いたいと思うんですが、あとまた、制度の概要と役割についても、もう少し詳しくお示しいただきたいと思っております。

市長（安田壮平君） 栄議員にお答えいたします。冒頭、激励のお言葉、ありがとうございます。

子ども家庭総合支援拠点整備事業についての御質問にお答えいたします。本事業は平成28年度の児童福祉法の改正に基づき実施される事業で、令和4年度中には全市町村に設置することが義務付けられ

ております。本事業の拠点としての役割は、身近な存在である市町村が全ての子どもとその家庭及び妊産婦に寄り添い、必要な福祉の支援を継続的に行うことにあります。業務の内容としましては、実情把握や情報の提供。相談等への対応。要支援、要保護児童への支援計画の作成。関係機関との連絡調整などを行います。また、本事業の人員配置基準が、本市の人口規模から、子ども家庭相談員を常時2名配置する必要がありますが、本市におきましては、昨年度から拠点開設に必要な職員研修に参加するなど準備を進めており、令和4年度から事業を実施できる予定です。なお、相談支援体制としましては、現在でも議員御案内の子育て世代包括支援センターと連携し、奄美市要保護児童対策地域協議会を通して、市内の関係機関とも課題を共有して、課題の解決に取り組んでいるところであり、拠点整備後も引き続き支援を行う予定です。今後につきましては、拠点整備により支援体制が大きく変わることはありませんが、相談員が常時2名配置されることにより、リスクの高い世帯に早くから支援ができることが期待され、これまで以上に課題の早期発見や継続した支援につなげられるものと考えております。

9番（栄 ヤスエ君） 御答弁、ありがとうございました。詳細と、制度的に、また、詳細もよく分かりましたので、しっかりとまた、人員も配置をしながら、昨年度から準備を進めているということでしたので、常時、2名が配置されるということは、本当にありがたいことだと思っております。そしてまた、研修も積み重ねているということ、しっかりとまた、そういったスキルを持った職員が配置されるということは、相談に行く側としても、安心して相談に行けるということ、本当にありがたいことだと思っておりますので、また、来年度、4月に向けて、しっかりとまた整備が、整備って言うか、設置ができますように、開設できますように、お願いしたいと思います。先月ですけれども、本市でも自宅で幼い子どもが、本当、首を絞められて、母親から殺人未遂ってということで逮捕されました、母親がですね、送検されたという痛ましい事件がございました。全国でも、やはり鹿児島県内でも、幼いお子さんが、実の親ですとかパートナーから、やはり、命を奪われてしまうとか、虐待にあつたりとか、そういった死亡事件の報道を聞くたびに、本当に心が痛い思いがしております。一人もそういった子どもたちを出さないためにも、早期の発見と、また、相談支援につながるような、そういった、子どもを取り巻く社会、また、家庭環境が複雑化しているこの現状におきまして、しっかりとしたその社会的養護が必要な子どもたちが増えているようでございますけれども、本市においても拠点が本当に設置されることで、本市の0歳から18歳までの全ての子どもと、その家庭と妊婦ですね、リスクの高い妊婦さんもしらっしゃいますので、そういったことに対して、専門的な相談支援、また、地域の相談、資源を活用した情報提供ですね、さっきおっしゃいましたけれども、訪問等も、アウトリーチもしながら、継続的な支援を実施できるように、期待をしております。また、おっしゃいましたけれども、職員の定着ですね。しっかりと職員の、次の次ぐくらいまで、しっかりとまた、人員確保も本当に大事だと思っておりますので、そういったこととか、また、スキルアップにも、しっかりと順次、加えていただきまして、また、その職員のフォローもですね、2人任せでは、わけではなくて、全庁的に、また、横断的にですね、フォローもしっかりできるような体制づくりをお願いして、この質問は終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問でございますけれども、（3）低出生体重児とその保護者の支援についてということでございますけれども、本市においても、低出生体重児、2,500グラム以下で生まれたお子さんのことなんですけれども、現状と、また、支援体制がどんなふうになっているかっていうことのお思いがございましたので、質問に入れさせていただきました。まずは、①本市の近年の低出生体重児の現状を伺いたいと思います。過去3年間に生まれた低出生体重児の人数と、産まれた人数の中でのその割合ですね、パーセントを教えてくださいたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 低出生体重児の現状についてお答えいたします。議員からの御案内にもありましたように、低出生体重児とは2,500グラム未満の体重で産まれてきた赤ちゃんのことで、全

身の器官が十分に成熟する前に産まれることも多く、様々なリスクを抱える場合もございます。原因といたしましては、妊娠高血圧症候群、胎盤機能の低下、多胎妊娠、喫煙など、様々な要因がございますが、定期的に妊婦検診を受診することにより、しっかりと管理し、予防に努めております。本市の出生数と低出生体重児の人数及び出生率についてお答えいたします。県の母子保健によりますと、平成29年度は341人中43人で、12.6パーセント。平成30年度は309人中43人で、13.9パーセント。令和元年度は274人中32人で11.7パーセントとなっております。令和元年度における、国・県との比較では、国9.4パーセント、県10.8パーセントとなっており、本市はまだ高い状況でございます。以上でございます。

9番（栄 ヤスエ君） はい、答弁ありがとうございました。数字を見るからに、やはりリスクが高いというですかね、2,500グラム以下で産まれたお子さんの数値が高いっていうことがパーセントで分かりました。鹿児島県の、先ほどおっしゃいましたけれども、子ども家庭課によると、県内で2019年の出生数が1万1,977人中で2,500未満の低出生体重児がですね、やっぱり10パーセントっていうことでお聞きしております、全国の9.4パーセント、おっしゃったような、は上回っていると。そして、1,500未満のお子さんが、約30人っていうことも聞いておりますので、やはり2,500グラム以下で産まれるお子さんの割合も増えているのかなというふうに思いました。また、要因としても、先ほど部長の答弁からもございましたけれども、やはり若いお母さんであったりとか、やはり妊婦の方で煙草を吸われたりとか、いろいろ、要因も考えると思いますけれども、やはり、女性というか、妊娠して子どもを産む可能性のある女性であれば、しっかりとまた、それぞれの健康もですね、御自分、また、維持をしながらですね、健康管理も大事ななというふうに、今、お話聞いていて思いましたので、今度また、そういったところも寄り添っていただきまして、支援をお願いしたいと思えます。

次の質問でございますけれども、②本市における支援の取組についてということでございますけれども、ハイリスクのお子さんの母子どもの支援体制っていうことで、現状を伺いたいと思えます。

保健福祉部長（山下能久君） 本市における支援の取組について、お答えいたします。低出生体重児を含むフォローが必要な赤ちゃんや保護者に関しては、出産後に病院から子育て世代包括支援センターに連絡が入ることになっております。妊娠中にかかわりがなかった母親につきましては、退院前に面接を行うことで関係をつくり、訪問看護や産後ケアなど、必要なサービスにつなげている場合もございます。また、島外の病院で出産したケースに関しましては、書面にて情報をいただくことで、母親が自宅に戻って来てからも、安心して子育てができるよう、支援をしているところでございます。以上でございます。

9番（栄 ヤスエ君） はい、分かりました。しっかりとつながる支援をですね、産後ケアも含めてされているっていうことがよく分かりました。

それで、次の質問でございますけれども、③低出生体重児とその保護者への配慮っていうことでございますけれども、やはり2,500グラム以下のお子さんを、産まれた、産まれたお母さんたちはですね、出産後、その検診とかでお子さんを連れて、1か月半検診、3か月検診と行かれるわけですがけれども、やはり母子ともに一緒に行くわけですがけれども、検診の通知ですとか、検診会場などでですね、そういったこう、周りの、ほかのお母さんたちとやはりこう比べられて、自分の子どもはちょっと悲観したりとか、いろんな心の部分での痛みっていうかですね、そういったのがるように聞きますので、そういったことで、本市で配慮していることがございましたら、是非、お示しいただきたいと思えます。

保健福祉部長（山下能久君） 低出生体重児とその保護者への配慮についてお答えいたします。小さく産まれた赤ちゃんは、誕生日を基準にして考えると、どうしても発育、発達がゆっくりであるため、保護者の不安が大きくなる傾向がございます。そこで、修正月齢を利用して、成長の経過を確認していきます。この修正月齢とは、実際の誕生日ではなく、もともとの出産予定日から数えた月齢のことで、予定日より4週間前に産まれた場合、実際の誕生日から3か月経っていても、修正月齢は2か月ということになります。病院での定期的な受診と併せまして、市町村で実施する乳幼児健診でも、赤ちゃんの発育、発達の確認をしております。本市が実施する乳幼児健診におきましては、修正月齢で案内を行っており、保護者が他の赤ちゃんと比べて発育、発達の面で遅れを感じることはないよう、配慮するとともに、より慎重になってしまう保護者に対し、寄り添った支援を心掛けております。また、集団検診には不安があるという保護者に対しましては、病院受診や訪問にて対応するなど、個々の状況に合わせた対応を行っているところでございます。

9番（栄 ヤスエ君） はい、答弁、分かりました。ありがとうございます。しっかりとまた、寄り添った支援をしているっていうことは、流れ的に分かりましたので、また、本当にこう、そのお子さんがですね、母子ともにですね、心の不安、いろんな部分があると思いますので、母子ともにしっかりとまた支援をですね、支援体制、また、配慮を持った体制づくりをしていただきたいと思います。

そこでまた、次の質問なんですけれども、④ですけれども、当事者間ですね。その親子、その母子の、その親子ですね。親子の当事者間での交流の場とか、同じ思いをこう共有できるとか、そういった場っていうのは、奄美市としては提供ができていのかどうかをお聞きしたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 当事者間での交流の場の提供について、お答えいたします。現在、本市におきましては、低出生体重児に特化した交流の場を設けてはおりませんが、育児不安がある方や、気軽に相談できる母子健康相談の場を活用し、対応しているところでございます。また、個別支援といたしましては、産後ケアをはじめとする家庭訪問を通して、母親の育児不安の軽減に努め、前向きに子育てができるよう支援しております。今後、交流の場がほしいとの声が出た際には、できるだけ保護者のニーズに沿った形で場を設けることができるよう、検討してまいりたいと存じます。

9番（栄 ヤスエ君） はい、御答弁ありがとうございます。しっかりと、また、配慮をしながらですね、母子ともに支援をしていただきたいと思ひますし、しっかりとまた、言葉でこう、その場にいても言えないっていうこともいらっしゃると思ひますので、その場合は保健師さん、助産師さんがしっかりと1対1です、個別にまた、聞き取りをしながら、何をしていただきたいとか、聞き取りをしながらですね、また、寄り添った支援をですね、引き続きお願いしたいと思ひしておりますので、よろしくお願ひいたします。

次の質問でございますけれども、⑤です。母子手帳がありますけれども、母子手帳は、通常、配られるものでございますけれども、当事者、親子に寄り添った低出生体重児のリトルベビーハンドブックっていうのが、全国的に、今、県単位とかで作られているようでございますけれども、その認識について伺いたいと思ひます。

保健福祉部長（山下能久君） リトルベビーハンドブックについて、お答えいたします。本市におきましては、病院で発行されたリトルベビーハンドブックを使用されている保護者もおり、そのハンドブックの長所や短所を伺う機会がございました。小さく産まれたお子さんの身長や体重を管理する発育曲線は使いやすいものの、既存の母子手帳と2冊持つ必要があり、使いづらいとの声も伺っているところでございます。また、現在のところ、保護者からハンドブックに関しての問い合わせなどがあったことはございません。先日の県議会での一般質問においては、塩田知事から保護者や医療関係者などと意見交換

を行い、保護者の心理的不安に寄り添ったハンドブックの作成、配布を前向きに検討したいとの答弁もございました。今後も保護者の声に耳を傾けながら、名瀬保健所管内の町村や県と協力し、保護者の要望に沿った事業を展開してまいりたいと存じます。

9番（栄 ヤスエ君） はい、御答弁ありがとうございました。紹介していただきました、その県知事の答弁なんですけれども、私どもの公明党の県議会議員が質問させていただきまして、当事者の要望等もですね、県知事にさせていただきまして、今回、そういった答弁を引き出せることができました。また、今後、県でまた作成するというごさいますので、しっかり、また、それも活用しながらですね、先ほどもおっしゃったように、本市でもその当事者に寄り添った、また、支援体制をですね、確立していただきたいというふうに思いますので、これは要望として、また、終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次の質問に移りますけれども、本市においては第2期子ども子育て支援事業計画、5か年計画を令和2年の3月に策定をされております。子どもが生き生きと健やかに育つ心豊かなまちづくりの基本理念を示しておりますが、令和元年度10月から、3歳児以上の子どもの保育料の無償化が始まり、0歳児から2歳児の保育料の軽減で、子育て世帯の負担軽減も図られているものと思います。朝日幼稚園が認定こども園、移行されたりとか、保育サービスの充実も図られていると認識はしておりますけれども、また、住用・笠利地区においては、各地区における施設を含めた保育サービスについてのあり方についての検討委員会も、それぞれ立ち上げて、協議がなされているものと認識しております。そこで、質問でございますけれども、(3)の住用地区、笠利地区における子育て環境整備についてでございますが、まずはじめに、①住用地区においては、令和元年度であり方検討委員会からの報告が市長へと提出されておりますけれども、その後の具体的な取組を伺いたいと思います。令和2年度から3年度に、もう終わるんですけれども、なりますけれども、当初の施設建設の候補予定地から変更になったということも伺っておりますので、その件についてと、すいません、更に変更に至った経緯ですとか、また利点等がございましたら、お示しください。よろしく申し上げます。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） それでは、お答えいたします。住用地区における子育て環境整備の現状について、お答えいたします。住用地区における保育施設整備につきましては、建設予定地に含まれている国有地取得に向けて、関係機関との協議を進めてまいりましたが、必要な書類作成や事務手続きに相当な時間を要するため、整備計画が遅れる見込みとなりました。そこで、庁内の関係部署と協議、連携を図り、検討した結果、三太郎の里の隣接地を新たな建設予定地と決めたところでございます。この建設予定地変更による利点につきましては、元の建設予定地と比べますと整備スケジュールが早くなることと考えております。以上です。

9番（栄 ヤスエ君） はい、分かりました。今、いろいろと建設にかかる、いろんな事項があったっていうことで変更になったということで、今の場所、今回、決まった場所に関しては、やはり、私も場所を見ましたけれども、高地にあつて、やっぱり冠水地域でございますので、少し高台に上がったということで、その、浸からないということで、本当に良かったなというふうに。また、敷地も大分広い感じがしますので、しっかりとまた、その地にですね、また、その施設が建てるように、無事故に建てますようお願いしたいというふうに思いますけれども。このあり方検討委員会への委員への説明というのは、きちんとなされたのか。また、既存の施設がありますけれども、へき地保育所が、市と住用とか、2か所ございますけれども、その扱いについてはどのようになるのか。また、2点目ですね、基本構想委員会の立ち上げの時期ですとか、施設の完成時期をどのように捉えているか、お示ししたいと思います。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） それでは、お答えいたします。この変更につきましては、住用地区保育施設あり方検討委員会への委員や、現在、住用地区の保育施設を利用されている保護者の方々への報告をさせていただきました。11月の18日に行っております。また、既存のへき地保育所の運営につきましては、あり方検討委員会の報告等を踏まえ、児童の状況等も注視しながら、今後、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。今後は、今年度中に基本構想策定委員会の設置に向けた準備を行い、令和4年度に基本構想策定委員会を開催し、施設の規模や設備等について協議していただき、その後、施設整備に向けた基本計画や実施計画を作成し、施設建設の流れになりますが、住用地区の保育サービスの充実に向け、早期に供用開始できるよう努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

9番（栄 ヤスエ君） 了解いたしました。着々と、また、安全に、しっかりとまた、住用のほうもですね、計画どおりに行きますように、しっかりと、地域の住民の方々にも説明をしながら、納得いく形で、また、説明、進めていただきたいというふうに希望しております。

次の質問でございますけれども、②笠利地区においては、令和3年の3月にあり方検討委員会からの報告書が市長へ提出されておりますけれども、その後の具体的な取組について伺いたいと思います。報告書の提出後、その、どのような話し合いがなされたのかということ。また、保育施設として、また、赤木名幼稚園、また、赤木名保育所が老朽化しているっていうことで、統合する、されるっていうことはお話を聞いておりますけれども、その場所として変更になるのかどうか。また、既存の節田保育所、宇宿保育所と合わせて、3施設にどのような形で集約されていくのかどうかですね。住民には、また、保護者の方への説明はどのように、どのような予定があるかっていうことを、まずはお示してください。

笠利総合支所事務所長（濱田洋一郎君） それでは、笠利地区の取組の状況について、お答えいたします。

本年3月に笠利地区保育施設等あり方検討委員会から、認定こども園の新設。保育施設の再編、整備。子育て支援策の拡充などを求める報告書が市に提出されました。この報告を受けまして、本年度は市として、笠利地区における保育施設等あり方基本方針の策定に向けて、今、取り組んでいるところでございます。具体的には、各提案に対しまして、市全体の横断的な取組が必要であるということから、現在までに関係部署で構成されるプロジェクトチーム会議、これを2回。そして、ワーキングチーム会議を8回開催いたしまして、方針案の作成を進めているところでございます。今後の予定につきましては、保護者や地域住民の方々への説明を行い、その中で出された御意見を踏まえた上で、今年度中には基本方針を策定する計画でございます。それから、新設いたします認定こども園につきましては、あり方検討委員会より報告のあった、利用児童数100名程度の規模の施設ということを踏まえまして、一定の敷地の確保。そして、津波などへの防災上への観点。そして、笠利地域全体の利便性を踏まえて、建設候補地を決定していきたいと、このように考えております。また、施設数でございますけれども、同委員会より報告のあった新設する、新しく造る認定こども園。それから、議員がお話になった既存の二つの保育所を引き続き活用させていただいて、全体で3か所の認定こども園として集約する方向で検討をしているところでございます。

9番（栄 ヤスエ君） はい、詳細な説明、ありがとうございました。大分、方向性が見えてきておりますし、また、しっかりと議論というかですね、プロジェクトも立ち上げて、ワーキンググループもしっかりと8回もされているということで、地域の住民とか、いろんな方々の声も拾い上げられているかなというふうには想定をいたしますので、安心いたしました。令和4年度以降ですね、しっかりと、また、この基本方針とともに、また、しっかりと笠利町、住用におきましても、子育て世代が本当に住やすい、住みやすいかですね、住み続けられる環境づくりというもので、また、奄美で子育てしたい方たち

が、本当に移住、定住ができるように、しっかり、また、その環境ですね、整備していただきまして、住民の意見にも、また、耳を、今後もですね、傾けていただきながら、本当に予算もかかることではございますけれども、二つ同時にというのはちょっと難しいのかもしれませんが、しっかりと、優先順位を付けながら、予算も確保していただきながら、子どもたちのそういった保育環境の整備に向けて、しっかりと本気で向き合っ取り組んでいただきたいというふうに要望して終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問でございますけれども、(5)でございます。国からの子宮頸がんワクチンの積極的勧奨を令和4年4月1日より再開の通知を受けて、本市の対応について伺いたいと思います。この質問に関しては、何度か私も質問で取り上げさせていただきまして、ようやく国が動いたってということでの質問になります。①ですけれども、対象者への予診票の個別通知など、周知について伺いますけれども、昨年10月には、国から対象者への情報提供に関する指示がありましたけれども、それに対して、本市の対応について伺いたいと思います。また、本市において、通知を実施した、令和2年度及び、また、令和3年度の対象者数、そして、接種者数、接種率と、通知、未接種だった令和元年度の対象者の接種率について、伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） 議員の御質問にお答えいたします。子宮頸がんワクチンにつきましては、議員御案内のとおり、平成25年6月からワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛などが見られたことから、積極的勧奨を差し控えている状況でございました。平成25年度以降、厚生科学審議会及び薬事食品衛生審議会の分科会において、調査や審議を重ね、ワクチンの安全性や有効性に関する情報を整理し、評価がなされたことなどから、令和2年10月に接種対象者へワクチンの有効性や安全性に関する情報提供や、接種を希望した際の円滑な接種のために必要な情報を提供するよう通知があり、本市では広報紙での広報やリーフレットの送付により周知を図ってまいりました。子宮頸がんワクチンの接種者につきましては、令和2年度が対象者582名に対し14名、率では2.4パーセント。令和3年度につきましては、対象者534名に対して、現在のところ14名。率にして2.6パーセントの方が接種を行っております。通知未実施だった令和元年度につきましては、接種者は0となっております。以上でございます。

9番（栄 ヤスエ君） 承知いたしました。これは、平成25年から積極的な受診勧奨が止められていたといいますか、控えられていたんですけれども、やはりこの、8年ぐらい経ちまして、この、これは定期接種ではありますので、国のほうでもしっかりと国費でできるものですが、定期接種になっておりますので、無償で、無料でできるものですが、いろいろな課題がありましたので、今回、ようやく接種ができるような形の勧奨が再開するようでございますけれども、今、部長からの数値がございましたとおり、令和元年度ですね、対象者は0ですか、接種者数が0ってということですね、0で、令和2年が582名の14名で2.4。令和3年度、昨年10月から一応通知というかですね、ホームページですとか、広報ですとかですね、広報紙からとかで、また、小学校6年生のほうにはリーフを送ったというふうに、聞き取りのときにはお聞きしましたけれども、その対象者に広報した中で、やはり14名ということで、若干ですが、本当に若干ですが、進んだのかなというふうには思いますけれども。しっかりとまた、これが、国が周知をするってということになりましたので、この広報に関してもですね、積極的に広報していただきまして、打てるはずだった対象者が打てなかったわけですから、これは本当にもう、市としてもしっかりと本気、本気って言うんですかね、しっかりと取り組んでいただきまして、情報提供について、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。さいたま市におきましてはですね、いち早くこの、来年を待たずに、11月26日のこの国の通知を受けまして、12月2日には、もうホームページ上で対象者への御案内ということで、予診票と個別の送付準備を進めているというふうな情報もございました。確認しましたら、掲載もされておりました。そういった自治体

もございますし、早期に情報、もうこれからはありますよっていうですね、お知らせもしていただきたいなというふうに思います、はい。

②番の質問、②番なんですけれども、国が定期接種の機会を逃した女性への救済措置を実施した場合の本市の対応についてということなんですけれども、先ほど申し上げたように、今後の課題は積極的勧奨の中止により、機会接種を逃した人たち、9学年あるんですけれども、平成9年から17年生まれの接種を希望する全ての人が接種できるような、公費接種の対象とするっていうことで、キャッチアップですから、国の責任になると思いますけれども、しっかりとこの人たちにもですね、接種が行われるような形で、本市としても、小学校6年生からですから、もう卒業して、高校行って、大学行ってとか、大人になってしまっているお子さんたちもいらっしゃいますけれども、しっかりと追及、追及っていうか、追っていただきまして、キャッチアップの接種も大事になると考えます。いかがでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君） 国が定期接種の機会を逃した女性への救済措置を実施した場合の本市の対応について、お答えいたします。積極的勧奨を控えていた平成26年度からは、接種者が0、若しくは1名だったのに対し、広報紙での広報やリーフレットの送付を行った令和2年度からは接種者も増えているため、予診票を個別送付することで、接種をする方は更に増えることが予想されます。このことから、制度の周知を行っていないことや、個別通知を行っていなかったことで、接種の機会を逃した方が多くいるものと考えております。このように、積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方への対応、キャッチアップ接種につきましては、来年度当初からの実施を視野に、予防接種ワクチン分科会で議論が開始されたとの通知が来ております。この分科会での議論がまとまったところで、改めて具体的な制度概要が示されることになるということです。令和4年度からは、対象となる方へ予診票を個別送付するよう準備を進め、国から具体的な概要が示されましたら、それに基づいて、本市も対応を行ってまいりたいと存じます。

9番（栄 ヤスエ君） しっかり、また、国からの方針が示されたときには、スムーズに、また、スムーズな対応ができますように。また、予診票等もですね、しっかりと送っていただきながら、保護者にも、このことも、もう9年間、もう全然情報がなかったわけですから、新たにまたゼロからスタートという思いで、保護者の方にも、しっかりとこのことについてお伝えしていただきたいと思います。子宮頸がんワクチンは子宮の出口付近でできるがんでございますので、そのほとんどがもうHPVっていうウイルスでの、継続的な感染、HPVウイルスによる継続的なことで干渉する、感染すると発症するっていうこと、言われております。やはり、20代から40代を中心に患者が増えているっていうことで、厚労省におきましても、やはり年間で1万1,000ほどの女性が子宮頸がんになり、およそ2,800人の方々がお亡くなりになっているということの数字も出ておりますので、しっかりと、これはもう、ワクチンを接種すれば、早期に接種すれば防げるものがございますので、しっかりと取組をお願いしたいと思っております。

そこですね、学校の中でのがん教育ということで、先日、乳がんに関しては、リーフをですね、学校のほうでもお渡ししているというような情報もお聞きしましたけれども、すいません、映していただいてよろしいでしょうか、子宮頸がんワクチンに関しても、今、小学校6年生、今、とか、送っていただいていると思いますけれども、こういったリーフレットをですね、お子さんとか、また、保護者の方にもですね、学校の中でも、しっかりとまた、お子さんたちにも、子宮頸がんっていうがんの教育も一環として、乳がんとともにですね、ダブルでお伝えして、何てですかね、お伝えしていく、がん教育も含めて、していただく。本当に、男性も、女性もですね、含めて、一緒に勉強していただきたいなというふうに思いますので。あと1枚、お願いいたします。このような形で、ワクチン、これは詳細編ですね、出ておりますので、はい、ありがとうございます。こういったリーフも含めながらですね、まずは知っていただくことからスタートできて、しっかりキャッチアップも含めてしていただ

きたいなというふうに思いますので、どうぞ、しっかりした取組をよろしく願いいたします。ありがとうございました。

最後の質問になりますけれども、6番目の質問でございます。次に、24時間利用できるAEDの設置と、利用時における女性への配慮ということで、今回、ちょっと質問事項に入れております。①番ですけれども、本市の設置で、24時間利用できるAEDの現状ということで伺いたしたいと思いますけれども、前回、何年か前も私、24時間できるようなAEDの現状ってということで、確認させて、質問させていただきました。外付けのAEDができない、設置できないかっていうことで質問させていただきましたけれども、公立小学校とか、また、公共施設の中で、AEDは設置されているんですけれども、24時間使用可能なAEDの設置について、質問しておりましたけれども、その後、本市の屋外設置及び、また、24時間使用可能なAEDの現在の設置状況を教えていただきたいと思います。消防車両ですとか、救急車を除いて、お示しいただきたいと思います。よろしく願いします。

総務部参事（永田隆樹君） それでは、AEDの設置状況についてお答えいたします。本市においては、AEDが168台設置されており、うち、24時間使用可能なAEDは14台となっております。なお、消防による調査において、屋外に設置されているAEDの状況は、現在、把握をされておられません。以上です。

9番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。これは公共施設で168台でしたでしょうか。24時間設置が14台ってということですね。168台でしたでしょうか、すみません、もう1回。

総務部参事（永田隆樹君） 168台につきましては、奄美市に設置をされているAEDの個数です。以上です。

9番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。24時間が14台あるってということで、ちょっとびっくりしたんですけれども、ちなみに、どこ。設置場所っていうんですかね。そこ、ちょっと詳細まで教えていただけますでしょうか。

総務部参事（永田隆樹君） この設置台数につきましては、私たち消防のほうで調査した段階で、情報開示をするかしないかっていうことで伺っておりますので、この場では情報のほうは提供できないものかと思っております。

9番（栄 ヤスエ君） 分かりました。救急の、119番のところですね、電話いただいたときに、そこで、全部掌握はしているってということで、情報提供はできないってということで理解はいたしましたけれども。こういった24時間使える場合であれば、是非、公開していただいて、いつでも使えるような形で、皆さんに、市民にですね、示していただけるとありがたいなというふうには、今、思いましたけれども。やっぱり小学校とか中学校とかですね、外付けに、しっかりとまた、24時間使えるようなAEDをですね、設置していただけるような形で、お願いしたいなというふうに要望はしておりますけれども。龍郷町とかですね、近隣の大和村、宇検村に関しても、今、もう、全体的に小学校、中学校に関しても、外付けをされているというふうに聞いております。いつでも使えるような形で、その安全に、外に付けるからちょっと盗難に遭うか、いろいろあると思いますけれども、龍郷町におきましては、防犯カメラをちゃんと付けてですね、そういったところで、そういった、何ですかね、盗難防止も含めてされているようでございますので、しっかりと、24台あるってことでしたので、しっかりと、また、是非、情報公開していただきたいなというふうに、今、希望して終わりますけれども。

②の質問に入りますけれども、女性に配慮したAEDの取組についてということでございますが、こ

れはですね、救急の場合ですね、救急の講習とかでも、やはり女性も救急講習とか受ける場合があるんですけども、私も普及委員の講習、受けさせていただいたときにですね、やはり、どうしても女性は、救急のAEDを使う場合は、肌着はどうするんですかというふうに聞かれてしまうんですね。どうしてもこう、肌を出して、汗を拭いて、その上にこう機器を付けるもんですから。あと、金属とかあってはいけないっていうことで、感電するっていうことで、そういったこともお聞きしたりしてたんですけども、そこら辺ですとか、また、お聞きしたいのと、また、報道によりますと、京都大学の研究グループの調査におきましては、倒れた人が女性の場合は、男性の場合と比べてAEDが使われにくいという結果が報告をされているというふうに聞いております。その理由としては、助けたとしても、セクハラ、周りからセクハラで訴えられないかとか、相手の女性から不快感を示されないという保証はないですとか、そういったことでございました。勇気を出して、倒れた人の命を助けようとした人が、不利益を被らないようにすることが必要になると思います。消防組合での、先ほど言いました、救急救命士が行う講習などでは、どのように説明をして、救急の現場ではどのように対応されているか、お示してください。

総務部参事（永田隆樹君） それでは、消防組合が行っております救急講習会、また、救急隊が現場にて行う処置について、御説明いたします。救急講習会におきまして、AED取り扱い時に、AEDパッドを装着する際は、素肌に直接貼り付けることができれば、衣服の下で下着等をずらして、右の鎖骨の下と左の脇腹辺りに貼るように、現在、指導をしております。また、救急隊の現場活動は、現場の状況にもよりますが、救急講習会で指導しているように、また、毛布等により胸部を覆い、女性に配慮した現場活動を、現在、行っております。以上です。

9番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。やはり、そういった対応はしているというのは、現状はよく分かりました。絶対数、消防組合の職員っていう、ですね、まだまだ、今回、今年、ようやく女性が救急救命士、誕生したわけですけども、実態数は男性が多いわけで、やはりそういった、大変配慮しているのは、すごく大事なというふうに思いましたので。

ここで、女性に、次の質問に入りますけれども、女性の胸部を隠す布ですね、布とか、布をAED機器に設置できないかっていうことで伺いたしたいと思います。女性に配慮したAEDの使用について、東京都多摩市ですね、府中保健所における取組を紹介させていただきたいと思います。書画カメラ、お願いいたします。はい。これも、先ほどなんですけれども、東京多摩市の、多摩の保健所ではですね、AEDボックスの外側に、すいません、もう一つ、もう一つの、お願いします。AEDボックスの外側に女性に対する使用方法を掲載したリーフレットを設置するなど、先ほど、最初お見せしたリーフレットなんですけれども、それをこうやって設置するだけなんですけれども、するなどして、使用者の視点に立った取組がなされているようでございます。また、鹿児島市においてもですね、本年度、公共施設において、公共の小学校の、小・中学校の全AEDにこの説明書、こういった説明書と布ですけども、布が出せますでしょうか、もう1枚、ちょっと見にくいんですけども、ちょっと飛び出したる、人に被せてって書いてあるんですが、あそこに布がございまして、使用する際には布を取り出していただいて、女性の場合にはAEDを付けたあとに、上に被せて隠すっていうことで、なっております。ありがとうございます。そういったAEDを設置することで、設置を全公共の施設に設置できたというふうに聞いております。本市においても、AEDを操作する人がためらわずにですね、相手が女性であっても、ためらわずに使用できるように工夫すべきと考えておりますけれども、本市の対応について、お示しをいただきたいと思います。

総務部参事（永田隆樹君） ただいまの御質問にお答えいたします。今後の対応といたしまして、救急講習会において、これまでも実施をしてきておりますが、女性に配慮する内容、そして、AED設置事業

所には、女性に配慮する布やリーフレット等の設置につきまして、お願いをしていきたいと考えております。以上です。

9番（栄 ヤスエ君） 御答弁が消防組合の所長でございますので、本市の公共施設等に関してはいかがでしょうか。小学校、中学校も含めてなんですけれども。御答弁はできますでしょうか。できないんですかね。もう、そちらですかね、所長しかできないということですね。

総務部参事（永田隆樹君） それでは、お答えいたします。庁舎をはじめ、公共施設に設置してあるAEDにつきましては、多くがリース契約であります。契約更新の際に、女性に配慮した布やリーフレットについて、契約項目に追加するなど、今後、対応を検討していきたいというふうに伺っております。以上です。

9番（栄 ヤスエ君） はい、分かりました。しっかり、また、誰でもこう、女性が倒れていたときにですね、しっかりと配慮ができて、ためらわずに、命、奪われる命がないようにですね、今後とも、AED等も含めて、女性に配慮した、また、支援をですね、していただきたいというふうに思います。これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 以上で、公明党 栄 ヤスエ君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後2時30分）



議長（西 公郎君） 再開いたします。（午後2時45分）
引き続き、一般質問を行います。
自民党新政会 永田清裕君の発言を許可いたします。

3番（永田清裕君） 市民の皆様、議場の皆様、そして、インターネットを御覧の皆様、こんにちは。自民党新政会の永田清裕でございます。

まず、自民党新政会とは、12月6日に積極的な議員活動をし、議会活性化を目指し、自民党籍の9名が同志として結成いたしました。会長、川口幸義議員。幹事長、不肖ながら、私、永田が受けさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

一般質問に臨むに当たり、一言、所見を述べさせていただきます。最初に11月28日に名瀬安勝町の火災で被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

まず、安田市長、御就任、誠におめでとうございます。42歳の若さで勝ちえた重責と、新しい大きな門出に心からお祝いを申し上げます。多くの市民の皆様から託された御期待に、奄美市政の舵取り役として、これから4年間、力強く先導し、存分に力を発揮していただきますよう、心よりお願ひ申し上げます。私も1議員として、議会の立場からしっかりと向き合い、ともに奄美市の更なる発展に努力してまいりたいと、そのように思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、昨今の新型コロナウイルスにつきましては、全国的にも落ち着き、また、3回目のワクチン接種が始まるなど、日常生活もようやく戻りつつあると、少々ながら喜んでいただいております。しかしながら、新たなオミクロン株の国内での発症や第6波への懸念など、まだまだ安心できない状況にあります。引き続き、感染拡大の防止と、1日も早い経済活動の回復を願うばかりでございます。いずれにしても、そのような中で、2年以上にもわたり、常にコロナ対策に危機感を持って対処なされている医療機関をはじめ、多くの関係者の皆様、そして、市職員の皆様に、改めまして心から敬意と感謝を申し上げます。また、先日27日には、奄美大島5市町村が連携し、その感謝と元氣と希望をつなぐ花火大会が開催されました。祭りや集落行事も通常に行えない状況の中で、市民の皆様喜びと癒し

のひとときを与您にいただきました、市町村職員の皆様の御配慮に重ねて感謝申し上げたいと存じます。

それでは、安田新市長の門出に期待を込めまして、一般質問をさせていただきます。

最初に、安田市長の政治姿勢についてであります。（１）奄美市政を担うに当たっての抱負。さっそく、安田市長のマニフェストを拝見させていただきました。基本理念やビジョン、そして、８８項目に及ぶ公約を掲げられ、奄美市政に臨む強い気持ちを感じているところであります。行政の多くの分野を網羅し、細やかな内容まで整理されているようであります。また、選挙戦においても、多くのことを申し上げてきたと思います。奄美市役所は御承知のとおり、島一番の大企業であります。その先頭に立って、奄美市、行政を引っ張っていく意気込みと、特に力を入れて取り組んでいきたいことがあれば、お聞かせいただきたいと思ひます。１期目、手始めに取り組むたいことがあれば、具体的に内容をお聞かせいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

次の質問からは発言席にて行ひます。

市長（安田壮平君） 永田議員にお答ひいたします。冒頭、激励のメッセージ、誠にありがとうございます。

奄美市政を担うに当たっての抱負ということで、奄美市役所を先頭に立って引っ張っていく意気込みをとの御質問でございます。新型コロナウイルスの影響により、本市のみならず社会全体に疲弊感、閉塞感がある中、多くの皆様が４２歳という若さと行動力で風穴を開けてほしいとの大きな期待をいただいたのではないかと存じております。奄美市役所の経営責任者といたしましては、平田元市長、朝山前市長により、これまで築いてこられた行財政基盤をより強固なものとしながら、奄美市をより誇れるまちとするために、積極的な施策の展開に努めていく所存です。また、私自身が市民の皆様にとって身近な市長となることを心掛け、思ひを職員とも共有することで、今まで以上に民間企業、団体や市民の皆様に頼られる市役所づくりを進めてまいります。加えて、民間企業、団体や市民の皆様との対話を重視し、連携、協力を図りながら、奄美市にある全てを活かした地域経営を目指すことが肝要と存じております。特に力を入れて取り組んでいきたいこととの御質問でございますが、どの項目につきましても、できる限り、同時並行的に着手してまいりたいと考えておりますが、まずは新型コロナからの経済、社会の回復が一番の課題であろうと考えております。特に経済において、観光を中心に、コロナ以前の状態まで回復させるため、様々な施策を展開していく所存です。また、新型コロナ対策につきましては、先日の議会本会議において可決いただきました補正予算第５号も関連する国の補正予算による取組もござひますので、いずれにしても、機動的に対応しながら、本市独自の生活支援、低所得者対策についても検討してまいりたいと存じます。

３番（永田清裕君） はい、市長、答ひありがとうございます。今、おっしゃられたように、一気に全てをやるっていうわけじゃないけれども、４２歳の若さを發揮してですね、是非、行動力、そして、市長が常々おっしゃっているような対話、スピード感をもって、是非、市民に寄り添う市長としてスタートしていただきたいと、そのように思ひます。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。マニフェスト（選挙公約）についてを伺ひします。

①民間との連携についてということでござひます。当選後の取材記事やマニフェストを見てみますと、民間との連携という言葉も多く拝見いたします。行政は日頃から市民生活や社会福祉を支えるサービスの提供、生活の利便性や産業振興を支える、各種インフラの整備、この公共サービスと公共投資を、皆様からいただく市税等の公金を財源に行うことが基本だと、そのように思ひております。その中においても、行政が中心で進めるものや、行政と民間と連携して進めたほうが、より効果的なものなど、多種多様な取組が考えられるところでありますが、これまでも民間と協力をしながら取り組まれてきたものだと、私はそのように思ひております。民間のアイデア、民間の力を活用するなど、民間と

の連携は大変重要なことと思いますし、また、そのことによって、市長が公約でも申し上げられている、経済の活性化であり、あるいは所得の向上にもつながっていくことだと思います。市長が掲げる民間との連携を努めるということについて、具体的なお考え、内容をお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

市長（安田壮平君） これについても、私が答えさせていただきます。議員御案内のとおり、民間と行政との連携の必要性、そのことによる経済活性化や所得の向上ということにつきましては、議員と思いを同じくするところがございます。民間との連携についての具体的な考え方、内容についての御質問ですが、多少、繰り返しになるところがありますが、私はこの奄美が課題や問題が集積する、まさに日本の縮図であると考えており、また、このことの裏を返せば、ここ奄美が地方や離島の課題解決のモデル地域になり得るというふうに思っております。そのため、これまでの取組で継続すべきもの、また、社会や時代の動きに応じて、新しい感性、大胆な発想、アイデアを積極的に取り入れ、優れた人材、知恵、情報、技術を集約、活用して、課題解決に向け、スピード感を持って、地域に関わる皆様とともに努力、実践していくことが必要であると考えております。この実践に向けては、公約として掲げましたとおり、市民との対話の場としての市民と語る会の開催をはじめ、私の行動指針であります対話と連携、そして、挑戦のとおり、フットワーク軽く現場に行き、市民の皆様との対話を重ねてまいりたいと存じます。その中で、市民の皆様、民間企業、団体の皆様とも地域づくりを自分事として考え、共有していき、議論を重ねながら、すばらしい提案は積極的に行政としても取り入れ、即実践に努めてまいりたいと存じます。例えばPPPやPFI、民間資本を活用した公共事業整備などですね、ICT活用などは民間と連携することで、離島におけるモデル創出にもなり得ると考えております。私自身、市民の皆様にとって、より身近な市長となることで、市民の皆様との対話、そして、そこから思いを汲んでの施策の実現に、職員とともに取り組んでまいりますので、議員におかれましても、今後とも御指導、御理解をお願いいたします。

3番（永田清裕君） 市長、本当に御丁寧な説明、ありがとうございました。私がやはり、気になっていたのが、昨日も同僚議員からの質問で、新聞紙上で、市長がですね、やはり、民間の提案やアイデアをこれまで生かしてなかったと、そういうのがやはり気になったものですから、私はこの質問をさせていただきました。確かに、いろんな場面の中で、市長の思いは、これまでのそういう民間との連携を更に強めるということが、私も御理解できましたので、今後とも、先ほど申したように、是非、積極的に現場に出掛けてですね、対話を大切に、発展に尽くしていただければと思います。ありがとうございました。

次の質問に移らせていただきます。断らない福祉相談窓口の設置についてということで伺います。本日、登壇の全ての同僚議員が質問されておりますが、断らない福祉の相談窓口の設置については、やはり多くの市民の皆様が関心を持っているようでありますので、再度、確認、市民の皆様への周知を含めて、質問をさせていただきたいと存じます。奄美市の予算、あるいは決算から、福祉関係の、今、現状を見てみますと、毎年度、福祉関係の予算は大きな額が計上されております。扶助費全体としましては、一般会計予算の約3分の1、100億円近くの額となっており、ほかの自治体と比べましても、手厚く計上されているように感じております。このことは、福祉に関する各種事業、各種のサービスが数多く、きめ細かに実施されている結果だと、そのように思っております。先月の27日の南日本新聞に喜ばしい記事が掲載されておりました。不動産大手の民間企業が実施した移住満足度調査の中の町の幸福度調査におきまして、鹿児島県下43市町村の中で、奄美市が見事1位という結果でありました。まさにこのことは、日頃から行政だけではなく、民間も含めた多くの皆様の取組の成果であり、生活、福祉、医療、教育、そして、町の環境づくりなど、あらゆる面において整備が行き届き、市民の皆様がこの奄美市に愛着を持って評価している証だと、嬉しく思っているところであります。そのような中で、

再度になると思いますけれども、市長が掲げる断らない福祉の窓口、相談窓口の設置は、どういう方向性を持っているのか。この取組をどう生かしていきたいのか、具体的な考えや内容をお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、永田議員の御質問にお答えいたします。断らない命と福祉の相談窓口ということで、午前中、川口議員の質問にも市長のほうから答弁しましたが、市役所が断っているから、新しく断らない窓口をつくるという意味ではないというところを、まずは御理解いただきたいと思います。この断らない窓口につきましては、社会福祉法の改正で重層的支援体制整備事業という事業が始まりました。栄議員もおっしゃったように、任意事業なので、奄美市はまだ採択はしておりません。この中で、これまで制度の狭間にいて救えない方とかも、1人残らず、誰一人取り残さないように対応ができる社会をつくりましょうという地域共生社会という言い方をしますが、それを実現する手段として、こういった方法があるというところがございます。先ほども答弁をいたしましたけれども、窓口設置に留まらず、参加支援ですとか、地域づくりの支援ですとか、地域全体のお話というところを御理解いただきたいと思います。マニフェスト等で、市内各所に窓口を設けということがありましたけれども、この具体的な内容については、まだ、今から進めていくというところですので、どうかご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

3番（永田清裕君） はい、よく理解できました。ありがとうございます。断らない福祉相談という一つのことだけではなく、福祉に関する多くのサービスや支援のことを念頭において進めるってことだと、確認ができたような気がいたします。福祉サービスは子どもたちからお年寄りまで、全ての市民生活を支える基本だと、そのように思っております。断るとか、断らないとかいうだけでなく、常に市民の皆様の声に耳を傾けるっていうことは、もちろん行政だけではなくて、我々議会の基本姿勢でもあります。ただ、各種サービスや支援を充実していくことに、幾らでも限りはありませんけれども、語れば語るほど、こう無限になるかと思えますけれども、確かに事業を実施するためには、どうしても財源ってというのが必要不可欠なことだと、そのように思います。まずは、現在進めている取組内容をしっかりと検証して、時代や地域の実態など、市民のニーズをしっかりと捉えて、その効果も確実に見極めながら、予算の有効活用に努めてほしいと思いますが、再度、いかがでしょうか。お考えをお聞かせいただきたいと存じます。

福祉事務所長（永田孝一君） 予算の話でございますが、先ほど議員のほうから扶助費のお話がありましたが、現在、扶助費、100億円という紹介がありましたけれども、主なものは生活保護ですとか、障害の分野では就労支援の通所事業ですとか、主に介護事業で使っているやつなんですけれども、あります。あと、高齢者の部門では、養護老人ホームの措置費とかが扶助費に当たります。それらの予算はこれまでどおり、福祉の充実のために行っていく予定なんですけど、この窓口設置を含めた、断らない窓口重層化支援につきましては、現在のところ、予算措置はまだされていません。まだ、具体的な話が、まだ見えてこない状態ですので、ありませんが、今現在、先ほども答弁したと思えますけれども、障害は基幹センターと言いまして、通称ぴあリンクと言うんですけれども、障害者が相談する窓口がございます。それから、高齢者については包括支援センターですとか、在宅支援センターですとか、それが、それぞれの分野ごとに予算措置を、今、されているところです。この事業の詳細を見ますと、これらの予算を一本化で交付金がなされるという中身にもなっているようですので、今後、協議した上で、部内の調整も必ず必要になりますので、取り組んでいけたらなと考えているところです。以上です。

3番（永田清裕君） ありがとうございます。私もですね、先ほどの崎田議員、いろんな同僚議員と一緒に、一人も残さず救いたいという思いは十分に持っているつもりであります。今の答弁をお聞きして、

すぐに設置するっていうことではなく、まず、現在進行の取組を検証して、人材や財源を見据えて設置するっていうことが理解できました。ありがとうございました。

それでは、次の質問に移ります。新型コロナ感染症対策についてお伺いいたします。（1）新型コロナウイルス連絡会議（円卓会議）について、お伺いいたします。11月5日に第1回目が開催されております。関係する分野の皆様が一堂に集まり、コロナの現状やこれまでの取組などについて情報を共有し、意見交換されたと聞いております。大変有意義な会議であったと思うところであります。そこで、この会議の中身と、そこでの議論や出された意見がどう反映されているのか。この会議は、今後、どう継続されていくのか。今後の予定や取組について、お聞かせいただきたいと存じます。よろしくお伺いいたします。

総務部長（三原裕樹君） それでは、お答えいたします。御質問の奄美市新型コロナ情報連絡円卓会議につきましては、官民の多様な主体が参加し、新型コロナに対して情報共有、意見交換を行うことを目的としており、参加者は感染防止分野、経済分野、市民生活分野、教育分野、行政から構成され、11月5日に公開にて開催をしております。また、各分野から参加された全ての方が対等な立場で参加し、対話を通して情報共有、意見交換を行う意図から、円卓会議という位置付けで行っております。会議では、名瀬保健所長から、これまでの感染状況について。また、ハローワークから、コロナ禍における雇用情勢について。加えて、本市から、これまでの感染症対策事業についての説明がなされたのちに、参加者の皆様から御意見をいただき、各分野の状況について情報共有を行いました。その中で、伝統行事の中止に伴い、島の文化が継承されなくなるという意見が出されましたが、感染防止分野から、元に戻るのを待つのではなく、島の人々の知恵を出し合い、妥協と改善を繰り返しながら、伝統文化を新しい形態に生かすことが必要との意見が出るなど、開催目的に沿った、各分野間での意見交換ができたものと考えております。なお、今回は具体的な要望等についてはございませんでしたが、いただいた件につきましては、庁内関係課と協議をして、今後の新型コロナ対策に生かしてまいりたいというふうに考えております。また、会議中、名瀬保健所長から提供いただきました感染防止対策資料、この資料につきましては、広く市民にも周知してほしいとの御意見をいただきましたので、奄美市日より12月号にて、その資料を基に感染防止対策についての広報をさせていただいたところでございます。今後につきましては、新型コロナの感染状況などを注視しながら、必要に応じまして、開催を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと存じます。

3番（永田清裕君） はい、ありがとうございます。この新型コロナ情報、いわゆる通称円卓会議って言うんですかね、これの意義っていうのは、非常に、今、理解できましたけれども、コロナ感染っていうのは、もう既に2年以上、こう経過しております、確かにその情報を収集すると、そういうことは各分野の、これだけのすばらしいメンバーが集まって、情報を収集するって、それは大事だけれども、やっぱりそれだけの方々が集まるっていうことは、やはり次に、このやはり集めた情報を、やはり次につなげる、例えば経済対策の次に必ず反映させるとか、そういうことの会議の目的であってほしいと、私はそのように思っているのですが、質問させていただいたんですよね。ここの新聞、見る限りにおいて、私は少し安心しているのが、会議に出た意見などは、今後の感染対策、経済対策、教育や福祉の現場に、現場や市民生活に反映させると、ここの部分が非常に大事だと思ひまして、やはりしっかりいろんな、要するに異業種ですね、感染防止と経済対策の、せっかくそういった有識者が一堂に会するわけですから、そういった意見を非常にこう、重要視してっていうか、いい意見がありましたらですね、次の取組に、是非、反映させてですね、次はそれのまた、そういった意見で、次の会議にこう、何て言うんですか、反映させて、つなげていくとか、そういった会議にさせていただきたいと、そのように思います。それを私が述べるのは、去年も私、質問させていただきましたが、これと一緒に会議なのか分かりませんが、コロナ連携官民協議会と、やはりコロナでこれだけ困っている方が、次につなげる会議だと

いう意味合いを含めて、是非、前向きに、早急に、スピード感を持ってやっていただきたいと、そのように思います。よろしくお祈いします。コロナの影響はまだまだ先が見えない状況であります。是非とも、今後においてもコロナ状況を踏まえながら、適宜、会議を開催して、現状や課題をしっかりと共有しながら、行政と民間が連携、協力し、より有効な対策と取組を継続して努めていただきますよう、よろしくお祈いいたします。

それでは、次の質問に移ります。(2) 新型コロナワクチン接種についてでございます。新型コロナのワクチン接種については、同僚議員の質問に答弁をしていただきましたので、私は確認の意味でお聞きします。先に答弁された箇所があれば、省いても構いませんので、お答えいただきたいと申します。1・2・3とありますけれども、1・2を一緒にお聞きしますが、まず、(1)において、この実施結果、最終接種率についてとありますけれども、私がお聞きしたいのは、奄美市全体での接種の人数と割合をお聞かせいただけますか。そして、②においては、昨日、同僚議員がこの課題点とか改善すべき点ってというのはお聞きしましたので、私がお聞きしたいのは、まだ、今現在でもですね、1回目も接種ができていない人が、現在もいつでも受けることができるのか。そこのところをお聞かせいただきたいと申します。

保健福祉部長(山下能久君) 新型コロナのワクチン接種につきまして、お答えいたします。12月8日現在の接種状況といたしまして、12歳以上の人口3万7,914人のうち、3万1,717人が2回の接種を終えており、接種率は83.7パーセントとなっております。内訳といたしまして、65歳以上の高齢者は対象人数1万3,689人に対しまして、1万2,763人が2回目の接種を終えており、接種率は93.2パーセントでございます。65歳以下は対象人数2万4,225人に対し、1万8,954人が2回の接種を終えており、接種率は78.2パーセントとなっております。2回目の接種を終えての課題につきましては、昨日もお答えいたしました。若い世代の接種率が国・県に比べ若干低い状況でございます。現在、1・2回目のワクチン接種を終えていない方のうち、接種を希望する方が接種できるよう、市で予約や接種日程を調整した上で、医療機関での接種を行っております。感染拡大を防止する観点からも、若い方の接種の推進は重要だと認識しておりますので、今後も1・2回目の接種希望者につきましては、体制を確保して対応してまいりたいと存じます。以上でございます。

3番(永田清裕君) すいません、1回目がまだ接種できていない方、答弁されました。もう一度、質問しますね。まだ1回目も接種できていない方は、現在もいつでも受けることができるのかをお聞かせください。

保健福祉部長(山下能久君) まだ1回目の接種をされていない方が、現在も接種できるのかっていう御質問ですが、現在、答弁いたしましたとおり、市のほうで予約や接種日程を調整した上で、医療機関での接種を行っている状況でございます。よろしくお祈いします。

3番(永田清裕君) はい、すいません、何度もありがとうございます。是非、今後も引き続き、対象者の皆様にワクチンが行き届くよう、また、これまでの2回の経験を生かしてですね、3回目の円滑な実施に努めていただきたいと、そのように申します。

それで、3回目の接種について、③ですね、にお伺いします。スケジュールについては、新聞報道や先の答弁でも私は確認できました。そこで、確認したいことは、来年2月に高齢者から順番に進められるようですね、前回同様に奄美文化センターでの集団接種の形で進めていくのか。分かれば結構ですけれども、全ての対象者への接種の終了時期はいつを見込んでいるのか。それで、昨日も質問あったと思いますけれども、非常に重要なことだと思いますけれども、やはりワクチンが全て確保できる見込みなのか、そこを、以上、お聞かせいただきたいと申します。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。新型コロナワクチンの3回目接種につきましては、議員御案内のとおり、高齢者につきましては8か月経過した方を対象に2月から実施していく予定としております。接種体制につきましては、これまでの1・2回目は、まず、集団接種を行った上で、医療機関での個別接種を行いました。3回目接種につきましては、集団接種は奄美文化センターで実施し、加えまして、今回は医療機関における個別接種につきましても、同時期に実施ができるよう、現在、医師会と調整を行っているところでございます。本市といたしましては、市民の皆様ができるだけ受けやすい体制が整えられるよう、協議を進めてまいりたいと存じます。3回目の完了時期につきましては、現在、国が前倒し接種として2回目接種から6か月経過した方を対象とするのかによっても異なってまいります。現在のところ、概ね7月を予定しているところでございます。しかしながら、1・2回目の未接種者につきましては、現在も接種を行っておりますので、最終的な完了時期ははっきりとは申し上げられないところでございます。ワクチンの確保につきましては、国からの長期的な供給計画が示されておきませんので、お答えするのは難しい状況ですが、確実な接種スケジュールを計画するためにも、確実なワクチン確保と供給計画を示していただきたいと考えているところです。本市といたしましては、3回目接種及び1・2回目の未接種者への接種につきましても、引き続き大島郡医師会や他の医療機関と十分協議を行い、安全で円滑な接種が行えるよう、更に推進してまいりたいと存じます。以上でございます。

3番（永田清裕君） ありがとうございます。やはり、市民の皆様も含め、やはりワクチンが確保できるかっていうのが非常に気になることですので。是非、市としてもですね、県のほうに随時、要望して、遅れることなく、もちろん、離島ですから、輸送体制においても何日か遅れる可能性も秘めていますので、その付近も含めて、是非、県に強い要望を出していただき、おいていただきたい、そのように思います。ありがとうございます。市民の皆様が安心して接種できるように、今後も大島郡医師会をはじめ、関係機関等の連携、協力し、進めていただきたいと思っております。ありがとうございました。

もう1点、すいませんでした、もう1点、聞きたかった。文化センターで集団接種の形で進めるというのと、個別の同時期に進めるっていうことを、今、お伺いしましたけれども、その個別の医療、病院って言うんですか、その箇所も何か所なのか。そして、もう決められているところが何か所あるのか、その付近もお答え願えますか。

保健福祉部長（山下能久君） 集団接種と併せて、個別接種の医療機関、現在、決まっている医療機関につきましては、という御質問ですが、現在、大島郡医師会と協議を行っておりまして、まだそこまでは至っていない状況でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

3番（永田清裕君） はい、ありがとうございます。これも早めに決定することに越したことはないと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思っております。観光振興についてをお伺いいたします。（1）世界自然遺産登録のチャンスを生かしていく取組はということで、7月26日の世界自然遺産登録決定後、このチャンスを捉えて、環境保全の強化と観光振興にどう取り組んでいるのか。特に観光は民間が主役であり、市長も民間との連携を強く打ち出しております。観光振興は官民連携を強化する組織づくりや、官民連携の取組など、とても重要であり、必要不可欠なことだと思っております。このことに関する市のお考え、現在の取組、今後の展開についてお聞かせいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、御質問の世界自然遺産登録以降の取組につきまして、まず、環境保全の強化につきましては、先の9月議会にて可決いただきましたロードキル対策に関する事業や、ガバメントクラウドファンディングを活用し、子どもワークショップを通じた啓発イラストや関連グッズを製作する事業を新たに実施するとともに、これまでも取り組んできております外来種対策や盗採掘防止対策に引き続き取り組んできているところでございます。

次に、登録以降の観光振興につきましては、御案内のとおり、8月、9月は大きなコロナ禍に見舞われましたことから、観光誘致活動等が難しい状況にございましたが、10月に入り、奄美群島観光物産協会が全国4都市、東京、大阪、福岡、沖縄で開催いたしました奄美群島旅行説明会を実施いたしております。説明会では、各地の旅行エージェントに国内の新たな世界遺産ということで、大変御注目いただく中、奄美大島の魅力を存分にお伝えでき、好感触を得ていると伺っております。

次に、観光分野における民間との連携についての御質問でございますが、議員御案内のとおり、これまでも観光は民間が主役との認識の下、官民が共同で組織するあまみ大島観光物産連盟や奄美群島観光物産協会におきまして、様々な意見交換や情報共有、一体となったプロモーションや情報発信について取り組んできております。今後もこれらの枠組みを十分に活用し、また、更なる連携に努め、世界自然遺産登録のチャンスを最大限に生かし、持続可能な奄美観光の構築に向けて、民間事業者の更なる取り組み強化につながるよう努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

3番（永田清裕君） はい、ありがとうございます。コロナの影響で8・9というのは非常に難しかったと。10月に入って、大都市である東京、大阪、福岡、沖縄、4都市でそういう奄美大島のそのプロモーションができたということは、非常に喜ばしいことでもありますし、また、エージェントと行政側もですね、連絡を、協力しながらですね、是非、早めに商品化をして、そこの中にもふるさと納税のあれとか絡めてですね、是非、広がりをお願いいたします。今、あまみ大島観光物産連盟と奄美群島観光物産協会と協力しながら取り組んでいくということをおっしゃいましたけれども、そこの中で、新たな取組とか、実際にもうできあがるとか、そういう計画の取組があれば、何か、お聞かせいただきたいと思えます。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 新聞等でも報道はされておりますが、例えばあまみ大島観光物産連盟におきましては、5市町村と一緒にしまして、eバイク、電気自転車を活用しまして、それぞれが、今、各市町村や観光協会等でeバイクを購入してございまして、それを使ったモニターツアー、そういうものを行政と民間が一緒になって、これに取り組んでいるところでございます。先ほど観光物産協会の話、ございましたが、観光物産協会の旅行説明会も、奄美大島の各島コーディネーターという方がいらっしまして、そこと、各市町村、そして、奄美群島物産協会の職員、そういった方々が一緒になって、それぞれの各島で各島のプロモーションをつくりまして、それを情報発信しております。その情報発信したものを、今度は各島のほうで、各島の観光協会が受入体制をしっかりとやって、そこで奄美群島一つとしての観光商品をつくっていくと、そういった取組をいたしております。よろしくお願ひします。

3番（永田清裕君） 部長、ありがとうございます。なんか聞いているだけで、ものすごくワクワクして楽しそうな感じがします。是非、いろんな展開を広げてですね、交流人口含めた観光客の増加に努めていただきたいと。よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

そうですね、世界自然遺産登録っていうのは、私が申すまでもなく、追い風を受けて、奄美の観光がこれから更に産業の振興、地域の活性化の大きな柱になっていくものだと、そのように思います。特に観光っていうのは、交通と宿泊、観光施設だけではなくて、飲食店、小売店、製造業など多くの業界に

経済効果をもたらし、そして、雇用の拡大にも直結するものだと、そのように考えます。世界自然遺産登録は、奄美にとってまたとない絶好のチャンスであります。Withコロナ、アフターコロナを見据えて、行政だけで考え、取り組む、組み立てるだけではなくて、民間や地域住民の力も一緒に連携して、スピード感を持って取り組んでいってほしいと願ひまして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

続いて、Wi-Fi設備についてをお伺ひいたします。情報化の進展が進む時代、Wi-Fi環境の整備は住民や来島される方々のいずれにおいても必要不可欠な整備であります。いつでもどこでも、あらゆる情報の確保や提供は、今や当然の時代となっております。世界自然遺産登録により、奄美への来島者は顕著に増えております。そこで、奄美市内、Wi-Fi環境の整備の現状はどうなっているのか。公共施設や観光施設などの人の拠り所となる施設の環境整備は先行して進められているものと思っておりますけれども、現状と今後の計画はどうなっているのか、お聞かせいただきたいと存じます。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、議員お尋ねのWi-Fi整備状況につきましては、市内公共施設における観光施設や3支所等も含め、18施設におきまして、Wi-Fi環境を提供いたしております。今年度におきましては、本年7月にオープンいたしましたフリーランス等支援拠点施設奄美ワークスタイルラボや大浜海浜公園のステージ周辺エリアにおいて、新たにWi-Fi環境を整備しているところがございます。また、民間事業所を対象といたしました、訪日外国人の受入体制の充実を目的とするWi-Fi環境の整備等の補助を行う訪日外国人観光客等受入体制整備費助成事業が令和元年度から始まっております。この事業開始からこれまで、本事業を活用し、市内の宿泊施設、観光施設、飲食施設、お土産品等15の事業者がWi-Fi環境整備を行っております。今後はWi-Fiへの接続方式の統一化や、大規模災害時における通信サービスの提供方法等、住民や来島される方々へのサービス向上のために、引き続き、Wi-Fi環境の整備を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解、よろしくお伺ひいたします。

3番（永田清裕君） はい、ありがとうございます。今から質問しようと思っていたら、民間施設とか、民間の方々の支援策はどうなっているかとお聞きしたんですけれども、国の事業でもう整備されているってことですね。ありがとうございます。いえいえ、ありがとうございました。ちなみに、市民交流センターってお聞きしたかったんですけれども、後の方の質問に入っていましたので、今回、私は質問下げさせていただきます。ありがとうございます。世界から注目されていく奄美であります。日本国内もとより、世界から多くの方々が来島されることを期待していますし、近いうちにそうなるでしょう。そのための準備や環境整備が立ち遅れることがないように、取り組んでいってほしいと願ひしております。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。4、福祉政策についてと題して、お伺ひします。（1）住用・笠利地区の保育所整備について。私は保育所整備については、これまで何度も質問をさせていただいております。住用・笠利地区の現状については、先ほど、衆議員の質問にありましたので、私は簡単にお聞きしたいと思います。その中で、先ほどの質問の中で、ちょっとお聞きしたいのが、住用においては、市、東城のこれから、保育所っていうのはこれからどうする予定なのか。それと、私がお聞きしたいのは、完成の時期をお聞きしたい。現時点での見込みで構いませんので、お聞かせいただきたいとこのように思います。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） 先ほど衆議員にもお答えいたしましたけれども、場所につきましては、三太郎の里の隣接地に建設する予定で、場所の変更っていうことで、各機関と調整を行いまして決定したところでございます。それで、今後の計画につきましては、今年度中に基本構想策定委員会の開催に向けて、準備を進めまして、令和4年度に同委員会を開催し、施設整備に向けた基本計画や実

施設設計を作成し、施設建設の流れとなりますが、1日も早く、早期に実現を目指しまして、住用地区の保育サービスに、充実に向けて頑張りたいと思いますので、御理解、よろしくお願いいたします。

笠利総合支所事務所長（濱田洋一郎君） 笠利についてお答えいたします。新たに新設する認定こども園の完成の時期というお尋ねでございますが、先ほど衆議員にお答えしました、基本方針の策定後の令和4年度以降のスケジュールということで、お答えさせていただければと思います。令和4年度には、新設する認定こども園の基本構想を策定をしたいと考えております。その後、基本設計、そして、実施設計、それから、そのあとで建設、施設の建設の流れということになりますので、それなりの時間がかかるということになります。やはり100名規模の認定こども園を新規に建設するという計画でございますので、その点は御理解いただければと思います。いずれにしても、保育施設の整備につきましては、私ども笠利地区の長年の課題でもありますので、早期の供用開始ができるように努めてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

3番（永田清裕君） 是非とも、第一は子どもさんのことをお考えになってすることと、やはり、今、やはり子どもさんを預けてですね、働く女性って、お母さん方も増えていますので、是非、その付近は前、早急にですね、計画から進めていただきたいと思います。住用においては、市と東城の保育所のあり方などですね、その付近も早めに検討していただければと、また、よろしく。ありがとうございました。

続いて、2、名瀬地区の保育所整備計画についてをお伺いいたします。安田市長の88項目からなるマニフェストには、私的には残念ながら、保育所整備は具体的に記載されておりませんでした。名瀬地区のそれぞれの保育所を見てもお分かりのとおり、築40年以上を超える保育所が7か所もあります。特に名瀬地区の拠点となる奄美市立の小浜保育所は相当老朽化も進み、毎年、応急的に修繕しながら対応しているようであります。子育て支援の環境づくりにとって、保育所の安全性、快適性は優先される取組ではないかと思ひ、幾度も質問させていただき、市の考えを伺ってまいりました。住用・笠利地区に引き続き、名瀬地区の整備検討も、当然、進められていくものだと思っております。昨年の第3回定例会においては、アンケート調査を実施すると御答弁いただきましたが、調査結果がどうであったのか、お聞かせいただきたいと思います。また、その結果を受けて、現在の検討はどう進められているのか。行政内部での調整、検討を進めるとのことでありましたけれども、現在、どこまで進んでいるのか。今後の計画も含めて、お聞かせいただきたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、永田議員の質問にお答えいたします。名瀬地区の保育所整備ということで、小浜保育所について、お答えしたいと思います。議員御指摘のとおり、小浜保育所につきましては、昭和46年建築となっております、49年経過しております。老朽化も進んでいることから、建替え等、整備の必要性は十分認識しているといったところです。整備計画につきましては、現時点であり方検討委員会のような検討会の設置は、まだ、しておりませんが、月1回、担当課長ですね、と係長で現場の保育士と老朽化に係る課題などについて、意見を交換しているという状態です。緊急性がある場合、この間も補正予算で上げさせていただいたんですが、厨房の排水トラップの修繕ですとか、そういった場合は必要な措置を行っているという状況です。部内での調整、行政内部での検討ということなんですけれども、今年度は検討会等は立ち上げていない状態なんです。令和4年度には庁内の検討委員会を設置したいと考えております。現場から出ている老朽化に伴う課題などについて整理して、建替え等、整備について協議したいと考えています。

また、アンケートの御質問がありました。また、現在、アンケートについては実施いたしていません。その内容等について、十分に吟味する必要があると判断した上でのごとでございます。なので、先ほど申し上げました令和4年度の庁内検討委員会の中で、その内容等について十分吟味をして、アン

ケート、保護者の、現場の声ですとか、保護者の意見等も十分吸い上げた上で検討していきたいと考えております。以上です。

3番（永田清裕君） はい、ありがとうございます。本当に、財政面とか、一般財源からして、やはりお金がかかることですので、そこのところは重々考えなければいけないと。しかし、計画にあげるまでは、是非、前向きにあげていただかないと。参考までに申し上げますと、平成29年3月に策定された奄美市公共施設総合管理計画及び令和2年3月策定の第2期奄美市子ども子育て支援事業計画などに、やはり老朽化する施設管理のあり方だとか、一番大切な保育所のニーズの高さなどが記載されております。いずれにしても、建て替えるまではですね、使用していかなければならない。やはり、子どもたちの安心・安全な保育環境維持のためにも、やはり修繕等に必要な予算は、予算要求がないからではなくて、やはり直接、私、予算計上していただきたいっていうのはもちろんですけども、今後ですね、考え方の一つとして、我々議員団と行政視察っていう形ですね、やはり現場を見て、やはり保育所の現状がこうあるんだと、お互いに理解をした上で、先に進めていただきたいとそのように思いますけれども、そのお考えについて、ちょっとお聞かせいただければと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） 議員から御提案の行政視察につきましては、現場の保育業務に支障がない範囲では十分可能だと思っております。なので、是非、御一緒に現場の確認ができたらと思っておりますので、よろしく願います。

3番（永田清裕君） はい、ありがとうございます。また、是非、日程を調整して伺いたいと思います。ありがとうございました。

それでは、結びになりますが、冒頭から安田新市長の奄美市政にける抱負をお伺いさせていただきました。奄美市政に対する多くのことを強い思いを持って臨む姿勢を確認させていただきました。その中で、ただ思うことは、行政の幅広い分野の中で、やっぱりすぐに実行可能なもの、時間をかけて議論し、判断していくべきもの、多々あるように思います。実施に当たっては、当然ながら予算や人員や事務作業が伴いまして、当然、内部での検討、調整、内容によっては議会への上程、議決が必要になるかと思えます。当然、行政当局はもとより、我々議会といたしましても、必要性などをしっかりと審査し、費用対効果や財政の健全化を見据えながら対応すべきだと、そのように思っております。この奄美市も合併から15年となりました。合併という大きな歴史を経て、合併後間もない時期の、あの奄美豪雨災害を乗り越え、そして、現在も想像すらできなかった新型コロナウイルスの混乱に立ち向かっております。この15年、平田市政から朝山市政へとつなぎ、そして、この12月からは42歳という若さ溢れる安田市長へと、奄美市政のバトンが渡されました。この年に、コロナ禍にありながら、念願の奄美・沖縄世界自然遺産登録が実現いたしました。奄美市役所名瀬本庁舎や市民交流センターも立派に完成しました。そして、秋には県立大島高校の野球部、その島の子どもたちが見事、春の甲子園につながる九州大会準優勝の大きな夢を勝ち取り、市民はもとより、全国の出身者の皆様に大きな感動を与えてくれました。これら、躍動する奄美市も、先人が長年かけて積み上げてきた努力の結果であり、そのことが、今年見事に大きな実を結んでくれたものだと思っております。奄美市、そして、市政を運営する行政の動きは待たなしでございます。停滞することなく、一步一步確実に前へと進んでおります。今後とも、我々議会も行政としっかりタッグを組み、是々非々、議論しながら、奄美市の更なる発展に取り組んでまいります。安田市長におかれましても、行政の安定継続を基本に、経験豊富な副市長をはじめ、職員の皆様の力をいただきながら、時代や社会情勢に合った御自身の考えを融合させて、奄美市はもとより、奄美群島を引っ張る力強いリーダーとなりますことを心より御期待申し上げて、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 以上で，自民党新政会 永田清裕君の一般質問を終結いたします。
これにて，本日の日程は終了しました。
12月13日，午前9時30分，本会議を開きます。
本日はこれをもって散会いたします。（午後3時45分）

第 4 回 定 例 会
令和 3 年 12 月 13 日
(第 4 日 目)

12月13日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	幸 多 拓 磨 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	和 田 霜 析 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	正 野 卓 矢 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	奥 晃 郎 君	12 番	林 山 克 巳 君
13 番	松 山 さ お り 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	川 口 幸 義 君
17 番	伊 東 隆 吉 君	19 番	与 勝 広 君
20 番	竹 山 耕 平 君	21 番	西 公 郎 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

18 番 元 野 景 一 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住用総合支所事務 所 長	弓 削 洋 一 君
笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 課 長	向 井 涉 君	企 画 調 整 課 長	國 分 正 大 君
契 約 ・ 検 査 指 導 課 長	平 井 東 君	プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	當 田 栄 仁 君
市 民 福 祉 課 長	山 下 克 蔵 君	保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君
福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君	福 祉 政 策 課 長	寿 山 一 昭 君
健 康 増 進 課 長	徳 永 明 子 君	高 齢 者 福 祉 課 長	平 田 博 行 君
いきいき健康課長	喜 納 祐 司 君	商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君
商 工 政 策 課 長	畠 山 正 明 君	デ ジ タ ル 戦 略 課 長	押 川 裕 也 君
農 林 水 産 部 長	竹 元 康 晴 君	農 林 水 産 課 長	用 稻 工 巳 君
農 林 水 産 課 長 (笠 利)	坂 元 久 幸 君	建 設 部 長	保 浦 正 博 君

12月13日(4日目)

土 木 課 長	平 山 光 二 君	教 育 部 長	徳 永 恵 三 君
教 育 総 務 課 長	重 信 竜 昇 君	文 化 財 課 長	伊 集 院 正 君
生 涯 学 習 課 長	大 庭 勝 利 君	ス ポ ー ツ 推 進 課 長	田 中 巖 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	井 上 裕 之 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	島 袋 修 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田 忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長	押 川 治 君	議 事 係 主 査	堀 健 太 郎 君

議長（西 公郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は21名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（西 公郎君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は、答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますよう、質問者において、御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。更に、当局におかれましても、答弁については、時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、日本共産党 荒田幸司君の発言を許可いたします。

5番（荒田幸司君） 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。日本共産党の荒田幸司です。

これより、一般質問を始めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、11月14日に行われました奄美市長選において、見事当選を果たされました安田市長に、改めてお祝いを申し上げます。本当におめでとうでございます。42歳の若さとパワー、また、市議3期の経験を生かし、市民の皆様の熱い思いに是非応えていただきたい。期待するものです。どうぞよろしくお願いいたします。お互いの立場は違いますが、市民の命と暮らし、市民が主人公の市政をいかにして前進させていくのか、ベクトルの方向は一緒だと思います。私も一議員として職責を果たしていくために、力を尽くしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、いつもはここで所見、私の場合は国政の状況について意見を述べる事が多くありましたが、今日は9月20日付け、地元紙のひろば欄に掲載されていました、まちづくりに関する市民からの投書記事を紹介させていただきます。題目は「個人商店並ぶ再々開発を」ということで、ペンネームがひよどりさんでした。奄美市名瀬に住み始めて早26年になる。近年の都市整備、あるいは、都市開発で、私感かもしれないが、奄美の良さ、良き時代の面影や情緒が消えてしまった寂しさを拭えない。確かに、時代に合わせたインフラ整備は必要であろうが、内地のどこのまちにもある特徴のないまちなみになってしまうほどの開発は、住民の生活形態をも変えてしまうのではないだろうか。特に小さな個人商店が激減したことは、車を持たない高齢者や免許証を返納した市民にとっては、重大な問題だ。開発前にはほんの数分間歩けば食品や日用品が買えたが、現在はバスやタクシーを使って大型スーパーでの買い物を余儀なくされている。タクシー利用はともかく、バス利用には少々辛い問題の存在がある。それはコロナ禍で余ったからか、立派な観光バスが路線バスに使われているが、昇降ステップの階段が急勾配で、脚力の衰えた高齢者には昇降が困難なのだ。脚力に少々自信がある私なども、バス停の向こうに大型バスが見えるのがっかりして、荷物が多きときには、次のステップの低い普通のバスを待つときもある。名瀬中心街のアーケード内も、開発前のほうが活況ではなかつただろうか。そして、住民の大半以上が高齢者の名瀬であり、奄美大島では昔のように個人商店が並ぶまちづくりで、本当の意味で住みやすい、暮らしやすい奄美大島の情緒を持ったまちなみへと再々開発を願ってやまない。という形の投書でした。私がこの記事を紹介させていただいたのは、まちづくりに対する素朴な思いが寄せられると感じたからです。しっかりと受け止めて、今後のまちづくりに生かしていく決意を申し上げ、質問に入ります。

まず、市長の政治姿勢について、奄美市長選における政策アイデア・マニフェストに関連して、今回の奄美市長選において市長は、88項目のマニフェスト、選挙公約を掲げられています。私の一般質問はすべてこのマニフェストに関連する内容となっています。したがって、市長にお出まじいただく

ことが多くなるかと思えます。御了承ください。マニフェストに関連した質問に絞ったのは、私がマニフェストの内容でよく理解ができなかったことや気になる点などを、改めて市長からお話しいただきたい、また、私自身の理解を深めることと同時に、市民の皆様にも改めてお話しいただきたいとの思いからです。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これからの奄美市についての基本理念及び奄美市のビジョンとマニフェストの考え方に関連してお尋ねをいたします。全体としては大変すばらしい理念やビジョンが示されていると認識しております。その中のすべての施策が、最終的に未来都市奄美市につながっていると理解しております。そして、未来都市については、Society 5.0やSDGs、持続可能な発展目標など、政府や国際機関が提唱する新しい理念を積極的に取り入れ、新しい知恵、情報、技術を最大限に活用して、既存の知恵や手法と融合させながら、地域社会の諸課題をより良く解決できるよう取り組む姿が定着していること、子どもや若者たちがふるさと奄美に愛着を持って、将来帰って来たくなり、若い世代のチャレンジをみんなで応援し、次世代を受け継ぐ人材が着実に育っていくまちであることを意味しています。説明をされています。また、Society 5.0について内閣府のホームページを開きますと、Society 5.0とはサイバーの空間、仮想空間、フィジカル空間、現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会、とあります。Society 5.0は、Society 1.0が狩猟社会、Society 2.0が農耕社会、Society 3.0が工業社会、そして、Society 4.0が情報社会に続く、新たな社会を目指すもので、第5期の科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された、となっております。そこで、質問いたします。未来都市という概念について、市長の言葉で改めてお示しいただきたいというふうに思います。

次の質問からは発言席で行います。

市長（安田壮平君） おはようございます。荒田議員にお答えいたします。冒頭、激励のお言葉をいただき、ありがとうございました。

荒田議員から私のマニフェストの未来都市という部分についての御質問であります。そのマニフェストに書かせていただいた部分についてですね、今、荒田議員からも御紹介いただきまして、重複する部分もあるのですが、改めて説明をさせていただきます。

私自身が考える奄美市のビジョン、将来像として、明るく、優しく、風通しの良い、未来都市・奄美市ということを訴えてまいりましたが、そのビジョンの中における未来都市について、私が込めた思いとしましては、先端デジタル技術を活用し、生活や経済活動など、あらゆる分野でのイノベーションを創出するSociety 5.0、これ、先ほどもお話にありましたが、政府の提唱する概念であります。や、人々が物質的な面だけでなく精神的な面でも豊かに、そして、自然環境に負荷を与えない持続可能な開発を目指すSDGs、これは国連が提唱する理念であります。この考え方を取り入れ、新しい知恵や情報、技術を最大限活用し、これまで培ってきた知恵や手法と融合させながら、地域社会の様々な課題をより良く解決できるように取り組んでいるまちの姿であること。加えて、持続可能という観点からも、次世代が育つということを念頭に、子どもや若い世代がふるさと奄美に愛着を持ち、将来は島に帰って来たいと当たり前と思うようになる、若い世代がチャレンジする新しい取組をみんなで応援し、次の世代を担う人材が着実に育っていくというまちであること。このようなまちの姿を実現したいとの思いを、未来都市という言葉に込めさせていただきました。今の奄美市がおかれている状況、そしてまた、未来に向かって考えていく上で、やはり、欠かせないのが世界自然遺産という奄美特有の価値というか、強みをいかに生かしていくか。これは国内だけでなく、やはり、グローバルの視点というものも大事になろうかと思えますし、繰り返しになりますが、やはり、デジタルの活用ですね、デジタル社会への移行というものも考えないといけない。これもアナログの部分と言いますか、やはり、人と人とのつながりの部分を大事にする、心と心の通い合うそういう温かみのあるデジタル社会というもの

も、この未来都市という概念の中には、私自身、込めさせていただいております。どうぞ御理解のほどお願いいたします。

5番（荒田幸司君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。今、市長の言葉の最後のほうに、やはり、デジタル、通常はやっぱり、デジタルって少し響きとして冷たさを感じる部分がありますけども、やはり、最後に人と人のつながり、そこをしっかりと、やはり、基礎に添えてやっていきますよという言葉がありました。是非そこはですね、大事にさせていただいて、進めていただきたいというふうに思います。未来都市についてはまだまだ私も理解不十分なところもございますので、引き続きまた、意見交換なりですね、させていただくということで、よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

それじゃあ、続けて、次の質問に移ります。安全保障に関連して、manifestoに安全保障に関する記載がないことから、改めてお伺いするものです。唯一、当選後の新聞インタビューで、情報公開に関連して、自衛隊との連携を取りながら、公開できる情報は公開をして、市民の心配や不安の解消につなげるとの記事はあります。御存知のように、2019年3月26日に陸上自衛隊奄美駐屯地が開設をされました。そのことについて市長としての受け止めについてお聞かせをください。この件については林山議員が質問ありましたけれども、改めてお願いいたします。

総務部長（三原裕樹君） おはようございます。私のほうから答弁させていただきます。奄美駐屯地の開設につきましては安全保障上、緊張が高まる南西諸島の国際情勢に鑑み、南西地域の防衛の空白地帯の解消を図り、我が国の平和と安全を確保するためのものと認識をしております。奄美駐屯地開設後は本市の防災面、地域の活性化や経済にも大きな波及効果を与えているものと認識をしているところでございます。以上でございます。

5番（荒田幸司君） 駐屯地についてはですね、現在、警備隊と地対空ミサイル部隊が配備をされています。2022年の3月までには電子戦部隊の配備も予定されています。また、駐屯地ができたことで、今年6月から7月にかけて行われたオリエント・シールド21など、米軍との共同訓練が当たり前のように行われる状況になっていること、駐屯地ができたことが影響しているのかは定かではありませんけども、オスプレイをはじめとした米軍機の低空飛行訓練が激しくなっていることなどを考慮しても、駐屯地があることを是とするという理解でよろしいでしょうか。答弁をお願いいたします。

総務部長（三原裕樹君） 駐屯地の件につきましては、これまでも何度も答弁させていただいておりますけれども、地域の安全、防災面を含めて地域の安全・安心、それから、国の空白地帯の解消、そういったもので駐屯地が開設されたものと考えております。先ほど日米共同訓練の話、出ましたけれども、これ、毎年全国各地で行われている訓練でございます。今年度、奄美駐屯地も関わっておりますけれども、関係する情報につきましては今回、ホームページ等含めて、すべて公開をさせていただいておりますので、今後もそのような形で対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

5番（荒田幸司君） このことは市長も同じ考えだということの認識でよろしいですか。

市長（安田壮平君） はい。基本的に同じ考えです。

5番（荒田幸司君） ありがとうございました。

それじゃあ、二つ目の質問に移ります。安全保障は国の専権事項という考え方があることは承知しているところですが、私はその考え方に違和感を覚えているところです。市長の考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。ちなみに、安全保障は国の専権事項という考え方がクローズアップ

されたのは、安倍首相の時代に沖縄県辺野古市に新基地建設について、県民投票で7割以上の反対の意思を示したにもかかわらず、強引に基地建設を進めるために使われたのではないかというふうに記憶をしております。専権ということについて、広辞苑では、権力を欲しいままにすること、思うままに権力を振るうことと書かれています。いかがでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） 議員御承知のとおり、国におきましては、時代と共に目まぐるしく移り変わる国際情勢の中、各国、平和のために外交活動等、様々な手段を通じて平和と安全に尽力されていると認識をしております。その点からも、国家間の外交と安全保障に関わる事項は、国の責任において実施されるものと認識をしております。その中で、個々に様々な御意見や御見解があることは承知をいたしておりますものの、今後も国においてしっかりと取り組まれるものというふうに認識をしております。以上でございます。

5番（荒田幸司君） その専権事項ということについての受け止めと言いますかね、解釈と言いますか、その辺についてはいかがですか。もう少し理解が進まなかったですかね。

総務部長（三原裕樹君） 専権という言葉を広辞苑で引く、そういった考え方もあるかと思いますが、私どもがこれまで申し上げてまいりましたのは、外交と安全保障、これは国においてしっかりと責任を持ってやっていただくと、そういう意味で言ってるわけございまして、一つの言葉をもって言っているわけじゃございませんので、それについては御理解いただきたいというふうに思います。

5番（荒田幸司君） その件についても市長も同じ見解だということによろしいですか。

市長（安田壮平君） 専権事項というですね、言葉の捉え方、いろいろあるかと思いますが、やはり、外交と安全保障は国が第一義的に責任を持って取り組むものだという認識に変わりはありません。ただ、地域の声をですね、何も、地域を守る自衛隊関係者の方々に対して何も言えないということではないと思っていますので、そこはやはり、住民の理解がですね、必要な場面も必ずあるかと思っています。何かしらその不安とか心配事とか、そういった声があればやはり、そこはですね、協力・連携して説明を尽くすという姿勢も必要ではないかなと、そういうことはできるんじゃないかなというふうに考えております。私は専権事項というのはですね、そういったところも含む概念だと思っています。以上です。

5番（荒田幸司君） ありがとうございます。私はですね、次のように考えているんですね。地方自治法には国と地方公共団体の役割分担については書かれていると理解していますけれども、意見を述べることを拒んではないというふうに思っています。私が思うに、国の安全保障の施策に対し、地方自治体はその施策が地域住民の命と暮らしを守れる施策であるのかどうか、判断を行い対応することが必要ではないかと考えています。そうでないと、日本国憲法前文の、政府の行為によって再び戦争の惨禍がないようにすることを決意し、そのことは達成されないというふうに思うんですね。やはり、実効性が担保されないと思います。そういった意味では、やはり、今、市長がお話されましたけれども、やはり、状況によってはしっかりと国にも意見を言っていきますよということの意思表示だったと思いますけれども、そういったことで、やはり、対応していただくということが非常に重要なと思いますので、是非よろしくお願ひしたいということでございます。以上でこの質問は終わります。

それから、三つ目の質問です。日本国憲法第2章に戦争の放棄、第9条①日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇、または、武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久に放棄する。前項の目的を達成するために、陸海空軍その他の戦力

はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めないというふうにうたっています。安倍・菅政権に続いて岸田政権でも、憲法改正論、特に憲法9条改正が声高に叫ばれているように感じていますけれども、市長の憲法9条についての考え方をお聞かせください。

総務部長（三原裕樹君） では、お答えします。日本国憲法は国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則を柱としておりまして、その憲法9条は、その一つである平和主義を規定したものでございます。我が国は第二次世界大戦後、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう決意をし、日本国憲法を定め、平和を目指して努力を重ねてまいりました。恒久平和は日本国民の念願でもあり、平和を望む思いは国民等しく同じでございます。議員御案内のとおり、憲法9条につきましては、その解釈も含めて、これまで国においても様々な議論がなされていることを承知をしておりますけれども、そのことについては答弁を控えさせていただきたいと存じますので、御理解をお願いいたします。

5番（荒田幸司君） 憲法9条の解釈については答弁を控えるということのようではございますけれども、まあ実質的にですね、今、やはり、自民党の案ということで改憲4項目、特にやはり、自衛隊を憲法9条に明記をしようということが取り沙汰されていまして、かなりそこに力が注がれるのかなということで、私は不安を持っています。そういった意味では、やはり、是非地方からですね、こういった憲法9条の改正については反対であるというふうなですかね、異議を申し立てる、そういったことを対応いただけないかなということもありまして、この質問をしました。この憲法9条にですね、やはり、自衛隊を軍として明記をすることで、その1項と2項は御存知のように、やはり、効力を失くなるという心配がございます。そういったことを含めたら、やはり、元を正せばですね、やはり、憲法改正というのは、為政者が出すものではないと私は理解しているんですね。やはり、国民の多くが改正したいという意思表示があつて初めて動き出すものだというふうな考えてたんですけど、今はやはり、政府、政治をつかさどるトップの方々が変えようという動き、これは戦争を絶対しませんよということを変えようということは、裏を返したら、戦争をするということのつながりになっていくというふうな思うんですね。そういったことに私は非常に危機感を覚えています。是非この憲法改正についてはしっかりと意思を示していくということが必要じゃないかなというふうに思ひまして、この質問をさせていただきました。一応、この質問についてはこれで終わります。ありがとうございました。

それでは、続きまして、新型コロナウイルスの対策のマニフェストに関連して、になります。新型コロナから市民の命を守る中に、PCR検査拡充がうたわれていますけれども、拡充に向けての具体的な内容がありましたらお示しさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

保健福祉部長（山下能久君） おはようございます。PCR検査拡充についてお答えいたします。新型コロナにつきましては、本市を含め、国・県においても感染が収まっておりますが、新たな変異株であるオミクロン株の発生や、感染についての第6波も懸念されており、感染防止対策はこれまで同様しっかりと取り組んでまいりたいと存じます。現在、本市におきましては、高齢者施設等で新型コロナ感染者が発生した際に、行政検査対象外となる65歳以上の高齢者で、感染の不安がありPCR検査を希望する方について、自己負担なく検査を受けることができるよう、体制を整えております。また、感染拡大を防ぐために、奄美空港、名瀬新港において水際対策を実施しておりますが、第6波に備えて、来島される方へPCR検査や抗原定量検査を受けて来島していただくような体制の確保が必要と考えております。また、ワクチン未接種者で、来島された方や島外を行き来する市民が検査を受けやすい体制など、県や奄美大島5市町村と連携して検討する必要があると考えております。具体的な検査体制につきましては、関係機関と協議を行いながら検討してまいりたいと存じますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。以上でございます。

5番（荒田幸司君） 御答弁ありがとうございます。PCR検査の拡充について、この間、私は一般質問で何度か取り上げさせていただきましたが、やはり、国の対応が進まない中での厳しさは感じていました。しかし、市長のマニフェストにPCR検査拡充ということが明記をされており、少し前進するのかなと期待を寄せたところです。多くの感染症の専門家が感染の第6波が必ず起こると言っている中で、備えをしっかりと行うことは大変重要であると思います。是非取組を進めていただきますようお願いしたいというふうに思います。少し余談になりますけれども、鹿児島県が夏場にですね、8月から9月にかけて、空港、または、中央駅、そういったところで2,000円でどなたでも受けることができますよということで、PCR検査やったんですが、今終わってるみたいなんですよ。そういった状況で、もう少し広がるのかなという思いもしてましたけれども、やはり、先ほど、奄美に来島される方がやはり、PCR検査なりを受けてしっかりと来島するような位置付けということもありますけど、逆のケースもあるんですね。奄美からやはり、都会に出張だったり旅行行ったりするときに、やはり、島内でPCR検査を受けて行きたいという思いがあっても、なかなか2万とか3万といったところですね、やはり、かかるということで、気軽に言いますが、経済的な負担も非常に重いものがあるみたいなんですよ。そういった、先ほどの主旨とは少し違いますけれども、やはり、PCR検査をどこでも誰でも受けられる、そういった状況は今後、しっかりとつくりないと、やはり、世界自然遺産の中でこれだけ来島者が必ず増えるというのは予想がつきますので、その体制をどうつくっていくかということが、やはり、大きなポイントになるかなというふうに思っていますので、是非少しでも前進できるように進めていただきたいというふうに思いますが、その辺について何か見解がありましたら。

保健福祉部長（山下能久君） PCR検査につきましては議員御案内のとおり、県・国の方で夏、これは9月12日まで料金2,000円ということで、検査を受けられる体制ができておりましたが、現在はもう今、実施されておられません。しかしながら、11月25日から民間の木下グループという開設者が、鹿児島空港の方で高精度抗原定量検査につきまして、2,100円で検査ができるような形で、店舗来店型ということで運用を始めておりますので、是非これらの検査を利用させていただくとともに、本市におきましてはやはり、生活圏域を一にする奄美大島で今現在、PCR検査体制をどうするかということの協議を始めておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

5番（荒田幸司君） ありがとうございます。検討を進めているということでしたので、是非よろしく願いいたします。これでこの質問については終わります。

二つ目、市長はマニフェストで3番目に、新型コロナから地域経済を守りますのフレーズで、新型コロナで特に大きな影響を受けている飲食、観光、レジャー及びそれらに関連する業種に対して新型コロナ対策官民連携協議会の議論や、各経済団体等からの要望を踏まえて、事業者への直接支援や需要喚起策など、また、生活支援などをスピーディーに行うことを表明しています。国が事業所への持続化給付金や家賃支援給付金の第2弾を出し渋っている、現在、事業復活支援金の準備を進めているということは承知をしていますが、その状況の中で、市単独の直接支援は大変重要であると考えています。手厚い支援を期待するところですが、以下の点についてお示しをいただきたいと思っております。一つは飲食、観光、レジャー及びそれらに関連する業種の経済状況について、どのように捉えているのか。二つ目には、需要者への直接支援や需要喚起策、または、生活支援について、具体的に考えていることがありましたら、お示しいただきたい。三つ目には、新型コロナ対策官民連携協議会の組織状況について、お示しをいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） おはようございます。現在、新型コロナの影響は多岐にわたっており、飲食業、観光業を始め、様々な業種において厳しい状況にあると認識をいたしているところでございます。昨日の議員の皆さんとの答弁と重複するものもございますけれども、御了承ください。これま

でに本市独自の経済対策といたしまして、奄美市時短協力緊急支援金事業や奄美市タクシー事業者等緊急支援金事業など、国の交付金等を活用して様々な経済対策を実施いたしてまいりました。また、現在は緊急経済対策プレミアム商品券、ほーらしゃ券発行助成事業や奄振交付金活用新型コロナ利子補給金事業を行っているところでございます。併せまして、国におきましては、緊急事態措置、または、まん延防止等重点措置に伴い、売上が減少した事業所に対する月次支援金事業や、県におきましては、まん延防止等重点措置の適用等に伴う営業時間の短縮要請、不要不急の外出自粛要請等に伴い、売上高が大きく減少している県内の中小企業・個人事業所等に対する事業継続月次支援金給付事業が、現在行われているところでございます。官民での連携につきましては、11月5日に感染防止分野、経済分野、市民生活分野、教育分野、行政からの参加者で構成され、官民の多様な主体が参加し、新型コロナに対して情報共有、意見交換を行うことを目的とした、奄美市新型コロナ情報連絡円卓会議を開催いたしております。新型コロナから地域経済を守るために、感染状況やワクチン接種状況など、社会情勢等を注視しながら本市の経済団体等の意見も踏まえながら、対策を行う時機を逸することなく、感染防止対策と併せて地域経済をしっかりと下支えできるように努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

5番（荒田幸司君） この3番目に質問をさせていただいた、新型コロナの対策の官民連携協議会、この組織についてはどういった状況にございますか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 先ほども若干述べさせていただきましたけれども、11月5日に奄美市新型コロナ情報連絡円卓会議という形で、感染防止分野や経済分野、市民生活分野、教育分野、行政からの参加者等で構成されている、ちょっと名称は違いますけど、はい、申し訳ございません。そういう形で奄美市新型コロナ情報連絡円卓会議を開催いたしているところでございます。以上でございます。

5番（荒田幸司君） 失礼しました。これはじゃあ、永田議員が質問したときにお答えいただいた、その組織でやっているという理解でよろしいんですね。分かりました。地域の経済状況と言うんですかな、この飲食とか観光、レジャー、そういったところの、なかなかですね、持続化給付金がどのぐらいあり、奄美市に落ちた等、その辺の情報がなかなか掴めないということは聞いておりますが、その辺の疲弊感と言うのかな、その辺がどうなのかなというところが非常に心配な部分がありますけれども、その辺は、再度の質問になるかもしれませんが、率直にどの辺、大掴みでどういう形の捉え方をしてらっしゃるのか、ありましたら。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 一つの今の御質問にありました例といたしましては、今現在、市民税等の減額措置等も行っているところでございますけれども、なかには、税金と市税と納める業種が増加した業種もございます。ただ、やっぱり、減少した業種の中に卸小売や、あと、宿泊、飲食サービス業等も含まれておりますので、そういうところからやはり、どれほどの経済状況の落ち込み状況が、すみません、今のところは詳しく承知しておりませんが、そういうところで少なからず影響が出ているんじゃないかなと認識をしているところでございます。以上でございます。

5番（荒田幸司君） 先ほど申し上げた、事業復活支援金、これについては、今年の11月から来年の3月までの売上が50パーセント以上、または、30パーセントから50パーセント未満、そういったところが支給の基準になってますけども、前回の持続化給付金のときはそこから漏れたところもやはり、20パーセント以上という、奄美市ではそういった支給をしますけどもね、今回についてはその辺は何か見解、お持ちでしょうか。もしありましたら一言お願いします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 今、現時点におきまして、県の時短協力要請支援金、そして、その中には、市といたしましても、一緒に負担金を支出することで、一緒に時短要請支援金等を給付させていただいてございます。併せまして、全事業所、そして、消費者の喚起を、消費喚起を行うために、商品券、これを昨年度の2倍の冊数を配付をさせていただいております。そして、併せまして、飲食店に対しても商品券を給付させていただいているところでございます。また、先ほど若干述べましたけれども、国においても月次支援金という形で、10月分、4月からずっと10月までですね、月ごとに支援金を行ってるところです。また、県におきましても8月9月、売上が30パーセント以上50パーセント未満減少した事業所に関しましても、そういった形で給付金が支給されているところでございますので、市といたしましても、国・県、そういった支援金と一緒に調整、歩調を合わせながらしっかりと対策を取れるように、現在実施しているところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

5番（荒田幸司君） 了解しました。引き続き取組をよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。4番目、持続可能にかせぐ地域づくりマニフェストに関連して、かせぐことの最終的な目標が、市民一人当たりの所得の向上にあるということは、大変頼もしく感じるところです。マニフェスト5、世界自然遺産の価値を守る公民連携の組織をつくります。その中に公民連携のシンクタンク創設、つまりは、政策立案や提案、研究機関のような組織かなと思いますけども、今、お考えになっているこの組織形態、また、その目的も含めてお話しできることがありましたらお願いいたします。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。これまでの世界自然遺産関係施策につきましては、自然環境の保全に関しては、国内を代表する専門家で構成される世界遺産地域科学委員会、それから、地域間の連絡調整及び合意形成に関しましては、遺産地域の自治体をはじめとする関係機関、関係団体で構成される地域連絡会議、この二つの会議が遺産地域の保全に向けて議論を重ね、運営をされてきたところでございます。また、奄美大島の生物多様性の質的向上と保全、利用を通じた、地域活性化を目的として、5市町村共同で策定をいたしました奄美大島生物多様性地域戦略、これにつきましては戦略の推進にあたり、指導・助言を受けるための専門委員会を設けるなど、関係団体と連携をして、戦略内の行動計画に取り組んでいるところでございます。マニフェストの公民連携シンクタンク創設につきましては、これらの会議体も参考にしつつ、遺産価値の保全とともに持続可能な活用を行い、かつ、経済効果を最大化するために必要な施策について議論を行うものとしております。具体的な創設時期や民間の方の人選などにつきましては、既存の会議体との連携・調整を図りながら、検討していきたいと考えておりますが、世界自然遺産の保全、環境文化、持続可能な観光利用、経済などの各分野の有識者に御協力をいただき、新たな戦略立案に向けた活動を行う組織を立ち上げたいという考えでございますので、御理解をお願いいたします。

5番（荒田幸司君） 御丁寧な答弁ありがとうございます。よく理解できました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。マニフェスト13、食と農の総合戦略をつくり実行しますということであります。食と農の総合戦略の重要な取組であるというふうに思いますけども、改めてその内容について、少し御答弁をお願いしたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） おはようございます。それでは、お答えをさせていただきます。奄美の宝でもある食文化を守り、発展させるために、地域の特性をいかした農村環境の形成を図り、食と農の総合戦略を策定し、健康・長寿の促進、食文化の継承、観光との連携など、多方面で各関係機関と連携す

ることにより、活性化を図りたいと考えております。本市の地元産の食材を有効に利用した郷土料理などを提供する店舗やイベント出店など、地産地消の推進を図り、本市の農林水産業の発展に取り組みたいと考えております。また、地域の農業や漁業など、身近に感じることで興味を持っていただき、魅力ある農林水産業の担い手の確保に努めてまいりたいと考えてます。以上です。

5番（荒田幸司君） 分かりました。私もですね、やはり、第1次産業、特に農林水産、そういったところは奄美の本当に宝物としてですね、しっかり位置付けてやっていただきたいという思いを持ってまして、是非取り組んでいただきたいという内容ですので、よろしくお願いいたします。

次のマニフェスト14、農業支援を継続・強化しつつ、スマート農業を推進しますとあります。内容はサトウキビ、畜産、野菜、果樹等の生産力向上に向けた取組を強化しつつ、最先端のロボット技術やICTを活用したスマート農業、省力化、精密化や高品質生産を実施する新しい農業の展開により、安心・安全かつ効率的なかせげる農業の実現を推進しますというふうになっています。スマート農業の展開により、安心・安全かつ効率的なかせげる農業の実現で食の安全は担保できるのか、非常に気になる場所でした。11月の23日付けの地元紙に、スマート農業推進への見出しで、瀬戸内町におけるスマート農業研修会の記事が掲載されており、効率的なかせげる農業が先走りをしてしまって、食の安全が置き去りにされてしまわないか、非常に心配になったところなんですけども、いかがでしょうか。

農林水産部長（竹元康晴君） それでは、本市の農業は、農業従事者の高齢化などを背景に、担い手農家の減少が進む中、農作業の省力・効率化を図るとともに、ベテラン農家から若い農業者への技術の継承、高収量、高品質生産による農業所得の向上などが大きな課題となっております。このような中、ロボット技術やAI、IoTなどの先端技術を活用して、超省力で高品質な生産を可能とするスマート農業が期待されているところでございます。スマート農業における食の安全性への取組ですが、例えば、肥料や農薬の使用履歴といった栽培管理情報を、クラウドシステムにより流通業者や消費者へダイレクトにつなげ、安心と信頼を届けることが可能と言われております。また、ドローンで撮影した圃場画像をAIで画像解析を行い、農作物の生育状況を判断したり、病害虫の情報を検知することにより、生育の悪いところだけに肥料を施したり、病害虫が発生しているポイントだけに農薬を散布することが可能となり、肥料や農薬による自然環境や農作物への影響を最小限に抑える技術も開発されております。今後、スマート農業の導入により、安心・安全かつ効率的なかせげる農業が図られ、農業所得の向上や担い手農家の確保につながっていくものと考えているところでございます。以上です。

5番（荒田幸司君） ありがとうございます。やはりですね、このロボットとかICTを活用しての、この新聞記事にありますように、やはり、農薬、それから、肥料、そういったものの活用がすごい、前に出てるものですから、なかなかこの食の安全に関してこういった技術を利用してのところが、どうなのかなということ考えてましたけど、今、部長から、病害虫の状況、それから、品質、そういったこともドローンを使って行って、対応できますよということがありました。そこで少し安心したんですが、ただ、引き続きですね、やはり、食の安全に関することが、もう少し何かできないのか。やはり、どうしても農業となりますと、やっぱり、人の手が入らないとなかなかできない部分あると思うんですよ。その辺を含めてですね、やはり、労働力をどう、やはり、効率化するかという問題だと思うんですけども、そういった意味では、是非食の安全を確保するために、もう少し活用できることを、また、掘り下げてですね、考えていただきたいというふうに思ってますけども、それについて何かコメント的なものがありましたら、お示しいただけますか。

農林水産部長（竹元康晴君） 今現在ですね、市内の農家の方々には、無人の草刈り機とか、畜産でも体温を測ったりとか、そういう様々な機械を利用してですね、農業の省力化に取り組んでいるところで

す。以上です。

5番（荒田幸司君） ありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。マニフェスト14番、かせげる農業づくりについて取り組みますとあります。かせげる農業、生活できる農業を実現することで、後継者対策をはじめ、奄美における漁業発展や海の環境保全にもつながると思います。マニフェストに掲げている以外で考えていることがありましたら、お聞かせください。と言いますのは、マニフェストに掲げていることは今も少なからず、やはり、取り組んでいる内容ではないかというふうに思います。したがって、もう少し踏み込んだことをお考えではないかとの思いからの質問です。ポイントはやはり、行政が一体となった取組ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

農林水産部長（竹元康晴君） それでは、かせげる漁業についてお答えいたします。本市では、離島漁業再生支援交付金事業を活用し、各支所における漁業集落が主体となり実施しております。具体的な取組といたしましては、名瀬地区において、島内イベントで地魚を使用した惣菜などや魚食普及施設として食堂「奄美小町」を出店しており、大熊地区では「鯉の家house i」を出店しております。笠利地区につきましては、空港や主要施設などで加工品や惣菜の販売など、赤木名港にて食堂「魚匠」を出店しているところでございます。住用地区においては、軽トラ市など島内イベントへの出店をしているほか、「三太郎の里」の販売所にて加工品を通年で販売し、地魚の普及を図っているところでございます。漁業者の確保対策としましては、奄美市漁業担い手育成支援事業を実施し、新規担い手の充実を図っているところでございます。今後はマニフェストに掲げるかせげる漁業の実現に向け、新規漁業者の確保に努め、地元魚食の普及によるお魚一店一品運動の展開など、生産から流通、飲食店へと協力しつつ、漁業の振興に取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上です。

5番（荒田幸司君） 御丁寧な答弁ありがとうございます。私もこのかせげる農業、大いに期待しておりますので、是非力強く進めていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それじゃあ、次の質問に移ります。次世代を育む好循環を生み出すそだてる地域づくりマニフェストに関連して、全体としてはそだてる地域づくりを進めるにあたって、隙のない理想的な施策が掲げられており、しっかりと進められていただくことを期待するものです。そこでこの間、私が一般質問で取り上げてきた内容に関連して少し質問させていただきます。マニフェストの45、子育て世代への経済的支援に取り組みます、に関連して。子育て世代への経済的支援、0歳から2歳児の保育料無償化の調査・研究が掲げられていますが、2019年10月より始まった幼児教育・保育料の無償化に伴う副食費の無料化についてはいかがでしょうか。御見解をお願いいたします。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、副食費の無償化についてお答えをいたします。副食費につきましては、幼児教育・保育無償化以前も保育料の中で保護者に負担していただくという形をとってまいりました。議員御案内のとおり令和元年10月から幼児教育・保育無償化で3歳児以上ですけれども、保育料が無償化されました。副食費については保育料は無償化になったんですが、引き続き副食費は保護者に御負担いただいております。副食費を負担していただくのは、年収360万円以上の世帯となっており、市内の幼稚園・保育所の3歳児以上の内、約65パーセントが徴収対象となっております。本市の子育て世代の負担軽減策としましては、3歳児以上の子どもの保育料が無償化されたことを踏まえ、令和2年4月から0～2歳児の保育料の負担軽減を始めているところでございます。副食費を無償化することについては、ほかの施設などのバランスも考慮する必要がありますので、今後の検討課題とさせていただきます。御理解よろしく願いいたします。

5 番（荒田幸司君） ありがとうございます。そうですね、このときの答弁で恐らく、私立も公立のところも、副食費については月 5, 0 0 0 円程度ということも御答弁がありました。それ以後、そういった保護者の方々から是非無料にしてほしいというような声とか、そういったことは上がっていませんか。

福祉事務所長（永田孝一君） 個人的な見解になりますが、私が直接そういったお話を伺ったことはございません。

5 番（荒田幸司君） この件についてはですね、恐らくこの無償化が始まった当時、奄美群島の 1 2 市町村の四つか五つの所の市町村で検討してたんですが、今調べた結果、やはり、今のところ副食費を補填するようなことは、その制度はまだ実施されていないかなというふうに思います。是非そういった意味ではですね、いち早く奄美市がやはり、やっていくということもインパクトがあると思いますので、是非御検討、積極的に御検討いただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。この質問はこれで終わります。

二つ目、マニフェストの 5 5、本土遠征への支援の充実に取り組みます、に関連して。奄美市の現在の支援体制、九州大会や全国大会への参加時の支援制度については承知しているところですが、小・中学生の本土遠征への支援の拡充について、現在お示しいただけることがありましたら、お願いしたいと思います。よろしく願いします。

教育部長（徳永恵三君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。まず、飛行機や船舶の運賃につきましては、平成 2 6 年度に創設されました奄振交付金を活用し、これまで離島割引という形で運賃の低減がなされており、国・県、奄美群島 1 2 市町村で一体となって、外海離島である奄美群島の住民にかかる旅費の負担軽減を図っているところです。そのことを踏まえまして、本市における小・中学校の本土遠征への支援の充実についてお答えいたします。現在、奄美市においては、小学校及び中学校の児童生徒等のスポーツや文化、芸術活動における九州・全国大会出場について、個人・団体へ遠征にかかる費用の一部を助成しております。また、中学校においては、県大会出場についてもその一部を補助しているところでございます。県大会の数でございますが、まず、スポーツ少年団につきましては、県本部主催の大会が毎年 1 回、そのほか、各競技ごと毎年 2 回から 3 回程度開催されています。中学校につきましては、中学校体育連盟主催の県大会を含め、各競技の県大会がおおむね 3 回、また、芸術文化活動に関しては、吹奏楽の大会が毎年 2 回開催されています。遠征の際、保護者の負担する費用につきましては、日程や会場等で異なりますので、金額について一概にお答えすることはできませんが、旅費については県の中学校体育連盟から一部助成がございまして、今後、離島という地理的ハンディのある本市の現状を踏まえ、県内外を問わず、同じ境遇にある離島市町村の状況を調査しつつ、基金の創設も含め、保護者の負担軽減について検討してまいりたいと考えております。以上です。

5 番（荒田幸司君） ありがとうございます。私がこの質問を取り上げたのは、9 月議会でもですね、この助成について少し取り上げさせていただきました。これは皆さん御存知のように、朝日中学校が愛知県の全国大会に出られたときに、少し保護者の方から大変さを伺ったものですから、そのときに名前は上げなかったんですが、質問をさせていただいた経緯があるんですね。今回、拡充ということでありましたので、今ある制度、いろいろ、縷々お話しいただきましたけれども、これがもう少し充実されるかなというふうに期待をしておりますので、その朝日中学校の場合は、幸いにして色んな寄付がたくさん集まったようですので、そこは安心したところなんですが、今後に向けてですね、是非、こういったところがもう少し充実できるようにお骨折りをいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それじゃあ、最後の質問に入ります。マニフェストの 7 0、交通弱者対策を進めます、のマニフェス

トに関連してです。交通弱者対策について、民間との連携による巡回バスや乗合バスの導入など、是非、進めていただきたいと思います。奄美群島12市町村で唯一制度がない高齢者のバス料金の無償化、補助制度ですね、についてはどのようにお考えなのかお示してください。よろしくお願いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） 高齢者のバス料金無料化についてお答えいたします。現在、本市で実施しております高齢者向けの交通機関利用運賃補助といたしましては、お達者ご長寿応援事業がごあります。この事業につきましては、本市に居住する75歳以上の高齢者の方を対象に、本市でのバス利用を含め、タクシーや健康施設、入浴施設の利用料金に使用できる年間一人5,000円分の利用補助券を助成するものでございます。令和2年度の決算額は2,358万円で、約71パーセントがタクシー、約17パーセントがバス、その他、健康増進施設等で使用されております。このようなことから、高齢者向けの交通機関利用運賃補助として、更には、健康増進につながる施設利用において、高齢者の積極的な社会参加を促進し、元気な高齢者の増加に対し、一定の役割を果たしていると考えております。交通弱者対策といたしまして、議員御提案の民間との連携による巡回バスや乗合タクシーの導入など、お達者ご長寿応援事業も含めて、高齢者の外出機会を増やし、健康増進につながる効果的な施策について、様々な角度から検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

議長（西 公郎君） 以上で日本共産党 荒田幸司君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩します。（午前10時31分）



議長（西 公郎君） 再開いたします。（午前10時45分）
引き続き、一般質問を行います。
立憲民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私は立憲民主党の関 誠之でございます。まずもって、今回の市長選におきまして、第5代奄美市長に当選されました、安田壮平市長に心からお祝いを申し上げます。質問の前に若干の所見を述べさせていただきます。安田市長が目指す、奄美市の将来像である、「明るく やさしく 風通しのよい 未来都市・奄美市」を築くためには、是は是、非は非として、住民の声と心を代表し、議員の本務である、具体的な政策の提案や行財政運営の批判と監視を怠らないよう努力をしております。私どもの議員必携に、執行機関と一歩離れ、二歩離れるなど議員の心得が記載されています。このことは、議会の構成員である、議員の姿勢だと思います。私たち議会も新しい仲間を2人迎え入れ、任期である1期4年の2年が経過し、残り2年の任期となりました。奄美市議会は県内で薩摩川内市、霧島市に次いで、3番目の2010年に議会基本条例を制定し、議会改革はかなり先行した議会と評されておりました。議会基本条例を具現化させるために、議会運営委員会のもとに議会活性化ワーキンググループを設置、ワーキンググループの政策を具現化するために、平成29年10月に活性化検討委員会を設置して、14回の会合を開き、総合計画、基本構想等基本計画、また、まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画を議会の議決事項とすること、常任委員会等で請願陳情者の発言の機会を確保すること、そのほかに政策立案推進会議の創設を議会基本条例改正として追記するなど議会改革を推し進めてまいりました。このような中、今回の議長選挙等の在り方は議会基本条例の精神である、議会の公正・透明を確保することにより、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会を目指して活動を行うべきである姿をここに定めるものである、との精神に合致しているものであったか、議会基本条例の制定に関わった一人として、自問自答をいたしております。議長の地位は議会自体の権威であり、議会活動を主催し、議会を代表するもので、議会構成上欠くことのできない、重要な地位にあると言われております。だからこそ、議長に立候補しようとする者は、候補

者は、公の場で立候補を表明し、堂々とこれからの議会の将来ビジョンを述べ、支持を訴えるべきではなかったのか、残念でたまりません。せっかく先輩たちが作り上げた制度を後退させたことに対して、返す返すも残念でたまりません。しかし、私たちは足踏みしているわけにもいきません。多様な民意を反映しながら、自らの創意と工夫によって、政策の立案及び提言を積極的に行うことができる、政策能力の向上を議長を中心として、図っていかねばなりません。そのためには、議員が一致団結し、基本条例の見直しを継続する中で、市民の付託に応えるとともに、市民に親しまれる議会を実現することではないかと考えております。行政機関において、安田市長の施策の実現を図るためには職員の協力は不可欠なものであると思います。選挙公約にもありますとおり、市職員が生きがいや働きがい、そして、誇りを感じる職場の構築には管理職の研修を徹底させ、職場において人材を育成することは管理職自身の独自の責任であるという意識の取組や職員自身が地域の中で活動する場所を求め、その経験の中から行政課題を発見し、住民サービス施策を立案することができる職場を確立したならば、市民との信頼関係は以前にも増して強いものになると思います。そのためには能力、実績に応じた、公正・公平な人事体制の構築は不可欠なものであると考えます。また、各課に政策課題を研究する、勉強会グループを自主的に立ち上げさせ、年に一度なり、全庁的政策発表会を実施し、政策に取り入れられる提案をしたグループには、更なるスキルアップのために、インセンティブとして視察旅費等を計上するなどの制度を作ってみてはいかがでしょうか。提案をしておきたいと思っております。

ここで、市長の政治姿勢（1）奄美市のビジョンとマニフェスト（選挙公約88項目）について質問をいたします。

最初に、①市長の描いている奄美市の将来ビジョン、「明るく やさしく 風通しのよい 未来都市・奄美市」を実現するためにはどのような条件が必要だと考えるかお示しをいただきたいと思っております。次の質問からは発言席で行います。

市長（安田壮平君） 関議員にお答えします。冒頭、叱咤・激励をいただき、ありがとうございます。私がお示ししました、将来ビジョン、「明るく やさしく 風通しのよい 未来都市・奄美市」を実現するために、必要なことは、との御質問です。私は初登庁の際に、職員に対して24時間365日努力を惜しまないこと、また、私自身が行政の最高責任者としての職務を全うすることをお話させていただきました。その上で、職員とともにワンチームで頑張ろうとお話をさせていただきました。そのことで、まずは、市役所が市民の皆様にとって、より身近な存在となり、頼れる相談相手になっている姿を実現することが必要だと考えております。また、民間企業団体や市民の皆様との対話を重視し、連携、協力を図りながら奄美市にある、全てを活かした地域経営を行うことで、私自身のビジョンの実現に取り組んでまいりたいと存じます。更にであります、初登庁の際、職員に対して申し上げたことでもありますが、稼ぐ地域づくり、コミュニケーションの多い地域づくり、そして、チャレンジする地域づくりの大事さ、これはすなわち、市役所づくりにも当てはまるであろうということをお示しさせていただきました。その上で、対話と連携、そして、挑戦ということをどんどん進めていきたい、そんな中でもやはり、大事なのはコミュニケーション、対話であろうと。これは、市民の皆様、そして、また、職員や議員の皆様との対話とコミュニケーションの場、これをいかに多くつくっていくか、この窓口、接点を多くつくっていくかだと考えています。新しい技術なども活用しながら、そういう場づくり、接点づくり、できるかぎり多く持つていくことが必要だろうと思っておりますので、御理解のほど、よろしくお願いたします。

14番（関 誠之君） 大体認識は同じだというふうに思いますので、是非このワンチーム、また、自分の問題としてですね、職員が捉えていくというようなところで、しっかりと舵取りをしていただきたいというふうに思います。

次に、三つ質問いたします。先ほどから質疑になっておりますように、新型コロナウイルス対策につ

いて。新型コロナ対策官民連携協議会の議論や、各経済団体の要望を踏まえて、事業所への直接支援や需要喚起、また、生活支援者など、スピーディーに行うというふうにマニフェストに書いてありますが、これは具体的にどのような議論が今、出ているのか、ということ、そして、また、その推進策があればお示しをいただきたい。

二つ目は、世界自然遺産の価値を守る、公民連携のシンクタンクということで出ておりますけれども、どのような組織をイメージし、いつ頃までに立ち上げるのか。

三つ目は、大変市民の要望も多いんですけども、大熊・有良間、そして、また、住用の城、三儀山のバイパス整備促進のため、基礎調査を進め、進捗を報告しますというふうにありますけれども、どのような方法でいつ頃からできるのか。中々まだ就任して14日ですから、難しいことは理解しておりますが、是非この三つについてお答えいただきたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） まず、新型コロナ対策官民連携会議の関連につきまして答弁いたします。

先にも、答弁をさせていただきましたけれども、11月5日に奄美市新型コロナ情報連絡円卓会議という、名称を一部変更いたしました。この名称変更につきましては、皆さんが自由に意見を言える、そういった場づくりをしようということで円卓会議というふうな名称で開催をさせていただいたところでございます。その会議の中では、名瀬保健所長からこれまでの感染状況について、それから、ハローワークからコロナ禍における、雇用情勢について、本市からこれまでの感染症対策事業について説明をした後、参加者の皆様から御意見をいただき、各分野の状況について情報の共有をいたしました。その中の議論につきましては、先日も答弁いたしました。地域行事の実施、伝統文化の継承、そういった点につきまして、それぞれの視点からの意見交換が行われましたが、今回の会議におきましては、特に具体的な要望等はございませんでした。しかしながら、いただいた御意見につきましては、庁内で協議をして、今後の新型コロナ対策に反映をしてみたいというふうにご考えております。いずれにいたしましても、新型コロナ対策につきましては、引き続き、各分野と関係部署において意見交換、情報共有を図りながら、状況を踏まえた適切な事業を実施してみたいというふうにご考えております。

それから、2点目の世界自然遺産の価値を守る、公民連携シンクタンク、先ほど荒田議員にもお答えをいたしました。これまで世界自然遺産関連施策を進めてまいりました。世界遺産地域科学委員会や地域連絡会議、それから、奄美大島生物多様性地域戦略にかかる専門委員会なども参考にしつつ、マニフェストでは遺産価値の保全とともに持続可能な活用を行い、かつ、経済効果を最大化するために、必要なことについて議論を行う、公民連携のシンクタンクの創設を考えているところでございます。具体的な創設時期や民間の方の人選などにつきましては、既存の企業体等との連携・調整を図りつつ、新たな戦略立案に向けた活動を行う組織を立ち上げてまいりたいというふうにご考えておりますので、御理解をお願いいたします。

建設部長（保浦正博君） お答えします。御指摘のバイパス整備促進につきましては、これまでも県に要望を行ってまいりました。この内、住用町城につきましては、住民の意向調査を実施したほか、地籍調査や用地等の協力の確認を進めているところでございます。これらバイパス整備につきましては、引き続き要望を行い、地元や関係者と協議をしながら、調査の時期や内容、進捗報告の手法等も含め、今後検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

14番（関 誠之君） 先ほど申し上げましたとおり、まだ就任して13日ですか、そういうことでしょうか、ここに書いてありますから、引き続きですね、このことについては注視をしてみたいというふうに思います。

続けて、三つ、マニフェストの88項目から質問をさせていただきます。奄美の特性である、自然・

歴史・文化体験を幼少期からの教育に活用するという事で奄美群島日本復帰70周年に向けて、小・中学校での郷土の歴史教育への取入をはじめ、全市民を巻き込んだ伝承の強化に取り組むとありますけれども、どのような方法・手段で実現を図っていこうと考えておられるのかということが1点。

2点目は、笠利・住用における、地域創生戦略を立案、地域おこし協力隊の導入、そして、民間と行政、または民間同士の人事交流を積極的支援を図ると書いてありますけれども、具体的にこの人事交流の積極的支援ということについて、お示しをいただきたいと思います。

三つ目は、行政職員が在宅でも仕事のできるテレワークの導入や、グループウェア、チャットなどの活用というふうに書いてありますが、具体的にこの行政職員がテレワークというのが本当にできるのかどうか、その辺も含めてイメージで結構ですからお答えをいただきたいと思います。

教育長（村田達治君） それでは、議員の一つ目の御質問にお答えをいたします。本市教育委員会におきましては、児童・生徒・保護者に対して、市内の幼稚園、小・中学校におきまして、総合的な学習の時間や家庭教育学級、あるいは、出前講座の時間を利用して、奄美の自然・歴史・文化に関する授業等を積極的に行っているところでございます。議員の御質問であります、復帰70周年に向けての歴史教育の取組についてですが、12月の復帰月間や復帰記念の日の取組、あるいは、島口による学習発表会、教職員による復帰の歴史研修の拡充など、これまで以上に普及啓発活動に取り組むとともに、令和5年度に開催予定である、奄美群島日本復帰70周年博物館企画展では多くの市民の目に触れてもらい、歴史的資料についてですね、触れてもらい、日本復帰について改めて考える契機になればと考えているところでございます。また、令和4年度には市指定文化財の日本復帰関係資料はもとより、奄美大島に生息する希少な固有種などに関する内容をデータ化・教材化し、その情報をGIGAスクールの取組をとおして、各学校へ提供する事業を計画しているところでございます。そのことにより、市内小・中学校対象として、日本復帰運動の歴史を風化させることがないように、児童・生徒が所持しているタブレット端末を活用して、動画の視聴や自ら学べる学習ができる環境を整えまして、歴史伝承の強化を図っていきたくと考えているところでございます。保護者や市民の学習の場であります、家庭教育学級においても、子どもたちと連動して復帰運動の学習を行ったり、また、当時の様子を知る方たちが高齢化を迎え、聞き取りの限界に到達しつつありますので、関係者の映像記録化に取り組むことも検討したいと考えているところでございます。今後とも学校や地域において、奄美群島日本復帰について学び、伝承されていくように教育委員会といたしましても力を入れていきたくと存じますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

総務部長（三原裕樹君） 次に、住用・笠利における、地域創生戦略づくりにつきましては、奄美市合併から15年が経過をし、これまでも3地域の均衡ある発展に努めてまいりましたが、更に、それぞれの地域特性を発揮するための戦略が必要であるとの主旨でございます。まずは、地域の皆様に中心となっただけが肝要でございますので、戦略の在り方などについてまずは、地域で議論を進めさせていただきたいというふうに考えております。

次に、地域おこし協力隊につきましては、本市では過去2名の方を採用しておりました。いずれの方々につきましても、それぞれ培って来られたノウハウなどを活用し、地域の中で活躍をしていただきました。改めて知恵や経験、ネットワークなどを有する外部人材の登用に努めてまいり所存でございます。また、人事交流につきましては、民間と行政ということで申し上げますと、昨年度まで本市でも大手通信会社、NTTドコモさんでございますけれども、研修を受け入れておりましたが、AI-OCRやRPAといった、先進的技術の導入など本市のデジタル化に大きく貢献していただきましたことは御案内のとおりでございます。このように、民間のノウハウを直接取り入れる人材の登用、逆に市職員が民間において新たな知見を習得するなど、民間と行政、相互にとって有益な人材育成の在り方を積極的に検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、私のほうからはテレワークやグループウェア、チャットなどの活用についてお答えさせていただきます。まず、職員の在宅ワークを支援するテレワークにつきましては、本市では地方公共団体情報システム機構が無償の実証実験として提供するシステムを活用いたしております。現状は、40名程度の職員の協力を得た、運用テストを実施いたしており、利用者へのアンケートでは、その職員の9割以上の方々がこのテレワークシステムより、業務を継続できると回答しております。この実験の結果に基づき、課題を整理し、今後のテレワークの推進に努めてまいりたいと存じます。また、育児休暇等からの職場復帰の円滑化への活用も検討いたしており、関係規則や服務規程との整合について現在は関係課との調整を行っているところでございます。

次に、グループウェアにつきましては、庁内の情報共有やコミュニケーションを支援する目的で導入いたしており、主に職員間のスケジュール管理や公用車、会議室等の予約管理に活用いたしております。更に、リアルタイムで文字による会話を行うチャットツールといたしまして、令和2年度からL o G oチャットを導入いたしており、職員と会計年度任用職員を合わせまして、約700名の方が利用をいたしている状況でございます。このチャットはスマートフォンでもリアルタイムに情報を共有できるという長所があり、各課での連絡事項共有といった、日常的なことから台風接近時における、奄美市災害対策本部の被害状況報告等の情報共有にも活用されております。本市といたしましては、災害などの緊急事態が発生した場合の事業継続計画や仕事と生活の調和に取り組むワークライフバランスの観点からこれらのICTツールの活用を推進し、時間・場所的な制約を受けない、働き方改革にも今後も取り組んでまいりたいと存じます。よろしく申し上げます。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。時間がありませんので、具体的な議論は後の一般質問に委ねるといたしまして、最後になりますけれども、このマニフェスト（選挙公約）の政策実現の進歩を定期的に数値やグラフで市民に公開するというふうに書いてありますが、定期的の定義が曖昧でありますけれども、どのような手段でこの市民に公開するのか、についてこの項の最後、お答えいただきたいと思えます。

総務部長（三原裕樹君） マニフェストの進捗の市民の皆様への公開につきましては、市長の政策実現の進捗状況だけでなく、情報の共有により、市民と市役所がワンチームとなって共同で地域経営を行っていただくための取組でございます。また、マニフェストに掲げた項目それぞれにつきましても、計画に着手した段階、計画がある程度進捗した段階、また、経済指標に基づき、成果をお示しできるものなど、それぞれの取組の状況に応じた、適切な手法により、時宜を得た情報公開が必要であろうと考えております。そのため、御質問いただきましたように、定期的の定義、または、手段ということについて、今後より効果的な情報公開の在り方を検討することとしておりまして、現時点では明確にはできておりませんが、進捗状況を測る上においては、ある一定程度の期間は必要かというふうに考えております。いずれにいたしましても、これまで以上に積極的な情報公開に努めていくこととしておりますので、御理解をお願いいたします。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。次の奄美市の経済状況の認識と今後の施策についてということと、施策を推進するための具体策について、関連しますので、両方一括で質問をさせていただきます。

人口減に景気の低迷の原因をどのように捉えているのか、また、地域内総生産を高め、人口1人あたり所得の向上を目指すことについて産業別総生産は平成29年度で1,198億5,600万円でその86.9パーセントが3次産業であります。3次産業は、公務が12.8パーセント、保険衛生・社会事業が13.7パーセントという構造になっております。1次産業は、全体の1.2パーセント、先ほ

ど申し上げた1, 198億円の中で13億9, 600万円と、2次産業全体で11.4パーセントで136億1, 700万円ということでこういう状況を見まして、1人あたりの市民所得は平成29年度が出ておりますが、202万7, 000円、これは19市中18位という統計が出ておりますが、こういったものを踏まえてですね、どの産業のどの部分を何年ぐらいでいくら押し上げていくのか、やっぱり目標を定めるべきだというふうに考えておりますけれども、具体的目標・手段、今、決まってないかもしれませんが、今の産業構造から見れば大体これをこういうふうにといい思いを含めてで結構でございますから、どの産業を中心に活性化を図っていくのかとお答えいただきたいと思います。公約である、事業者、生活者支援、中小企業、個人事業者への支援について、もっと踏み込んでですね、具体的にお答えがいただければありがたいと思います。川口議員の質問にも答えておりますけれども、大変抽象的で、私は理解ができませんでしたので、よろしくお願いたします。

3番目、この施策を推進するための具体策についてお伺いをいたします。人口増、経済の活性化、行財政の改革の推進、これには人口増について、どういう施策を持っておられるのか。それと、新たな財源確保と拡充、職員の意識改革、PFIの手法、各種イベントの見直しが行政改革委員会の報告書ではCです、一番この今、申し上げたのが悪いように評価がされております。これに対する取組をしっかりすることで市長の言われる、1人あたりの所得を向上できるというふうに思っておりますが、これに対する見解。

二つ目は、第二次奄美市行政改革評価検証の活用による、職員の仕事に対する再認識を促すことが職員の意識改革につながると、先ほど、冒頭提案いたしました、思うが見解をお示しをいただきたいということ。

三つ目は、職員の意見や施策を事務改善に反映させる機会を設け、職員一人ひとり意識改革、士気の高揚を図るための提案制度を推進させたらいかかというふうに思いますが、見解を求めたいと思います。よろしくお願いたします。

総務部長（三原裕樹君） まず、奄美市の人口につきましては、直近の令和2年は先日公開されました、確定値では41, 390人となっており、平成27年の4万3, 156人対しまして、約4.1パーセントの減少となっております。ただ、平成22年から平成27年度にかけて減少率が約6.4パーセントでございましたので、減少率は若干改善はいたしております。人口減少は全国的な傾向と同様でございます、出生数の減少と死亡数の増加による、少子高齢化の進行、転出超過が原因と考えられますが、一方で年齢層ごとの転入と転出の差を見ますと、近年は22歳から60歳までの層で転入超過が続いており、18歳から21歳までの転入から転出を差し引いた差も減少しつつあります。このことも踏まえますと、本市が実施する、定住促進施策などにより、多少なりとも人口減少のスピードの鈍化につながっているのではないかと考えております。また、本市の景気につきましては、それを推し量るための指標といたしまして、市税の状況が挙げられるかと存じます。過去5年間の市税の決算額を見ますと、年々増加をしている状況でございます、令和3年度当初予算におきましては、市税は37億2, 817万1, 000円計上いたしておりましたが、今議会の補正予算において2億7, 800万円増額し、計40億円余りというふうに超える見通しとなっております。このことに関しましては、新型コロナ影響は観光関連事業者や飲食店など大きな影響を受けた業種もあった一方、直接的な影響が受けなかった業種もあったと考えられまして、近年の納税義務者の増加にもつながっているものと考えております。

次に、総生産額や1人あたりの市民所得を踏まえて、どの産業のどの分野を押し上げていくのか、具体的な目標と手段ということでございますけれども、本市における、産業振興策につきましては、議員御承知のとおり、奄美群島成長戦略ビジョンで重点3分野に掲げる、農業、観光・交流、情報を産業振興の柱として、奄美群島全体で力を入れて取り組んでいる分野でございます。特に、観光分野につきましては、今般の新型コロナ影響を大きく受けているところでありますので、世界自然遺産にも登録さ

れ、今後ますます交流人口が増加すると考えられますことから、トータル産業と言われる、観光業の活況を取り戻していくことで幅広い産業への波及効果についても期待できるものと考えております。産業別の具体的な目標設定と手段ということでございますが、目標設定の必要性につきましては、議員御質問のとおり認識をいたしておりますので、目標の設定及びその達成に必要な施策、併せて様々な関係者と協議をしながら産業実態に即した目標設定及び手法の在り方について検討をしてみたいというふうに考えております。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、続きまして、まずは、事業者生活者支援についてお答えさせていただきます。この件につきましては、他の議員の答弁と重複するところがございますけれども、これまでに本市独自の経済対策といたしまして、奄美市時短協力店舗緊急支援金事業や奄美市タクシー事業者等緊急支援金事業など、国の交付金等活用して様々な経済対策を実施してまいりました。現在は、緊急経済対策プレミアム商品券ほーらしゃ券発行助成事業や奄振交付金活用新型コロナ利子補給金事業などを行っているところでございます。新型コロナから地域経済を守るために感染状況、ワクチン接種状況など社会情勢等を注視し、本市の経済団体等の意見を踏まえながら、今後は時期を逸することなく、感染防止と併せて地域経済をしっかりと下支えできるように努めてまいりたいと存じます。

次に、中小企業、個人事業者への支援についてお答えさせていただきます。中小企業者や個人事業者に対する支援といたしまして、本市における、中小企業、小規模事業者の成長・発展を図るため、奄美大島商工会議所やあまみ商工会が行う、巡回指導や窓口指導等、経営改善普及事業を支援しているほか、中心商店街における事業者が県の融資制度等を活用して、事業資金の調達にあたり、奄美群島振興開発基金が保証する、保証料を補助している状況でございます。人材確保対策にいたしましては、キャリアアップ助成金を継続的に実施し、市内事業者の事業に必要な資格取得を行うことで従業員の人材確保・育成を図っております。また、フリーランスに対しましては、フリーランス寺子屋による、スキルアップを目的とした、人材育成や新たな人材の発掘を行うとともに、ワークスタイルラボを拠点とした、フリーランス支援事業により、仕事誘致、人材誘致を推進し、コミュニティの形成により、企業間交流や創業支援等にも努めてまいります。今後はこれら支援策の充実に引き続き努め、中小企業、個人事業者支援を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

総務部長（三原裕樹君） 次に、施策を推進するための具体策ということで、3点御質問ございましたので、お答えをいたします。まず、1点目の人口増、経済の活性化、行財政の改革の推進ということについてお答えをいたします。まず、人口増についての施策についてでございますが、マニフェストに掲げております、地域の宝を育む子育て支援の充実や移住希望者に寄り添う相談体制の強化、また、地域の空き家活用など、総合的な施策の展開を図っていく必要があると考えております。また、経済の活性化につきましては、まずは、観光を中心にコロナ禍以前の状態まで回復を目指し、交流人口拡大による、幅広い分野の波及効果の創出を図ってまいります。加えて、現在、奄美群島12市町村が連携をして進めております、奄美群島の新ビジョン、その中でも重点分野の議論がなされておりますので、それとも連動した施策の展開を図っていくことが必要でございます。最後に、行財政の改革推進といたしまして、財源の確保策としてのふるさと納税につきましては、市長御自身の名刺にも奄美市の観光名所とともに本市ふるさと納税ホームページにリンクをする二次元バーコードを印刷していただいております。市長による、トップセールスはもとより、更なる返礼品の充実などに努めてまいります。加えて、行政と民間の連携の一つとして、PPP、PFI、この手法についての導入検討など今後とも効率的な行政運営の在り方について調査・研究を進めてまいり所存でございます。

次に、第二次行革化の評価・報告書の活用によるという御質問でございますが、第二次奄美市行政改革の評価・検証報告書につきましては、平成22年度から26年度までの5か年計画とした、行政改革大綱及び当実施計画の取組結果を内部評価及び外部評価、検証した報告書でございますので、御提案のと

おり、これらを活用した職員の意識改革は大変重要というふうに考えております。仕事に対する再認識という観点につきましては、現在の業務をしっかりと見つめることにつながるかと存じます。この点に関しましては、人事評価制度を活用しながら取り組んでおりまして、人材育成や組織力の向上を図っているところでございます。併せて、働き方改革についても推進をしており、ICT活用やデジタル化による業務改善、業務分担による効率化などにより、時間外勤務の縮減についても取組が進んでいるところでございます。今後も業務の見直し・改善を図りながら、各種施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目、職員の士気の高揚という御質問でございましたが、本市におきましては、本年3月に令和3年度から令和7年度を計画期間といたします、第二次奄美市定員適正化計画、これを策定をいたしております。今回の計画におきましては、全国的な行財政改革に伴う、定数削減を目標とする、従来の計画の在り方を見直し、職場環境の充実や事務事業改善に主軸を置くことにより、職員自らが持つ能力をより発揮するための環境整備を図ることを目的といたしております。そのため、庁内すべての部署に対して、事務改善に向けた取組を促し、また、本年度新たに新設をした、デジタル戦略課を中心に積極的な事務改善に努めているところでございます。このようなことを踏まえ、庁内体制といたしましては、事務改善に関する提案などにつきましては、その都度受け付け、速やかな導入検討を図れる組織体制に努めているところでございますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。今までの質問はですね、安田市政の88項目のこの推進をどう図るかということを中心に少し議論をさせていただきましたので、もう少し議論をしたいんですけど、時間がございませんので、次の機会に譲るとして、二つ目の今後の行政課題についてということで、ある意味の朝山市長の積み残しの部分のありますけれども、しっかりと受け止めてですね、前に進んでいきたいという思いを持って質問をさせていただきますが、奄美市の総合計画についてと、奄美振興開発特別措置法の延長への取組、両方一括して質問させていただきます。

まず、奄美市の総合計画の策定について、今年度第一回定例会で懸念されていた、策定ができないという条件のコロナ禍が今は収束に向かっておりますけれども、国勢調査、これの確定値も出て、ある程度条件が揃ってきたのではないかとというふうに考えますが、策定に向けてのお考えをお答えください。二つ目は、総合計画の位置付けも含めて、再検討したいとの定例会での答弁でありましたが、どのような検討がなされたのかお聞きをいたします。併せて議会の議決事項となっていることについての見解をお示しをいただきたいと思っております。三つ目は、総合計画の策定に向けた今後のスケジュール、行政の感から言えば大体一年あればこれはできるというような代物でございますけれども、是非計画をお示しをいただきたいと思っております。

二つ目は、奄美振興特別措置法延長、再来年の3月で期限切れとなります。これについて、奄美群島成長戦略懇話会の議論の内容、どういう議論がなされておるのかというのが1点。2点目は奄美群島新ビジョン策定の主な政策課題は何であるのか。三つ目は、沖縄振興開発特別措置法における、沖縄テレワーク推進事業、沖縄振興特定事業推進費というのがありますけれども、これに見合う事業が奄振にはあるのかどうか、確認をしたいと思っております。

総務部長（三原裕樹君） まずは、奄美市総合計画についてお答えをいたします。次期総合計画の策定につきましては、先日和田議員の御質問にもお答えいたしましたとおり、新型コロナウイルスに関しては日本国内において現在、感染状況は落ち着いておりますけれども、今後の第六波の襲来も懸念されております。世界的に新たな変異株も登場し、感染拡大が続いている状況にあります。一方で、議員御案内のとおり、令和2年度国勢調査による人口確定値が先日公表され、今後も詳細なデータが順次公表されると見込まれることから、次期総合計画における目標設定において、最新の各種データを活用することが可能になってくるものと考えております。このような状況の中、新たな総合計画につきましては議論が可能

となる時期を見据え、次期総合計画の策定について検討をしているところでございます。

次に、位置付け、どのような検討がなされているかという御質問でございますけれども、本市では市町村建設計画をはじめ、各分野における個別計画に加えて、奄美大島5市町村、また、奄美群島全体で策定をしている計画、それから、国や県が策定をする計画など、多くの計画がございまして、まず、この計画体系の整理を進めるところでございます。このように、それぞれに計画期間の違う各分野における現状や課題、施策の方向性を示す基礎的な計画が多く存在する中において、総合計画にどのように反映していくのかということにつきましては、まさに、次期総合計画の策定を検討する中において、整理をしている状況でございます。

次に、総合計画が議会の議決事項になっていることについての見解でございますけれども、議会の議決権につきましては、議会の権限の中でも基本的、本質的なものであり、この議決により、地方公共団体としての意思が決定されることから、当然非常に重い権限であると承知をしております。そのため、奄美市議会として総合計画をその議決事項の一つに加えていることにつきましては、真摯に受け止めているところでございます。いずれにいたしましても、次期総合計画の検討におきましては、議会の皆様に御理解をいただけるよう、丁寧に議論を進めてまいりたいというふうに考えております。それから、今後のスケジュールということでございますけれども、前回の総合計画を策定する際、私も少し関わってございましたけれども、約2年間かけて、ワークショップ含めて計画を作った経緯がございます。新たな総合計画についての議論が可能となる時期を今後見据えながら、次期総合計画については検討を行っている段階でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、奄振法の関係の御質問、これも3点ほどございました。お答えいたします。まず、懇話会の議論の内容についてということでございますが、奄美群島新ビジョン懇話会として、11月12日に開催をされておまして、大学教授などの有識者をはじめ、国や県の関係者、地元市町村長からなる、委員により構成をされております。懇話会の中で、まず、現行ビジョンで設定をしている、数値目標にかかる実績値の確認と分析、事業の成果などの報告と併せて、新ビジョンの策定の目的や今後のスケジュール、新ビジョン骨子案の概要とその考え方などについて説明をされております。また、懇話会における、意見交換の中で委員から出た主な意見といたしましては、奄美群島12市町村がまとまってビジョンを策定していることを評価している、奄美群島にしかない独自性やすばらしさを発揮できるような新ビジョンの策定を、それから沖振法、離振法の拡充部分を取り入れるよう考えてはどうか、産官学金の日常的な連携の必要性といったような議論がございました。今後、懇話会でいただいた御意見を踏まえまして、奄美群島広域事務組合を中心に議論を重ね、新ビジョンを策定作業に引き続き、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、主たる政策課題は何かということでございます。これまで奄美群島12市町村は、国や県とも連携しながら群島民の幸せを実現する現行ビジョンのもと、各種施策に取り組み、奄美群島振興交付金による航路・航空路運賃や農林水産物輸送コストの低減など、着実に成果を上げてきたところでございます。今年度は新ビジョンの骨子の策定に向けて作業を進めているところでございますが、現在、議論をしている内容といたしましては、奄美群島が有する自然環境や固有の伝統文化などの宝を教育をとおして次世代につないでいくことの重要性を改めて明確にするとともに、経済成長により、生活の糧となる所得を確保するため、重点4分野、この4分野と申しますのは、農林水産業、ものづくり、観光交流、情報通信業、この4分野を基軸として、仕事の創出に重点を置いた産業振興を生み出すことを基本理念として、検討をしているところでございます。それから、沖振法の絡みでは、沖縄テレワーク推進事業、沖縄振興特定事業推進費、こういった事業が奄振にあるかという御質問でございますが、沖振法に基づく、国の沖縄振興策につきましては、道路や港湾などの社会資本整備のための公共事業関係予算、それと、用途の自由度が高い、沖縄振興交付金、これはハード交付金とソフト交付金を合わせた、いわゆる一括交付金というものでございますが、これらが中心でございます。これらのほかに議員から御案内のありました、ワーケーション推進や県外企業の沖縄進出を目的とした、沖縄テレワーク推進事

業、これ2020年に創設された事業のようでございますが、特定の目的のために、事業を別立てで用意をし、予算を確保しているものがございます。また、沖縄振興特定事業推進費、これは2019年度に創設されておりまして、ソフト交付金だけでは多様な地域課題、政策課題への迅速・柔軟な対応が困難なケースに備え、事業を機動的に推進するための財源として、ソフト交付金を補完し、主に臨機応変な財源捻出が困難な市町村に配分を行う事業というふうになっております。奄振事業につきましてはですが、奄振交付金が平成26年度に創設されておりまして、奄美群島の特性に応じた産業の振興、住民の生活の利便性向上に資する事業を柔軟に実施することが可能となっております。沖縄テレワーク推進事業の事業目的に見合う事業を実施するということが制度としては可能となっております。加えて、奄振事業予算に関しましては、毎年度国において補正予算も措置をされ、当初予算と合わせて一定程度の予算を毎年度確保いただいております、年度ごとの状況に応じて、臨機応変に事業を展開できるよう、今後も国において配慮がいただけるものというふうに承知しております。以上でございます。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。大変嬉しいことで、奄美市の総合計画をつくっていただくという答弁が今、なされたんだというふうに理解をします。是非この議会の議決事項として、入っているわけですから、その辺のところはしっかりとお考えいただきたいというふうに思います。それと、奄振の関係ですけども、公共事業は178億4,000万円ほど、非公共で28億6,400万円の4年度の概算要求、やはり、まずは、これをしっかりと確保するというところに集中していただきたいというふうに思います。いろいろ議論をしたいんですが、時間が迫ってまいりましたので、次にまいります。その他の施策についてであります。1から3まで一括して質問をいたします。まずは、離島の急患搬送の維持についてと書いてあります。これは、9月に県会議員の定例会でありました。いわゆる海上自衛隊鹿屋航空基地所属の救難ヘリ部隊が2022年度末で廃止になることにより、夜間や荒天時に災害要請を受けて、出動し、離島の急患を搬送できなくなる可能性があるとの議論がされておりました。このことは、県内の離島に住む、住民の生命に関わる重要な問題であると考えます。市町村長町会、または、議長会も含めてでありますけれども、一体となって取り組む問題だと思っておりますが、現況とこの取り組む姿勢についての見解をお示しをいただきたいということが1点。

2点目は、市民交流センターのWi-Fi等の現状についてということで、これは、東京から来たジャーナリストの方に、指摘を受けました。会議室には、引いてありますが、この交流センター館内のWi-Fiが設置がされていないと。こんなすばらしい18億円ぐらいですかね、かかった、センターに。このWi-Fiもないのは何事だというお叱りを受けました。そういうことで、このことについて現状をお聞かせをいただきたいというのと、設置についての見解をお伺いをいたします。

三つ目は、軽石の被害の状況について。これは、正野議員が質問で状況は理解をいたしました。2番目の、この国の財政支援状況、副環境大臣もいらしておりますから、その辺のこの具体的に国の財政上支援の状況はどうなっているか。この3点についてお答えください。

総務部長（三原裕樹君） まず、離島の救急搬送についてお答えをいたします。議員御案内の海上自衛隊鹿屋航空分遣隊、この救難機につきましては、自衛隊による、救難等の任務を航空自衛隊に一元化することに伴い、令和4年度末に機体を除籍するというふうなことでございました。これまで、同機が対応してまいりました、離島での急患搬送につきましては、全自衛隊が共同して引き続き、適切に対応していくとのことでございますが、離島からの急患搬送体制の維持は離島住民の生命を守ることであり、本市としても重要な問題であると認識をしております。本市と本土間の急患搬送につきましては、夜間などドクターヘリや消防防災ヘリの出動が困難な場合、この場合には、鹿屋市と沖縄県に所在する、自衛隊が出動対応をしていただいております、令和2年度の実績で申し上げますと、鹿屋から11件、沖縄から14件の救急搬送をしていただいております。このような中、本市といたしましては、本市を含めた、離島市町村長で構成をします、鹿児島県離島振興協議会から本年11月16日に防衛省と県選出

国会議員に自衛隊による離島からの急患搬送体制の維持ということで要望活動を行ったほか、知事も同日、同様に要望を行っております。この要望を受けまして、防衛省側からは、このことを重く受け止め、引き続き適切に対応できる態勢を早急に検討し、その方針を提示したいとの回答がございました。今後につきましても、離島住民の生命を守るために重要な問題でありますので、市町村長会の中央要望など、様々な機会を通じ、要望を粘り強く続けてまいりたいというふうに考えております。

教育部長（徳永恵三君） それでは、お答えいたします。市民交流センターのWi-Fi等の状況につきましては、現在、3階の各会議室等では有線LAN接続や、または、無線LANルーターの貸出等で施設の利用者へのWi-Fi環境の提供を行っております。同じく1階のマチナカリビングにおきましても、パソコン等の端末により、インターネットを利用できる環境整備も行っております。議員御質問のフリーWi-Fiの設置につきましても、現在、運用に向けて進めているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

市民部長（石神康郎君） それでは、軽石被害状況と国の財政支援のほうについてお答えをいたします。港湾・漁港、各施設の利用に支障をきたし、その規模が60万円を超えるものにつきましては、公共土木施設災害復旧事業を適用し、従来の災害対策と同様に復旧事業、補助金と特別交付税による、支援が得られることとなっております。規模の小さいものや海岸の小規模なものなどは、海岸漂着物等地域対策推進事業で対応できることになり、9割の補助となっております。去る11月30日に務台環境副大臣が来島し、本市に大量の軽石が漂着している問題で笠利町の土盛海岸と名瀬の朝仁海岸を視察いたしました。本市からは、両海岸が観光や住民生活に密着した重要な場所であり、民間による軽石除去、ボランティアも展開されていることを説明いたしております。副大臣からは、環境省は海のごみ補助金として補正予算を計上しており、足りない部分は補い、対応に困らないよう、全面的にバックアップしていくと述べられたことを受け、本市といたしましても今後とも海岸の軽石除去に注力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。是非ですね、この鹿屋の自衛隊のへりの関係は離島に住む住民の命に関わる問題ですから、この市町村長会全体で取り組むということと、議長会も含めてですね、しっかりと要望していただきたいというふうに思います。私どもは、自衛隊に真っ向から反対するというものではありません。やはり、憲法の範囲内で専守防衛ということ、また、こういう災害対応を自衛隊もやっておりますから、是非議会議員連盟もでございますので、そういった人達も含めてこの問題について一緒にやっていってほしいというふうに思います。Wi-Fiの問題は是非ですね、フリーWi-Fiを付けていただきたいことを要望しておきたいと思います。この軽石の問題はですね、今、除去をしてありますけども、仮置きになっている、これをどうするのか、そういったことも含めて、この財政支援をしっかりと国に要望するというをお願い申し上げて、立憲民主党、関 誠之の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（西 公郎君） 以上で立憲民主党、関 誠之君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時45分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

自民党新政会 竹山耕平君の発言を許可します。

20番（竹山耕平君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。自民党新政会の竹山耕平でございます。

まずは、安田壮平奄美市長におかれましては、市長就任、誠にめでたうございます。市民の皆様からの圧倒的な負託を得て、当選され、奄美市の振興発展に向けられた政治手腕の御期待は大変高いものでございます。新たな時代を担うべく、若さを前面に出し、恐れることなく、安田市長らしさを更に磨き上げていただくためにも、我々議会といたしましても、市長の政治姿勢にこれまで同様に是々非々の立場における議論をしっかりと交わすことで今後、更なる奄美市政の発展と市民の福祉向上につながるものであり、行政と議会の車の両輪として、より、歯車が噛み合うことが必要だと思います。ふるさと、奄美のために今後ともに全力を尽くしてまいりましょう。心から御期待を申し上げます。

次に、現在のコロナ状況について、新たな変異株、オミクロン株や到来が想定される、第六波への予防策、対応策へは水際対策強化をはじめ、これまでの職員皆様の経験と対応への取組をしっかりと維持し、関係機関と協力・連携、その体制により備えていただきたいと思います。また、軽石対策への対応や十島村近辺で群発する地震の影響に大変心配しております。このたび、4世帯16名の方が奄美市へ島外避難されました。今後も避難が続くと思われまます。心からお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い安全・安心に安堵されるよう、心から御祈念を申し上げます。それでは、私の一般質問個人質問を行います。先に、字句と質問順番の訂正をお願いいたします。1の(2)生涯学習の生涯という文字がですね、物事を妨げるという意味を持つ障害でございます。生まれてから亡くなるまでの一生涯の文字に変えていただきますようお願いいたします。

次に、2の(6)プレミアム商品券発券事業の質問をですね、(2)へ移動していただき、以下(3)から順番を下げて質問を行いたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、まずはじめに、教育行政について質問を行います。奄美市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業第8弾から進捗状況についてお伺いをいたします。コロナ対策事業第8弾では過去最大のプレミアム商品券発行事業に加え、特に、子どもたちや保護者、子育て世代に対する対策事業が多く盛り込まれております。また、子どもたちを取り巻く教育現場や日常生活においても、度重なる制限が設けられる中、今回も昨年を引き続き、子どもたちにたくさんの思い出をつくってもらいたいという応援事業、保護者、学校関係者の皆様からも大変ありがたいという声が届いております。前回は事業開始も遅く、特に、小規模校や併設校においては、利用できないというよりも利用しなかったという学校もありましたが、今回は昨年よりも利用範囲も広く、かつPTA活動や少年団、子ども会活動など対象範囲も広がり、大変ありがたい事業ともなっております。そのようなことから、子どもたちの元気活動応援事業の取組を紹介してもらいながら今年度中の見通しについてお示しいただきたいと思います。以下の質問より発言席にて行います。

教育部長（徳永恵三君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。本助成事業の実績は11月末現在で申し上げますと交付決定件数46件、助成金の執行予定額は359万8,837円となります。まず、学校関係の執行状況としましては、全部で9件の交付決定をしている状況であり、内訳としまして、大規模校で7件、68万3,250円、小規模校で2件、14万7,587円となっております。その他の申請内容につきましては、PTA各種協議会を含む、社会教育団体等で6件、44万円、スポーツ少年団や部活動等で31件、232万8,000円となります。今後の予算執行の見通しとしましては、本事業は本年9月13日から申請を開始しており、先に申し上げましたとおり、3か月間で約359万円を執行しています。これは事業予算額の約40パーセントの執行率となります。事業対象内容も5人以上の小規模団体からでも活用いただける制度となっており、活用実態については学校や社会教育団体、スポーツ少年団や部活動等をはじめ、様々な団体に御活用いただいているところでございます。本年度末までには予定通り予算を執行できると見込んでおり、事業を活用した団体様からも年度当初はコロナ禍で自粛していた活動等も新型コロナも収束に向かっている状況となったことと併せて、本助成金を活用したことで内容を充実させて活動を実施できたとの声もいただいております。今後もより一層事業の周知に努め、子どもたちに少しでも新型コロナ以前の元気な日常生活を感じてもらえるために、

本事業をもっと活用していただきたいと考えております。以上です。

20番（竹山耕平君） ありがたいことです。46件、359万円、約400万円弱で、先ほど学校関係では9件だと。中学校7件、小学校2件、後はPTA、スポーツ少年団、社会事業団ですかね、社会事業に関わるものということでございました。さっき部長もおっしゃいましたが、より周知を図りながら、また、ここで一つ昨年と引き続き、そういった形で今回、特に範囲を広げ、また、対象も広げ、更に、ありがたい事業となっているということは申し上げたんですけど、その辺りについて、教育委員会としてはどのようなことを本当に念頭に置いてこの今回の事業を取り組もうということをやっているのと、もう一つはですね、この事業を受けている子どもたち、また、先ほどPTAだとかスポーツ少年団の保護者、子どもたち、児童・生徒いらっしゃるわけですけど、そういった方々がしっかりと、この市が今回突発的なイベント的な事業でもありますので、この先しっかりと続くのかどうかも、来年度以降ということに、コロナの状況なのか、これが普段の日常的な取組だったら尚更ありがたいことではあるんですけど、そういったところで、そういった受けた方々がしっかりと認識をされて、この事業に取り組んでいらっしゃるのかについてちょっとお伺いしたいと思います。

教育部長（徳永恵三君） それでは、お答えします。先ほど議員のほうからも昨年度の事業との比較とかもありました。昨年は周知期間が短かったり、学校単位という、卒業生という単位もあったことから中々事業が喚起されなかった部分もございました。今回におきましては、やっぱり、コロナ禍の中、いろんな団体に対してまた、5人以上でも参加できるような事業を組み立てて是非子どもたちの元気な笑顔を見たいということで事業を組み立てております。また、今後とも周知を図っていきたいと思います。一応、先ほどちょっと活用されている方々の感想をちょっとここで3件ほど御説明させていただきたいと思います。まず、地区の青少年健全育成連絡協議会の活動例なんですけど、中学校・高校を花いっぱいにしませんか、と銘打って校区の道路脇の植帯に花や木を移植して地域の人にも元気を与えようという取組もございます。また、部活動の取組事例としましては、中学校のテニス部で部活動の制限や大会の中止などにより、3年生と1年生の交流ができないまま、3年生が引退したことから引退した3年生も含めた全員で送る会を開催して、友情が図られた取組。また、スポーツ少年団の取組としましては、水泳大会が中止となって練習の成果が発揮できない中、低学年の児童も参加できる特別大会を開催した取組、これにつきましては小さな子どもが一生懸命泳ぐ中、周りで上級生や関係者が皆で支えているような状況もございました。このようにいろいろな団体の方からの感想をいただいておりますので、今後とも周知を図っていきたく思っています。以上です。

20番（竹山耕平君） 分かりました。今の感想も含めてですね、しっかりと事業を受けている方々もその恩恵をですね、しっかりと感じ取って本当にありがたい事業でございますので、しっかりとまた、9件ということでもございました。後、28校ありますので、残りの年度中の、昨年利用しないと、する必要がなかったという学校もありましたので、是非多くの方々に利用していただきたいと思います。

次に、この島外学生応援事業の取組状況についてお伺いをいたします。この事業につきましても、この昨年に引き続きの実施していますが、この昨年ではですね、やはり、広報はその申請方法も含め、課題も残されたということで今年度実施ということですけど、その辺り改善点も含めてですね、この状況についてお願いします。

市長（安田壮平君） 竹山議員にお答えします。冒頭激励のメッセージをありがとうございました。島外学生応援事業の取組状況について御説明いたします。議員御承知のとおり、本事業は昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業として世帯収入の減少やアルバイト収入の減少などにより、学びの継続が困難となっている島外の学生に経済的な支援を行うことを目的とする事業でございます。

昨年度は延べ899件の支援を行っており、学生や保護者から多くの感謝の声が寄せられたと同っております。本年度も長期にわたる緊急事態宣言の発令など新型コロナの影響が大きい現状を受け、事業を実施することといたしました。本事業につきましては、朝山前市長が市政運営に際して、日頃おっしゃっていた、潜在的な問題を顕在化し、その解決に対して政策として手を差し伸べるといった姿勢を顕著に示した政策であると感じる次第でございます。なお、今年度の状況ですが、11月末現在で643件の支援を行っております。その中から事業を活用していただいた学生から心温まる声をいただいております、大変感動を覚えるものもございますので、大変恐縮ですが、一部御紹介させていただきます。コロナ禍でアルバイトができないため、3万円という大きな金額は学生にとってありがたいです。看護師の資格を習得し、大好きな奄美大島で働きたいです。また、別の方は今、私がここで頑張っているのも島の方々の存在のおかげです。私が島のためにできることは何だろう、早く島の力になりたいという気持ちでいっぱいです。温かい島がそこにあるというだけで心強く、今回のような学生応援事業を再び行ってくださり、ありがとうございます。120パーセント、200パーセントにして島に還元できるよう、一生懸命頑張ります。こういった、若い世代の皆様が島に帰って来たいと思いつけていただけるようなまちづくりに対しての思いを改めて強くするところです。本事業につきましては、申請締切を2月末までとしており、残り2か月半でございます。これまで地元紙や本市ホームページ、対象者への個別の案内などによる広報を行ってまいりましたが、これから帰省による人の流れも活発化する時期でございますので、先ほど紹介いたしました、対象者の声も御紹介しながらあらゆる手段による広報を行い、対象となる方に漏れなく事業を活用していただけるよう、制度の再周知に努めてまいります。

20番（竹山耕平君） 安田市長、ありがとうございます。また、一部この受けられた学生さんたちの声もしっかり市として受け止めてるんだと、そして、また、その言葉を受け止めているからこそやはり、この意義に対してですね、もっと深く、もっと高くですね、いろんな意味があるものだというふうに考えます。私も今、この質問をして良かったなというふうに改めて自分を褒めてやりたいと思います。ありがとうございます。本当に安田市長もですね、同じ子育て世代ということで、やはり、子を持つ者としてですね、しっかり安田市長にしっかりこれからもそういう声もまた、教育長も含めてですね、いただきたいなというふうに思います。本当にありがたいなというふうに今、感動で包まれております。しっかり、後は、また、2か月半あって、これまで昨年は900件弱、899件、今回は早くも643件、更にはまだ後2か月半残されているということでございましたので、今、市長がおっしゃったようにこの2か月半でできるだけのことをしていただいて、より、今日のいつも市長がおっしゃってるような愛郷心、郷土心をまた、育む情操を含めて、是非頑張ってもらいたいなというふうに思います。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、移ります。次に、学校給食費支援事業について、取組状況についてお示しください。

教育部長（徳永恵三君） それでは、お答えいたします。学校給食費支援事業についてですが、本事業はコロナ禍が続く中、子育て世代を支援するため、市内小・中学校の今年度2学期と3学期の給食費を半額減額するものでございます。コロナ禍においては、景気の後退などにより、仕事を続けられなくなったり、減収となった家庭にとって、給食費の半額減免は少なからず家計への負担軽減につながっているのではないかと考えています。安心・安全な学校給食の提供は奄美の子どもたちの栄養バランスや心身の健康、感謝の心など成長において様々な影響を与えます。また、食育をとおり、児童・生徒の食に対する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものと考えています。これからも安心・安全な学校給食の提供をするために努めてまいりたいと考えております。以上です。

20番（竹山耕平君） 分かりました。今の現状の取組については、今、部長がおっしゃったようなことです。2学期、3学期ということで給食費の半額の減免の事業ということで、4,300万円というこ

とで、9、10、11月の給食費を払っていただいて、残りの12月からですかね、1、2、3月を無償化、無料化という取組、そして、また、3学期の分をまた調整という形でやるというふうにお伺いしております。そこでですね、次のことをちょっと申し上げたくてですね、やはり、今回質問に入れました。これはですね、この給食費半額助成はですね、先ほど部長も中でおっしゃいましたが、この経済的な支援に限らず、やはり、子どもたちの確かな給食の、食事の提供と併せ、心身の健康、栄養のバランス、そして、食育の観点、食育の提供という観点からとても、大変、重要なもので位置付けられています。そのようなことからですね、今回2学期、3学期の半額助成でございますが、しっかり次年度からもですね、この食育の問題とこの給食、やはり、いろんな市長もおっしゃってますけど、やはり、この子どもたちを取り巻く、やはり、社会的弱者も含めてですね、やはり、奄美という地域性、いろんなことを考えるとやはり、この給食、食事というものが大変重要な位置付けというところから、是非次年度以降もですね、今回コロナの緊急対策事業という位置付けではございますが、やはり、各自治体、全国自治体、特に、町村。子どもの数、児童・生徒数の数が少ない自治体などでは、やはり、給食費の無料化、無償化は広がりを見せています。しかし、今、言ったような重要な位置付けという観点からは是非やはり、朝食も同じですけど、お昼しか食べていないという子どもたちも実際いることも確認されております。それだけこの給食という高い位置付けのものをもっともっと重要視するためには、やはり、市として何ができるのかというところで、本当は給食費の全額無償化、無料化をお願いしたいということも併せて、やはり、今回のような半額助成、2学期、3学期で4、300万円、ということは半額です。2学期、3学期で8、600万円、1学期も合わせると優に1億円は超えるというところで確かな恒久的な財源が必要にはなってくると思っております。先ほど来、自分が申し上げているようなことも置いてですね、間違いなく重要課題の重要政策の一つだとも思っておりますので、その辺りについて市長なのか教育長なのか是非お答えいただきたいなというふうに思います。

教育部長（徳永恵三君） それでは、お答えいたします。今回の給食費の2学期、3学期分の半額減免につきましては、コロナ禍が続く中、子育て世帯を応援するものでございます。給食費の半額減免の継続、無償化につきましては財源を伴うものであり、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。以上です。

20番（竹山耕平君） じゃあ、検討課題ということで、やはり、この私のこのタイミングでやはり、年度末に向けてということで、今、いろいろと事業実施に向けて話をしていますけど、この給食費の問題も今、予算編成のヒアリング、そして、また、来年度の予算に対してですね、いろんな取組をされているところだというふうに思いますので、やはり、この重要課題、今、検討課題ということもありましたので、是非とりあえずは検討、まずは、検討を始めないといけないと思っておりますので、是非お願いしたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

次に、(2)のこの生涯学習番組の取組状況についてお伺いをいたします。これは、今回のコロナ禍の中で活動が制限される中、新たな教育委員会としてですね、新たな取組として、始まった事業であるというふうに思います。この経緯と併せてですね、この今、この生涯学習番組を行った中で、この効果、そして、成果についてお示しできることがあればお願いしたいと思います。

教育部長（徳永恵三君） 議員の御質問にお答えいたします。この取組はコロナ禍により、社会教育関係団体の活動が制限され、参画意識の低下や会員の減少等の課題がある中、あまみエフエムの協力を得て、その課題解決のために、関係団体の自主的な取組として、令和3年7月にスタートいたしました。これまで月1回の収録を行い、毎月第3月曜日に再放送を含めて2回放送いただいております。その内容は私たちの町の自然や文化などまちづくりを支える地域の団体を紹介し、島を盛り上げていくための番組でございます。これまでに実際に活動を精力的に行っていた青年団をお呼びして、その魅力を伝えた

り、社会教育に長年携わっておられる方においでいただき、その課題や島おこしに大事なことを紹介していただきました。更には、オープンに併せて市民交流センターの啓発をしたり、文化協会や子ども環境調査隊のPRを行ったりしています。今後は時期に応じて成人式や家庭の日における、市民清掃の啓発を行ったり、奄美市PTA連絡協議会の取組紹介や地域女性団体の会員募集等を行ってしていく予定です。成果といたしましては、始まったばかりでまだ検証はできていませんが、社会教育関係団体の意義や在り方が問われる中、ラジオ番組をとおして各団体で精力的に活動をされている方の考えや取組紹介等を周知することができ、会員募集につながり、ひいては、生涯学習全体の底上げにつながっているのではないかと考えております。

20番（竹山耕平君） 中身は分かりました。この社会教育活動ということで、本当に幅広い方々がそのエフエムをとおして発信しているということでございますけど、この予算名はどうなっているんですか。

教育部長（徳永恵三君） 答弁の中でもございました、自主的な運営でこの各団体が出資して、エフエムさんに払っているような自主事業となっています。以上です。

20番（竹山耕平君） 分かりました。自主事業ということで、しかしですね、しかしという言い方はちょっとおかしいんですけど、せっかくなので、この広報では教育委員会というか、市というか、社会教育活動の一貫ということは、教育委員会だけの問題ではありませんので、その辺りは、この広報、広報って言うんですかね、その部分に対しては行ってるんですか。

教育部長（徳永恵三君） 学校の例えば管理職研修会だったり、いろいろな方法を通じて周知を社会教育団体とかに周知は行わせていただいております。以上です。

20番（竹山耕平君） 私も学校、小学校・中学校、いろいろと子どもがいるので、いろんな便りとか、学校便りとかもいろいろ見せてもらってるんですけど、見た記憶がなくてですね、そういったところでは、今、言った、周知を図っているということではございますけど、個人的にはまだ拝見、足りないなというふうに思いますので、是非その辺りはですね、是非もっと頑張って、いいことをやってますし、先ほど効果と成果についてはということだったんですけど、6か月、約7月から始まるとなると、6か月行ってますので、是非その辺りはもう少しちょっと教育委員会としてというか、市全体としても、取り上げることがあればもっと広がるんだろうなというふうに思います。そういう活動が制限されている中の頑張りを応援するという取組でございますので、応援するからにはやはり、そういったエフエムさんもですね、一緒になって取り組んでるというふうに今、聞きましたので、その辺りもうちょっと頑張ってほしいなというふうに思いますけど、部長、何か一言ありませんか。

教育部長（徳永恵三君） そうですね。やっぱり、結果的にその生涯学習の底上げになっているということもありますので、今後とも周知に努めてまいりたいと思います。以上です。

20番（竹山耕平君） いいことをやってますので、是非そういった意味ではもっともっとできる、ゼロ予算でできることだと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、2の市政についてお伺いをいたします。先ほどの教育行政でもございましたが、コロナ対策事業、この第8弾からお伺いをいたします。この地域の元気・魅力づくり応援事業の取組状況について、私も市のホームページ上でもですね、この事業決定に伴う案内に記載されているのを見ました。すばらしいなというふうに感じたので、ちょっと質問しようかなというふうに思いました。よろしくお願

たします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、議員御質問の地域の元気・魅力づくり応援事業についてお答えいたします。本事業は奄美・沖縄の世界自然遺産の登録を契機とした、アフターコロナの明るい未来に向けて地域において主体となる、各種団体等の自主的かつ地域社会の貢献性のある、地域活力増進に向けた取組や地域の魅力を今後につなげる取組を支援するものでございます。具体的には、集落や町内会で各種団体等が実施する、地域イベントや地域資源の磨き上げに係る経費を補助対象とし、補助額は上限30万円、そして、補助率を10分の8以内といたしております。実績といたしまして、申請件数は17件。そして、補助金の申請合計額は388万2,000円となっております。選考委員会において選考基準に基づく評価を行った結果、全事業採択いたしております。成果についてでございますが、本事業はお祭りなどの1回限りのイベントのみならず、地域資源を楽しみながら啓発する学習会・セミナーなど、少人数、複数回のもの、また、併せまして、コロナ禍における実施方法を検証するという観点から例年開催している既存のイベントについても補助対象といたしております。応募団体の皆様からはコロナの影響によって地域の行事が実施できずにいた中で、非常にありがたいというお声も多く頂戴するなど、コロナ禍の影響を乗り越える市民機運の醸成をしっかりと後押しできているものと考えております。以上でございます。

20番（竹山耕平君） ありがとうございます。本当にもう少しですね、具体的なことが話していただけたのかなと、今、少しざっくりっていう形だったので、できますか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、実際いくつかの事業内容についてお答えさせていただきます。一つには、子どもたち向けのフェスティバルということで、子どもたちのダンスや新体操、そして、お遊戯、吹奏楽部など子どもたちの発表の場の提供をするイベント。また、新たな観光コンテンツの創出事業ということで、座学や町歩き、そして、関連音楽ステージやインターネット配信など、また、町内の宝を改めて探し歩く、町歩きという形で町内の方々を含め、町内外の方を御案内してそれぞれの集落の宝を探してもらおうと、その宝の観光ルートという視察をしてもらおうという、そういったイベントがございました。以上でございます。

20番（竹山耕平君） 分かりました。今みたいな形で中身、自分もホームページを見た時に、すごい素晴らしい、いろんな、本当に幅広い各種の取組の方々が応募されて、それをしっかり、部長がおっしゃったように、17件、全部を採択したということで、本当に素晴らしいと思います。そういったことをやってますので、是非今回、先ほどからもまた、続くんですけど、このコロナ禍におけるイベント的な単発的なものなのか、昨年からもありましたように、活動が制限された、活動が中々寄付金が集まらない事業、後は、集落、町内会、そういったものにも助成というのもありましたし、そういったものの連続して、そういった、いろんな市がいろんなところをいろんな方面で、昨年、今年っていうことで、また、庁舎内でいろんなもっとういうふうにしたら市民の皆さん、町内会、各種そういった方々に応援が支援ができるんじゃないかというふうな工夫を凝らしてるんじゃないかというふうに感じたんですよ。そういったところでは是非この事業もですね、ちょっと取り上げてみたいというふうに思いましたので、是非頑張ってください。ありがとうございます。

次にですね、この先ほどちょっと変えた、このプレミアム商品券発行事業の件についてですね、質問をしたいと思います。この件につきましては、少しこのプレミアム商品券も通常のお店で、小売店とかで扱えるような、と併せて飲食店で扱えるようなほーらしゃ券と飲食店応援事業ということの事業は二つあったと思いますが、お願いします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。まず、最初に、令和3年4月から6月に実施いたしました、感染防止対策宣言店舗応援プレミアム商品券につきましては、感染防止の意識の醸成及び消費喚起を目的に1冊5,000円分の商品券を3,000円で販売し、これを1万冊発行いたしております。販売総額3,000万円、発行総額5,000万円、予算額は2,500万円となっております。使用期限は今年の4月から6月までで、換金期限は7月7日までとなっております。加盟店舗は533店舗で、換金率は99.2パーセントとなっており、業種ごとの換金率は各商品小売業が33.21パーセントで最も多く、次いで、飲食、宿泊業が23.55パーセントとなっております。予算執行率は94.89パーセントとなっております。現在、実施しております、令和3年度プレミアム商品券ほーらしゃ券につきましては、地域経済の活性化及び消費喚起を目的に1冊5,500円分の商品券を4,000円で販売し、これを10万冊発行いたしております。販売総額4億円、発行総額は5億5,000万円となっており、予算額は1億7,200万円となっております。使用期限は令和3年10月から令和4年、来年の1月31日までとなっております。12月3日現在の加盟店舗は574店舗で、換金率は45.21パーセントとなっており、業種ごとの換金率は各種商品小売業が33.89パーセントで最も多く、次いで、その他小売業が18.54パーセントとなっております。今回の令和3年度ほーらしゃ券につきましても感染防止対策宣言店舗応援プレミアム商品券の同様に事前申込期間を設け、事前申込のあった市民のみ購入でき、購入できる方には購入引換金を送付いたしております。また、申込方法につきましてもプレミアム商品券と同様に書面による申請のほか、インターネットによる電子申請を受け付け、どなたでも簡単に申し込みいただける環境を整備いたしております。これまでは、販売日当日に先着順での店頭販売を行っていましたが、事前申込期間を設けたことで、購入希望者が殺到して密になる、長時間並んだが、購入できない、仕事等の都合により購入できないなどの課題解決にいたっております。また、今回から販売店においてタブレット端末を導入したことで、販売事務や購入者管理の簡素化、迅速化を図り、サービスの向上につながっております。更に、例年であれば加盟店が換金する際に2パーセント分の換金手数料を負担いただいておりますが、今回は新型コロナにより、影響を受けた事業者を支援する考えから手数料の負担なしで換金をいたしております。換金手数料を免除したことで例年より加盟店舗数も増えております。また、表紙の半券で参加できる、なぜまち商店歳末大抽選会などのイベントもございますので、是非積極的に御利用いただき、生活に役立てていただきたいと存じます。今回の令和3年度ほーらしゃ券につきましては、これまでの商品券事業と比較してプレミアム率も高く、予算規模も大きくなってはおりますが、未だ新型コロナが完全に収束しない中で本市経済への影響も著しいことから消費を喚起し、域内経済の循環を促進する、本事業を効果的に執行することが一定の経済効果を生むと考えているところでございます。今後本事業の効果的かつ適切な事業の執行に向けて更なる周知・広報を行い、地域経済の活性化につながるよう努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

20番（竹山耕平君） 大変ありがたい、これも取組で、昨年に引き続きでありますけど、今、部長がおっしゃったようにやはり過去最大の本市としての取組といたしましても、この過去最大のプレミアム商品券の発行額ということで、本当にありがたいなと。これが1月末をもってですね、終了ということでございますけど、ここで一つ、また、今の取組についてはありがたいなというふうに、また、売切れですよね。ということで、本当にありがたい事業だということなんですけど、これ通常の当初予算ででてる10パーセントの同じプレミアム商品券ほーらしゃ券、この取り扱いはどうなるのでしょうか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） まずは、コロナ関係の臨時交付金に関しまして、まず今回、この1月31日までの商品券という形で発行をさせていただきました。今後、また、そういった状況も鑑みながら、こういった形で商品券等の発行ができるかどうか含めて、今後、また、検討をすると思っております。よろしくをお願いします。

20番（竹山耕平君） 当初からの予算である、ですよ。2億2,000万円でしたっけ。ですよ。ほーらしゃ券、これがですね、昨年からもちょっと言ってるんですけど、すべてがこのプレミアム商品券っていうのがほーらしゃ券という名がついてですね、どのプレミアム商品券のことを言ってるのか、昨年からいろんな種類のプレミアム商品券が発行されてるので、少し区別がちょっとつきにくいという声もあって、そしたら、また、今年もちょっとほーらしゃ券ということだったので、結構勘違いされる方も多いですよね。また、このコロナに対してのこの緊急経済対策としての今回の取組なんですけど、何ですか。1月末までだと、ですけど、通常のやつだともう普段であれば、9月・10月頃から発行して、年度末まで使えて、更には、やはり、消費される方々はやはり、年度末の、やはり、大変忙しい、この年末から年度末にかけて、また、新年度の準備にかけていろいろと準備を揃えるための、本当に普段の事業としてもですね、ほーらしゃ券は広く愛されていたというふうな事業なんですよ。そういった意味では、今回1月までしか使えないということは2月から3月、やはり、また、違う形での、先ほど消費者の市民の方々はやはり、そういう買い物をされるいろんな意味であるんですけど、今、部長がですね、どういう形で。検討したいということだったんですけど、発行していく予定があるというふうに受け取っていいんですか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） ただ今、現在の商品券は早めに経済循環を生み出すため、また、短期間で経済確保を大きく生み出すためのもので、期間も例年よりも短く1月末までといたしておりますので、その状況を見ながらまた、検討をする場がありましたら、そうしたいと思います。ただ、あくまでも今回1月31日までの商品券をまず、しっかりと発行して経済循環を生み出したいというところでございますので、御理解いただきたいと思います。

20番（竹山耕平君） 分かりました。そういう意味ではやはり、先ほど申し上げたようにやはり、この2月から年度末にかけて、新年度にかけてのこの大切な、いわゆるまた、市民のその消費力・購買力というのをまた、繁忙期と言ったらこのぐらいがすごい繁忙期なんですよ。そういう意味では、是非ですね、検討する余地があれば是非検討を早めて、販売も基本的には終了して全部売切れているわけですので、そういったところはちょっと是非御検討いただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。次にですね、この子育て保健福祉複合施設、この計画についてお伺いをいたします。今回は今度の（4）のバスターミナル事業のこれについても同じような形でこの二つをですね、聞きたかったのが、要はこの末広・港区画事業内の建物がこのたびですね、このマリンタウン事業のこの区域内に移転し、このたび、先日開業を、初の民間事業ということで、開業をようやく成し遂げました。ありがたいことです。そういったところからですね、ということはこの元の建物も12月から解体準備が始まりました。来年の2月の末をもって今の既存の建物を取り壊すと、解体するということがあります。そういったところからは含めて関連するんですけど、マリンタウン地区内ですね、この国の合同庁舎再生整備計画、この測候所とか、海上保安部とか後は、財務事務所、そういったところが入る、この合同庁舎の計画もですね、着々と進んでるんですよ。そして、令和4年度、2022年度から2か年をかけてこの整備計画がもう決定されてるんですよ。そういう意味においては、この（3）のこの福祉施設は実施設計まで終わってるからいいんですけど、このバスターミナルの計画についてもというところでちょっと質問をしたいなというふうに思ってます。質問をさせていただきます。この子育て福祉保健複合施設のこの計画につきましては、基本実施設計から前回も質問したんですけど、本当に一定期間が過ぎてこの基本構想、基本計画の段階からもう5年が経過してるんですよ。あんまりこういう5年もかけてってことはまだ発注が令和4年度できないですよ。事業の2月、今年度末で既存の建物が、更にはその測候所が一部、建物自体には入らないですよ。影響ないですよ。影響ないんで

すけど、次の計画が着々と周りは進んでるんですよ。だからこそ、令和4年度頃本当であれば、一応事業計画としては実施できる計画だというふうに僕は考えているんですよ。そういったところから、やはり、この質問をしたいんですけど、この間に建設費に係る資材の高騰、そして、いろんな経費は、今回の庁舎だとか市民交流センターで言えば、汚泥の処理費など必要経費、そういったものが加算され、そして、また、される中ですね、どんどんどんどん高騰されてる。これからちょっと先についても同じような状況が続くというふうに思いますが、そういったところからこの建設費及びですね、総事業費をですね、どのように今、市としては考えてるのか、受け止めてるのか、そういったところをですね、お答えしていただきたいなというふうに思うのと、前回、所長がですね、最後、やはり、コロナ禍における新たな生活様式、そういったものでも見直す必要があると、そういったこともありましたので、その2点についてですね、お示ししていただきたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、竹山議員の御質問にお答えしたいと思います。子育て保健福祉複合施設でございますが、もう一度最初から理念を申し上げますが、子どもから高齢者まで多世代交流活動を通して本市の子育て支援、それから健康づくりの課題解決に向けた拠点施設を造りたいということで始まっております。その目的で市民の皆様の声を汲み取りながら平成28年には基本構想、基本計画、平成30年度に基本設計、令和元年度に実施設計と、議員御案内のとおり、進めてまいりました。繰り返しになるかもしれませんが、近年の建築事業、議員御指摘のとおり、建築需要の高まり、建設関係費用の高騰化しているところ、それから、新型コロナの生活様式の変容というところも前回説明させていただきましたが、これらによって、環境が変化していると、28年当初よりは社会状況が変化しているという現状でございます。それらを考えまして、それから、今年度完成しました、市民交流センターもできましたが、それとの住み分けというところも今回少し答弁させていただきたいんですが、同じ交流という部分で交流センターにできること、それから、複合施設にできること、それらをしっかり見極めた整備計画の見直しをしたいと検討しております。コロナによる生活様式としてどういうふうな見直しをしたかという御質問ですが、それについてはまだこれから整備計画が見直しということですので、まだできあがっておりませんので、御理解いただきたいと思います。

20番（竹山耕平君） 分かりました。先ほどから申し上げてるように、そして、また、自分がこれまでもこの同じ質問をですね、年に一回か二回は必ずするのは、やはり、その事業実施に向けて当初の予算が15億円なのか20億円なのか、その辺りだと思うんですけど、その総事業費で収めていくのか、やはり、今まで言った社会情勢の中の資材高騰やら、やはり、この市民の皆さんが一生懸命この基本構想から皆さん一生懸命頑張ってきて、市民を巻き込んでいろんな、何て言うんですかね、ワークショップなどを開いているいろんな意見を取り入れてすばらしい建物、すばらしい施設をこの子育て世代から見るといろんなところででてくる、この屋内での子どもたちを遊べられる場、そして、高齢者から考えると、市営の大浴場と言うんですか、中浴場というか、そういったものが入る施設、本当に楽しみにしてるんですよ。そういったところからはやはり、この金額がですね、その当初事業費よりかなり見積もりをですね、大きく変更を余儀なくされる、しかし、皆さんの期待に、期待以上のものに応えていかなくちゃいけない、というふうに思うので、この先どうなってくるのかっていうのは、先ほどから申し上げているように、この11ブロックの中はですね、どんどんどんどん整備されていきます。空き地が続くんではなくて、しっかりとした、近い将来構想をですね、しっかり見据えて是非取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、この責任者は永田所長でよろしいんですよ。なので、是非永田所長がしっかりいらっしゃる間に建物にテープカットができるぐらい事業を実施をですね、早めていただきたいと思いますので、お願いします。

次の(4)のバスターミナル事業計画につきましても、今、話した、この11ブロック内の測候所の、要は測候所の先、計画が進んで、2年をかけて令和5年度には完成すると解体は令和6年度なの

か、そういったところも入ってくるということでは、基本構想がまだ固まってないですよ、このターミナル。しかし、もう令和5年度、6年度にはもう見えてきてるんですよ。次の計画が、次、できる計画が。解体で更地になることは間違いないわけですから。そういったところでやると、やはり、このしっかりとこの基本構想を固めていただきたいということで、やっぱり、今まで20数年前からいろんな事業計画があったじゃないですか。奄美大島、今は、バスセンターなのか、ターミナルビルの計画もターミナルビルという名前も今の活性化基本計画に載っていると思います。前は生涯学習センターだとか、商業施設にホテルだとか市営住宅とか今までずっといろんな取組がなされてきたんですけど、今のこの基本構想についてどのようなお考えなのでしょう。失礼しました。後ですね、令和元年度にこの事業所の企業アンケートを実施していると思うんですよ。その結果がもし、検証されたことがあれば、併せてお願いします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） まず、議員お尋ねのバスセンターの整備計画につきましては、令和元年度に国の補助事業を活用しまして、PFI事業手法による、整備と運営の可能性調査を行ったところでございます。その調査結果といたしましては、バスセンターの単独案や店舗や宿泊施設との複合案など用地取得方法や事業手法の可能性が取りまとめられたところでございます。この報告をもとに、国との意見交換会等を行っているところでございますが、今後の社会情勢との動向を踏まえ、必要な事業の在り方について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

20番（竹山耕平君） 基本構想がですね、まだやっぱり固まってないというのが分かるんですけど、いろんな案件あると思いますよ。進めるにあたって、国の情勢もちょっと変わってきてるので、そういった意味では少しちょっと悩まし気な問題も抱えてるかもしれませんが、やはり、もう次の計画が見えてきてるので、ということは、その次の計画も同時に並行して進めていかなければいけないんですよ。そういったところからはしっかりと部長もですね、多分ちゃんと理解を示してくれていると思うので、しっかりと認識されていると思うので、是非この奄美大島バスセンターなのか、バスターミナルなのか、後は、どういったPFIなのかですね、PPPなのか、そういった手法も含めて、できる可能性を是非早急にちょっと進めていかないといけないんじゃないかと、基本構想を進めるというのはやっぱり1年から2年、基本計画を定めるにしてもそれぐらいかかると思うんですよ。なので、その辺りしっかりとですね、令和6年ぐらいまではもう見えてきてます。もうあと2、3年ですよ。そういった意味では是非お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、この働き方改革として、この公共工事リフレッシュサタデー、この本市の取組状況、また、今後の計画・取組についてあればお願いしたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） 公共工事のリフレッシュサタデーにつきましては、建設業における働き方改革の促進を目的に実施をしている取組でございまして、鹿児島県内の発注機関と受注者が一体となり、公共工事の現場一斉閉所を行うものでございます。本市におきましては、県の呼び掛けに賛同し、この取組に参加をしているところでございまして、昨年度は令和2年11月14日が現場一斉閉所日として設定され、受注者に対し、現場一斉閉所の協力依頼を行い、実施にいたっております。今年度につきましては、現場一斉閉所日をリフレッシュサタデーと銘打ちまして、毎月1回第4土曜日ですが、拡充をされ、11月6日には九州沖縄ブロック全域の公共工事において現場一斉閉所が幅広く実施をされております。なお、昨年の現場一斉閉所後に行った、受注者アンケートでは県内全体で1,216件の工事に関して回答があり、現場閉所の実施率は93.3パーセント、本市発注工事における現場閉所実施率は95.2パーセントとのアンケート結果が出ております。一方で、現場の工程上、やむを得なかった、閉所にすると工期内完成が難しくなる、また、下請け企業との調整がつかなかった、などの理由で現場閉所を実施できなかった工事もあり、週休2日の定着に向けた課題も見えております。今後はこのよう

な課題の解決に向けた協議を行い、次年度以降の計画を検討しながらリフレッシュサタデーの推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

20番（竹山耕平君） 取組についてありがとうございます。しっかりと理解できました。高い一斉閉所をしていただいたと、御協力いただいたということなんですけど、やはり、そのアンケートとかにもあったかもしれませんが、やはり、これ適正工期がですね、やはり、今度は求められてくると思うんですよね。土木・建築・水道・港湾、いろんな公共工事ありますけど、やはり、このやりやすい、取り組みやすい業種ですね、そういったことが結構あると思うんです。中々難しいのが建築じゃないかなと多くの方々、業種が関わるものですから、そういったところを是非行政としては何ができるかというところ、やっぱり平準化と適正工期が求められてくると思いますので、是非働き方改革ということ、また、更には、人材不足・担い手不足、そういった人手不足も含めてですね、少しそういった対応ができるものなのかなども含めて是非お願いしたいなというふうに思います。よろしくお願いします。それでは、最後に、この保育施設の在り方検討委員会の進捗状況につきましては、栄ヤスエ議員、また永田清裕議員の答弁でしっかりと、これまでも私も質問している中で理解をすることができました。ありがとうございます。そこで、少し思ったのは、この計画、次の計画が、一番はいつから運用するんだというところがちょっと聞けなかったんですね。そういった部分が今のところ言えないのか、検討委員会で諮ってないから示すことができないのか、そういったところをちょっとお願いしたいと思うんですけれど。

笠利総合支所事務所長（濱田洋一郎君） 新設する認定こども園ですけれども、現時点で具体的に令和何年度に供用開始ということは現時点では申し上げられないということでございます。100人規模の認定こども園を新規に建設いたしますので、大規模な事業ということになります。したがって、令和4年度から策定をしていく基本構想につきましても、全体のコンセプトと言いますか、施設の完成イメージとか、保育メニューとか、それから、認定こども園にどういう機能を持たせるのかというようなこと等々をより丁寧に時間をかけて議論をする必要があるかと思っております。その上で基本設計、実施設計、そして、施設の建設となりますので、この事業の進捗状況を市全体で共有をしながら進めていくということになりますので、御理解いただきたいと思っております。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） 住用地区の場合は今後の計画につきましては、今年度中に基本構想策定委員会の設置に向けた準備を行い、令和4年度に基本構想策定委員会を開催し、施設の規模や設備等について協議していただき、その後、施設整備に向けた、基本計画や実施計画を作成し、施設建設の流れになりますが、住用地区の保育サービスの充実に向けて早期に供用開始できるように努めてまいりたいと思っております。議員からの御指摘の、現段階の年度等のことですが、現段階でちょっと申し上げられませんが、基本構想策定委員会を踏まえながらまた、いろいろ御検討したいと思っております。よろしくお願いします。

20番（竹山耕平君） 検討委員会のほうにしっかりと諮って、規模とかいろんな形は少し見えている部分があると思うので、これからやはり、僕の中ではやはり、これまでも申し上げているように、5年先、10年先のやはり、先を見据えるというよりも、今の子どもたちを大事にしてほしいなという形にも思っておりますので、是非このデザインビルド方式、やはり、設計施工一体型、それだと普通の発注よりもハコモノではなくて、行政が考えるハコモノではなくて、少し柔軟なその地域に合った、地域に、エコに、環境に優しい、そういったいろんな方式がありますので、この設計施工、このデザインビルド方式というのをですね、取り入れると少し工期が短くなる可能性もありますので、お願いを申し上げ、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございます。

議長（西 公郎君） 以上で自民党新政会 竹山耕平君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後２時３０分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き一般質問を行います。

無所属 奥 輝人君の発言を許可します。

15番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、きゅうや、うがみしょうら。こんにちは。私は自由民主党所属、無所属の奥 輝人でございます。あらかじめ、通告しています一般質問を行います。

2021年、令和3年、本年最後の12月定例会、一般質問の最後となる大トリを務めることになりました。

さて、安田壮平新市長、市長就任、誠におめでとうございませう。今回の奄美市長選挙において、42歳という若さで初挑戦をして、奄美市民の皆さんの審判を受け、評価と期待をいただき、民意が反映される結果となり、本当におめでとうございませう。これまでの経験と体験してきた、たゆまない努力とたゆまない情熱、そして、奄美市を更に発展をさせたいという熱き思いが市民の皆さんに浸透し、そして、市民の皆さんにしっかりと見える化となり、若い力の壮平に任せようという市民の強い思いの結果の賜物であると思ひます。その若さを味方に、活動力と行動力、そして、発言力と発信力をいかに発揮されて、奄美市の更なる活性化と活力に頑張っていたいただひきたいと思ひます。

次に、12月定例会初日に行われまひた奄美市議会議長選において、9代目の新議長となりました、西 公郎議長、誠におめでとうございませう。向こう2年間、しっかりと議会の公平・公正さを保ち、緊張感とスピード感を持って、市民に開かれた議会を目指して頑張っていたいただひきたいと思ひます。なお、今回私も議長選に立候補まひましたが、残念ながら力及ばず次点となりました。私を支援していただひきまひた議員の皆さん、そして、市民の皆さん、本当にありがとうございませう。

さて、奄美は新型コロナの影響により、ここ2年間ほとんどコロナ対応に追われ、島全体が静寂化し、疲弊化し、元気の抛り所もない状態となり、寂しさやむなしさを感じる日々でありまひました。これからは、withコロナからafterコロナに向けて、脱却、脱退をしていく期間となっていくと思ひます。現在、奄美大島奄美本島内において、10月2日以降、コロナの感染者が出ていない状況が続いていませう。だいぶ落ち着いていませう、だいぶ収まっていませうような感じがしませう。その理由にワクチンの2回接種の推進や島民一人ひとりのコロナ感染症対策への徹底など、コロナに感染しない、コロナに感染させない、その努力が成果を上げていませうとそのように感じていませう。また、島外からの観光客や入込客なども増加していませう状況で、観光業、宿泊業、飲食業など、活気が戻りつつあり、これから先もこの状況が続いてほしひいものでありませう。是非このままコロナの収束を願ひたいと思ひます。

さて、もう新年の2022年、令和4年もすぐそこまで来ていませう。新年が奄美市民の皆さんにとってすばらしい年になりますように、また、奄美市民が幸せを感じ取れる年に、そして、奄美市民が元気を発信できる年になることを祈念いたひませう。

さて、今回の一般質問は、議長選の前に通告があり、通告が日程上先となっており、私自身の公約でもある、一般質問は通告していくという趣旨のもとで通告していませう。それでは、一般質問を行ひませう。

1、市長の政治姿勢について、（1）新市長として、向こう4年間への抱負について、いよいよ新生安田壮平奄美丸は奄美市民の期待感を乗せて、奄美市民のわくわく感を乗せて、そして、奄美市民の幸せと幸福を願ひ、出航船出となりました。これまで市長選挙で掲げてきた公約の実現に向け、一步一步焦らずに奄美市民に寄り添う政治姿勢で、着実に、そして、確実に推進をしていただひきたいと願ひていませう。奄美市は合併をして早15年が過ぎ、これまでの政権は合併をして良かったというまちづくりを

目指して奮闘し、頑張ってきました。合併の効果は旧3市町村において、新庁舎の整備やインフラの整備に財政調整基金の大幅な積立など、目に見える形で良い面も数多くありました。が、まだ、行き届かない面もあり、工夫しなければならない面も数多く残されている感があるのも事実であると思います。それは、奄美市は守備範囲も広く、広大なエリアでもあり、隅々の市民の声が届きにくい、また、市民の声が反映されていないなど、改善策など、諸問題も残っている状況でもあります。また、新型コロナウイルスの影響による地域経済の立て直しに、活性化など、そのほかにも改善しなければならない面も多々あると思います。そこで、まず何から始めてどのような施策を打ち立てていくのかなど、新市長として向こう4年間の奄美市への抱負について、見解を伺いたいと思います。

後の質問からは発言席にて行います。

市長（安田壮平君） 奥 輝人議員にお答えいたします。激励のメッセージありがとうございます。新市長として向こう4年間への抱負についてということですが、市民の皆様からの厳粛な負託をいただき、奄美市長として4年間、市政運営の舵取りを担う重責を、日に日に強く感じ、また、その期待に応えたいとの思いも強く抱いております。就任間もない間ではございますが、市幹部お一人お一人と市が抱える具体的な課題などについて、意見交換を行いました。各部長とお話をする中で、長年の行政経験で培った知恵、経験を持って、まだ若い私を支えていただけること、嬉しく、心強く感じた次第です。私は現在、市役所が抱える諸課題の解決にしっかりと取り組みながら、コロナ禍によって閉塞感がある社会情勢を打破し、明るく、優しく、風通しの良い、未来都市・奄美市の実現に努めてまいり所存です。4年間の抱負ということですが、まずは、新型コロナからの経済社会の回復を目指して、感染防止対策にしっかりと努めながら、とりわけ経済分野においては、観光・交流を中心にコロナ禍以前の経済環境を取り戻すことが肝要と感じております。同時に、マニフェストでお示した持続可能にかせぐ地域づくりに着実に取り組むことで、地域経済を活性化し、地域内総生産額を高めることにより、市民所得の向上を目指してまいりたいと思います。これは同時に世界自然遺産にもしっかりと対応して、観光・交流を活性化していくということでもあります。また、この実現に向けて、市役所の中でも私自身の考えを職員にも浸透させること、そのことにより常に職場環境を改善し、市民サービスを最優先とする市役所の風土づくりに取り組んでまいりたいと存じます。そして、2年後、令和5年には、11月に開催が予定される特別国民体育大会相撲競技が行われますが、事前のイベント開催など、未就学児から大人まで市民を巻き込んだ機運づくりに努めるなど、これから予定される大型イベントの成功に向けた取組を進めていきたいと存じます。同じく、令和5年12月には奄美群島は日本復帰70周年という大きな節目を迎えます。振り返りますと、日本復帰60周年の際には、本市のみならず奄美群島が大きく盛り上がり、奄美群島の過去・現在・未来を発信する大きな1年でもございました。そのため、この奄美群島日本復帰70周年に向けては、今年度、来年度、再来年度と、教育分野はもとより、次の世代を見据えて官民全体で盛り上がる機運の醸成に努めてまいります。歴史を顧みますと、この日本復帰70年の節目に向けた本市及び奄美群島の盛り上がり、令和5年度末に期限を迎える奄美群島振興開発特別措置法の延長・拡充に強くつながっていくものと存じます。奄振法の延長・拡充につきましては、群島町村はもとより、国・県とも積極的に連携し、時代に応じた新たな課題にも対応する制度創設も含めて、改正延長を断固勝ち取るよう、全力を傾注してまいりたいと存じます。課題は山積しておりますが、私自身職員と共に汗をかき、一つ一つ問題を解決しながら、88の項目にまとめた私自身の皆様とのお約束も実現できるよう、一步一步取組を進めてまいり所存ですので、議員におかれては引き続き、御理解・御協力をたまわりますようお願い申し上げます。

15番（奥 輝人君） 市長、ありがとうございました。向こう4年間ということで、今いろいろなイベントや、また、行事など大きなイベント等もありますので、そこ辺り、やっぱり官民共同ですね、また、奄美市の職員も、本当、優秀な職員もいますので、これ、冒頭と同僚議員からも話があったよう

に、やっぱり、協力しながら、また、切磋琢磨しながらですね、その各種イベントが大成功のもとに終わられるようにですね、是非その若い力で頑張っていたいただきたいと思います。市長、頑張ってください。

それではですね、(2)番のトップセールスマンとしての抱負について伺いたいと思います。奄美市には貴重な資源や貴重な宝、そして、貴重な財産など数多くあります。各集落においても一集落一ブランドなど、集落民を挙げて推進をして発信をしているところでもあります。そのような中、本年の7月には、奄美は世界自然遺産にも登録され、世界から注目を浴びているのであります。この登録を契機に、更なる奄美の飛躍に向けて取り組んでいかなければと思うところでもあります。貴重な資源や財産といえ、例えば、自然では海や山、空気、多種多様の動植物などの自然の宝庫があり、食文化では、島料理の地鶏鶏飯に島豚、わんほね料理に、正月のアザミ野菜料理に、近海でとれる海鮮料理、そして、飲んだらやめられない黒糖焼酎などがあり、伝統芸能では、三味線や太鼓、鳩笛を駆使した島唄に、八月踊りに、島ユムタの方言、そして、伝統の船漕ぎ大会など、また、伝統工芸では、大島紬を構成する泥染めに機織りなど、また、伝統産業では、農業作物や水産物、加工品など、新鮮な飲食物など、発信できる要素が数えれば数えきれないほどに財産・遺産があると思っております。さて、そのように奄美は資源の宝庫であります。奄美を全国に、そして、世界へ宣伝していくために、トップセールスマンとしてどのような取組をしていこうと考えているのか、その抱負について見解を伺いたいと思います。

市長(安田壮平君) 答えさせていただきます。市長としてトップセールスマンとしての抱負についての御質問でございます。まず、朝山前市長も大都市でのPRのみならず、ドイツやアメリカ、台湾など、奄美の紹介のため、積極的にトップセールスをこなしておられました。その成果としては、横浜DeNAベイスターズの秋季キャンプの誘致など、多くの実績を残されたものと感じております。私自身も朝山前市長の姿勢を継承し、かせぐ地域をつくるという決意のもと、物産をはじめとする奄美市そのものを売り込むことで、人と投資を呼び込みたい、その思いをもって積極的にトップセールスを行ってまいりたいと考えております。世界自然遺産登録、朝日中学校吹奏楽部、大島高校野球部といった、今を生きる世代の活躍、これから迎える奄美群島日本復帰70周年、議員御指摘のとおり、奄美群島は全国から大きな注目を集めております。コロナ禍ではありますが、正に今、世界に発信する好機を迎えており、国内外に本市を売り込むための知恵と行動力の発揮が求められているものと感じています。また、重ねて申し上げますが、市長としてのトップセールスは従来、一般にイメージされる物産や農林水産物のみならず、観光地としての魅力、ふるさと納税、また、人の温かさなど、正に、奄美市そのものを売り込むことが大事であると考えています。そのためには、SNSや動画配信など、新しい手法を積極的に導入していくことと併せて、報道機関、各メディアとの連携、御理解・御協力もいただきながら、市民の皆様にも見える活動を展開する必要があると存じます。今後とも、本市が迎える好機を逃さず、販路の拡大はもとより、地元の生産者をはじめとする皆様の意欲を後押しするよう、市長としてのトップセールスに尽力してまいります。

15番(奥輝人君) 市長、ありがとうございます。もう本当、今、市長がおっしゃったとおりでありますので、やっぱり、奄美市のトップセールスマンとして、また、この奄美群島のリーダーとしてもですね、この奄美市だけではなくて、やっぱり、奄美本島、また、奄美群島内を、やっぱり、世界に、やっぱり、PRしていただきたいなと思います。この奄美においては、やはり、ほかの島々も同様でありますので、やっぱり、この奄美市だけではなくて、さっき言われたように、もう本当、奄美群島をトップセールスをして頑張っていたいただきたいと思います。また、市長の今のお言葉の中にですね、やっぱり、見える化ですね。どのような宣伝をしたらこうやって奄美がPRできているのか、そこら辺りもやっぱり、マスコミやら、やっぱり、テレビとかそういった情報番組等にも、やっぱり、出演されてですね、やっぱり、売り込むのも、一つのPR作戦だと思っております。過去においては、農産物でありますけれど、宮崎県の知事たちがですね、マンゴーをですね、宮崎マンゴーをもう美味しそうに食べ

て、それをPRしたことによってですね、マンゴーの日本一という産地化もできております。それとまた関連して、また、瀬戸内町のほうのパッションフルーツなどもですね、市長の先輩でもあります県知事のほうに行って、やっぱり、賞味をさせたりして、そうやっていろいろPRをしながらですね、その産地の産地育成とか産地化に向けて取り組んでいますので、そこら辺りもですね、全国各地に一応そういったイベントとか催しがある場合は、積極的に足を運んで、そういった奄美の農産物、そして、さっき自分が冒頭で言われました奄美の自然や遺産などを積極的にPRして、そして、成果が上がるようにですね、この4年間で頑張っていたきたいと思っておりますので、エールを送りたいと思っております。頑張ってください。

それでは、次の2番の質問に入りたいと思っております。次に、2番、農業振興についてであります。

(1) 後継者、担い手、新規参入者の育成についてであります。①現状について、奄美市笠利地区はこれまで農業振興に力を入れて、サトウキビ、畜産、野菜や花卉、果樹など、農業生産を引っ張ってきている地区であります。現在もその状況は変わらないものではあるが、農業の経営や形態が少しずつ変化しているのも事実であります。現在の状況を見ますと、サトウキビについては収穫面積の減少傾向が続き、生産量の減少という課題があり、畜産経営ではコロナ禍の中、子牛相場は高相場がキープされている状況下ではありますが、多頭経営化が進んでいるものの、生産農家の高齢化の課題があり、果樹や花卉ではハウス栽培のマンゴー栽培やパッションフルーツ栽培に切り花など、規模拡大化が進んでいるものの、やはり、これも高齢化が進んでいる状況など、課題や問題点も多くなっている状況であります。さて、そのような農業経営であります。問題は後継者や担い手の不足、また、新規就農者が伸びてきていないのが現状であると思っております。また、農家の高齢化も進み、平均年齢も高く、離農していく農家も増加している状況であります。今後の10年先を見たとき、更に、その先を見たときのことを考えたときに、奄美の農業は今後どのようにしていくのか、不安と心配でならないのであります。さて、今の現状について、打破についての見解を伺いたいと思っております。

農林水産部長（竹元康晴君） それでは、奥議員へお答えさせていただきます。現状について、現在、本市における農家戸数は令和3年の統計では1,051戸です。合併時は1,172戸で約10パーセント減少しているところでございます。また、各品目ごとの生産額の内訳といたしましては、合併時、平成18年度は、野菜3億8,000万円、果樹3億7,000万円、サトウキビ6億円、畜産3億9,000万円、その他含め総額18億1,300万円でした。14年経過しました令和2年度の実績では、野菜1億9,000万円、果樹3億8,000万円、サトウキビ5億2,000万円、畜産5億3,000万円、その他含め16億4,800万円、畜産に関しましては上昇しており、果樹は横ばい、サトウキビ、野菜につきましては緩やかな減少傾向となっているところです。原因といたしましては、議員御指摘のとおり、農家の高齢化や担い手不足、時代などの流れから職業選択の多様化により、緩やかに減少の状況として見受けられているところと認識しております。以上です。

15番（奥 輝人君） 分かりました。午前中の閣議員の答弁の中にもありましたように、総務部長が言われてた奄美市の人口もですね、一応、おおまかではありますけど、今の現在約4万2,000人で、合併当初はやっぱり4万8,000人ぐらいいたと思うんですよ。この奄美市でも約6,000名くらいの減少ということで、これはもう全国的な流れということもあると思っておりますけれど、やはり、この6,000名も減少ということは、一つのまちがなくなったという表れでもあります。もう本当、笠利町だけでも約5,000か6,000でありましたので、もうその一つのまちがなくなったのかなという、そういった、やっぱり寂しいなあという思いがしております。そこら辺りも勘案してですね、やはり、農業の農家もですね、やっぱりそこら辺りの減少に伴って、また、農家の減少も続いている、また、自然現象やらまた、も続いていると感じています。そこら辺りをですね、今後、今の答弁で分かりましたけれど、今後ですね、どのようにしていくのかをちょっと議論していきたいと思っております。

それではですね、②番目のですね、これまでの成果についてを伺いたいと思います。これまでですね、担い手の確保や新規就農者の確保に向けてはですね、奄美市もいろいろな施策や事業など、懸命になって取り組んできたところでありました。例えばですね、奄美市の営農センターや研修センターでの研修制度に、また、高校生などへの県立農業大学への幹旋など、また、就農時に対する投資資金への支援や融資、また、国からの制度で後継者を除く新規担い手、新規就農者への次世代投資資金など、多くの制度を活用させながら取り組んできたところでありました。これまで成果をどのように見ているのか、また、その成果がですね、上がらなかった要因ですよね、そこら辺り改善策としてどのようなことをすれば良いと思っているのかを伺いたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） では、議員御案内のとおり、各種の施策事業等を実施することにより、農家戸数の増加には至っていないものの、担い手農家への集約が図られ、また、畜産部門では、飼育頭数や生産額が増加するなど、一定の成果として上げられていると認識をしておりますところでございます。議員御質問の後継者、担い手、新規参入者の育成の課題につきましては、経営間もない新規農家については、経営が安定しないため、資金面等に余裕がなく、育成につながらない状況であることから、新規就農者に対し、農業次世代投資型事業の2年間の準備型、また、研修修了後に受けられる最長5年間の開始型での資金支援され、課題の改善を図っているところでございます。後継者、担い手や新規就農者は、本市の農業の発展のためには、重要な位置付けとして経営の安定を図る上で、国・県の事業等を活用し、今後も農家の育成を図りたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

15番（奥 輝人君） 部長、分かりました。もう本当、この農業についてはですね、やはり、魅力化がやっぱり、必要なという思いがしております。若干のIターンとかUターン、また、後継者などが笠利地区のほうでは、育成はされてはいます。やはり、魅力化なんですよ。それと、やっぱり、儲かる農業をしなければは、やっぱり、若者が、これ農業やっても食っていけないとか、お金が貯まらないとか、やっても借金ばかりだとか、そういう概念がまだ残っているのかなという思いがしております。そういった中でですね、やっぱり、この笠利地区においては、サトウキビや畜産経営など、本当、飛躍的に伸びてはきているものの、この対策としても、やっぱり、この自然ですよ。台風の被害が多かったり、また、あと、冬場の季節風などのそういった自然災害があるもんだから、やはり、そこで挫折する、そういった今までの農家もいて、離農する方もいたと私は思っております。そこら辺り、今後の改善策としては、やはり、私が思うにはですね、やっぱり、農業の魅力化ということで、農家にこうやって色んな支援やら助成などありますけれど、更に、そこら辺りを具現化してですね、更なるそういった育成が図られるような仕組みをまた、取っていただきたいと思います。そこら辺りはまた、後のほうで質問していきたいと思っておりますので、この件についてはですね、これでよろしいかと思っております。

それではですね、③番目のですね、女性向け担い手の育成についてであります。これまでですね、女性の担い手の育成については、男性同様に営農センターや研修センターなどでの育成はしているものの、卒業後においてなかなか担い手のなり手には厳しく、個人で就農しても長続きしないなど、厳しい面も多くありました。でも、例外でやっぱり、夫婦同伴でとなれば、これまでに就農されて成功している事例農家も顕在している状況であります。さて、女性の視点での農業はですね、男性と違い、作物に対するきめ細やかな丁寧さや愛情に、また、信憑性があり、作物に対する気力や能力など、兼ね備えており、今後も期待の持てる有望であると思っております。IターンやUターンの方など、農業経営に意欲のある方などのサポート体制を強化をして、育成に取り組んでほしいと思っておりますので、今後の女性向け担い手の育成についての見解を伺いたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） それでは、女性農業者の重要性は、魅力ある農業や生活を実現するため必

要であると認識しているところでございます。女性担い手の育成につきましては、現在、奄美市農業研修センターにおいて、2名の女性が研修中であります。奄美市農業研修センターにおいてこれまで、2名が卒業した後、新規農家として就農しているところでございます。卒業した後は2年間のサポートハウスの無償貸出を行い、堆肥の助成、耕耘手数料の免除などを支援しているところでございます。農業経営において、女性の能力を発揮できるよう、環境整備を促進し、家族協定をもとに、労働力の軽減を図り、また、スマート農業を取り入れながら、農業技術の習得について、関係機関による指導を行いながら、女性農業者に対する支援を引き続き続けていきたいと考えているところでございます。以上です。

15番（奥 輝人君） よく分かりました。一応、女性の育成ということですので、やっぱり、単独でとか個人でやるのはやっぱり、ちょっと厳しさもあると思いますので、そこら辺りやっぱり、過去に就農しているモデル農家ですね、女性が働いているとか、女性がやっぱり、農業をしている、そういった地域、地区に行ってですね、やっぱり、そういったモデル農家なども育成をしながら、女性の視点から見た農業のやり方なども、やっぱり、勉強させるべきだなという、私は考えております。また、やっぱり、女性が喜ぶのはですね、やっぱり、収穫をして、やっぱり、お金になったらやっぱり、喜ぶと思うんですよ。このぐらいのお金がとれると、まあこれ、反収で言えばは、反当たり、サトウキビで言えば10トンで20万円がとれるとか、また、カボチャで言えば10アール当たり100万円がとれるとかね、そういったことが実際に就農したときにそれが実際にあればはですね、あ、これだったらまた来年もやっていこうという、そういった思いが膨らみますので、まあこれは女性に限らず男性もなんですけど、やっぱり、こうやって一括してこうやってお金が入る、まあ短期間で入るとか、そういったことも勉強させながらですね、カボチャに限らず、あと、果樹でもいろいろありますので、そこら辺りを勉強させながらモデル地区などつくりながらですね、女性の育成に取り組んでいただきたいと思えます。

それではですね、次にですね、④番の県立高校への総合学習農業科の創設についてであります。この質問についてはですね、県立高校ということで、県への要望事項であることは理解をしていますが、あえて、農業の担い手の育成を前提に質問をさせていただきたいと思えます。奄美本島内や奄美群島内の県立高校において、この総合学科の農業科の課程がない状況であります。過去においては、徳之島では徳之島農業高校が存在していました。でも、今では生徒数が減少し、また、生徒数の確保が厳しく、廃校となっている経緯があります。この奄美市には県立大島高校と県立奄美高校、そして、県立大島北高の3高校が存在しています。農業科は存在していないのは承知であります。私は現在、大島北高の教育振興協議会の会長を努めており、この2年間はコロナの影響で総会や協議会など、自粛している状態ですが、コロナ禍の以前にはですね、協議会の中で生徒数の確保を含めて、県立大島北高への総合学科農業科の創設をという委員からの声が多数ありました。それで質問しているところであります。大変に厳しい状況等ではあると思えますが、あえてこの奄美市の県立大島北高への総合学科農業科の創設について、どのような見解があるのかを伺いたいと思えます。

笠利総合支所事務所長（濱田洋一郎君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。議員御承知のとおり、奄美では徳之島農業高校に限らず、全体的に少子化が進み、生徒の減少が続いているところでございます。御質問の県立大島北高等学校への総合学科農業科の創設につきまして、県に確認いたしましたところ、創設する科がその地域で必要とされているのか、そして、生徒が集まる魅力があるかなど、地域のニーズ調査を踏まえ、地元と協議をした上で創設について判断をしているということでございました。現在、県立大島北高等学校では、総合学習の探求ということで、鹿児島大学の農学部と連携し、試験的に奄美の果樹や野菜を学校で育てて、奄美農業の魅力や土に触れることで農業を学ぶ学習を取り入れていると伺っております。まずは、その総合学習を通じまして、奄美大島において農業に興

味を持つ生徒が増え、鹿児島県立農業大学校への進学や市の農業研修生に応募するニーズの高まりが必要であると考えておりますので、あらゆる場面を通じて、農業の魅力に関係機関と協力をして発信をしていくことが必要であると考えております。以上でございます。

15番（奥 輝人君） 分かりました。一応、笠利地区のほうで今言われたように、やっぱり、実情ですよ、やっぱり、本当に農業が必要なのか、その地域の方がやっぱり、こうやってまとまっているいろいろ協議など開きながら、やっぱり、大島北高に農業科を創設していただきたいと、そういった強い思いとかなければですね、検討しても、所長が言われたように、対応が厳しいのかなという思いがしております。そこでですね、自分もやっぱり、一人でも多くですね、やっぱり、こうやって地元の高校に学生がですね、やっぱり、農業にやっぱり、興味を持っていただきたいということで、この農業科ということで、週に1回、1時間でも良いし2時間でも良いから、それでもやっていただきたいなという思いもあります。本当、農業するためには、やっぱり、中学校を卒業した後はですね、やっぱり、県のほうに行って、農業高校に行ったりしていますので、そこら辺りも、地元に残ってほしいということも踏まえてですけど、大島北高の存続も踏まえてですけど、そういった意見が笠利地区の市民の皆さんからは声があったということで、そこら辺りは自分も理解しましたので、ここら辺りはもうよろしいかと思えます。また、今後、その大島北高とも連携を図りながらですね、また、活性化に向けて取り組んでいきたいと思えます。この件については以上で終わりたいと思えます。それではですね、再質になりますけれどもね、理解をしました。

それではですね、奄美市の営農センターでの先行作物について今度、質問をちょっとしたいと思えます。奄美市ではですね、奄美市営農センターがあり、2年間学ぶ期間があります。名瀬と笠利にあり、小人数制で年間に4名枠の募集であると思えます。農業を営む最低限の環境はありますが、更なる充実性が求められていると思えます。さて、現在の先行作物についてはですね、カボチャやパッションフルーツ、実えんどうなどがあります。この作物を考えたときに、奄美での作物の基本形でもあり、農業の基礎を学びながら、即効性があり、技術のノウハウの習得、また、即収入が得られるなど、作物としては有望な作物であると認識はしております。でも、本来ですね、できることであればですね、この奄美でのやっぱり、基幹作物のサトウキビや畜産、また、マンゴー、タンカンなどですね、この奄美の農業に適している作物をですね、やっぱり、勉強させながら、ノウハウを習得させながらですね、いくべきではないかなと私は若干思っております。基本形と連携をしながらでも良いと思えますので、奄美での基幹作物、やっぱり、サトウキビや畜産などの作物も導入してですね、学べるそういった学習があればはですね、更にですね、サトウキビや畜産へのやっぱり、興味も湧いていくと思えますので、そこら辺りを今後の取組としていただきたいと思うんですけども、見解を伺いたいと思えます。

農林水産部長（竹元康晴君） 議員御案内のとおり、奄美市農業研修センターは2年間の研修期間でございます。奄美市の重点品目であるパッション、カボチャ、実えんどう、タンカンが研修内容であります。パッション、カボチャ、実えんどうにつきましては、植え付けから収穫まで約1年間で収穫できることから、経営管理、新規就農者に対し、栽培しやすい品目であると考えているところでございます。タンカンにつきましては、長期計画で継続的に収穫できるため、将来性のことも考え、タンカンの研修等も行っており、名瀬地区の農業指導士へ週1回の研修を行っているところでございます。現在、名瀬地区では重点品目である4品目、笠利地区においてはタンカンを除く3品目の研修であり、議員御質問のサトウキビ、畜産に関しては研修を行っておりませんが、今後、各部会等による研修会や講習会、品評会などに積極的に参加し、研修内容の充実を図り、関係機関と連携し、研修制度の向上を推進させていきたいと考えているところでございます。

15番（奥 輝人君） そうですね。やはり、奄美のやっぱり、基幹作物、やっぱりサトウキビや畜産に

についてはですね、やっぱり笠利のこうやって、積極的に盛んにやっていますので、やっぱりそういった農業研修生などが、やっぱりそういったサトウキビの、やっぱり、夏植えの時期とか、春植えの時期などに、その研修生がまた、現場のほうに足を運んで、その植え付けの状況とか、あと、中耕やら培土をそうして成長していくたびに行く、収穫までの過程などをですね、やっぱり現場研修という形で取り入れながらやっていけばですね、やはりこのサトウキビ、畜産、まだまだこうやって規模拡大とか、生産量も増えていくと思いますので、就農した場合ですね。そこら辺りも一応、頭に入れながらですね、今後の研修生の制度が着実に成果が上がるようにですね、努力していただきたいと思います。

それではですね、次に、⑤番目のIターン、Uターン等の受け入れ態勢の整備についてであります。IターンやUターン等が新規に農業を始めたいとなればですね、それなりの農業経営に必要な土地や畑、農業機械、住宅、資金などが必要不可欠であります。現在、この私の住む節田地区においては、Iターンの方が1名、節田の空き住宅を借りて農業に頑張っている青年がいます。本年、笠利営農センターを卒業し就農しているが、私にも各多く相談があり、畑の規模拡大がしたいとか、トラクターの貸出の助成など、相談などを受けているのであります。今後も頑張りたいとその方には話しているところでもあります。さて、奄美市の環境整備についてでありますけれど、土地や畑、農業機械、農家住宅、資金など、IターンやUターン等の受け入れ態勢が順調に環境整備ができればですね、Iターン、Uターンのそういった就農への意欲も、また、営農センターへの入校もですね、できると思いますので、そういった受け入れ態勢の環境整備について、どのように考えているのかを伺いたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） それでは、Iターン、Uターンの方の受け入れ態勢の整備について、議員御存知のとおり、奄美市農業研修センターに受け入れをしております。実績といたしましては、令和3年度までにIターン者が13名、その内、就農者6名、Uターン者19名中、就農された方が6名となっております。Iターン、Uターン者は奄美市で移住を希望し、就農を目指すわけではありますが、議員御指摘のとおり、住宅や就農する際の農地の確保などの課題がございます。これにつきましては、研修前に住宅による支援ということで空き家バンクの紹介や就農する際の農地の斡旋につきましても、農業委員会との事前相談や関係機関と連携を図りながら推進しているところでございます。以上です。

15番（奥 輝人君） よく理解はできます。ただですね、やっぱり、私が申し述べたいのは、やっぱり、そこら辺りの受け入れ態勢の環境整備ですね、自分が思うにはやはり、農家、こうやって受け入れをするときに、その例えば土地代とか、機械代とか、あと、そういった光熱水費とか、住宅費とか、やっぱり、農業を始めようというそういった意欲のあるIターンに向けては、やっぱり、今までのそういった制度の中で半額助成をするとか、そういった支援を優遇していくとか、そういうことを積極的にやっぱり、取り入れてほしいなという思いがしております。なぜかといえばですね、やっぱり、来てからすぐ農業を始めました、しかしながら、収入とか財産を持っている人、やっぱり、お金がある人なんかはスムーズに農業が入り込んでいけると思うんですけど、やっぱり、2年、サトウキビにしろ1年余りとか、あと、畜産にしても約5年はやっぱり、収入がほとんどありません。その半面ですね、国からの次世代投資資金という150万円のそういった助成金がありますけれど、それを活用しながらやはり、今奄美で奄美市のそういった地料代の半減やら、そういった優遇措置ですね、そこら辺りをやっぱり、図ってですね、やっぱり、いかなければ、やっぱり、伸びていかないのかなという思いがしておりますので、そこら辺りの優遇措置についてどのような見解を持っているのかを、ちょっと聞きたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） 議員御指摘のとおり、後継者育成、新規就農者、大変必要だということで、国・県の事業を活用しながらですね、当然、その就農者に対するものに対して、助成ができる部分

については当然、相談に乗りながら対応していきたいと思っています。機械類の件も、貸出等につきましても、農業研修センター卒業後、サポートハウスの無償貸出や堆肥の助成、耕耘手数料の免除、小型農機具の無償貸し与えなど、支援をしております。一応、そういうことで、はい、よろしくお願いたします。

15番（奥 輝人君） 分かりました。笠利地区のほうでやっぱり、土地代がですね、10アール当たり、スプリンクラーが付いている畑においては、10アール当たり9,000円と、あと、スプリンクラーが付いていない畑などは、7,000円。あと、西海岸のほうでは5,000円というそういった取り決めが決められています。これ、土地の地料代であるんですけど、やはり、そういった土地の借りるときに、やっぱり、そういった地料代がやっぱり、ネックになる、そういった新規就農者もやっぱり、いますので、そこら辺りもちょっと半額助成とか、また、減免とか、そういうこともやっていただければ、更に伸びるのかなという思いをもちしております。あとですね、あと、畜産に関してなんですけれども、畜産の関係もやはり、来てすぐ牛を飼うとか、すぐすぐできませんので、やっぱり、牛を飼いたいとそういった就農がいた場合は、やっぱり、牛舎もなければいけない、施設がなければいけない、また、大型機械も必要だと、そしてまた、牛を買う資金も必要だと、そういった、本当、負担がかかるのが畜産経営の現況でありますので、今までこうやって軌道に乗ってきたそういった農家などはスムーズになれるんですけど、そういった農家っていうのが、後継者ですよ。農家のせがれとかになれば、帰ってきたら、そういった基盤が、地盤がつくれていきますので、そこら辺りはすんなりと行くんですけど、やっぱり、新規で牛を飼いたいと、今の相場ですらやっぱり、魅力があるから、やっぱり、飼いたいと、そういう方も出てきていますので、そこら辺りも牛舎の整備をしていただき、そして、牛を導入するときの自分たちのその育成時のそういった助成もありますので、そこら辺りも軽やかに見ながら、しながら、やっぱり、そういったことをしなければはですね、牛農家もこうやって多頭経営はしてるけど、高齢化になっていくにつれてですね、やはり、今後、さっき言ったように、10年先、その先を見たときにですね、やっぱり、ちょっと本当、不安がありますので、そこら辺りも勘案していただきたいと思います。また、笠利地区のほうはサトウキビもやっぱり、広大な畑もあります。本当、生産量もですね、今年は2万4,000トンくらいということでありますので、また、その畑を見ますと、やっぱり、荒廃地、耕作放棄地とか、やっぱりまた、遊休農地、そしてまた、手入れが行き届いていない、草ぼうぼうとか、そういったやっぱり、高齢の方がもう手が回らないような、そういった畑も点在ということで、存在してきていますので、そこら辺りの改善を図りながらですね、やっぱり、こうやって、耕作放棄地の解消にもつながっていくと思いますので、やっぱり、1ターンやらUターン、また、新規参入者のやっぱり、そういった育成が今後は本当に取り組んでいかなければいけない状況だと思っておりますので、今後の知恵を出しながらですね、頑張ってくださいと思います。

それではですね、(2)番の雑草対策について伺いたいと思います。①繁殖力・生命力の強い雑草の対策について、近年においてですが、つる性の雑草が増えています。笠利地区ではサトウキビの圃場や道路の法面や湖畔の側溝等においてですね、アサガオ系統のつる性の雑草が繁殖して、サトウキビの成長に、また、牧草地の成長に、また、景観の美化に影響を及ぼしている状況であります。また、名瀬の古見方地区のほうでも、先般ですけど、クズカズラが部分的に大発生をしているということで、作物への栽培にハウスの管理にですね、悪影響を及ぼしているとの声がありました。私も実際そこに足を運んで現場を見たんですけど、そういったどこから発生してるのか分からない、そういった在来種、外来種か分かりませんが、そういった雑草対策ですね、つる性の雑草対策の対策等について、今後の見解を伺いたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） それでは、アサガオ類やクズなど、つる性の雑草は、茎が這うように長く伸びていき、作物などを覆いつくすため、作物の成長を妨げたり、管理作業を困難にさせたり、収穫物

の品質低下を招くなど、農業生産性を大きく減少させています。また、成長が早く繁殖力も非常に強い
ため、地上部だけを刈り取っても再び伸びたり、広い範囲で根を下ろして増殖したり、農業機械を介し
て別の圃場に拡散していくなど、駆除が大変困難な雑草であります。このようなことから、つる性の雑
草は農地に一度侵入すると防除が困難なため、まん延防止には侵入初期に防除することが重要でありま
す。対策といたしましては、非選択性の茎葉処理除草剤を株元まで散布することや、地際からの刈り払
い、少量であれば抜き取るなど、圃場周辺の防除を徹底し、農地への侵入を防ぐとともに、処理した茎
葉部や種子はそのまま放置せず、圃場外で適切に処分することが重要な対策であります。加えまして、
発生源となる耕作放棄地をつくらないことが重要であると考えているところでございます。

15番（奥 輝人君） 分かりました。本当、このつる性の雑草については、今言われたようにですね、
やっぱり、農家の方のやっぱり、そうやって、やっぱり、管理をしなければいけないということで、農
家や、また、その非農家の方々にも、やっぱり、協力を得ながらですね、対策をしていただきたいな
と思います。次にですね、耕作放棄地の雑草対策についてでありますけれど、耕作放棄地のカズラ等の対
策についてまで伺いたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） 耕作放棄地につきましては、本市の農地面積の17パーセントが耕作放棄
地となっております。耕作放棄地の主な要因といたしまして、高齢化の進展、後継者不足や農業者の減
少及び農地所有者が島外に居住していることなどが考えられます。耕作放棄地の解消につきましては、
農業の生産性向上と効率を図るため、国の事業を活用した農地中間管理機構により平成27年度から開
始しております。実績につきましては、名瀬地区は小湊地区を中心に7.5ヘクタールで、笠利地区に
つきますのは、節田、平地区を主に40.8ヘクタールで、サトウキビ、飼料作物などの植え付けによ
り、耕作放棄地の解消に努めたところでございます。今後とも遊休農地、耕作放棄地の解消を図るこ
とで雑草対策にもつながり、新規就農者への農地の集積を行い、農地の所有者と協力を図りながら、引
続き国や県の事業を利用し、農地の斡旋により、農業振興の向上に努めてまいりたいと存じます。

15番（奥 輝人君） 是非そのように取り組んで頑張ってくださいと思います。

次にですね、③番目の除草剤等への助成についてでありますけど、これについてはですね、やっぱ
り、サトウキビ農家においてはですね、サトウキビ振興協議会の中からも、やっぱり、助成等がありま
すので、そこら辺りも活用しながら、そのつる性の雑草が枯れるようにですね、「2, 4-d」とかそ
ういった除草剤がありますので、そこら辺りも駆使しながらですね、また、「サンフーロン」とかそ
ういった強烈な薬等もありますので、そこら辺りを農家の皆さんにやっぱり、周知徹底をさせてですね、
この雑草対策に向けてもらいたいと思います。本当、除草剤の助成等について、見解があればお願いし
たいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） 除草剤に対する助成につきましては、議員御案内のとおり、現在、奄美市
サトウキビ振興対策協議会において、サトウキビ栽培の除草剤助成を行っているところでございま
す。内容は富国製糖へ出荷しているサトウキビ農家に対し、除草剤の5分の1以内を助成するものでござ
います。サトウキビ以外の除草剤助成につきましては、現在、ございませんが、農地を管理したり、農業
生産性を向上する上で、雑草対策は大変重要であり、その手段として除草剤の使用は大変有効でありま
す。今後も事業内容の周知を図り、サトウキビの面積拡大や生産性の向上を図ってまいりたいと存じま
す。加えまして、雑草の発生源となります、利用されていない農地につきましては、引き続き農業委員
会や農地中間管理機構などと連携し、担い手農家への農地の流動化や集約などを推進し、耕作放棄地の
解消を通じて、雑草対策につなげていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っ
ております。以上です。

15番（奥 輝人君） 分かりました。本当、そのことをすることによってですね、成果が上がっていきますので、その新規就農のまた、育成にもつながりますし、また、生産物の作物のやっぱり、拡大などにもつながっていきますので、やっぱり、耕作放棄地などの解消には全面的に協力しながらですね、頑張っていたきたいと思います。

最後になりますけれど、今年はですね、丑年でありました。来年は寅年となります。トラはですね、本当、野生のトラは怖くてやっぱり、猛獣で、脅威があり、やっぱり、怖い動物であります。しかしながら、トラはですね、小さい頃からやっぱり、子どもの頃から、人間の手に愛情を持ってやっぱり、こうやって、しつけられたり、こうやって、飼育されていった場合はですね、本当に穏やかなトラになるということを知っています。皆さん、サーカスでトラがいろいろと芸をしているのを見ていると思います。本当にこのトラのようにですね、安田市長、来年度はやっぱり、こうやって、コミュニケーションを取りながら、やっぱり、優しさを持ってですね、こうやって皆さんと対話をしながらですね、優しい奄美市ができるように、まず来年1年間頑張ってください。エールを送りたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（西 公郎君） 以上で、無所属 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日14日を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって明日14日を休会といたします。

12月15日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時45分）

第 4 回 定 例 会
令和 3 年 12 月 15 日
(第 5 日 目)

12月15日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	幸 多 拓 磨 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	和 田 霜 析 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	正 野 卓 矢 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	奥 晃 郎 君	12 番	林 山 克 巳 君
13 番	松 山 さ お り 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	川 口 幸 義 君
17 番	伊 東 隆 吉 君	19 番	与 勝 広 君
20 番	竹 山 耕 平 君	21 番	西 公 郎 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

18 番 元 野 景 一 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	村 田 達 治 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君	企 画 調 整 課 長	國 分 正 大 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	市 民 部 長	石 神 康 郎 君
税 務 課 長	保 金 満 君	市 民 協 働 推 進 課 長	佐 野 早 苗 君
保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君	福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君
福 祉 政 策 課 長	寿 山 一 昭 君	健 康 増 進 課 長	徳 永 明 子 君
商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君	商 工 政 策 課 長	畠 山 正 明 君
農 林 水 産 部 長	竹 元 康 晴 君	農 林 水 産 課 長	用 稻 工 巳 君
建 設 部 長	保 浦 正 博 君	上 下 水 道 部 長	里 嘉 郎 君
教 育 部 長	徳 永 恵 三 君	生 涯 学 習 課 長	大 庭 勝 利 君
ス ポ ー ツ 推 進 課 長	田 中 巖 君	地 域 教 育 課 長 (笠 利)	丸 田 宗 八 郎 君

12月15日(5日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	島 袋 修 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	池 田 忠 徳 君
主幹兼議事係長	押 川 治 君	議 事 係 主 査	堀 健 太 郎 君

議長（西 公郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は21名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第2号のとおりであります。

○

議長（西 公郎君） 日程に入ります。日程第1，議案第81号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第6号）についてから、議案第100号 奄美市屋仁川駐車場の指定管理の指定についての20件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案20件に対する質疑に入ります。

通告がありましたので、順次発言を許可いたします。

はじめに、自民党新生会 多田義一君の発言を許可いたします。

22番（多田義一君） おはようございます。自民党新生会の多田義一でございます。ただいまより総括質疑を行いたいと思います。

議案第90号 奄美市名瀬運動公園，奄美市名瀬総合体育館及び奄美市古見方多目的広場の指定管理者の指定についてから、議案第97号 奄美市健康体験交流館施設の指定管理者の指定について及び議案第100号 奄美市屋仁川駐車場の指定管理者の指定についての合計9件ですね、9件に対して質疑を行いたいと思います。

全議案に共通する質疑を行います前に、この9件の質疑を上げている理由といたしましては、大きく分けて全体で13件の指定管理が出ておりますが、まず一つ、大きく分けて三つあると思ひまして、この地域性が強い施設、また特殊性を要する施設、民間活力で十分補える施設、この三つに分かれます。私がこの質疑をいたします9件は、民間活力が十分発揮できる施設ということですのですみ分けをしての質問でございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

それでは、全議案に共通する質疑といたしまして、（1）指定管理者制度の概要をまずお伺いしたいと思ひます。

（2）行政改革推進員，市民代表6名とありますが、このメンバーは全ての議案に対して統一をされているのか。

（3）非公募での選定の適正性の基準を示していただきたいと思ひます。

（4）コロナの影響をどのように議論したのかをお聞きしたいと思ひます。

（5）世界自然遺産登録後の指定となりますが、どのような議論がなされたのかをお聞きいたします。

（6）更新時インセンティブ制度の概要についてをお示しいただきたいと思ひます。

（7）開発公社が行っている文化・芸能・スポーツ・健康増進・地域社会活動，これを各施設ごととありますが、これはあくまでも指定管理者として施設管理を行っている施設のことを示しますので、これをお示しいただきたいと思ひます。

今度は議案第90号に対して質疑を行います。

（1）以前にも民間による管理がなされ、一定の成果があったと思ひますが、コロナの影響により1年間は直営との説明を受けましたが、なぜ公募なしの5年間の指定となったのかということをお聞きいたします。ここには民間が公募に向けて準備を進めていたという事実もございますので、お聞かせいただきたいと思ひます。

（2）市長は民間活力を生かす取組が必要と、この一般質問等でも語っておられました。これは大変重要なことであると私も考えております。市長の今後の活躍を、私も期待する一人としてこの質問をさせていただきますが、この議案は5年間の指定期間ですので、任期中は議論ができない議案となりますが、方向性というのは、市長のお考えですね、どのように考えていらっしゃるのか。任期、12月1日

からですので、実際には12月2日には議案発送がされておりますので、その辺を含めてお話をいただければと思います。よろしく申し上げます。

議長（西 公郎君） 答弁を求めます。

企画調整課長（國分正大君） おはようございます。それでは、全議案に対する共通質疑ということの（1）から（6）につきましては、私のほうで答弁を順次させていただきます。

まず、（1）でございますが、指定管理者制度につきましては、地方公共団体が設置する公の施設の管理運営について、民間事業者、NPO法人等を含む民間団体に委ねることを可能とする地方自治法上の制度でございます。指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的としております。

次に、（2）でございます。奄美市行政改革推進委員会の委員につきましては、任期が2年間でございますので、現在の委員は令和2年度から令和3年度までの2年間固定となっております。現在の委員は計11名でございますが、委員会に指定管理分科会と補助金分科会の二つの分科会を設置しており、委員にどちらかの分科会に所属いただいておりますので、指定管理分科会が6名、補助金分科会が5名となっております。メンバーは統一されております。

次に、（3）でございますが、指定管理の指定に係る手続につきましては、奄美市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例において定められており、指定管理者の選定に際して、公の施設の機能、性質等を考慮し、合理的な理由があると認めるときは公募によらないことができると規定されております。この公募によらない合理的な理由につきましては、同条施行規則4点定められております。1点目は、公の施設の管理にあたって専門的または高度な技術が必要であること。2点目は、地域の人材活用、雇用の創出等を図るものであること。3点目は、公の施設の管理委託を行っている施設にあっては当該施設を管理しているものが引き続き管理を行うことで、公の施設を安定した行政サービスの確保と事業効果が期待できること。4点目は、指定管理者による公の施設の管理の実績が優良と認められる場合に、指定管理者が引き続き管理を行うことで公の施設の安定した行政サービスの確保と事業効果が期待できることとなっております。

次に、（4）でございます。翌年度からの指定管理者の選定にあたりましては、内部での方針検討、奄美市行政改革推進委員会での意見聴取、公募手続、選定委員会の開催など、年度当初から12月議会、本議会ですね、を見据えてスケジュールを組み対応をする必要がございますが、特に昨年度当初は新型コロナの影響が未知数の部分が多かったこともあり、通常の選定スケジュールにより進めていくことが難しかった状況もございました。また、昨年度は総務省、国からですね、通知がございまして、例年と同様の手続やスケジュールでは民間事業者の応募が困難となることが想定されることから、手続にあたっては応募の時期等について柔軟な対応を検討するよう指示がありました。こうしたことも含めて、昨年度は更新施設を1年間延長という対応を取ったところでございます。今年度に関しましては、コロナの状況でしたが、事務事業の実施について前向きに検討していくということで方針の下、指定管理者の手続に入ったところでございます。

次に、5番です、（5）世界自然遺産登録後の指定ですが、今年度の更新手続につきましては、年度当初から、先ほど言いましたように12月議会を見据えてスケジュールを組み、議論を行ってまいりました。この中で、基本的にはコロナ禍以前の実績、新型コロナによる影響等を参考に進めてきたところでございます。一方、世界自然遺産のコアゾーンに近く、宿泊施設として一層の活躍が期待されるバンガロー施設、こちらにつきましては公募としたところでございます。

最後に、（6）でございますが、インセンティブ制度の概要について説明をする前にですね、まず、公の施設に指定管理を導入するにあたっての本市の運用といたしましては、先ほど答弁いたしました条

例施行規則に基づき、その施設の特性上、専門的な技術を要する施設かどうか、特定地区の振興や地域団体の育成を目的とする施設かどうかといった判断基準に該当する場合、指定管理者の候補者を原則指名により選定し、指定管理期間を5年間とします。一方、判断基準に該当しない場合、指定管理者の候補者を原則公募により選定し、指定管理期間を3年間としております。この指定管理者の更新手続きにつきましては、指定管理期間の最終年度に行いますが、これまでの運用では前回公募により選定した施設については、施設の特性等に変更がなければ次の更新に際しても公募によって選定することになっておりました。このことを踏まえまして、更新時インセンティブ制度の内容について説明しますと、前回、公募により指定管理者を選定した施設について、指定管理者の管理運営の実績が優良と認められる場合、1回に限り選定方法を公募から指名に切り替えまして、現在の指定管理者と同じ団体を引き続き次の指定管理者の候補者として選定することを可能とする本市独自の制度でございます。つまり、インセンティブの内容としましては、優先的に指定管理者の候補者となる権利を付与するものがこのインセンティブでございます。更新時インセンティブを適用する場合、指名での選定となりますので、指定管理期間が5年間となりますことから、公募での3年間と合わせて通算で最長8年の指定管理期間となります。

この制度の目的としましては、管理運営実績が優良な指定管理者に引き続き施設の指定管理をしていただくことで、設備投資や人材育成、人の確保ですね、雇用などですが、団体の中期的な取組をまず担保するというところで、民間発想の活用を一層推進をしようとするものでございます。以上です。

スポーツ推進課長（田中 巖君） おはようございます。それでは、質問番号1の（7）についてお答えいたします。スポーツ推進課の所管します名瀬運動公園、名瀬総合体育館及び名瀬古見方多目的広場において指定管理者であります奄美市開発公社が行っている諸活動についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、現在は様々な活動が制限され、いまだ再開はされておられません。影響前には名瀬運動公園において新春親子凧揚げ大会やプールで遊ぶなどのイベントが開催されていたようでございます。

続きまして、質問2、議案第90号に対するもののうち、延長による1年間は直営、さらになぜ公募なしの5年間の指定となったのかという質問にお答えいたします。まず、指定管理期間を1年間延長したことにつきましては、令和2年9月28日開催の全員協議会において説明をさせていただいておりますが、その際、延長される1年間については、本市の直営ではなく、今年度は更新事務を実施せずに、指定管理期間を1年間延長するという説明をしております。その上で、なぜ公募なし5年間の指定となったのかという御質問でございますが、公募なし、すなわち指名という更新時インセンティブ制度につきましては、奄美市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に記載のあります指定管理者による公の施設の管理が優良であると認められた場合に、当該指定管理者に引き続き管理を行うことで、当該公の施設の安定した行政サービスの確保と事業効果が期待できることという規定に則り、現管理者である奄美市開発公社に対し市民の視点、行政の視点、第三者の視点から総合的に評価を行い、市の方針として決定したところでございますので、御理解をお願いいたします。

また、5年間という指定期間につきましても、全員協議会において説明させていただきました指定管理制度導入の考え方、これに基づいた期間となっておりますので、併せて御理解をお願いします。

次に、質問2の（2）市民活力を生かす取組についてお答えいたします。先ほどの答弁と重複いたしますが、5年間という指定管理期間については、本市の指定管理者制度の考え方、これに基づいた期間でございますので、御理解をお願いいたします。

また、新たな指定期間である5年間におきましても、市民の評価、行政による評価、第三者による評価は毎年実施され、当然ながらその評価結果をもって指定管理者側と事務改善について協議する場を持つこともできます。このことから、指定管理期間中におきましても、その管理運営状況について議論することは十分可能だと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

笠利地域教育課長（丸田宗八郎君） おはようございます。それでは1の（7）についてお答えいたします。笠利地域教育課が所管します施設において、指定管理者である奄美市開発公社が行っている自主事業についてお答えいたします。太陽が丘総合運動公園、奄美市笠利B&G海洋センター、及び奄美市笠利農村環境改善センターにつきましては、新型コロナ対策のため令和2年度、令和3年度、中止となっている行事もございます。令和元年度までの内容をお伝えしますと、まず、一般市民を対象にした海の日太陽が丘ウオーキング大会、児童・生徒を対象とした年2回開催の水泳記録会、赤木名クリーン清掃活動、水辺の安全教室、植樹教育事業、植樹祭等の文化活動、健康増進に係る自主事業を積極的に実施しております。以上でございます。

22番（多田義一君） 御答弁ありがとうございました。一つずつ、少し整理をしていきたいと思えます。まず、指定管理者制度の概要というところでは、先ほど説明があったとおりだと、僕も思っていました、思っています。民間活力を使い、市民の福祉向上に資すること。さらには経費節減等という説明から、僕たちも指定管理者制度を押ししてきたという経緯がございます。また、この2番の行政改革推進委員、市民代表6名というのは、いろいろこの指定管理者の指定する中でですね、選定委員と申しますか、大体行政改革推進委員、市民代表6名という方たちが行っているんですが、中には選定委員として市民代表4名、うち税理士1名、市職員3名、計7名、これは早く言ったらタラソですよ、タラソの部分はこれは行政改革推進員の方たちではない方が行っていると。僕が一つ気になるのは、全体的なこの今回の議案なんです、統一性に欠けていると僕は思っているんですよ。それはなぜかというと、先ほど説明でもありましたが、住用のバンガローに関しては公募をかけています、確かに、行っていますね。これは世界自然遺産に係る地域、今後伸びるであろうという想定からというお話、僕もそう思います、確かに。しかしながら、屋仁川駐車場はこれ、公募かけてないんですよ。公募ではなく、指名による指定にしているんですよ、インセンティブ制度を使って5年間。ここも結局は自然遺産になると当然ながら利用客が増える想定ですよ。となると、業績が伸びるところをあえて今回公募じゃないんですよ、指名にしているんですよ。この辺の統一性という部分でいうと、僕は中身がばらばらな方が審査をしているのかなと。要は審査にあたっては統一性というのは分かりましたが、多分、当局からの出し方が、おそらく統一感が欠けている部分なのかなという気がします。なので、この6名に関して、僕は統一されているのかどうかという確認をここでしたかったわけですが、次々いきます。

3番目に非公募での要は選定と言うところで、先ほどお話がありました。この部分は、この内容については理解をしましたので、ただこの非公募の中で、先ほど説明がありました、専門的とかですね、雇用の問題、あと管理、実績というお話がありましたね、その辺もありましたけども、これって結局、今、現時点で運営しているところしか、この知識、ノウハウというのはないわけですから、結果的に言うと、これは新規という部分で考えると、新規参入者の立場からすると非常に厳しい内容ですよ。現時点で管理運営を行っているところはかなり歩がある内容かなと、当然、そういう非公募ということは、そういうことですから、そういう方向なんだろうなという感じがいたします。

次のコロナの影響をどのように議論したのかというところで、去年は上げられなかったと、今年に関しては12月上げるということを前提に動いてきましたというお話でした。その5番目の世界自然遺産登録後の指定だが、どのような議論がなされたのかということも、ある議論はしたのかもしれませんが、まだここで僕が一つ数字から読み解けるものを話をすると、まず、コロナの影響というところでは、おそらくあまり考えていらっしやらないんだというのは、すごく分かります。さらに言うと、世界自然遺産登録、これも数字的にみると影響がないと見ているのかなと思います。なぜかと言うと、これはもうはっきりしていて分かりやすいんですが、完全な民間から上がって来ているものは、数字が少しずつ伸びているんですよ。バンガロー、屋仁川、あと1か所ありました、もう1か所がマングローブですね、マングローブ。これも要は株式会社として、ここも早く言うと世界自然遺産に大きく関係を

している、影響している部分だと思います。微増ながらも伸びているんですよ。当然、計画の段階で民間であれば、やっぱり作っていくわけですよ、指定管理者制度に出すために事業計画書というのを作っているはずなんですよ。そうすると、5年間全く一緒の数字というのは、あまり提案ってしないですよ。通常、しないんですよ。こういう追い風の状況で、伸びていくと見ていらっしゃるのはこの3者だけで、あとのところは全て横一線なんですよ。ということは、コロナの影響も考えていない。世界自然遺産の影響もないという判断が、ここからは見て取れます。なので、ここは少し後々議論をしないといけないところなのかなと思います。全てにおいて言えることが、今回、インセンティブで上がってきているところというのが、今度その6番目の更新時インセンティブ制度をお示しくださいというところで、先ほど話を聞きました。これは市独自の制度だということですが、普通でいうインセンティブというのは、要はその人の実績、経験、仕事、勤務態度だったり、それを勘案的に総合して、その人に対してやる気を出してもらうためとかですね、一般的に言うんですよ。そういう部分で、これはボーナスとかではないわけですよ。インセンティブというのは、あくまでもそういうのとは別の話ですから。やる気を出していただくためにというのが、自然で言うインセンティブ、これは更新時インセンティブ制度という市独自の制度なので、どういう考えの下できたのかというのは、先ほど話で分かりましたが、ここで僕が一つ問題だと思うのは、奄美市が誰に対してインセンティブを出すかというところで、僕はその対象者は完全なる民間だと思っているんですよ、完全なる民間だと思っていて、今回、インセンティブ制度を使って上がって来ているところは開発公社であったり、民間も当然、上がって来ているので、その民間に対してのインセンティブというのは、僕は効果がすごくあるし、当たり前だと思います。それはいいと思います。ただし、開発公社に対してのインセンティブというのは、早く言ったら、ここが本当に民間という位置づけなのかどうかということだと、僕は思っているんですよ。市長選挙がありました。1日から安田市長は任期を伴っています。実際、2日上がって来たので、もう安田市長名で上がって来ているんですよ、これ自体は。ということは、やはり選挙で選ばれた人が、当然、理事長に入る組織ですよ。もう一つ言うと、港湾事業の埋立ての土地の斡旋ができる業者なわけですよ、早く言ったら。これって、民間できないんですよ。民間は参入できないところなんですよ。で考えると、この開発公社という団体は、民間という位置づけで、多分皆さんは以前からずっと民間という位置づけでの議論をされていますけども、僕は民間だとは到底思えないんですよ。そこに対して、行政がインセンティブ制度を使って5年間やってくださいねというのは、早く言ったら公の組織が公の組織に対してインセンティブ制度を使っているようなもんなんですよ。この制度のあり方自体が、僕は問題があると思っていて、あくまでも民間がどれだけ頑張ってきたかによって評価をするものだ、僕は思っていますので、このインセンティブ制度という部分に関しては、少し民間に出すのと開発公社に出すのではわけが違うというところが、僕の中では一つ引っかかります。

あと(7)の開発公社が行っている文化・芸能・スポーツに関して、今、先ほどちょっと説明をいただきましたが、確かにこの2年間に関してはコロナウイルスの影響もあり、なかなか自主事業というのは難しかったと思いますが、やっている事業もあるということでお伺いをしましたが、実際それが年間の来場者数、利用者数、福祉向上、どれだけ上がったのかというのは、僕はちょっと疑問がありまして、実際に、なぜかと申しますと、先ほども言ったように、利用者数、要は利用料金徴収の金額というのは、ずっと5年間一緒なんですよ。同じ数字ということは、早く言ったら伸びもしないし下がりもしないというところの、数字で見るとですね。逆を言うと、この目標というのは、民間で言ったら、やっぱり非常に大切な数字なんですよ。というのはなぜかと言うと、何が大事かと言ったら、高く設定すればいいというものじゃないんですが、努力をするんですよ、そこに対して。たゆまぬ努力をするために、行政も当然目標を作る、これは至極当たり前だと思うんですよ。その中で考えると、この全体的な議案の中で、やはり、本当の純粋な民間は、やはり数字は変わっているんですよ。この5年間とか、3年間でもですね。ただ、そのほかのところの言うと、やっぱり変わってなく、目標設定はそのまま。でいったら、この実際の自主事業ってどれだけやってきたのかなって、というのは、この次の5年

間にも当然影響するわけですよ。なので、そこも踏まえてやはり議論をしていく必要が、僕はあると思います。

次の(2)の議案第90号に対してですが、先ほどこれは結局、非公募、インセンティブという制度を活用して5年ということは理解をできました。理解はできましたが、議論を戻すと、ここが本当に民間なのかというところで、ほかに手を挙げている方が、もし手を挙げようと思っている方がいらっしゃるのであれば、なぜかと言うと、この指定管理だけで一生やっていける組織なんかないわけですよ。なくて、実際にやっぱりそこにはいろんな方たちが管理運営に携わって、そこから結局施設の向上であったり、市民の健康増進であったり、文化面だったり、いろんなところに僕は枝葉ができていくと思っているんですよ。なので、そういう機会を平等に与えるのは、僕は行政の役割だと思っています。なので、ここも少し、少しというか、大分違和感がありましたので質問させていただきました。

(2)市長は今回、御当選をされて、僕も期待する一人として本当に質問させていただいておりますが、実際に在任期間1日での2日の日には、もう発送しているわけですから、実際、詳しい説明がどこまで受けられたのかなというのがすごく僕の中では疑問でした。一つ、ちょっと確認をしたいんですが、市長は今回、1日から市長ですよ。必然的に開発公社の理事長にも1日から就任していると思います、おそらく。この議案を出すにあたって、開発公社のほうから説明は受けられたんですかね。この確認だけして、僕の質問は終わりますが、この質問を行っているのは、僕は実際に総務委員会なので、これはほぼほかの委員会ですから、聞くことができないので、この総活であえて聞かせていただいておりますが、そこだけをちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、要は市長として議案は見られたと思います、おそらく。開発公社からこの説明は受けられているのかどうかだけ確認をさせていただきます。以上で僕の質問を終わります。

議長（西 公郎君） 答弁を求めます。

企画調整課長（國分正大君） 質問が多岐にわたっているというか、ちょっとあれですが、ちょっとまとまりきれてないんですけども、私のほうからはこの6問ほど答えさせて、全体的に答えさせていただきました。この指定管理制度そのもののあり方は承知いただいているものだと思っております。今回、このインセンティブを市独自で加えたことへの、多分ここの対応の仕方が、多分御質問になっているんだろうというふうに、改めて思っているところです。我々としては、これまでインセンティブを入れるのにつきましては、先ほどもスポーツ推進課からありましたが、全員協議会という場で説明が必要かどうかというのも含めまして、令和元年度から説明をさせていただいたつもりでございます。この中にあって、やはり各施設、まず我々がまず考えないといけないことは、指定管理にはめるかどうかということにつきましては、まず、施設、公の施設であるということです。この施設を導入するにあたっての、まず直営にするか、指定管理にするかということを、まず我々は考えます。その中で、やはり基準がございまして、法令によるもの、または市の直営の必要性が高いもの、さらに客観的に直営のほうが安価であると、経済的であるというもの、また、地域内に指定管理を委託する団体が見込まれないというものにつきましては、これはもう直営だというふうに判断します。それ以外を指定管理の方にもっていかせていただいているところです。この中で、さらに指定管理の中で、これを特定の施設にするかどうかということで、先ほど議員がおっしゃったとおり、民間のノウハウ、余地がないとかですね、または地域性とか、専門的、恒常的というものにつきましては、特定の指定ということでさせていただいております。この中で、今回、指定ということで、インセンティブの適用をするかどうかという判断で、この中でさらにですね、このインセンティブをする中において、このインセンティブを適用した今回の団体というのは、先ほども言いました繰り返しになりますけれども、やはりその民間のノウハウを生かすというは、確かに分かるんですけども、この指定管理を受けたところにつきましても、やはりそれなりの投資もしていますし、人の確保もしています。特段何か欠陥があるとかであれば別ですけど、それに

つきましては特段ないとなれば、安定的な施設の運営をしたいとなれば、1回はインセンティブという形で付与させていいということで、一応内部で話し合いました、庁内協議を踏まえまして、そういったところです。その辺の話も踏まえまして、新市長に至っては就任間際だったんですけど、説明させていただいたというところでございます。そこは御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

スポーツ推進課長（田中 巖君） それでは、質問1の（7）開発公社が行う諸活動に絡む御質問にお答えします。自主事業がどうだったのか、それが利用者向上につながったのかとかの御質問でございましたが、まず、名瀬運動公園、名瀬総合体育館及び名瀬古見方多目的広場におきましては、1年間を通して、皆様御存知のことと思いますが、市民の皆様の利用頻度が非常に高く、イベント等を打つ開催のタイミングが難しいという問題も一つございます。その上で、社会体育施設に限らず公共施設を対象とした指定管理者制度の運用にあたり、本市としましては施設利用者の満足度を高めるために、施設の安定的な管理運営が最も重要であるというふうに考えているところでございます。さらに、そこに指定管理者独自のアイデアや発想があり、自主事業が展開されることが、さらなる利用者の満足度の向上につながるものと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

続いて、問題2の（1）民間の方が、団体が受けたほうが、いろんな方が携わっていいのではないかと御質問でございましたが、先ほどの答弁と重複しますが、1年ごとに行います業績の業務の評価を通して協議をすることにより、社会体育の振興、また社会体育を通じた市民の健康増進につながるよう努力をしてみたいと思いますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

市長（安田壮平君） 多田議員の御質問にお答えします。朝山前市長が11月30日づけで退任されて、翌12月1日、私が市長に就任させていただきました。奄美市に関する、奄美市と直接関係ない団体であっても、前奄美市長が理事長であったり、あるいは団体の長を務めている役職がいくつかございます。それがそのまま自動的に市長交代によってですね、私とその長に就くかどうかというのは、基本的にその団体の規約規定によって定められています。その点でいえば、開発公社については、まずしっかりとその評議委員会、そして理事会を開いて、また新たな理事長を決めるという手続が必要になっております。私が記憶しているのでは、12月2日にですね、その評議委員会と、その2日の午後でありましたが、評議委員会と理事会が開催されて、その時点で、その後また登記とか、いろいろ手続が必要ではありますけれども、その時点で理事長に就任をさせていただきました。そういうことが一つ、時系列で言えばですね、あります。この指定管理の議案について、三儀山スポーツ施設のですね、ついて、開発公社からこの議案について、もしくはその事業の中身について、特段、この議案に関して説明を受けたというのは、特段、ございませんでした。以上です。

22番（多田義一君） ありがとうございます。最後ですので、分かりました。僕がもう気になっている点だけを、ちょっとあとまた述べさせていただきたいと思いますが、この今の安田市長の件は、理解をできます。ただ、問題は、僕が議論にしたいのは、先ほど安田市長は市長がそのまま就く役職がいくつかあるというお話がありましたが、この開発公社で言うと、市が100パーセント支出しているんですよ、資金もですね。100パーセント支出して、もともと歴史の長い機関ではありますけれども、結局、土地の斡旋をやるのが目的に設立されたところであって、結局ここが、じゃ、民間なのかどうかという議論はしないといけないと思うんですが、僕はここは民間だという認識は全く持っていません。そこでインセンティブという制度を使ったりであったり、そのほかに民間が手を挙げているところで、ここを優先するのは、僕はどうかという思いがあるのでこの質問をさせていただいておりますが、その部分の認識は、後々議論をしていかないといけないところなのかなという気がいたします。

それと、その奄美市健康体験交流施設、これはタラソですけども、さっき僕が言った、ここだけが行政改革推進委員が審議をしてないんですよ、この施設だけですね、やってなくて、先ほど来、そのイ

ンセンティブの話がいろいろ出ていますが、実質、この施設は僕は民間でできる施設というふうに判断をしたというのを冒頭言いましたけれども、実際ここは二つ要素があって、民間活力を生かせる施設でもありますけれども、特殊的な要因も持っている施設でもあるんですよね、ありまして、実際、これももう運営して15年以上経ちますかね、おそらく経っていると思います。その中で、やはりこの運営をしている会社というのは、このタラソの運営に特化している会社ですよ、全国でやっている。当然、ノウハウは蓄積されてあると思います。特殊性を当然持っていますけれども、なぜじゃ、ここはインセンティブ制度を使ってないのかというのが、すごく疑問です。だから僕は、行政改革推進委員の6名がどういう統一性を持って、どういう議論をしているのかというところで、方向性が見えないという一つの理由でもあります、これも。もっと言えば、実際に公募としておかしくないところが、やはり非選定というところをつけているところもいくつかありますので、この辺りが、インセンティブとして実際に名前が出て来ているところというのは、めちゃくちゃ多いわけではないですけども、やはりその中で、特段僕が特筆する点は、やはりこの開発公社というこの組織の件。それとまた、選定にあたって、選考委員のメンバーが違う人たちが関わっている、うち税理士1名、市職員3名とかですね、ここに関しては、実際に公募をしているんですけども、実際この1団体しか出てきてないんですよね。おそらくこれは毎回そうだと思うんですよ。ほか出てきたという話はあまり聞かないので、おそらく毎回1団体しか来ていない状況で、なぜ、逆を言うと、今先ほどの説明からすれば、じゃ、優良実績うんぬん考えても、ここは要はインセンティブ制度を利用するということの判断ができなかったという認識を持ってしまっているんですよ、早く言うと。その辺りも踏まえて、やはり各委員会でいろいろと議論をしていただければというふうに思いますので、もうこれは何か答弁があれば答弁をお聞きいたしますが、その辺がちょっと今回の全体的な僕はちょっと疑問点がありましたので、質疑をさせていただきました。以上です。

総務部長（三原裕樹君） 私のほうから少し補足含めて答弁いたしますけれども、この指定管理者制度につきましては、確か10年ほど前だったと思いますけれども、議会でも特別委員会が出来まして、私当時担当係長でしたから、その特別委員会にも出席をして、いろいろ意見も聴取して議論をした記憶がございます。その中で、開発公社につきましては、一般財団法人になっておりまして、土地の分譲というお話もありましたが、定款にはしっかり指定管理業務を受けられるような定款になっております。そういうことで、我々は民間団体だという認識で、まずおります。それからさっき行政改革推進委員の話出ましたけれども、行政改革推進委員につきましては、まず、この公の施設を指定にするか、それとも公募にするか、その前には直営にするか、指定管理にするかという議論もありますけれども、そういったものをまず行革推進委員の皆さんに諮っていただきます。今回のインセンティブ制度を採用するかどうかにつきましても、行革推進委員会に諮って、その後の公募の選定委員会はまたメンバーが別です。行革推進委員会と選定委員会はメンバーは別ですので、これも前回の特別委員会でいろいろ議論がありましたけれども、選定委員会の中で市の職員が多すぎるという御指摘もございましたので、今、選定委員会でも民間の方を多く入れて公開にしてプレゼンをしてもらっている状況です。先ほどのタラソの施設に関しましては、タラソのインセンティブを適用するかどうかということも、行革推進委員会に諮りまして、その中で総合的な判断として、これはインセンティブを付与するには至らないという結論になりましたので、その結果、公募をしたということで、結果的に1者の応募でありましたけれども、そういった経緯で、我々は運用マニュアルがございますので、そこに則って事務を進めているところで、いろいろ一つ一つそのやり方について御意見がございましたら、何なりとお願いいたします。我々も改善すべき点は改善するというのでこれまでもやってまいりましたので、それについては御理解いただきたいというふうに思います。

議長（西 公郎君） 暫時休憩いたします。（午前10時17分）

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午前10時30分）

次に、立憲民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私は立憲民主党の関 誠之でございます。

議案第81号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第6号）について、早速質疑をいたします。

まず、歳入についてであります。

一つ目は、10ページ、1款1項1目1節現年課税分の所得割6,000万、1款2項1目1節現年課税分土地1,000万、家屋9,400万、償却資産1億400万の増収を項目ごとに内訳、原因について説明をいただきたいと思っております。

二つ目は、11ページ、10款2項1目1節新型コロナウイルス感染症対策地方税減税減収補填特別交付金1億6,676万1,000円の減額と市税の伸びとの関係を御説明ください。

三つ目は、12ページ、財政調整基金繰入金3億7,247万7,000円の減額の説明と、財政調整基金の補正6号時点の現在高をお示しいただきたいと思っております。

歳出について、10ページ、2款1項3目24節積立金の地域振興基金3,701万7,000円の財源についての説明と地域振興基金の現在高、その用途についての説明をお願いいたします。

五つ目は、16ページから17ページにあります2款1項17目新型コロナウイルス感染症緊急対策事業について。

①補正額の財源内訳で一般財源が3億6,516万8,000円減額されている説明をお願いいたします。

二つ目は、12節委託料1,768万7,000円のうちワクチン接種予約業務、新型コロナワクチン業務、処理業務委託の内容と委託業者の選定方法についてお答えをいただきたいと思っております。

三つ目は、新型コロナワクチン接種業務1,168万7,000円の内訳と計画をお示しください。

四つ目は、18節負担金補助及び交付金新型コロナ感染症対策時短要請協力金6,300万円の内訳と内容の説明と市町村の負担金はなかったのではないかと記憶しておりますが、について見解をお願いいたします。

五つ目は、新型コロナPCR検査助成297万円は、成人式で式出席者のようでありますけれども、内訳と検査の方法についてお答えをいただきたいと思っております。

6番目、22ページ、3款2項9目19節扶助費8,000万円のひとり親家庭医療助成金は、当初予算の約60パーセントの補正額となっておりますけれども、その原因について説明をいただきたいと思っております。

七つ目、25ページ、6款1項3目18節奄美大島選果場利用促進助成金262万6,000円は、当初予算でなく12月のなぜ補正予算なのか。今期の収穫、タンカンでありますけれども、は2月1日に初選果があり、3月25日に終了しているが、助成金の内容について説明をお願いいたします。

37ページ、当該年度中起債見込額52億7,997万1,000円は、財政規模、財政規律を超えた額をお示しいただきたいと思っております。

次に、指定管理についてであります。

議案第88号から第100号、指定管理者の指定について質疑をいたします。

指定管理者管理の共通する事項について、まず、選定委員は行政改革委員と市職員がなっているが、行政改革委員の氏名、先ほど指定管理者分科会6名、補助金分科会5名とありましたが、氏名を明らかにするとともに市職員が選定委員になる理由をお示しください。

二つ目は、指定管理者の選定過程に関する情報公開はどのように行われ、住民から見ると透明性が確保されているのか。確保されている方法はどのようなふうになっているのかお示しください。

三つ目は、モニタリングの数値、方法について、専門家等の意見は聴取をしておられるのか、お聞きをいたします。

四つ目は、賠償責任保険の加入確認は、どのような方法で確認をしているのか。

五つ目は、施設に必要な計画概要に記載された実施体制、いわゆる物的、人的は、現地での確認が行われているのかどうか。

六つ目は、修繕費等について、指定管理者と役割分担はどのように定められているのか。

(7) 7番目、指定管理者に利益が出た場合の利益の配分のあり方を公募の際の条件として可能な範囲で明示しているのか。併せて、今回対象となっている指定管理者の平成3年度における累積剰余金があればお示しをいただきたいと思います。

議案第88号について質疑をいたします。

奄美市地と知の交流拠点施設の指定管理の指定についてであります。

施設の開設以来の稼働率はどうなっているかをお答えいただきたいと思います。

二つ目は、地と知の交流拠点は、奄美地域住民のコミュニティ施設で、奄美地区住民との切り離せない関係にあり、関係する住民による団体が管理することが住民自治からの観点から必要だというふうに考えております。このことを基本としてですけれども、しかし、税金で建設した施設であり、このことから市民全体が利用できるように管理運営をしていかなければならないというふうに思っております。そのためには、今のボランティアの運営では市民全体の利用促進という目的が十分に果たせるのかどうか疑問であり、長続きしないのではないかと懸念があります。指定管理者として責任を持った管理ができるよう、地域地元住民に適正な賃金支払いと働く場を提供するためにも、指定管理料の支払いは必要だと考えますが、御見解をお聞かせいただきたいと思います。以上であります。

議長（西 公郎君） 答弁を求めます。

税務課長（保 金満君） おはようございます。それでは質問1の1、1款1項1目1節個人市民税の現年度課税分の所得割6,000万円、1款2項1目1節固定資産税の現年度課税分、土地1,000万円、家屋9,400万円、償却資産1億400万円の増収について御説明いたします。

まず、個人市民税所得割の増額につきましては、当初、新型コロナウイルス感染症の影響による市民所得の減少により税収は減収するものと見込んでおりましたが、令和3年度所得割に係る令和2年の所得におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響は少なかったものと考えております。市民所得は、令和2年度と令和3年度を比較しますと、491億5,000万円から516億円と24億5,000万円増加しており、その中でも大きな割合を占める給与所得は398億7,000万円から417億4,000万円と18億7,000万円増えております。また、給与所等者数も1万4,749人から1万4,941人と増加している状況であります。なお、給与から特別徴収される税額が増加している業種は、令和2年度と比較しますと建設業、医療・福祉業、情報通信業などになっており、特に建設業の増額が大きくなっております。逆に減少している業種は卸売・小売業、金融・保険業、宿泊・飲食サービス業、運輸業などになっておりまして、これは近年の大型公共事業により建設業界が活性化しその影響が続いているものの、飲食サービス業などそれに関連する業界では影響が出て来ているのではないかと考えられます。

次に、1款2項1目1節の固定資産税現年課税分、土地1,000万円、家屋9,400万円、償却資産1億400万円の増収についてお答えいたします。土地1,000万円の増収につきましては、令和3年度当初予算において新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、1パーセント下落率を乗じて約400万円減額して予算計上しておりましたが、土地において地価動向はおおむね横這い傾向にあり、新型コロナの影響は少なかったと考えます。また、マリンタウン事業に伴う標準宅地の課税開始等に伴い、土地の固定資産税増額もあり、1,000万円の増額補正となっております。

家屋の増収につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の実績に伴う減額4,647万8,000円と新築軽減の特別措置が外れたことなどを要因とする合計で9,400万円の増額補正となっております。

償却資産の増収につきましても、家屋同様、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の実績に伴う減額分1,291万9,000円と大臣・知事配分が当初見込額を上回ったことなどを要因とする合計1億400万円の増額補正となっております。

次に、質問番号1の2,10款2項1目1節新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の減額と市税の伸びとの関係について、御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の減額につきましては、国の施策である固定資産税軽減の特別措置に対するものであり、資本金が1億円以下の中小企業者や個人事業主などで新型コロナの影響により令和2年2月から10月までの連続する3か月の事業収入が、令和元年の同3か月と比較し、その収入が30パーセント以上減少している場合には2分の1、50パーセント以上減少している場合は全額の固定資産税を、令和3年度に限り減額するものであります。この軽減を行う対象資産については、事業用家屋及び事業用に使用する償却資産が対象となっております。令和3年度当初予算においては、全ての中小企業者や個人事業主約670法人が2分の1の軽減を受けた場合を想定し、事業用家屋で1億5,916万9,000円、償却資産で6,698万9,000円、合計2億2,615万8,000円を計上しておりました。今回、軽減措置における実績としまして、申請件数118件、家屋4,647万8,000円、償却資産1,291万9,000円、合計5,939万7,000円の実績により減収補填特別交付金1億6,676万1,000円の減額補正を行っております。

なお、市税の伸びとの関係につきましては、今回の特別交付金減額補正に伴い、先ほど御説明いたしました家屋償却資産の固定資産税の本税への増額補正に反映をいたしております。以上でございます。

財政課長（永田公洋君） おはようございます。財政課に関しましてお答えいたします。

はじめに、1の3財政調整基金繰入金3億7,247万7,000円の減額につきましては、第3次配分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の予算計上に伴い、財源の更生を行い、減額補正をするものでございます。なお、今回の補正後の現在高は36億5,423万6,000円となっております。

次に、1の4地域振興基金への積み立てでございますが、財源といたしましては、今回の補正予算に関する剰余金を積み立てるものでございます。今回の補正後の現在高は、15億68万3,000円となっております。

なお、用途につきましては、将来における地域振興に資する事業、地方創生関連事業への財源として活用していくものでございます。

次に、1の5、①一般財源の減額理由につきましては、先ほども申し上げましたが、第3次配分の新型コロナ交付金やワクチン接種に係る国庫支出金など、特定財源の予算計上に伴い財源更生を行った結果、一般財源を減額するものでございます。

次に、1の8の今年度の起債見込額でございますが、補正予算書に記載しております見込額52億7,997万1,000円につきましては、令和2年度からの繰越事業の起債見込額も含まれております。その繰越額を差し引きました令和3年度の見込額は36億6,137万1,000円となります。この見込額から市民交流センター整備事業等の特殊要因を除いた一般会計の今年度の起債見込額は、26億4,350万円となります。特別会計と企業会計も含めました市全会計での今年度の見込額は、38億450万円となりまして、財政規律として設定いたします36億円枠を2億450万超過している状況となっております。以上です。

健康増進課長（徳永明子君） おはようございます。健康増進課に関します御質問の1の（5）②と③についてお答えいたします。

初めに、②新型コロナワクチン接種推進事業の委託内容と委託業者の選定についてお答えいたします。委託料1,768万7,000円のうち、ワクチン接種予約システム業務は追加接種となる3回目のワクチン接種の予約受付システム導入に係る費用となります。

委託業者の選定につきましては、3回目接種予約を円滑に行うために、1・2回目接種予約においてシステム構築を行っている当該事業所を選定いたしております。

次に、新型コロナワクチン接種業務につきましては、医療機関における個別接種に係る委託料となります。接種業務に御協力いただける医療機関において、接種を行った件数ごとに委託料として支出いたします。また、それぞれの医療機関へワクチン配送を行う配送業者の委託料も含まれておりますが、配送業者につきましては、県から大島地区の担当者として示された業者になります。

次に、ワクチン接種券処理委託業務の委託内容としましては、3回目のワクチン接種を行うための接種券の印刷、接種券と一緒に封入いたしますチラシの印刷及び窓空き封筒の印刷と封筒への封入を委託しております。

委託業者選定についてでございますが、委託業者につきましては、予防接種事業全般についての接種券等のプログラム開発、作成等を含め、印刷、封入業務を委託している業者であり、コロナワクチンの接種業務につきましても円滑に行うために当該業者を選定しております。

続きまして、③新型コロナワクチン接種業務1,168万7,000円の内訳と計画についてお答えいたします。新型コロナワクチン接種業務につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、個別の医療機関で接種を行うために必要な費用となります。内訳としましては、医療機関における医療従事者への接種に対する委託料として227万7,000円、高齢者等の一般市民への接種に対する委託料として796万9,500円、また、それぞれの医療機関へワクチン配送を行う事業所への配送委託料108万円、大島郡医師会への事務委託料36万円となっております。

3回目接種の計画につきましては、2回目接種から原則8か月経過した18歳以上の方を対象に接種を行うこととなります。これまでの接種順に沿って接種を行うことになり、まず、医療従事者を対象とし、次いで高齢者、基礎疾患のある方、一般の方ということで進めていく予定としております。現在、医療従事者に対する接種がいくつかの医療機関で始まっているところです。

また、接種体制につきましては、2月から開始予定の高齢者以降の接種につきましては、これまでの1・2回目の接種対象とは異なり、文化センターにおける集団接種と医療機関における個別接種が同時期に開始できるよう、現在、大島郡医師会と協議を行っているところでございます。以上でございます。

商工政策課長（畠山正明君） 商工政策課からは1の（4）の④時短要請協力金についてお答えいたします。

新型コロナ感染症対策時短要請協力金市町村負担金につきましては、本年の8月20日から9月30日までの間、県が行った飲食店等に対する営業時間短縮要請に応じた事業者に対して支給する協力金のうち、本市に係る協力金の1割分を県に負担金として支出するものでございます。

本協力金の支給内容でございますけれども、中小企業を例に御説明いたしますと、2020年度または2019年度の8月9月の1日当たりの売上高に応じて1日当たりの協力金が2万5,000円から7万5,000円までと定められており、これに要請期間の日数を乗じた額を支給することとしております。

今回の計上額につきましては、5月に実施をいたしました時短要請協力金の実績を基に、申請件数を500件、本市負担金を6,300万円としたものでございます。

また、市町村負担金につきましては、今回の時短要請が行われる前に、県より全市町村を対象とする

飲食店の時短要請を行うこと、また、前回5月から6月にかけて時短要請を実施した際に、1割負担をお願いした県内自治体の事例があることを踏まえ、国が負担する8割を除いた2割部分につきまして、県のほうで1割、市町村1割の割合で全市町村に対し負担をお願いしたい旨の通知がございました。本市といたしましても、時短要請により感染拡大のリスクが減少し、感染拡大防止が図られることから、市町村負担を了承いたしまして、本議会において予算を計上させていただいているところでございます。以上です。

生涯学習課長（大庭勝利君） おはようございます。生涯学習課からは御質問の1，（5）の⑤成人式出席者への新型コロナPCR検査助成金について、内訳と検査の方法についてお答えいたします。

奄美市の令和4年成人式につきましては、1月3日に3地区において開催するために、現在準備を進めております。成人式の出席者につきましては、3地区で477名が対象者となっております。今回のPCR検査助成事業につきましては、成人式へ島外から帰省して参加する方で、ワクチンの2回接種が完了していない方のうち、希望する方に対してPCR検査の助成を行うものでございます。

なお、御質問の対象者の内訳につきましては、国が調査した年齢別ワクチン接種実績の割合から、未接種の対象者を約165人と見込んでおります。また、検査の方法につきましては、移動者の増える年末年始は新成人者に限らず、PCR検査を受検する方が増加すると予想されることから、希望される方へは本市からPCR検査キットの無料配布を行い、極力帰省される3日前から帰省当日に受検していただくよう案内をしております。以上でございます。

福祉政策課長（寿山一昭君） おはようございます。それでは、（6）ひとり親家庭医療費助成金扶助費800万円について、当初予算の約60パーセントの増額補正増となった要因について御説明をいたします。

令和3年4月より子ども医療費助成制度が拡充されました。そのうち、非課税世帯の未就学児から高校生までの子ども医療費につきましては、窓口での医療費負担のない現物給付方式となりました。これに伴いまして、ひとり親家庭医療費助成制度を利用していた非課税世帯の子どもたちにつきましては、子ども医療費助成制度からの支給となるため、利用者が減少すると予想されました。そのため、前年の当初予算要求よりも非課税世帯割合分の約45パーセントを減額して、当初予算を計上したところでございます。しかしながら、ひとり親家庭医療費助成制度の対象となる課税世帯の親と子ども、非課税世帯の親の医療費について、本年4月から10月までの実績と今後の推移から想定しまして、不足が生じると判断したため、補正予算を計上するものでございます。以上です。

農林水産課長（用稲工巳君） おはようございます。それでは、（7）選果場利用促進助成金の内容について、お答えします。

選果開始である令和4年2月1日から、奄美大島選果場を通じた良品以上の製品について、条例において定めるキロ当たり26円の選果手数料に対し、生産者へ助成を行うものであります。

助成対象数量としまして101トンを見込んでおります。選果場は平成24年度より供用開始し、大島本島内の1市2町2村が構成員として運営しております。光センサーを利用して奄美タンカンの品質確保、ブランド化に向けて努力しているところでございます。しかし現在は、光センサーを通さない外観、中身ともに品質保証がされていない商品が流通しており、生産者の収入向上を妨げているところでございます。本年度の奄美大島選果場管理運営協議会において、選果手数料が生産者の負担となっている声もあることから、他の構成自治体とも連携し調整を図り、令和3年度選果分の選果手数料助成を行うため、12月補正の計上となったものでございます。以上です。

企画調整課長（國分正大君） それでは、私のほうから大きな2の（1），（7）指定管理の共通する事

項ということですので、まとめてお答えさせていただきます。

まず、（１）でございますが、選定委員会につきましては、公募を行った施設において応募のあった団体から指定管理候補者を選考することを目的に開催しているものでございますので、行政改革推進委員会とは異なるものでございます。その上で、奄美市行政改革推進委員会につきましては、同委員会条例に基づき設定されているものでございます。

行革委員会の委員の氏名についての御質問ですが、行革委員会につきましては、先ほども言いましたが、補助金分科会においては補助金交付に関して、指定管理分科会においては指定管理制度の運用に関してと、民間事業者にも関わる市の意思決定にも大きく関与いただいております。このことから、氏名の公表により平等な審査や協議に影響を及ぼすことを避けたいため、個別氏名につきましては答弁を差し控えさせていただきますと存じます。

なお、御質問の指定管理に関わる指定管理分科会委員構成としましては、こちらも先ほどと重複しますが、産業分野から１名、金融から１名、地域から３名、労働団体から１名と６名で構成をしております。

次に、市職員が選定委員になる理由ということでございますが、あくまで公の施設であることから民間の視点だけではなく、行政の視点も入れて審査することで、公の施設の管理運営に必要な能力があるかを、より適切に判断できると考えているところです。

続きまして、（２）です。選定経過に関する情報につきましては、まず、公募を行う施設については公募に関する情報を本市ホームページと地元新聞紙の広告に掲載をしております。公募を行った結果、選定された候補者と公募を行わず指名により選定した候補者とをあわせて、それぞれの施設の選定経過等について本市ホームページで公表をいたしております。選定経過に係る透明性の確保に関しましては、公募を行う施設について行う選定委員会については、委員の過半数で市民代表の方をお願いし、応募団体のプレゼンテーションを公開で行っているほか、非公募での選定の適当性について御意見を頂戴する奄美市行政改革推進委員についても、委員全員を市民代表の方をお願いし、行政内部だけで決定することがないよう配慮をしているところでございます。

次に、（３）でございますが、指定管理者モニタリングにつきましては、毎年度実施しております。利用者アンケートや行政による業務評価の結果を奄美市行政改革推進委員会指定管理分科会にお示しし、モニタリングの手法と合わせて御意見を頂戴しているところでございます。

次に、（４）でございます。指定管理業務の実施にあたって、本市としましては指定管理者に対して自らの責めに帰すべき事由により本市への損害、または第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる損害賠償を負担するため、自己の責任と費用で必要な保険に加入することを求めています。保険加入の確認方法につきましては、指定管理者モニタリングに係る実地調査などの機会を通じて、各施設所管課にて行っているものと承知をしております。

次に、（５）でございますが、指定管理業務を行う上での実施体制の状況確認につきましても、指定管理者モニタリングに係る実地調査など、機会を通じて各施設所管課にて行っているものと承知をしております。

次に、（６）でございますが、本市と指定管理者との役割分担、責任分担については、指定管理施設の修繕も含め、本市と指定管理者とで締結する基本協定書においてリスク分担表に定めております。具体的には、本市と指定管理者との協議を行い、個々の施設の特性等に応じて分担を定めているところでございます。

最後になりますが（７）でございます。これまで屋仁川駐車場を除きですが、指定管理施設において利益の配分を定めたことはございません。そのため、公募の際の仕様書においては利用料金収入は指定管理者の収入にすると明記しているところでございます。

なお、屋仁川駐車場につきましては、施設の収支状況の実態を考慮し、利益の一部を市に納めていただく運用といたしております。

また、今申し上げたとおり、利用料金収入は指定管理者の収入となりますことから、各団体の指定管理業務以外の経営情報も含めた累積剰余金は把握をしておりませんので、御理解いただきたいと思えます。以上です。

市民協働推進課長（佐野早苗君） おはようございます。それでは、質問番号2の8の奄美市地と知の交流拠点施設の稼働率についてお答えいたします。

施設開設年度の令和元年度におきましては、252日稼働し、約82パーセントの稼働率です。利用者数といたしましては、7,865人の方に御利用いただいております。また、令和2年度におきましては、228日稼働し、約74パーセントの稼働率で、利用者数は4,556人でございます。なお、令和元年度より令和2年度の稼働率等が減少しておりますが、新型コロナの影響により閉館措置を講じたことが主な要因と考えております。

次に、質問番号2の9につきまして、御質問の交流拠点施設は、学校や文教施設が近隣にある立地条件を生かし、奄美地区を中心として地元住民の世代間交流によります地域と知恵の交流や、地元学生と各種団体との地域と知識の交流を促進することを目的とした施設でございます。現在の指定管理者であります奄美地区地と知の交流館運営協議会は、奄美地区における各種団体の代表者が参画している組織であり、同協議会に管理運営していただくことが地区の活性化に寄与するとの観点から、今回、行革推進委員会におきまして指名の同意をいただき、引き続き選考決定されております。

本施設の利用につきましては、奄美地区住民に限らず、地区内外の多くの皆様に御利用いただいております。しかしながら、議員御指摘のとおり、施設の管理は協議会事務局のボランティアによって行われていることから、安定的な施設運営を持続させるためには、施設に常駐する従事者の雇用も効果的ではないかと考えられますが、この件につきましてはまずは地域住民が主体となって運営している協議会の意向を尊重し、安定した運営が維持できますよう、よりよい組織体制構築に向けて協議してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

14番（関 誠之君） 答弁ありがとうございました。若干、再質をさせていただきたいと思えます。後もって委員会もございまして、十分にそこで議論がなされるものだと思いますが、3番目の新型コロナ感染症に財政調整基金が使われた総額がお分かりになればお願いをしたいと思います。

二つ目は、地域振興基金3,701万7,000円の財源は、今、補正剰余ということでありましたけれども、補正剰余金と決算剰余金の違いが分かりましたら、お示しをいただきたいと思えます。

5番目の16ページ、17ページの2款1項17目新型コロナ感染症対策事業についてですが、確か1回目の県の要請に対しては、この市町村の負担金がなかったように記憶しておりますけれども、その辺はいかがだったのでしょうか。なぜこの市町村の負担金が出てきたのか、どのような協議があったのか、通知が来たというだけであったというふうに、今答弁がありましたけれども、こういうものについては、しっかりと市町村に協議をしてですね、それぞれの財政懐違いますから、してほしいなという思いで質問させていただきます。

それと、選果場の問題です。大変大事な問題だと思います。これから、農林水産関係をどう伸ばしていくかというのは市政の課題だというふうに捉えておりますから、奄美大島の選果場を調べてみますと、平成23年から24年度に約2億9,850万円を投資をして、選果機の処理能力が20.5トン/日ある最新鋭選果施設であるというふうにはうたわれておりましたけれども、20年度産タンカン取り扱ひ量、タンカンに限ってであります、は10万1,498キログラム、目標は13万kgだったそうですが、ちょっと届いておりません。16年度を見ますと19万2,076キログラムということで、19万キログラムを収穫しておりますけれども、以来、4年ぶりに10万キログラムは回復をしたけれども、まだまだということで調べてみますと、名瀬・住用・笠利、計画量に達していないというような状況がありました。20年度産の等級出荷割合、これは新聞紙上に出ておりましたので、統計が新

聞紙上ということで、確認をしていただきたいと思いますが、秀が10.4パーセント、優が26.5パーセント、良が41パーセント、規格外が22.1パーセントとなっており、いまだにやっぱりブランド化がしっかりとなされていないのではないかとこのように思います。それと、規格外が22.1パーセント、非常に多くて、この規格外品を少なくするために、やはり生産指導を徹底をして、優品の割合を高める方策について、どういうふうにしておられるのか見解を求めたいと思います。

選果場の稼働率を上げるためについて、日ごろ一生懸命努力はなされておるようですが、そのほかに手ごたえがあれば具体的にお答えください。

次は、8番目に質問いたしました財政規律36億円、先ほどの答弁によりますと2億450万円、財政規律を超えていると、これは皆さんが作った財政規律ですからね、やはりこれはしっかり守っていくということではなければ、将来のこの起債や公債費にかなり影響してくることですから、この辺をどのようにしたらいいのか。またこの36億円を見直していくのか、いかないのか。その辺の見解があればお聞かせいただきたいと思います。

指定管理について、非常にこれ、多岐に渡って問題点が多いと思いますけれども、先ほど多田議員が議論しておりました開発公社の問題、これ、双方代理契約にならないのかどうか。安田市長と安田理事長が契約をするわけですから、しかし契約上はその下の副管理かどうか分かりませんが、理事長とやると、こういう非常に変則的な契約のあり方を見ても、これはいかがなものかなというふうに思いますので、この解決策があればお示しをいただきたいというふうに思います。

それと、指定管理の選定基準となる基本的考え方ということで、先ほど答弁が少しありましたから、これはもういいといたしまして、9番目の先ほど協働課長から答弁がありましたが、奄美市地と知の交流拠点施設の指定管理者の選定基準、国の選定基準に比べ、もし不足がある点、充足されている点があればお聞かせをいただきたいと思います。ちなみに、国のほうは住民の平等利用の確保と、二つ目は施設効用の最大化、管理経費の縮減と、四つ目が管理を安定的に行う物的人的能力の保有ということによっておりますけれども、ボランティアでやっておりますから、この管理経費の縮減というのは、かなりされておりますよね、この辺、あとの三つについては、なかなかこれがそのようになっているかというのは疑問でありますから、ぜひその辺について見解があればお聞かせをいただきたいと思います。

特に、安田市長は奄美地区のこの協議会についても、かなり関わりを持って、承知だと思っておりますので、先ほど検討していきたいというふうに言っていましたので、ぜひこの指定管理方法についてしっかりと検討していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

財政課長（永田公洋君） 財政課に関するものについてお答えいたします。

まず1点目、財政調整基金、コロナ関連でどれだけ充当しているかということですが、今年度令和3年度で申し上げますと、これまでの補正を繰り返しております、合計で4億3,641万6,000円をまず充当しておりました。今回の補正によりまして、繰入金金の減額を3億7,247万7,000円行っておりますので、現時点でのその差引で申し上げますと6,393万9,000円を、今充当しているというところでございます。

続きまして、地域振興基金につきまして、先ほどこの剰余金ということですが、今回の補正予算におきまして歳入の増加、それから歳出の新たな出動、この差引で計上いたしております。その中で、先ほど申し上げましたように3,701万7,000円を地域振興基金に積み立てたという内容でございます。以上です。

商工政策課長（畠山正明君） 協力金の関係で再度御質問いただいた件についてお答えいたします。

議員の御質問のように、以前までは地元自治体の負担はございませんでした。先ほどお答えしましたように、5月から6月にかけてまして鹿児島市、霧島市、出水市であったりというところがですね、時短要請を行った際にですね、地元負担の部分について1割負担を県と分かち合って対応したという形がご

ございました。今回の分につきましては、8月20日からまん防の重点措置という形で鹿児島県が措置をされるという見込みであるということで、事前に8月の17日になりますけれども、県のほうから重点的な措置を実施するために、市のほうについても何とか負担をお願いしたいという形で文書協議がございまして、担当課、そして関係課、庁内で協議をしまして、二役のほうまで決裁いただきまして、今回市のほうにも感染防止対策の役割を担っていることから、今回、市のほうとしても10分の1の負担をして協力をするという形で実施したものでございます。以上です。

財政課長（永田公洋君） すみません、起債の関係が1点漏れておりましたので、追加をさせていただきたいと思います。

財政規律の36億枠を超えた要因といたしましては、今年度水道事業会計におきまして、旧簡易水道事業に対する国の財政措置が拡充をされました。今年度から過疎対策事業債が新たに水道事業にも借入れの対象となったところでございます。御案内のとおり、過疎対策事業債は借入額の7割が交付税措置をされる有利な起債でありますので、本年9月議会におきまして水道事業に関する過疎対策事業債2億2,090万円を追加計上いたしました。結果、財政規律の36億枠を上回る形となりましたが、市全体の予算として考えますと、市の負担は軽減されることになりまして、財政的に有利であると判断した結果でございます。いつも申し上げておりますが、これからもですね、実施計画、それから財政シミュレーションを立てております財政計画に基づきまして、財政規律、これは基本遵守しながら、時には国の補正予算等々有利な、例えば補助事業の補正とかも発生したりすることもございます。そういうことの全体を総合的に判断してですね、健全な財政運営というのが大事でありますので、それに努めてまいりたいと思っております。以上です。

（発言する者あり）

財政課長（永田公洋君） すみません、今回の補正の剰余ですね、歳入と歳出の差引でございます。決算剰余はですね、昨年度令和2年度の全体の普通会計の決算剰余で申し上げますと、9億6,000万余りの剰余金が発生しておりますして、4億8,000万を財政調整基金に積み立てたという内容になっております。以上です。

農林水産課長（用稲工巳君） それでは、選果場の稼働を上げるための手段といたしまして、お答えします。

現在、大島支庁やほかに市町村、JAなどと連携しまして巡回指導や栽培講習会などを通じて、生産量や品質の向上を図り、生産者組織活動の強化を行っているところでございます。併せまして、タンカンの新植、改植などの経費に対する支援や輸送コスト支援、防風施設の整備等に対する支援を行っております。今後もこのような取組を通じてタンカンの規模拡大や生産量、品質の向上に取組み、選果場の利用を促進し、ブランド産地の形成を図ってまいりたいと考えております。以上です。

企画調整課長（國分正大君） それでは、開発公社の双方契約について御説明させていただきます。

このまず法的性格から申し上げます。この指定管理というものの法的性格ですが、こちらは行政処分の一つでございまして、この指定管理を受けた者にですね、施設の管理の権限を委任するというものでございまして、これはいわゆる管理代行にあたるものでございます。契約につきましては、法的には契約に基づく個別の事務または業務の執行の委託ということになりますので、私法上の契約関係ということになりますので、こちらのほうは開発公社は当たらないというふうに理解しております。以上です。

市民協働推進課長（佐野早苗君） それでは、地と知の交流拠点施設の指定管理料の関係についてお答えいたしたいと思います。

まず、現在の指定管理料は無料でございます。来年度以降も一応無料を予定しております。また、この施設に関しましては、ほかに同様の交流施設が3施設ありまして、同じく指定管理料は無料であることも含めて、今後も検討していく課題ではないかと考えております。また、この施設に関しましては、この3年間安定した使用料の収入を得ていますことから、管理運営につきましては、まずはこの使用料収入を有効活用して安定した運営が継続できるように、よりよい運営方法や組織体制について指定管理者と、先ほども申しましたが、協議を行っていきたいと考えております。

14番（関 誠之君） 最後になりますけれども、今の奄美地区地と知の運営協議会、これはまた先ほどちょっと私の聞き違いもありますけれども、例えば、笠利地区とか、住用地区の公民館的なところは全然違いますのでね、先ほど言いましたように、奄美地区の活動の拠点でありますけれども、市民全体が利用できるように管理運営をしていかなければいけないというのは、これは基本ですから、何も奄美地区だけの公民館とか、そういったコミュニティ施設ではありませんのでね、そのところはしっかり押さえておいて、管理運営が持続的にできるような、安定的にできるような運営をしてほしいという意味を込めてですね、この奄美地区地と知の運営協議会は、地域のコミュニティ施設の運営を通して自治会の組織強化をしっかりとやっていらっしゃるわけですね。例えば、新川何とかマラソン、ジョギング、そして鯉のぼりを新川にざっとして、そしてこの間ありました灯籠祭りとか、かなり地域の結びつきが濃くなって、活動が活発になっております。そういう中で、聞くところによりますと非常にあちこちからちょっとした助成金や補助金を入れながら、やっとなんかできているというような状況、それも一人の会計担当員にほとんど丸投げをしてですね、その人が一生懸命頑張っておるから、今があるのであって、この人がもしもうやめたというようなことがあれば、この運営が成り立たない可能性があるわけですね。ですから、ぜひこの自治会の組織強化を推進する初のモデルとして成功させるために、行政の積極的な助成が必要と考えますけれども、市長、最後に申し訳ありませんが、そういうことを一生懸命、一緒にやってきた仲間としての市長が、見解があれば最後にお聞かせいただきたいと思っております。以上です。

市長（安田壮平君） 関議員御案内のとおり、私もですね、この地と知の交流拠点施設、そしてこの指定管理者であります奄美地区地と知の交流館運営協議会、私自身はこの協議会には直接入ったり、何かしら関与をしてきたということはないのですが、別の高齢者福祉に関する事業の中でですね、地域の皆様と一緒に連携協力をさせていただいたという経緯はございます。その中で、関議員おっしゃったとおりですね、特定の方に過重な負担がかかっているんじゃないかということでもございますが、また市民協働推進課長、おっしゃっているようにですね、同様の施設がまた市内各地にあって、そのバランスを取る事も大事かというふうに思っております。その上で、この奄美地区の運営協議会においては、少しでも会員の管理運営に関する負担が減るようにですね、管理業務の一部を民間の事業者へ委託をするなど工夫をしたりして、少しでもよりよい管理運営をですね、奄美地区以外の方も使っていただけるような管理運営に努めているということも伺っております。そういった取組の推移を見ながら、この運営協議会自体の収支状況なども見ながら、また今後、多面的にいろいろと検討していければと思っておりますので、どうか御理解のほどお願いいたします。

議長（西 公郎君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第88号及び議案第81号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第6号）中の関係事項についての2件は、これを総務企画委員会に、議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第86号、議案第89号、議案第90号、議案第91号及び令和3年度奄美市一般会計補正予算（第6号）中の関

係事項についての8件を、これを文教厚生委員会に、議案第85号、議案第87号及び議案第92号から議案第100号まで並びに、議案第81号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第6号）中の関係事項についての12件は、これを産業建設委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、本定例会において受理いたしました陳情及び継続分の陳情は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。

○

議長（西 公郎君） 日程第2，議案第101号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、川口幸義君の退席を求めます。

（川口幸義君退席）

市長に、提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君） ただいま上程されました議案第101号の提案理由を御説明いたします。

議案第101号 監査委員の選任につきましては、議員のうちから選任される本市監査委員に、川口幸義氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。何とぞ御同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（西 公郎君） これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

川口幸義君の着席を求めます。

（川口幸義君着席）

議長（西 公郎君） お諮りいたします。

各常任委員会審査報告及び報告書整理のため、明日16日から26日まで休会といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日16日から26日まで休会することに決定いたしました。

12月27日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会をいたします。（午前11時36分）

第 4 回 定 例 会
令和 3 年 12 月 27 日
(第 6 日 目)

12月27日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	幸 多 拓 磨 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	和 田 霜 析 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	正 野 卓 矢 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	奥 晃 郎 君	12 番	林 山 克 巳 君
13 番	松 山 さ お り 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	川 口 幸 義 君
17 番	伊 東 隆 吉 君	19 番	与 勝 広 君
20 番	竹 山 耕 平 君	21 番	西 公 郎 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

18 番 元 野 景 一 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住用総合支所事務 所 長	弓 削 洋 一 君
笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
市 民 部 長	石 神 康 郎 君	保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君
福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君	商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君
農 林 水 産 部 長	竹 元 康 晴 君	建 設 部 長	保 浦 正 博 君
上 下 水 道 部 長	里 嘉 郎 君	教 育 部 長	徳 永 恵 三 君
教 育 総 務 課 長	重 信 竜 昇 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	島 袋 修 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田 忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長	押 川 治 君	議 事 係 主 査	堀 健 太 郎 君

議長（西 公郎君） ただいまの出席議員は21名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程第3号のとおりであります。

○

議長（西 公郎君） 日程に入ります。日程第1，議案第81号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第6号）についてから、議案第100号 奄美市屋仁川駐車場の指定管理の指定についてまでの20件を一括して議題といたします。

ただいまの議案に関する各常任委員長の報告を求めます。

最初に、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（崎田信正君） おはようございます。御報告申し上げます。文教厚生委員会は、12月16日の1日開会し、当委員会に付託されました議案第81号から議案第84号及び議案第86号、議案第89号から91号の8件について、慎重かつ丁寧に審査いたしました。

8件の議案につきましては、お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり、全て全会一致で可決すべきものと決しました。

以下、主な審査内容について御報告申し上げます。

はじめに、議案第81号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第6号）中、当委員会に付託された案件について、当局の補足説明があり、不妊・不育治療支援助成金は、今年度の実績を踏まえ予算額を上回る見込みとのこと。新型コロナウイルス感染症緊急対策事業は、3回目の接種を集団接種及び個別接種にて実施する予定での経費で、一般事務補助職員の雇用、看護師及び医師の謝金、接種券送付費用、3回目接種予約システムの委託料等の経費を計上したとのこと。保健衛生総務費では、保健センターの洋式トイレの増設、段差の解消とのこと。離島地域不妊治療支援助成金は、今年度の予算額を上回る見込みであり、計上したとのこと。健康検診・検査業務の減額計上は、子宮がん検診の受診率が伸びなかったこと、ミニ人間ドックの中止によるものとの説明がありました。

障害者福祉費の身体障害者補装具給付費、重度訪問介護、共同生活援助及び就労継続支援、A型、B型、児童発達支援及び放課後等デイサービスなどは件数の増加や不足が見込まれるための増額とのこと。

その他、ハブ買い上げ報奨金などの補足説明がありました。

委員より、子ども医療費について質疑があり、令和3年4月より子ども医療費助成制度が拡充され、非課税世帯の未就学児から高校生までの子ども医療費について、窓口での医療費負担のない現物給付となったとのこと。

また委員より、保健センターの補修の質疑に対して、トイレ改修、天井の改修、外壁の補修を行っており、これ以上の補修はないとのこと。

委員より、健康診査検査業務の今後の取組について質疑があり、女性がんの追加検診は要望している市町村も多く、日程の調整がつかない。その他のがん検診は1月に実施予定の追加検診の準備を進めているとのことでした。

委員より、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種業務について、ファイザーとモデルナについての質疑があり、今、医療従事者の方からファイザーで進めている。国からは3回目の追加接種についてはファイザーワクチンとモデルナワクチンを使つての接種体制を整えておくよう通知があるとのこと。正しい情報を住民に示して、きちんとした接種体制を整えていきたいと、医師会のほうとも協議を進めながら進めていきたいとのことでした。

教育費について補足説明があり、委員より、高校生遠距離通学補助金の減額について質疑があり、133名の見込みより39名減ったことによるとのことでした。

そのほかにも質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第82号 令和3年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算について補足説明があり、委員より、オンライン資格確認システム導入についての質疑があり、マイナンバーカードで保険証ができ、対応している医療機関でできるようになる。今、奄美市内で10の医療機関がやっているとのことでした。

そのほかにも質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第83号 令和3年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について補足説明があり、委員より、団塊の世代の動向について質疑があり、後期高齢者の予測数は令和2年7,044名、令和5年度が7,686名ほどと予測しているとのことでした。

次に、議案第84号 令和3年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明があり、委員より、生活支援体制整備事業費の業務委託料についての質疑があり、在宅介護支援センターに地域づくりに係る部分を業務委託という形で事務局を担っていただいている。6か所のうちの1か所の増額とのことでした。

次に、議案第86号 奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、健康保険法施行令の改正によるものとの補足説明があり、特段質疑はありませんでした。

次に、議案第89号 奄美市軽費老人ホーム奄美市立たかもり寮の指定管理者の指定について補足説明があり、委員より、今後の状況について質疑があり、たかもり寮の定員は50名、10月1日現在の入居者は26名、高齢者の方は1・2階を主に使っている。1・2階はあまり空いていない状況だとのこと。老朽化しており、5年間の指定期間のうちに検討していきたいとのことでした。

委員より、収支計画の人件費が5年間、全く同一との質疑があり、人件費は宿直の方だけを計上、賃金の上昇にあわせてその都度協議していきたいとのことでした。

また委員より、指定管理の公募と指名についての質疑があり、公募によらない合理的な理由が4点ほど定められている。社会福祉事業団が信頼関係がある。入居者の満足度もおおむね良好ということで、公募によらないということにしたとのこと。

ほかにも質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第90号、奄美市名瀬運動公園、奄美市名瀬総合体育館及び奄美市名瀬古見方多目的広場の指定管理者の指定についてと、議案第91号 太陽が丘総合運動公園、奄美市笠利B&G海洋センター及び奄美市笠利農村環境改善センターの指定管理者の指定についての補足説明があり、利用者の視点、行政の視点、第三者の視点から優良な指定管理者と判断されたことから、更新時インセンティブの付与を適用し、引き続き一般財団法人奄美市開発公社を指名したとのことでした。

委員より、幅広く活動することによって手が回らない心配はないか、市民が喜ぶサービスが提供できる状況かとの質疑に、施設によっては煩雑になる時期などは、各班同士で相互に協力とかやっていることと認識してしているとのことでした。

また公募で市民の方が納得できる形にとの質疑に、今回、指定管理の更新にあたりインセンティブを付与した。今回のケースが初めてで、これまでは全て公募で行っているとのことでした。

また委員より、インセンティブは1回限りで、今回は公募かとの質疑に、公募になると認識しているとのことでした。

委員より、副市長と理事長との契約のあり方について質疑があり、契約協定のあり方について、法的な根拠も含めて改めて報告するとのことでした。この報告につきましては、12月17日付けで企画調整課長より文書で報告があり、議員の皆さんにレターボックスですが、配付しております。

そのほかにも質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

以上で文教厚生員会の審査報告を終わります。

なお、御質疑等がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（西 公郎君） 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（大迫勝史君） おはようございます。産業建設委員会は去る12月17日、付託されました12件の案件について、全て丁寧に審査いたしました。

産業建設委員会に付託されました議案第81号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第6号）中、関係事項及び議案第85号、議案第87号、議案第92号から議案第100号の12件につきましては、お手元に配付してあります産業建設委員会報告書のとおり、全て原案可決すべきものと決しました。

以下、その審査の内容について御報告いたします。

最初に、議案第81号 一般会計補正予算（第6号）中、関係事項について、当局より補足説明があり、委員より、2款1項17目新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費、18節負担金補助及び交付金について、時短要請協力金の申請業者の業種別内訳を求めるとともに、さらに細かな業種の絞り込みと業種形態の把握を行い、協力金のスピーディな給付を行う仕組みづくりを検討するように要望がありました。

6款1項3目農業振興費の奄美大島選果場利用促進助成金262万6,000円について、他町村の助成状況の説明を求める質疑があり、当局より、宇検村が令和2年度より先行して実施し、龍郷町は9月議会において承認され、大和村と瀬戸内町と本市が12月議会に予算計上して今年度の出荷分と来年2月の出荷分から助成予定で調整中。助成額については、手数料キロ26円を基に選果機通過の良品以上を助成対象とすることで5市町村での統一を図っているとの答弁がありました。

ほかにも農業委員会費等の質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、8款土木費、11款災害復旧費についての補足説明があり、委員より、2項道路橋梁費、3目緊急地方道路整備事業費、12節委託料3,165万2,000円の減額についての質疑があり、当局より、この減額によって橋梁の委託料が2,000万円、トンネルの委託料が1,000万円の減額になり、名瀬地区では判定区分3の早期設置段階、判定区分4の緊急措置段階になった橋梁に対して設計委託業務を令和5年度までに100パーセント終了を目標としている。また、今年度減額の方を令和4年度に計上して令和5年度までに完了する予定になっている。奄美市全体で対象橋梁は325橋であるとの答弁がありました。

次に、議案第85号 令和3年度奄美市水道事業会計補正予算（第2号）については、特段の質疑は有りませんでした。

議案第87号 奄美市下水道事業運営調査委員会条例の制定について、当局より補足説明があり、2,3の質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第92号 あやまる岬観光公園の指定管理についてから、議案第100号 奄美市屋仁川駐車場の指定管理の指定についてまでの9件を一括して議題として審査いたしました。

当局より補足説明の後、委員より、更新時インセンティブ制度導入に対する説明を求める質疑があり、当局より、前回公募により指定管理者を選定した施設について、管理運営の実績を市民アンケート、行革委員会の意見、行政としての評価などを総合的に勘案して、優良と認められる場合に1回に限り選定方法を公募から指名に切り替えて、同じ団体を引き続き指定管理者の候補者として選定することを可能にする制度であるとの答弁がありました。

他の委員より、指定管理制度運用等について、民間活力を生かすという制度全体の定義を分かりやすく、さらなる周知啓発や普及に尽力していただきたいとの要望がありました。

ほかにも奄美市体験交流施設やその他の施設について活発な質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

以上で産業建設委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。

なお、報告に対する質疑がございましたら、他の委員の協力を得てお答えいたしたいと思っております。

議長（西 公郎君） 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（多田義一君） おはようございます。総務企画委員会は、去る12月20日の1日間開会し、議案2件の審査を慎重に審査を行いました。

審査の結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり、議案2件ともに全会一致により原案可決すべきものと決しております。

主な質疑を御報告いたします。

はじめに、議案第81号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第6号）中、関係事項について補足説明があり、委員より、コロナの影響による減収が思うほど見られないが、奄美市の経済対策が効果があったのかとの質疑があり、当局より、市民所得は令和2年度と令和3年度と比較すると、491億5,000万円から516億と24億円程度伸びている。その中でも大きな割合を占める給与所得が398億7,000万円から417億4,000万と18億6,000万円程度伸びている。増加している業種として建設業、医療・福祉業、情報通信業などで、減少している業種としては卸売・小売業、金融・保険業、宿泊事業者、飲食サービス業、運輸業などが減少している。これは近年の大型公共事業などによる建設業界が活性化した影響が続いていると思われる。また、観光業、飲食サービス業に関連する業界では、コロナの影響が徐々に出て来ていると分析している。

また委員より、総合管理業務の更新とのことだが、島内の業者とのすみ分けなどどのようになっているかとの質疑に対して、総合管理業務とは統括管理、設備管理業務、保安管理業務、電話交換業務、総合案内業務、駐車場管理業務の6業務を総合管理業務として委託をしている。その他の消防施設点検業務などは地元企業に発注するなどして対応しているとのこと。

委員より、個人分の所得の伸びは分かったが、法人分はどのように考えているかとの質疑に対して、法人市民税は現在、申告状況で調定状況から見ると、昨年度を若干下回ると予測しているとのこと。

そのほかにも質疑がなされましたが、この際、省略をさせていただきます。

次に、議案第88号 奄美市地と知の交流拠点施設の指定管理者の指定について、当局より補足説明があり、委員より、地と知の部分でどのような取組実績があるかとの質疑があり、当局より、地域住民が主体である地域に根ざした現管理者の運営により、世代間交流による地域の地が進んでいると考えられる。知恵の知としては、知恵や知識の交流を意味しており、大学生や専門の知識を有する方などと小学校、中学校、高等学校の学生等との交流を図りたいとの考えから地と知の交流拠点施設を整備した。現在は、コロナ禍ということもあり交流が特に進んでいる現状ではないが、知恵の交流としておもちゃドクターとしておもちゃを修理する知恵を教えるなどの教室を行っており、学校、学生、大学生、専門の知識を有する方との交流ができている。今後はコロナの状況を見ながら協議会との話を進めていきたいとのこと。

委員より、受付業務だが、稼働率がかなり高く、業務が大変と考えられるが、その辺りは指定管理者から意見があったのかとの質疑に対して、受付業務は協議会での運営としているが、その中において区内のスーパーに協力をいただいて、受付時の鍵の受け渡しなどの業者に協力をいただいている。運営していく上でも個人に多くの負担がかからないように、運営協議会においても順番制にするなどの協議を進めているところであり、この2年間の運営をもって内容を精査しているとのことでもあります。

そのほか特段の質疑はございませんでした。

以上で議案2件の報告は終わりますが、質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（西 公郎君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

議案第81号から議案第100号までの20件を一括して採決いたします。

この議案20件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

この議案20件は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、この議案20件は、いずれも原案のとおり可決されました。

○

議長(西 公郎君) 日程第2, 陳情第6号 住用町市郵便局前の市道の補修に関する陳情についてを議題といたします。

ただいまの陳情第6号に対する産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長(大迫勝史君) 御報告申し上げます。産業建設委員会に付託されました陳情第6号 奄美市住用町市郵便局前の市道の補修に関する陳情の審査結果は、お手元に配付してあります産業建設委員会審査報告書のとおり、採択すべきものと決しました。

以下、その審査内容について御報告いたします。

陳情第6号の提出者は、奄美市住用町市集落区長の森 紘道さんからであります。

陳情事項は、市郵便局前の市道が冠水時にも安心して通行ができるように整備してくださいであります。

陳情提出者から趣旨説明の後、2, 3の委員より、提出者並びに当局へ平成22年の豪雨災害以降の被害状況等の詳細確認の質疑がありました。

他の委員からは、現場の状況を鑑み、何らかの冠水対策は必要だとの意見もあり、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上をもちまして産業建設委員会に付託されました陳情の審査内容の報告を終わります。

なお、質疑がございましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長(西 公郎君) これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、陳情第6号についての採決を行います。
本件に関する委員長報告は、採択すべきものであります。
お諮りいたします。
この陳情は、委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって、この陳情第6号は採択することに決定いたしました。

○

議長（西 公郎君） 日程第3、陳情第8号 沖縄辺野古基地づくりのために奄美市からの土砂搬出反対を求める陳情についてを議題といたします。

ただいまの陳情第8号に関する総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（多田義一君） おはようございます。総務企画委員会に付託されました陳情第8号について御報告いたします。

陳情第8号 沖縄辺野古新基地づくりのために奄美市からの土砂搬出反対を求める陳情は、奄美市名瀬和光町にお住まいの戦争のための自衛隊配備に反対する奄美ネット代表、城村典文さんからであります。

慎重に審査を行った結果、審査報告書のとおり、陳情第8号は不採択すべきものと決しております。

審査の内容といたしまして、委員から、現段階では辺野古埋立てにおいては奄美市からの搬出はなく、今後の想定の話となること、また、法律に基づいて行われているとのことなどの意見が出され、採決の結果、賛成少数により陳情第8号 沖縄辺野古新基地づくりのために奄美市からの土砂搬出反対を求める陳情は不採択と決しました。

以上で報告は終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えしますので、よろしく願いいたします。

議長（西 公郎君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

通告がありましたので、日本共産党 荒田幸司君の発言を許可いたします。

5番（荒田幸司君） おはようございます。日本共産党の荒田幸司です。

私は陳情第8号 沖縄辺野古新基地づくりのために奄美市からの土砂搬出反対を求める陳情について、採択の立場で討論に参加いたします。

私がこの陳情について採択することを選択した理由は、大きく言って二つあります。まず一つ目は、世界自然遺産に登録され、世界の宝として奄美の自然を未来永劫に残していかななくてはならないと、その機運の高まりの中で、法的な手続を得た経済活動とは言え、戦争のための軍事基地づくりのために奄美の山を削って土砂を搬出してもよいのかという問題です。陳情書にも書いてありますように、2014年当時は奄美群島から東京ドームの容積、約124万立方メートルの4.3杯分にあたる540立方メートルの岩ズリの搬出が計画されていたことが防衛省の資料で確認できます。それが昨年12月7日、沖縄県が防衛省に対して行った辺野古変更申請書に関する質問事項の添付図書には、当初予定の約3.3倍、1,760万立方メートルの計画案が示されております。東京ドームの約14.2杯分、奄

美のいくつかの山が消えることになるのではないのでしょうか。また、奄美大島での碎石場所は瀬戸内町が1か所から2か所、奄美市が1か所から2か所、そして龍郷町が1か所から3か所に増えており、最寄りの港も明示をされています。それだけに、この計画は現実味を帯びており、奄美の山・川・海を守るという観点から、奄美市から沖縄県辺野古新基地建設への土砂搬出反対の意思を示す時ではないかと考えております。

二つ目には、辺野古新基地建設の進め方において、政府は沖縄県民の民意を踏みにじり、強権的に基地建設を進めている現実があります。奄美から土砂を搬出することは政府が進めている強権政治に荷担することになるという、その点です。2013年12月27日、仲井眞弘多沖縄県知事が選挙公約を破って承認した辺野古の新基地建設。土砂の搬入が開始されて、この12月14日に丸3年となりました。土砂の投入は全体の8.1パーセントと新聞報道されています。この間の辺野古新基地建設反対の主な民意は、2013年1月28日、県内41の全市町村長が普天間基地閉鎖、新基地の県内移設断念、オスプレイ配備撤回の建白書を携えて、安倍総理に直訴したことをはじめ、2014年11月16日、辺野古新基地建設反対を掲げた翁長雄志さんが、公約を破った仲井眞知事に10万票の大差をつけて当選し、現在の玉城デニー知事につながっていること。また、2019年2月24日に行われた県民投票で、辺野古新基地建設に71.74パーセントの県民が反対の意思を示したことなど、沖縄県民の民意が明確に示されております。にもかかわらず、政府は世界一危険な普天間基地の撤去には辺野古新基地建設が唯一の言葉で、民意を押しつぶし、強権的に基地建設を進めている現実があります。普天間基地は太平洋戦争終結後、銃剣とブルトナーで住民を追い出して造られた国際法ハーグ陸戦条約違反の基地といわれています。そのような基地を返還するのに代わりの基地を造らないと返さない、そんな理屈が成り立つのでしょうか。日本政府は無条件での返還を求めるべきではないのでしょうか。沖縄県民の多くはこれ以上基地を造ってほしくない意思を示しています。辺野古を新基地ができてしまったら、沖縄で今を生きる人々だけではなく、未来の子どもたちも基地のまちで暮らすことにつながります。2010年4月18日、徳之島への米軍基地移設反対集会在約1万5,000人の島民が徳之島に集い、長寿・子宝・癒しの島に米軍基地は要らないとの意思を示しました。奄美に要らないものが沖縄に存在していいはずがありません。郡都の議会として沖縄県民に寄り添い、しっかりと辺野古への土砂搬入の反対の意思を示すために、この陳情を採択いただくことを心よりお願いし、討論を終わります。ありがとうございました。

議長（西 公郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

この採決は起立表決に代わり電子表決によって行います。

本件に関する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

委員会が不採択のときは、本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので、表決にあたっては御注意お願いいたします。

お諮りいたします。

本件を賛成とする諸君は賛成のボタンを、反対とする諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成少数であります。

よって、陳情第8号は不採択とすることに決しました。

○

議長（西 公郎君） 日程第4，議案第102号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君） おはようございます。先ほど議長にお許しをいただきましたので、一言御礼を申し上げさせていただきます。本日の朝日中学校吹奏楽部の演奏に大変感動いたしました。吹奏楽部の皆様、また先生や保護者の皆様、そして議会の皆様に、当局を代表しまして御礼申し上げます。ありがとうございました。本庁舎が完成して、もうすぐ丸3年かと思えます。初めてこの議場に美しい音色が響いたことにうれしく思いますとともに、若い世代の御活躍に大変感激いたしております。昨日も2年後の鹿児島国体相撲競技に向けた合宿を拝見させていただきましたが、文化・芸術活動、スポーツ活動など、若い世代の無限の可能性を引き出していけるように、そしてまた、あらゆる世代の御活躍を後押ししていけるように取り組んでまいりますので、引き続き議会の皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程されました議案第102号 教育委員会委員の任命につきまして、提案理由を御説明いたします。

教育委員会委員につきましては、現在1名の欠員となっていることから、新たに荒田朋寿氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めますのでございます。

何とぞ御同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（西 公郎君） これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、議案第102号について採決いたします。

この採決は、電子表決による無記名投票により行います。

議場の閉鎖を求めます。

（議場閉鎖）

ただいまの議長を除く出席議員は20名であります。

この際、念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は賛成のボタンを、非とする諸君は反対ボタンを押してください。

なお、出席議員が投票機の賛成のボタンと反対のボタンのいずれも押さないときは、会議規則第72条第5項の規定により、その議員は投票機の反対のボタンを押したものとみなします。

電子表決を開始いたします。

(電子表決)

ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

議場閉鎖を解きます。

(議場開場)

投票の結果を御報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、賛成20票、反対0票。

以上のおり賛成多数であります。

よって、議案第102号 教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

○

議長(西 公郎君) 日程第5、大島地区衛生組合議会議員に1人欠員が出ておりますので選挙を行います。

お諮りいたします。

この選挙は指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、大島地区衛生組合議会議員の選挙は指名推選により行います。

お諮りいたします。

指名については、議長により行いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、指名については議長により行います。

大島地区衛生組合議会議員に和田霜析君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました和田霜析君を当選人として定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました和田霜析君が大島地区衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました和田霜析君に対し、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○

議長(西 公郎君) 日程第6、議員派遣の2件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第166条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、議員の諸君を鹿児島県市議会議員研修

会に派遣いたしたいと思います。

また、奄美市議会基本条例第7条に基づき、議会報告会を開催するため、議員の諸君をお手元に配付してあります文書のとおり、名瀬地区・住用地区・笠利地区の各会場に派遣いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、配付の文書に基づき、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任お願いいたします。

○

議長(西 公郎君) 日程第7、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長からお手元に配付してあります文書表のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、申出のとおりこれを閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で、本定例会に付議されました事案は全て議了いたしました。

これをもって令和3年第4回奄美市定例会を閉会いたします。(午前10時18分)

○

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長	西 公郎
奄美市議会議員	荒田 幸司
奄美市議会議員	林山 克巳
奄美市議会議員	川口 幸義

(別 紙)

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第81号	令和3年度奄美市一般会計補正予算(第6号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第82号	令和3年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第83号	令和3年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第84号	令和3年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(5)	議案第86号	奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第89号	奄美市軽費老人ホーム奄美市立たかもり寮の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(7)	議案第90号	奄美市名瀬運動公園, 奄美市名瀬総合体育館及び奄美市名瀬古見方多目的広場の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(8)	議案第91号	太陽が丘総合運動公園, 奄美市笠利B&G海洋センター及び奄美市笠利農村環境改善センターの指定管理者の指定について	原案可決すべきもの

令和3年12月27日

文教厚生委員長 崎田 信正

奄美市議会議長 西 公郎 殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第81号	令和3年度奄美市一般会計補正予算(第6号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第85号	令和3年度奄美市水道事業会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第87号	奄美市下水道事業運営調査会条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第92号	あやまる岬観光公園の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(5)	議案第93号	奄美市内海公園の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第94号	奄美市バンガロー施設の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(7)	議案第95号	黒潮の森マングローブパークの指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(8)	議案第96号	奄美市ひと・もの交流プラザの指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(9)	議案第97号	奄美市健康体験交流施設の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(10)	議案第98号	奄美市奄美大島選果場の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(11)	議案第99号	奄美市都市公園の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(12)	議案第100号	奄美市屋仁川駐車場の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(13)	陳情第6号	住用町市郵便局前の市道の補修に関する陳情	採択とすべきもの

令和3年12月27日

産業建設委員長 大迫 勝史

奄美市議会議長 西 公郎 殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第81号	令和3年度奄美市一般会計補正予算(第6号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第88号	奄美市地と知の交流拠点施設の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(3)	陳情第8号	沖縄・辺野古新基地づくりのために奄美市からの土砂搬出反対を求める陳情	不採択とすべきもの

令和3年12月27日

総務企画委員長 多田 義一

奄美市議会議長 西 公郎 殿

令和3年12月27日

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び奄美市議会会議規則第166条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1 鹿児島県市議会議員研修会について

- (1) 派遣目的 奄美市議会基本条例第15条の規定に基づき、議員研修参加により議員の資質の向上を図るため
- (2) 派遣場所 鹿児島市
- (3) 派遣期間 令和4年1月17日(月)～1月18日(火)
- (4) 派遣議員 本市議会議員全員

2 議会報告会について

- (1) 派遣目的 奄美市議会基本条例第7条の規定に基づく議会報告会開催のため
- (2) 派遣場所 奄美市内3地区3か所(名瀬地区・住用地区・笠利地区)
- (3) 派遣期間 令和4年2月4日(金)
- (4) 派遣議員 本市議会議員全員

令和3年12月27日

奄美市議会議長 西 公郎 殿

議会運営委員長 伊東 隆吉
産業建設委員長 大迫 勝史

閉会中の継続審査の申出について

議会運営委員会及び産業建設委員会は、下記案件について、なお検討を要するため、閉会中も継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

- 議会運営委員会
 - 1 議会運営に関する事項について
 - 2 議長の諮問する事項について

- 産業建設委員会
 - 1 陳情第3号 奄美市住用町市湾の沿岸に堆積している土砂の撤去に関する陳情
 - 2 陳情第7号 「インボイス制度実施中止を求める意見書」採択を求める陳情

